

平成27年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成27年2月24日（第1日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
	11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企 画 総 務 部 長	室伏 博行君	住 民 福 祉 部 長	羽佐田 武君
経 済 建 設 部 長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
会計管理者兼会計収納課長	相原 浩君	町 長 戦 略 課 長	小野 学君
総 務 課 長	小野 一彦君	未 来 拠 点 課 長	遠藤 正樹君
税 務 課 長	池田 馨君	住 民 福 祉 課 長	秋月 千宏君
健 康 増 進 課 長	米山 民恵君	地 域 防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	山本 智春君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長補佐	大庭 和広君	総 務 課 長 補 佐	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 6番 梶 繁美君 7番 込山 恒広君

散 会 午後 2時07分

(議 事 日 程)

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		町長提案説明
日程第 4	議案第 1 号	平成26年度小山町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 5	議案第 2 号	平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 6	議案第 3 号	平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 7	議案第 4 号	平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 8	議案第 5 号	字の区域の変更について（県営経営体育成基盤整備事業北郷北部地区）
日程第 9	議案第 6 号	字の区域の変更について（県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区下原工区）
日程第10	議案第 7 号	町道路線の廃止について
日程第11	議案第 8 号	町道路線の認定について
日程第12	議案第 9 号	町道路線の変更について
日程第13	議案第10号	小山町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
日程第14	議案第11号	小山町保育料条例の制定について
日程第15	議案第12号	小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第16	議案第13号	小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について
日程第17	議案第14号	小山町行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第15号	小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第16号	小山町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第17号	小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第18号	小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第19号	小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第20号	小山町消防団条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第21号	平成27年度小山町一般会計予算
日程第25	議案第22号	平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第26	議案第23号	平成27年度小山町育英奨学資金特別会計予算

- 日程第27 議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 平成27年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算
- 日程第33 選挙第1号 小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

会議に入る前に、議員の表彰伝達式を行います。進行は事務局長が行います。

なお、開会前の写真撮影を許可します。

事務局長。

○議会事務局長（小野克俊君） それでは、ただいまから 2 月 6 日開催の平成26年度全国町村議会議長会の席上、会長から委員在職15年以上の自治功労者として表彰されました真田 勝議員の表彰伝達式をとり行います。

真田 勝議員におかれましては、平成11年 5 月 1 日から表彰基準日12月31日現在、15年 8 か月の在職となります。

それでは、鷹嶋議長、真田議員は演壇の前までお進みください。

○議長（鷹嶋邦彦君） 表彰状。静岡県小山町真田 勝殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたことの功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年 2 月 6 日。全国町村議会議長会会長蓬清二、代読。

おめでとうございます。

○議会事務局長（小野克俊君） おめでとうございます。

以上をもちまして、表彰伝達式を終了します。

自席にお戻りください。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（鷹嶋邦彦君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから平成27年第 1 回小山町議会 3 月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。

概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、6 番 梶 繁美君、7 番 込山恒広君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの23日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの23日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長及び議会から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました議案第1号から議案第29号までの29議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平成27年第1回小山町議会3月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には、御出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしました議案は、平成26年度補正予算4件、字の区域の変更2件、町道路線の廃止、認定、変更各1件、条例の制定4件、改正7件、平成27年度当初予算9件の合計29件であります。

はじめに、議案第1号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理をするもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ417万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を91億3,839万円とするものであります。また、合わせて、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第2号から議案第4号までについても、決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理に伴う3つの特別会計の補正予算であります。

はじめに、議案第2号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ690万円を減額し、歳入歳出総額を1億9,188万6,000円とし、合わせて地方債の補正をするものであります。

次に、議案第3号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出総額を17億3,456万5,000円とするものであります。

次に、議案第4号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。
収益的支出を253万7,000円を減額し、資本的収入を435万円減額するとともに、資本的支出においては680万円を減額するものであります。

次に、議案第5号及び第6号 字の区域の変更について（県営経営体育成基盤整備事業北郷北部地区）及び（県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区下原工区）であります。

本案は、ほ場整備事業の完了に伴い、字の区域の変更が生じたため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号 町道路線の廃止についてであります。

今回廃止する路線は、大胡田地先町道3345号線と町道3346号線の2路線であります。

次に、議案第8号 町道路線の認定についてであります。

今回認定する路線は、桑木地先町道2451号線と町道2452号線の2路線であります。

次に、議案第9号 町道路線の変更についてであります。

今回変更する路線は、藤曲地先町道1676号線と大胡田地先町道3344号線の2路線の終点を変更するものであります。

次に、議案第10号 小山町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第11号 小山町保育料条例の制定についてであります。

本案は、子ども・子育て関連3法の施行による新たな支援制度の施行に伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第12号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について及び議案第13号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、平成25年に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法が制定されたことに伴い、これまで介護保険法によって定められていた基準等について、町が地域の実情に応じて定めることとなったため、条例を制定するものであります。

次に、議案第14号 小山町行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、小山町国民健康保険税率の改定をするために、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成27年度から農業委員会による農地台帳の閲覧等に係る手数料を徴収するために、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、第6期介護保険事業計画に基づき、平成27年度から29年度までの3か年における第1号被保険者の保険料改定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、休館日を実態に合わせること及び電気自動車用急速充電器の有料化をするために、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、電気自動車用急速充電器の有料化をするために、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号 小山町消防団条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、処遇改善に向けた取り組みとして、条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第1号から議案第20号までの提案説明を終わりにします。

なお、各議案の審議に際し、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

日程第4 議案第1号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第8号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第4 議案第1号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第1号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回の補正は、今年度最終の補正予算となる見込みから、全体的には事業の執行見込み等を精査した結果による補正が多くなっております。

それでは、最初に6ページをお開きください。繰越明許費の補正であります。追加の3事業であります。まず、土木費道路橋梁費の町道整備事業は、町道湯船ルート道路整備工事について、向井田橋における橋台及び仮設工法について、河川管理者である県との協議に時間を要したことから、また、JR東海へ業務委託し実施する町道新柴線橋梁維持業務について、設計協議に時間

を要したことから、繰り越しをするものであります。

同じく新東名関連町道整備事業は、中日本高速道路株式会社との協議の結果、ラウンドアバウト等詳細設計に引き続き用地測量を実施する必要が生じましたが、今年度中に事業が完了しないため、繰り越しをするものであります。

同じく橋梁長寿命化事業は、町道中島日影線の日影橋補修工事において、特注品の支承材料が受注の集中により納品に不測の日数を要したことから、年度内の事業の完了が見込めないため、繰り越しをするものであります。

次に、7ページの債務負担行為の補正であります。追加の国有林野使用許可は、富士山の木の根坂国有林で山菜などを試験栽培し、商品化に向けて取り組むに当たり、国有林野0.96ヘクタールの使用許可について平成27年度から3年間、年間2万6,000円の契約を結びたいため、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、街路灯等へのLED照明導入促進事業は、9月定例会におきまして、街路灯等をLED照明化する費用に対して、平成27年度から10年間リース契約を結ぶため、限度額の設定をさせていただいた事業であります。契約先が決定したことに伴い、減額をするものであります。

次に、8ページの地方債の補正であります。減収補填債につきましては、普通交付税算定の町民税の法人税割額と今年度の歳入見込みとの間に差が生じることから、追加をするものであります。

また、変更の2事業につきましては、対象事業について本年度の予算執行見込み及び内容を精査し、借入限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお開きください。1款1項1目町民税個人を2,200万円減額しますのは、景気回復による所得の伸びが見込みより少ないことから、個人所得割が減額となることによるものであります。

次に、同じく2目町民税法人を4,886万円減額しますのは、町内企業の業績が当初の見込みより伸びないことから4,900万円減額するものが主なものであります。

次に、同じく2項1目固定資産税を4,000万円増額しますのは、償却資産において設備投資が当初見込みより多くなっていることから増額するものであります。

次に、11ページの同じく4項1目町たばこ税を900万円増額しますのは、当初見込みより売上本数が増えていることから増額するものであります。

次に、4款1項1目配当割交付金を1,000万円増額しますのは、静岡県が予想した収入見込みから増額をするものであります。

次に、12ページにかけまして6款1項1目地方消費税交付金を1,000万円減額しますのは、今までの収入状況、静岡県が予想した収入見込みから減額するものであります。

次に、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金を1,000万円減額しますのも、今までの収入状況、静

岡県が予想した収入見込みから減額するものであります。

次に、11款 1 項 1 目地方交付税を1,307万1,000円増額しますのは、普通交付税について国の補正予算による調整額の復活307万1,000円と、特別交付税において12月の交付決定を受けて1,000万円の増額を見込むものであります。

次に、13ページの13款 1 項 1 目農林水産業費分担金を562万5,000円減額しますのは、静岡県で実施している中山間地域総合整備事業費の今年度の事業費に合わせて減額するものであります。

次に、15ページの15款 2 項 2 目民生費国庫補助金を1,599万4,000円減額しますのは、臨時福祉給付金の支給見込みに合わせて2,700万円を減額するものと、子育て支援事業の充実のための保育緊急確保事業費補助金1,163万6,000円を計上するものが主なものであります。

次に、16ページにかけまして、15款 2 項 8 目特定防衛施設周辺整備調整交付金を1,560万円増額しますのは、今年度分の交付額が確定したことにより増額するものであります。

次に、18ページの17款 2 項 1 目不動産売払収入を 1 億2,300万円減額しますのは、大胡田町営住宅跡地や緑ヶ丘町営住宅跡地の売却見込みから減額するものが主なものであります。

次に、18款 1 項 1 目一般寄附金を2,832万3,000円増額しますのは、須走地域振興のため須走彰徳山林会様から御寄附をいただくものであります。

次に、21ページの22款 1 項 6 目減収補填債を 1 億5,000万円計上しますのは、地方債の補正で説明いたしましたとおり、普通交付税算定の町民税の法人税割額と今年度の歳入見込みとの差額を借り入れるものであります。

次に、歳出予算の主なものについて、24ページから御説明申し上げます。

まず 2 款 1 項 4 目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を5,442万3,000円増額しますのは、先ほど歳入でも説明いたしましたが、特定防衛施設周辺整備調整交付金1,560万円を基金に積み立てするものと、須走彰徳山林会様からの寄附金を須走地域振興事業基金に積み立てる2,832万3,000円が主なものであります。

次に、27ページをお願いします。2款 7 項 1 目企画渉外総務費のうち説明欄(5)企業立地振興費を718万円増額しますのは、足柄サービスエリア周辺測量等の三来拠点開発可能性調査468万円と、地下水利用の影響調査の250万円であります。

次に、30ページをお開きください。3款 1 項 3 目健康福祉会館管理費のうち説明欄(4)健康福祉会館改修事業費を700万4,000円減額しますのは、改修工事の実施設計委託料を執行見込みに合わせて減額するものであります。

次に、同じく 6 目臨時福祉給付金等給付事業費のうち説明欄(2)臨時福祉給付金給付事業費を2,753万6,000円減額しますのは、消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、支給対象が国の試算に対し少なくなる見込みから、給付金を2,550万円減額するものが主なものであります。

次に、32ページをお開きください。3款 3 項 2 目児童手当費のうち説明欄(2)児童手当費を

697万円減額しますのは、当初見込みより受給児童が少ない見込みから減額するものであります。

次に、同じく3目保育園費のうち説明欄(2)保育園管理運営費を964万5,000円増額しますのは、臨時保育士の賃金が主なもので、4目の子育て支援事業費の臨時職員賃金との間で補助金の関係から組みかえをするものであります。

次に、33ページの4款1項2目予防費のうち説明欄(2)感染症予防費を869万9,000円増額しますのは、高齢者の肺炎球菌予防接種や水痘ワクチンの接種率が増えていることから増額するものであります。

次に、35ページをお願いします。5款1項7目中山間地域総合整備事業費のうち説明欄(2)中山間地域総合整備事業費を761万8,000円減額しますのは、今年度事業費の減額に対する負担金の減額であります。

次に、36ページの5款2項1目林業総務費のうち説明欄(3)森林整備事業費を982万9,000円減額しますのは、緊急雇用創出事業の県補助金を受けて、森林施業集約化計画を策定して森林整備を実施する森林施業集約化促進緊急整備事業を395万3,000円減額するものと、静岡県からの内示減額に伴い、森林整備地域活動支援交付金を381万3,000円減額するものが主なものであります。

次に、39ページをお願いします。7款2項3目町道整備事業費のうち説明欄(2)町道整備事業費を939万円減額しますのは、須川の災害関連用地の購入費確定に伴う減額347万円と、電柱移転補償金の確定に伴い592万円を減額するものであります。

次に、40ページにかけまして、同じく4目公共道路整備事業費のうち説明欄(3)新東名関連町道整備事業費を1,300万円増額しますのは、先ほど繰越明許費でも説明いたしました中日本高速道路株式会社との協議の結果、ラウンドアバウト等詳細設計に引き続き、用地測量を実施する必要があることから増額するものであります。

次に、同じく3項1目河川費のうち説明欄(2)普通河川維持管理事業費を550万円減額しますのは、井戸沢川河川改修工事について執行見込みに合わせて減額するものであります。

次に、43ページをお願いします。8款1項2目非常備消防費のうち説明欄(4)消防団福利厚生費を625万9,000円増額しますのは、この3月31日付で退職する消防団員が15人となることから増額するものであります。

次に、48ページをお願いします。9款4項1目幼稚園費のうち説明欄(2)幼稚園管理費を636万7,000円増額しますのは、産休職員の代替等から臨時職員賃金について増額するものであります。

最後に、52ページをお開きください。12款1項1目予備費を1,755万3,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（梶 繁美君） 1点お聞きします。

今、部長の説明の中で、ちょっと説明が落ちているんじゃないかなと感じたんですけれども、説明してほしかったため、確認をいたします。

まず、18ページ、寄附金の中に彰徳山林会の2,832万3,000円ですよと説明をされましたけれども、支出の方で財産管理費ですね、あるんですけれども、24ページです、失礼しました。そこに、支出の方では（３）の基金管理費の中の一番最後の欄、山地強靱化総合対策基金積立金1,000万円とございます。これは歳入の方でも1,000万円あったんじゃないですかということなんです。それを確認します。

そうしたら次を求めます。御答弁をお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（室伏博行君） 梶議員の質問にお答えいたします。

ただいま補正予算書の24ページ山地強靱化基金に1,000万円の積み立てということで支出をいたしております。その1,000万円につきましては、19ページをお開きください。19ページの18款1項4目農林水産業費寄附金のうちの節の2の林業費寄附金の中で山地強靱化対策基金の方1,000万円を受けて、相殺して690万円になっていますが、その山地強靱化積立金の1,000万円は農林水産業費寄附金の林業費寄附金の中に含まれております。寄附金として受けております。

以上であります。

○6番（梶 繁美君） そうすると、歳入の細目が、説明欄が不足するんじゃないですか、説明が入ったものと削るものと書かないと690万円にならないんじゃないですか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 予算書の19ページ林業費寄附金が690万円で掲載をしてございます。

この内容でございますが、一つ目には富士霊園様から山地強靱化の趣旨に賛同されまして1,000万円をいただいたと。この部分と、実はこの差額の310万円ですが、高根財産区で旧太陽ゴルフ場の西側に、治山をとめるための林道の付けかえということで、現在測量をしております。この測量を寄附金で予算措置をしてございましたが、予算書の13ページ13款2項4目の農林水産業費負担金、ここに林業費負担金ということで説明欄に書いてありますとおり、林道整備事業費負担金ということで300万5,000円を寄附金から負担金に組みかえをさせていただきました。したがって、この差額を690万円、この差額を富士霊園さんからの寄附金ということで計上させていただいております。

以上です。

○6番（梶 繁美君） 説明的にはなっていないと思うんです。数値的にはわかります、言っている意味は。だから、私が言っているのは、当初計画した数字をマイナスして、新たに1,000万円が入ったと書かなきゃいけないんじゃないですかと聞いているんですよ。寄附金のところが。それじゃないと説明不足になるんじゃないですかという話をしているんですけど。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（室伏博行君） 梶議員の御質問にお答えいたします。

予算上は、あくまでも説明欄が林業費寄附金ということで予算を措置しておりますので、その内容が、先ほど農林課長が申し上げました富士霊園様からの1,000万円と、寄附金から負担金に振りかえた部分を差し引いて寄附金ということで690万円と、こういうふうに予算書上は計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○6番（梶 繁美君） 話はわかりました。今の説明でわかりましたけれども、本来、ちょっと、それならもう少し説明すべきじゃなかったかというふうに申し伝えておきます。

この件に、なぜ私、興味を持って聞いていたかということはいろいろあります。富士霊園さんと地元の関係、用沢区、特に私の住んでいる用沢区との関係、それから富士霊園さんと小山町との関係等々、いろいろ私の方にも相談やいろいろな話が来ています。そうすると、その1,000万円が大変用沢の中で話題となっているということです。

町長と、いろいろ関係者とお話しされて、話し合いされておりますけれども、根底の皆さんの心の中では必ずしも町長と話したことを了としていない。行き渡っていない、不満があるということなんです。ということで、これをぜひ何とか方法はないのかということなんです。

一番恐れているのは、富士霊園と、今度地元とお話をするよと、町が1,000万円をもらったことは、町長の話はよくわかった。そのことはわかった。だけど、その1,000万円は当初は地元と富士霊園と賃借料を、山地崩壊事業に当たる土地を借りるという約束の中から1,000万円という数字が出てきて、それが今回寄附に行ったと、同じ額だもんで、同じ相手が富士霊園だもんで、地元はそうとっているわけです。そうすると、小山町に横取りされた、トンビに油揚げをとられたような感じで受けています。それ、あっちゃなんだろうと思うんですけれども。

お聞きします。この富士霊園からの寄附金については、富士霊園からどういう趣旨で町に寄附されたか、御答弁をお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（池谷精市君） 梶議員の御質問にお答えいたします。

ただいま富士霊園からどのような趣旨でこの寄附金をいただいたかということでございますが、公益社団法人富士霊園様から、昨年、平成26年の7月10日付の文書をもって、小山町の山地強靱化総合対策基金への協力ということで、この趣旨に賛同して、この1,000万円を寄附いたしますということで、文書でいただいております。

以上であります。

○6番（梶 繁美君） ただいま、部長の説明で、富士霊園さんから町へ寄附した趣旨というのはよくわかりました。私もそのように聞いております。また、富士霊園からもそのように聞いています。

問題は、今度は次なんですけれども、地元は町に1,000万円取り上げられたということを考えて

います。例えば、町に1,000万円寄附されたならば、その額を今回、山地強靱化の事業をやっていく上で、その金を補償とか何とかの金で、あるいは賃借料どうかわかりませんが、町は1,000万円町へ入ったじゃなくて、私達の地主にくれるかなと。くれるんですねという言い方をしていますけれども、その考え方について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 梶議員の御質問であります。先般、共有を代表する方だと思いますが、私のところに見えました、お二方が。このときのお話ですと、富士霊園さんからお話があって、お話ししたと。その内容であります。この小山町へ寄附したお金とは別に、富士霊園としては、これから新しいテーブルをつくって協議をしていきたいと、こういう話を受けたと聞いておりますので、今、部長がお話ししたとおり、私も富士霊園の理事をやっております。この理事会で1,000万円の寄附は決めました。このとき、私も理事会の中で確認しております。これは用沢との地代との話ではございませんよと、小山町への寄附ですねと、これは確認して議事録に残っておりますので、これは私どもがお願いしたことに対して趣旨を賛同して1,000万円は小山町に寄附をしたと、このように考えております。

○6番（梶 繁美君） ただいま、町長の前段の部分、そのことが地域では欠落しています。その町長とお会いした方が、そのことについてよく説明されていないようです。富士霊園と新たに話をするということがないようで、だけど、きょう、町長が今答弁しましたもの、そのとおり私も地元へ行ってお話しをし、あなた方がそういうふうに通長と話をしてきたんだからやりなさいという話はしたいと思います。次へ進みます。それはそれで、そういうふうがいいと思います。

次ですけれども、町と地元との不信感が、中には、私は絶対的に保安林の承諾書には押さないという方々が結構多くおります。そこら辺、大変町との信頼関係が何か崩れているようですので、このことについて町長、あるいは職員、ぜひ地元とよくよく話をさせていただいて事を進めていただきたいというふうに思います。

また、そのことについていろいろなことがあるならば、私も町会議員としてお話を承って、みんなとの、地域との調整することはやぶさかではありませんから、ぜひ、今はちょっとした溝までいきません、わだかまりありますもんで、町の方でしっかりと説明をして、皆さんに了解いただけるよう努力されることをお願いしたいと思います。そのことについてどうでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 梶議員の御質問であります。この話、そもそもは富士霊園と地元の方のお話でございました。地元の方から、地代交渉の中でとってもこの金額では妥協できないと、町に入って交渉してくれと、こういうことで、私が中に入ったということで、中に入って私も努力いたしました。富士霊園の理事長にお会いして、こういうことで何とか地元の意を酌んでくださいと、こういうことでお願いした結果、新たな形で、また地代の提示がございました。その金額が1,000万円であります。その金額を富士霊園が地元の代表の方に御提示申し上げたら、とって

もこれじゃ契約できないと、一切交渉しませんと、こういうお話があったと霊園から伺っております。

また、霊園につきましては、町に報告に来ました。一切、こういうお話なので、地元の方とはもう交渉はしませんからと、承知してくださいと、それで私は一見終わったと思っております、その後、今のお話の1,000万円の寄附の話があったと。これは時系列を追ってみると、そういう形でその後來ました。ただし、先ほど申したとおり、この1,000万円は小山町に対しての山地強靱化対策の基金ですと、こういう形で申し出がございました。その確認の意味で、今、申し上げたように、理事会の中で私もこのお金は用沢地区の地代のなりかわりじゃないと、これは小山町に対しての山地強靱化の基金ですねという形で確認をしていただいたと、こういうことでございますので、また地元とのお話は、今、申したとおりテーブルができたようでありますので、またお話があれば、いつ何時でも中に入って霊園さんとのお話は進めさせていただきます。その辺は御了解ください。

以上であります。

○6番（梶 繁美君）　くどうようですけど、町長、前段のことは地元もわかっています、1,000万円のその話は、町がもらっていることはこういうことで、こういうことだよと、筋は通しての話は、これは筋は通っているなということは理解しています、そのことについて。ただ、その数字が一緒になって、今後、富士霊園がテーブルへ着くかなということもちょっとクエスチョンがついている。くれちゃったらば、町へ寄附しちゃったらば、もうこの話は終わりねという感じは、富士霊園もあるんじゃないかなというふうに地元は考えていることもあります。

そういう方々と会ってそういう話をしたということは、そしてやるんだという、富士霊園からそういう話が来たんだということが、今、町長から答弁ありましたもので、このことについては住民も、皆さんも、そのことは知らなかったと思いますので、いい話だと思います。話し合うことが必要だろうと思います。

そういうことで、大変くどくなったんですけど、最後にぜひもう一度、住民と町と、ぜひ、あるいは霊園とも溝をつくることはよくないことでございますもので、しっかりと住民との話し合いをしていただいて、この事業を進めていただきたいというふうに思いますもので、これは要望でございます。

以上、終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君）　ほかに質疑はありませんか。

○10番（真田 勝君）　今、梶議員の質問に関係するようなことなんですけど、私はその地区じゃございませんので、実は細かいことは全くわかりません。ただ、今聞いた範囲の中、あるいは多少なりうわさの中で、町で言われた1,000万円は霊園から町がいただきましたと、これは町長の答弁、そのとおりで、入ったものは町だと。地元の方々に対しての因果関係は別だと、そういう解釈でよろしいですね。

それともう1点お聞きしたいのは、ここで富士霊園が1,000万円を出したということ自体、この強靱化対策の基金に繰り入れるだよという中で合意をさせていただいたわけですが、その中で、これから始まろうとしている北山一体の国の事業、これは大変大きなことですので、当然富士霊園はその直接の被害者というのですか、被害者になり得ることもあるもので、この1,000万円というのが出てきたではなかろうかなと私は想像するわけですが。

その中で、農林課長にお伺いいたすんですが、今、梶議員からも保安林という話も多少出ましたが、この保安林に対して地権者が、法人ならば、以下、理事会なり機関決定すれば反対者がたとえ1人や2人なんて失礼な言い方ですが、いても、何とかいくと思いますけれども、聞くとところによると、あれは個人割になってしまっていると。そういう中で私が普段の一般的解釈から考えますと、もし個人的に私は判こをつかないだと、そういう梶議員からも話も出しましたが、私も一部そんなことも聞きましたけれども、そういうことに対して、国の事業、直轄事業がこれから始まるわけですが、その保安林で、もし保安林になることを承諾しないというようなことが生じた場合、支障があるのかなのかと。

あと、富士霊園と地権者は別途またそのお話もあるということ、今、ちょっとお聞きしたわけですが、そこに大いに期待するわけですが、まず1点は、私は小山町にもらった寄附は、これは地元の山林の関係者の方とは違うと、あくまでも強靱化対策の寄附金ですと、この1点。もう1点は、いわゆる保安林が今後、保安林としてその地権者の土地が関係するようなことがあった場合に、現在保安林になっていればいいですが、これから保安林に編入するというようなことがあった場合に支障があるのかなのか。その2点についてお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） ただいまの真田議員の御質問ですが、現在、御承知のとおり、あの霊園の西側につきましては、山腹崩壊が非常に強いということで、この4月から民有地直轄治山ということで林野庁が施工すると、こんな段取りになってございます。そこで、個人割の所有地について、それぞれ治山事業の施工承諾、それから保安林の指定承諾が必要なのかと、こういう御質問でありますが、これはやはり個人個々の承諾が必要になってございます。したがって、根気強く説明させていただいて、承諾をいただくと、こういう段取りで進めたいと考えております。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 賛成多数です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(鷹嶋邦彦君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第2号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第5 議案第2号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第2号 平成26年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から690万円減額し、歳入歳出の総額を1億9,188万6,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。1款1項1目下水道使用料を100万円減額しますのは、使用水量の推移を精査し、決算見込みに合わせ減額するものであります。

次に、3款1項1目下水道事業費国庫補助金360万円及び、ページは7ページになりますが、7款1項1目下水道事業債360万円を減額しますのは、須走浄化センター長寿命化整備事業に伴う社会資本整備総合交付金の交付額が決定したことにより、国庫補助金と下水道事業債をそれぞれ減額するものであります。

次に、6ページにお戻りください。4款1項1目一般会計繰入金を130万円増額しますのは、歳入歳出の差額について、一般会計から繰り入れをするものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費を100万円減額しますのは、須走浄化センターの汚泥処理及び運搬の委託料を決算見込額に合わせ減額するものであります。

次に、1款2項1目公共下水道費を590万円減額しますのは、歳入で説明しましたとおり、社会資本整備総合交付金の交付額の決定により、須走浄化センター長寿命化整備事業の内容を見直し、減額するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第6 議案第3号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第3号 平成26年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億3,456万5,000円とするものであります。

はじめに、5ページの歳入から説明します。

6款2項1目介護給付費準備基金繰入金を2,300万円増額しますのは、平成26年度の保険給付費の決算見込みに基づき、基金を取り崩し繰り入れるものであります。

次に、歳出について説明します。

6ページの1款1項1目総務費の（2）一般管理費、13節の委託料を311万円増額しますのは、介護保険法改正に伴うシステム改修費であります。

次に、1款3項2目（2）認定調査費、7節の賃金を21万円増額しますのは、介護保険の認定調査の件数増加に伴う臨時職員賃金であります。

次に、2款1項1目保険給付費の（2）居宅介護サービス給付費6,117万8,000円を減額、3目（2）地域密着型介護サービス給付費1,815万5,000円を増額、5目（2）施設介護サービス給付費7,098万円を増額、次の8ページ7目（2）居宅介護福祉用具購入費243万2,000円を減額、8目（2）居宅介護住宅改修費28万2,000円を減額、9目（2）居宅介護サービス計画給付費436万9,000円を増額しますのは、いずれも決算見込みに基づく補正であります。

次に、9 ページ 2 款 2 項介護予防サービス等諸費の 5 目(2)介護予防福祉用具購入費56万9,000 円を減額するものから、10ページの 2 款 7 項 1 目 (2) 特定入所者介護サービス費318万8,000円 の増額までにつきましても、それぞれ決算見込みに基づく補正であります。2 款の保険給付費の 補正総額は3,217万円であります。

次に、6 款予備費の1,249万円を減額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を 調整するものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 4 号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算(第 3 号)

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第 7 議案第 4 号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算(第 3 号) を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第 4 号 平成26年度小山町水道事業会計補正予算(第 3 号) についてであります。

予算書 3 ページをお開きください。はじめに、収益的支出についてであります。1 款 1 項 1 目 13 節委託料を300万円減額しますのは、水質検査業務委託の入札差金によるものであります。

同じく 4 目13 節委託料を11万8,000円増額しますのは、水道料金システムの改修によるものであ ります。

同じく 5 目10 節賞与引当金繰入金を34万5,000円増額しますのは、地方公営企業会計制度の改正 に伴い、法定福利費を引き上げするため計上するものであります。

次に、資本的収入についてであります。1 款 2 項 1 目国庫補助金を435万円減額しますのは、防 衛補助事業として実施しております北郷水系配水管布設工事の事業費の決定によるものでありま す。

次に、資本的支出についてであります。1款1項2目配水施設費のうち工事請負費を680万円減額しますのは、資本的収入でも御説明いたしました、北郷水系配水管布設工事の事業費の決定によるものであります。なお、資本的収入額の計が4,451万円、資本的支出の額の計が1億9,530万2,000円となり、不足する額1億5,079万2,000円につきましては、1ページの第3条に記載しましたように、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をいたします。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 字の区域の変更について（県営経営体育成基盤整備事業北郷北部地区）

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第8 議案第5号 字の区域の変更について（県営経営体育成基盤整備事業北郷北部地区）を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第5号 字の区域の変更についてであります。

本案は、平成18年度から実施をしております県営経営体育成基盤整備事業北郷北部地区のほ場整備工事が完了し、換地処分を行うに当たり字の区域を変更するものであります。

この字の区域の変更は、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を得て告示をするものであります。

概略を申し上げますと、大字上野字向ほか18の字区域及び大字中日向字向耕地ほか2つの字区域につきまして、工事後の道路、水路の形状に合わせ、それぞれ字の区域変更をするものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第6号 字の区域の変更について(県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区下原工区)

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第9 議案第6号 字の区域の変更について(県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区下原工区)を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第6号 字の区域の変更についてであります。

本案は、平成22年度から実施しております県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区のうち、下原工区のは場整備工事が完了しましたので、換地処分を行うに当たり字の区域を変更するものであります。

この字の区域の変更は、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を得て告示するものであります。

概略を申し上げますと、大字菅沼字赤坂ほか4つの字区域につきまして、工事後の道路、水路の形状に合わせ、それぞれ字の区域変更をするものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第7号 町道路線の廃止について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第10 議案第7号 町道路線の廃止についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 議案第7号 町道路線の廃止についてであります。

今回お願いするのは、町道2路線の廃止であります。町道3345号線及び町道3346号線についてであります。2路線とも大胡田地区の宅地分譲地造成に伴い、分譲地内の町道路線の再編成により、町道の廃止をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第8号 町道路線の認定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第11 議案第8号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第8号 町道路線の認定についてであります。

今回お願いするのは、町道2路線の認定であります。町道2451号線及び町道2452号線についてであります。2路線とも桑木地内の東名高速道路足柄サービスエリアへ（仮称）足柄スマートインターチェンジ設置に伴い、高速道路区域に連結予定施設となる路線であり、町道の認定をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第9号 町道路線の変更について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第12 議案第9号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○**経済建設部長（池谷精市君）** 議案第9号 町道路線の変更についてであります。

今回、町道路線の変更をお願いしますのは、町道2路線であります。

はじめに、町道1676号線についてであります。南藤曲地区の宅地分譲地造成に伴い、分譲地内の道路携帯が確定したため、終点を変更するものであります。

次に、町道3344号線についてであります。大胡田地区の宅地分譲地造成に伴い、分譲地内の町道路線を再編成するため、終点を変更するものであります。

以上であります。

○**議長（鷹嶋邦彦君）** 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（鷹嶋邦彦君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第10号 小山町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

○**議長（鷹嶋邦彦君）** 日程第13 議案第10号 小山町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○**教育部長（田代順泰君）** 議案第10号 小山町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてであります。

本案は、平成26年6月に交付され、平成27年4月1日に施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、教育長が教育委員会の代表者となる新教育長制度が導入されることとなりました。その結果、新教育長の身分は、従前は一般職と特別職の両方を有しておりましたが、特別職のみを有することとなります。

これに対応するために、小山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を全部改正するとともに、附則において関係条例を一部改正するものであります。

条例を御覧ください。第1条では目的を、第2条では新教育長の勤務時間等を、第3条では職務専念義務の特例を規定しております。

附則第3項で、教育委員長制度の廃止に伴う委員長報酬の廃止と、12月議会で御承認いただきました小山町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に係るいじめ問題調査委員会及び専門委員会の委員の報酬について関係機関との調整が整いましたので、当該報酬の新設について規定するために、小山町教育委員会の委員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正するも

のです。

附則第5項を御覧ください。附則第5項で、新教育長が特別職のみの身分となることから、特別職報酬等審議会の対象になることを規定するために、小山町特別職報酬等審議会条例を一部改正するものであり、第6項で新教育長制度に移行するときのみなし規定を規定するものです。

附則第8項で、新教育長の給与を現行の額と同額として規定するために、小山町特別職の職員の給与に関する条例を一部改正するものです。

附則第10項で、新教育長が教育委員会の代表となることから、文言の整理をするために、小山町社会教育委員条例を一部改正するものです。

附則第2項、第4項、第7項、第9項及び第11項では、平成27年3月31日現在の教育長の任期満了までは、現教育長制度が存続することから、それに対応する経過措置を規定しております。

この条例の施行期日は平成27年4月1日としております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第11号 小山町保育料条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第14 議案第11号 小山町保育料条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第11号 小山町保育料条例の制定についてであります。

本案は、平成24年度のいわゆる子ども・子育て関連三法の施行に伴い、本年4月から始まる新たな子ども・子育て支援制度において、これまで負担金として整理されていた保育料が使用料となること、幼稚園保育料の国の基準が階層別になることなど、従前の仕組みが大きく変わることとなりました。

これに対応するために、小山町保育料条例を制定するとともに、附則において関係条例を一部改正するものです。

条例を御覧ください。第1条では趣旨を、第2条では用語の定義を規定しております。

第3条で保育料の額を規定しております。保育料は国の基準を踏まえ、新たに13階層とし、現行と大幅な変動がないように設定をしております。さらに、新制度では幼稚園についても制度が

大きく変わり、国の基準に従い、住民税所得による階層別の保育料として規定しております。ただし、同条第3項の規定により、町立幼稚園の保育料は、現行と同じ金額とするよう規定しております。

第4条では多子世帯の保育料を、第5条から第9条までで保育料の減免、納付期限、督促、滞納処分等を規定しております。第10条で委任規定を規定しております。

附則第2項は、児童福祉法の一部改正により、保育所入所の基準を条例で規定する必要がなくなったことから、小山町保育所入所に関する条例を廃止するものです。

附則第3項では、幼稚園授業料が幼稚園保育料になることを規定するために、小山町立幼稚園授業料徴収条例を一部改正するものです。

附則第4項では、保育料条例を制定したことによる整理のため、小山町保育所条例を一部改正するものです。

この条例の施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日としております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第12号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第15 議案第12号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第12号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、町長の提案説明のとおり、平成25年度に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法が制定されたことによ

り、これまで介護保険法において定められていた基準等について、地域の実情に応じて町が定めることとなったため、条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容について説明します。

次のページからをお開きください。第1章では総則として、第1条から第4条までは介護保険法の規定に基づく趣旨、定義、基本方針及び指定介護予防支援事業者の資格について定めています。

次に、第2章では人員に関する基準として、第5条では従業員の員数を、第6条では管理者を、第3章では運営に関する基準について、第7条から第31条まで、内容及び手続きの説明及び同意をはじめ、提供の拒否の禁止、サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認を定めています。

次に、第4章では介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、第32条から第34条まで、指定介護予防支援の基本取り扱い方針、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針及び介護予防支援の提供に当たっての留意点を定め、第5章では第35条として、基準該当介護予防支援に関する基準を規定しております。

この条例の制定に当たっては、多くの項目において厚生労働省令で定める基準に準拠していますが、町独自の基準として、第4条の指定介護予防支援事業者の資格に第2項を追加し、厚生労働省令に規定はありませんが、暴力団を排除する規定を追加することにより、利用者が安心してサービスを受けられるように定めております。

また、第31条の記録の整備の第2項につきましては、厚生労働省令で定める2年から、地方自治法で規定する5年に延長して定めているところであります。

なお、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第13号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第16 議案第13号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第13号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、先ほどご説明しました議案第12号と同様に、第3次一括法に基づき、これまで介護保険法によって定められていた基準等について、地域の実情に応じて町が定めることとなったため条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容について説明します。

次のページから御覧ください。第1条では介護保険法に基づく本条例の趣旨を、第2条では各被保険者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない等の基本方針を、第3条では職員に係る基準及び当該職員の員数を規定しているもので、この条例の制定に当たっては厚生労働省令で定める基準に準拠しているところであります。

なお、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第14号 小山町行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第17 議案第14号 小山町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第14号 小山町行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されます。

改正行政手続法は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的としています。

今回の主な改正点としては、1点目といたしまして、行政指導の方式について行政指導における権限根拠等の提示が義務化されたこと、2点目としまして、法律に基づく行政指導を受けた事

業者が、その指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申し出として、行政指導の中止等の求めの手続きが定められたこと、３点目としまして、国民が法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促す処分等の求めの手続きが定められたことであります。

この法律の一部改正を受けて、法律との整合性を図るために小山町行政手続条例の一部改正を行うものであります。

条例第33条では、行政指導の方式について、行政指導における権限根拠等の提示の義務化を追加すること、条例第34条の２では、行政指導の中止等の求めを新設すること、条例第34条の３では、処分等の求めの新設を行うものであります。

また、併せて条例の文言の修正を行うとともに、附則におきまして小山町税条例の一部改正を行うものであります。

なお、施行日は平成27年４月１日とし、行政手続法と同一の施行日であります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。これで、議案第14号は会議規則第39条第１項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後１時まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後１時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第15号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第18 議案第15号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 議案第15号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国民健康保険の健全な運営のために、国民健康保険税の税率改正を行うものであります。

す。

条例改正資料、新旧対照表は28ページからであります。

国民健康保険特別会計の単年度収支額は平成22年度から赤字に転じ、以降、4年連続して赤字額は増加しております。

町では、保健事業の推進により、医療費の適正化を図るなど、対策に取り組んでまいりましたが、国民健康保険特別会計における保険給付費の支出額は、高齢者人口の増加、団塊世代の高齢化及び医療の高度化等により増加することが見込まれております。

これまで国保特別会計の単年度収支の赤字につきましては、小山町国民健康保険保険給付等基金を取り崩し、対応してまいりましたが、基金残高が残り少なくなり、国民健康保険の財政運営は非常に厳しいものとなっております。

このような状況の中、国民健康保険税の税率は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく平成20年度の後期高齢者医療制度の施行時に税率改正を実施して以降、賦課限度額の改正のほか、税率改正は実施しておりません。

このため、保険給付費は増加しておりますが、国民健康保険税の税収は据え置かれ、給付と税負担に不均衡な状態が生じております。

今回の税率改正につきましては、平成23年度から平成25年度までの歳入歳出決算額をもとに平成27年度から平成29年度までの保険給付費等の支出額を試算し、国民健康保険税として必要な金額を確保するための税率を算出したものであります。

また、今回の税率改正における税額上昇の緩和措置として、小山町一般会計から3,000万円の法定外繰り入れを行うこととしております。

今回の税率改正につきましては、国民健康保険法第11条に規定されております小山町国民健康保険運営協議会に平成26年12月に諮問し、本年1月に答申をいただいております。

答申では、今回の税率改正については税額上昇の緩和措置として法定外繰り入れ等を行うこと、静岡県国民健康保険への移管など、国民健康保険制度改正の過渡期であることから、町として適切な支援措置に配慮すること、また、附帯意見として、特定健康診査の受診勧奨や各種保健事業の推進により、医療費の適正化とともに町民の健康意識の高揚を図り、国民健康保険の健全な財政運営に努めることとし、税率改正については妥当であるとの答申をいただいております。

今回の税率改正につきましては、小山町国民健康保険運営協議会の答申を尊重し、条例の一部改正を提案するものであります。

また、税率改正に伴い、後期高齢者医療制度への移行後5年間を特定世帯として、平等割額を一般世帯の2分の1に、また5年後以後8年までの特定継続世帯として4分の3とし、7割、5割、2割軽減世帯における均等割、平等割の軽減額も、改正後の均等割及び平等割額の金額に合わせて改正するものであります。

その他、小山町税条例に定める納期に係る特例条項の文言統一を行い、小山町国民健康保険税

条例第12条の普通徴収の納期につきましては、納期の末日が土日等、町長は特別の事情がある場合においては、異なる納期を定めることができるものとするものであります。

なお、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するもので、経過措置として、この条例による改正後の小山町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

また、本条例改正の附則として、小山町税条例の一部改正につきましても、第40条第2項、第67条第2項及び第83条第2項について、町長は特別の事情がある場合においては、前項の納期と異なる納期を定めることができると改正するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第16号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第19 議案第16号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第16号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、平成26年4月に施行されました改正農地法により、農業委員会が一筆ごとに農地に関する事項を記録した農地台帳及び地図を作成し、平成27年4月1日から公表することとなり、小山町農業委員会では、農業台帳の記載事項要約書の交付及び農地台帳の閲覧に応じることとなったため、この交付に係る手数料について規定をするものであります。

なお、施行日は平成27年4月1日としております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第17号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第20 議案第17号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長(羽佐田武君) 議案第17号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成27年度から29年度までの3年間における第1号被保険者の保険料を改めるものがあります。

条例改正資料新旧対照表は40ページからであります。

介護保険につきましては、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、その3年間を計画期間として第1号被保険者の保険料を定めるものであります。

このため、平成27年度から29年度の第6期事業計画策定に向け、平成25年度において、介護保険サービスの満足度や今後の利用希望サービス及び利用意向についてのアンケート調査を実施しているところであります。

本年度、その結果と平成24年度から平成26年度までの保険給付費等の実績を分析し、第6期介護保険事業計画の策定について介護保険等総合会議を開催し、介護保険制度の改正内容や今後の第1号被保険者数の動向など、あらゆる観点から審議し、本年1月29日開催の介護保険等総合会議において、保険料改定を含む本条例案について御了承をいただいているところであります。

その中で、被保険者の増加に伴うサービス利用者の増加、それに伴う介護サービス給付費の増加、さらに介護保険制度の改正に伴い、第1号被保険者の介護サービス給付費の負担割合が、計画期間ごとの第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって、現在の21%から22%に1ポイント引き上げられ、介護サービス提供事業者に支払われる介護報酬を2.27%引き下げる等の改正が行われます。

これら介護保険法の改正に基づき、小山町介護保険条例の一部を改正する条例では、第1号被保険者の介護保険料の基準額を現行の月額5,300円から200円増の5,500円とするものであります。

また、制度改正に伴い、国の保険料の標準段階は6段階から9段階に改正されましたが、小山町介護保険におきましては第5期計画と同様、弾力化による多段階を導入し、保険料の段階を10

段階として、緩和を図っているところであります。

その他、国における介護保険の第1号保険料について、給付費の5割とは別枠で公費を投入し、平成29年4月の消費税引き上げ時に、市町村民税非課税世帯全体を対象として、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化する計画となっております。

また、新たな介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業の実施につきましては、介護サービスを受ける圏域を考慮し、近隣市町の御殿場市等と協調して、円滑な制度移行ができるよう、移行時期を平成29年4月から実施することとしております。

なお、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

また、改正後の第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第18号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第21 議案第18号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第18号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、道の駅「ふじおやま」地域振興センターに設置しております観光情報発信室の使用実態に合わせ、休館日を改めるとともに、駐車場に設置しております電気自動車用急速充電器の有料化に伴い、利用料を徴収できるよう改めるものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

道の駅「ふじおやま」の情報発信室は、平成25年4月から小山町観光協会が観光案内所として観光情報の提供を行っております。

使用を開始した当初は、水曜日を休館日としておりましたが、多くの方が訪れる施設であるた

め、年末年始以外は無休で観光案内所を開いていることから、その使用実態に合わせ条例の一部を改正するとともに、文言の整理を行うものであります。

また、電気自動車用急速充電器については、平成25年3月から道の駅「ふじおやま」の営業時間であります午前7時から20時までの間無料で利用していただいておりますが、受益者負担の原則に基づき、道の駅の施設として追加し、30分単位で500円の使用料を徴収できるよう条例の一部を改正するものであります。

なお、施行日は平成27年4月1日としております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第19号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第22 議案第19号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 議案第19号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正は、道の駅「すばしり」に設置しております電気自動車用急速充電器の有料化に伴い、利用料を徴収できるよう改めるものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

道の駅「すばしり」に設置しております電気自動車用急速充電器は、平成25年3月から道の駅「すばしり」の営業時間であります9時から20時までの間無料で利用していただいておりますが、受益者負担の原則に基づき、道の駅の施設として追加し、30分単位で500円の使用料を徴収できるよう条例の一部を改正するものであります。

なお、施行日は平成27年4月1日としております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第20号 小山町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長(鷹嶋邦彦君) 日程第23 議案第20号 小山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長(羽佐田武君) 議案第20号 小山町消防団条例の一部を改正する条例についてであります。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、法第13条の処遇改善に向けた取り組みとして、消防団員の費用弁償を改正するものであります。

条例改正資料新旧対照表は54ページからであります。

現在の費用弁償につきましては、平成3年に1,100円から1,500円に引き上げられましたが、現在まで23年間同額で据え置かれております。

消防団員は災害出動時には危険を顧みず率先して出動し、災害や訓練時における出動から帰宅までの活動平均時間は約3時間であります。また、長時間の搜索活動の場合など、昼夜、町民の安全安心なまちづくりに尽くしていただいているところであります。

このため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づく処遇改善策として、活動実態に応じた災害及び警戒出動の費用弁償を、現在の1,500円から2,000円に改正するものであります。

なお、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は会議規則第39条第1項の

規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

-
- 日程第24 議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算
 - 日程第25 議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第26 議案第23号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計予算
 - 日程第27 議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第28 議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算
 - 日程第29 議案第26号 平成27年度小山町土地取得特別会計予算
 - 日程第30 議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算
 - 日程第31 議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算
 - 日程第32 議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、日程第24 議案第21号から日程第32 議案第29号までの平成27年度予算9件を一括議題とします。

町長から、当初予算の方針と主要な施策について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策について、御説明を申し上げます。

日本経済は、消費税増税に伴う駆け込みの反動減による落ち込みから持ち直しつつありますが、個人消費の回復の鈍さが続いております。アジア新興国の景気に底打ちの兆しが見られるほか、米国でも堅調な景気回復も続くと思われ、今後、緩やかな回復軌道に復帰すると期待される所でございます。また、緊急経済対策により、雇用・所得環境が改善し、さらなる好循環が見込まれます。

こうした認識のもと、小山町の平成27年度当初予算は、一般会計において歳入の根幹である町税が減収見込みであり、地方交付税などを含めた一般財源総額でも減少見込みであります。また、社会保障経費などの義務的経費の増加や、いまだ十分とは言えない財政調整基金残高により、基金繰り入れでの対応が困難な厳しい財政状況が続いております。

そこで、まず、第1に、内陸フロンティアを拓く取組として、小山PA周辺、湯船原地区、足柄SA周辺の3地区の開発に向けた施策を進めてまいります。

第2に、安心・安全なまちづくりとして、災害に強いまちづくりの施策を進めてまいります。

第3に、人口減少対策として、定住人口拡大に向けた施策を進めてまいります。

第4に、お達者度向上のための高齢者健康づくりに対する施策を進めてまいります。

この4つの分野に重点配分を行い、小山町総合計画の基本目標に沿った基本施策を着実に推進していくとともに、私の政策提言である「金太郎のような元気なまち」を目指す予算編成いたしました。

それでは、施策について、主要事業、新規事業を中心に説明をいたします。

最初に、総合計画基本目標の1つ目、「便利で快適なまち」に掲げている環境分野と都市基盤分野の施策についてであります。

恵まれた環境の保全の施策として、太陽光発電システム等省エネルギー機器設置補助事業、電気自動車急速充電器の活用を引き続き行ってまいります。

また、バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの検討を実施してまいります。

さらに、環境基本計画に基づき、生物情報の収集等の各種調査を実施してまいります。

次に、安全な水の安定供給、適切な污水处理を推進するために、水道事業では配水施設の整備などの第5期上水道拡張事業を継続するとともに、滝沢簡易水道の小山町上水道への統合を進めてまいります。

下水道事業では、計画的に下水道施設を維持管理していくため、須走浄化センター長寿命化事業を実施してまいります。また、下水道未整備地区の汚水を適切に処理するため、合併処理浄化槽設置補助事業を継続してまいります。

次に、活力ある土地利用の推進を図る施策であります。

町の良好な景観を保全するため、景観計画策定業務を、また、世界遺産登録を受けた富士浅間神社の周辺地区の景観を重点的に保全していくために、景観重点地区形成計画作成業務に取り組んでまいります。

また、計画的で効率的な都市づくりを進めるため、都市計画基礎調査建物用途現況図作成業務に取り組んでまいります。

更に、交通拠点施設の整備と活用を図るため、三来拠点整備として湯船原地区石沢排水路整備事業をはじめ、足柄SAスマートインターチェンジ測量設計業務や内陸フロンティア推進区域調査に取り組んでまいります。

次に、便利で快適な道路網、情報網の整備として、地区からの要望の中で多い、道路の舗装補修などに積極的に対応するとともに、生活道路の整備の充実を図ってまいります。

また、新東名高速道路の機能を補完するため、新東名関連町道整備事業として町道3975号線橋梁及び道路整備を進めてまいります。

更に、老朽化が進む橋梁等を、道路構造物長寿命化修繕計画に基づき整備を進めてまいります。

また、効果的な都市計画道路の整備を進めるため、都市計画道路大胡田用沢線の物件調査、用地買収を実施してまいります。

次に、地域公共交通ネットワークサービスの一つとして、コミュニティ交通の運行を実施し、小山地区における調査運行を継続してまいります。

次に、良好な住環境の実現のため、町営住宅の効果的、効率的な維持管理、整備を進めてまいります。

また、誰もが安心して住める住まいづくりを目指すため、静岡県のプロジェクト「TOUKA I-O」と連携し、住宅耐震化事業を継続してまいります。

更に、定住人口拡大を図るため、町外からの移住者の増加及び町外への流出を抑制する小山町定住促進事業助成を継続して実施してまいります。

次に、2つ目の基本目標、「安心・安全なまち」に掲げている健康分野、福祉分野、危機管理分野の施策についてであります。

地域で支え合う福祉、障がい者福祉の施策として、地域福祉計画をもとに社会福祉協議会をはじめ、各機関と連携した社会福祉活動の推進と、移動支援や日中一時支援などの地域生活支援事業を推進し、福祉の充実を図ってまいります。

町民主体の健康づくりとして、予防接種や感染症予防対策、生活習慣病予防事業を推進し、保健予防活動の充実を図ってまいります。

また、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長するために、妊婦健診、不妊治療費への助成、0歳から中学3年生までのこども医療費の完全無料化を引き続き実施してまいります。

さらに、国民健康保険の特定健診と後期高齢者医療の健康診査の受診を促進し、疾病の早期発見・治療の意識を高めてまいります。

高齢者福祉の促進、介護保険の充実のために、老人クラブの文化事業や健康づくり事業への支援を継続していくとともに、要介護状態にならないための介護予防事業を推進してまいります。また、適切な要介護認定の実施を行い、介護保険サービスの質の確保、支援に努めてまいります。

次に、子育て支援策としては、放課後児童クラブや地域子育て支援センター事業の運営を充実してまいります。また、こども園をはじめ、幼児教育の充実を図ってまいります。

更に、子育て支援と併せて定住人口の増加を図るため、第2子以降の出産に対して、引き続きお祝い金を給付してまいります。

災害に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織への支援充実や、災害時の体制の強化を目的に、炊き出し器等の防災資機材の整備を実施してまいります。

更に、広域連携による消防体制の充実、消防団活動の活性化を図っていくとともに、消防団機能の強化として、デジタル消防受令機の整備を進めてまいります。

また、今後必要とされる治山工事や森林整備等の対応策について、地域住民をはじめ、関係者とともに小山町山地強靱化総合対策協議会を継続して開催し、効率的かつ早急な復旧及び災害に強い森林づくりを目指してまいります。

また、空き家の倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止するため、空き家解体撤去事業補助を進めてまいります。

次に、3つ目の基本目標、「いきいきとしたまち」に掲げている教育分野、文化分野、産業分野の施策についてであります。

心豊かな生涯学習の推進を図るために、自主文化事業、各種教室、講演会、体験学習の充実や、利用しやすい図書館運営を提供していくために、指定管理者制度の導入をしてまいります。

また、スポーツ・レクリエーションを通じて、町民が楽しみながら健康な体力づくりができる

よう、NPO法人小山町体育協会等と協力し、スポーツ振興を図り、町民体育大会を引き続き実施してまいります。

次に、将来を担う子どもたちが確かな知性と豊かな感性、健やかな心身を磨き、生きる力を育んでもらうために、学校教育の充実を図ってまいります。

その施策として、授業力の向上や就学・生徒指導の充実を図るために、授業アドバイザーと指導主事の配置、適切な教育指導を行うために特別支援教育支援員の配置を、また、図書室支援員の配置を継続して行ってまいります。

また、英語教育を充実させるために、英語検定試験を受ける生徒に支援をしてまいります。

更に、書道という日本古来の伝統文化に触れ、集中力や感性を育むために、小学校低学年の書道科の授業を継続してまいります。

次に、活力ある工業の振興のために、雇用の機会を広げ、地域経済を高めるために、企業誘致に取り組んでまいります。

また、地域産業の高度化、活性化及び雇用の創出を図るため、町内で地域産業立地事業を行う者に対し、補助金を交付してまいります。

次に、生産性が高く効率的な農業を推進するため、中山間地域総合整備事業と経営体育成基盤整備事業を進めてまいります。

更に、地域農業の活性化に向けて、農産物の加工品開発や農商工の連携、町内農産物の地産地消を推進してまいります。また、豊かな森林資源を活用するように、間伐、枝打ち等の森林整備を支援してまいります。

また、富士山麓での特用林産物の開発、生産試験を引き続き進めてまいります。

次に、人が訪れ、消費が拡大する観光交流の施策として、富士山や富士箱根トレイルを中心とした地域資源や、道の駅「ふじおやま」、道の駅「すばしり」、あしがら温泉の交流拠点の有効活用を図ってまいります。

また、モータースポーツのメッカである富士スピードウェイと連携した事業を推進してまいります。

更に、世界遺産登録を受け、富士山須走口五合目の利便性を高めるために、須走口五合目再整備基本設計策定業務を進めてまいります。

次に、4つ目の基本目標の「計画の推進のために」に掲げている広域行政分野、行財政運営分野、協働分野の施策についてであります。

広域的な行政課題に対する公共サービスの充実を図るため、富士山ネットワーク会議などにおいて研究活動を進めてまいります。

また、今後、将来負担比率を抑えるため、新規借入地方債を償還額以内にしていくなど、健全な財政運営に努めてまいります。

行政運営としては、役場本庁に総合相談窓口と住宅建築相談窓口を設けてワンストップ化を図

るなど、町民への利便性向上に努めてまいります。

また、地方自治の基本理念や基本原則を示した自治基本条例の制定を行ってまいります。

更に、町民との協働により、町内各地区の将来像を描いた計画の推進を図ってまいります。

以上、平成27年度当初予算の予算編成において、4つの基本目標に沿った施策について説明をいたしました。

小山町の特別会計を含めた平成27年度当初予算総額は141億2,267万5,000円であります。

このうち一般会計は89億7,000万円とし、前年度当初予算88億2,000万円と比べ1億5,000万円、1.7%の増であります。

歳入の根幹であります町税の収入は37億9,669万円で、歳入全体の42.3%を占め、前年度に比べて8,070万円の減額となっております。

特別会計も合わせました平成27年度当初予算の概要につきましては企画総務部長から、また、具体的な内容につきましては各担当部長から説明をいたします。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 町長の説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について提案説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算から議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算までの9件につきまして一括御説明いたします。

はじめに、議案第21号 平成27年度一般会計予算についてであります。

一般会計予算書の14ページをお開きください。まず、債務負担行為の設定についてであります。

固定資産台帳整備事業は、総務省で進めている統一的な基準による財務書類作成の前提となるものであり、整備に2か年の期間を要することから、債務負担行為の設定をするものであります。

次に、15ページから16ページにかけての地方債であります。平成27年度事業の財源等として、総額7億9,360万円を限度額に借り入れを予定している地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。

予算書ではなく、付属資料の3ページをお開きください。主な歳入予算の内訳であります。

1 款町税は37億9,669万円、対前年度比8,070万円、2.1%の減となっております。

町税の内訳については、次のページに記載してあります。

町民税の個人分は10億5,300万円、対前年度比2,900万円、2.7%の減。また、法人分につきましては3億5,010万円、対前年度比5,000万円、12.5%の減となっております。

町民税につきましては、給与所得の伸び悩みが見込まれることや、企業の撤退から減額を見込んでおります。

次に、固定資産税の純固定資産税は21億8,900万円、対前年度比900万円、0.4%の減となっております。土地に対する不動産評価額や評価替えによる家屋の評価額の下落を見込んでおります。

町税全体について見ますと、平成26年度は景気の回復が見込まれることから、増額を見込んでおりましたが、地方では景気回復の波が弱く、減収を見込んでおります。

次に、付属資料の3ページへお戻りください。2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、国が示しました平成27年度地方財政計画による予算措置や、県が見込んでいる市町交付金見込額、本町の決算推移などから、それぞれ見込んだものであります。

増額の多いものでは、6款の地方消費税交付金で、地方税法の改正による地方消費税率の引き上げによる増額を見込んでおり、11款の地方交付税は、特別交付税において、公的病院等運営費補助金に対する交付を見込んでおります。2款から12款までの増減額を合わせますと1億3,800万円の増額となっております。

次に、13款分担金及び負担金は4,780万3,000円、対前年度比1億9,444万2,000円、80.3%の減であります。

町道湯船ルート整備事業に対する中日本高速道路株式会社からの負担金1億3,200万円がなくなることや、保育園の保育料を負担金から使用料にすることから、減額となっております。

次に、15款国庫支出金は15億3,125万3,000円、対前年度比2億5,300万1,000円、19.8%の増であります。昨年度と比べて建設事業に伴う国庫補助事業が多くなったため、増額となっております。

主なものは都市計画道路整備事業に係る国庫補助金1億1,300万円、道路構造物長寿命化事業に係る国庫補助金3,201万円であります。

次に、17款財産収入は4億1,405万1,000円、対前年度比8,857万9,000円、17.6%の減であります。主なものは、緑ヶ丘等の町有地の売却が減少するためであります。

次に、22款町債につきましては、7億9,360万円、対前年度比8,270万円、11.6%の増であります。

主なものは新東名関連町道整備事業に係る公共道路整備事業債の増であります。

また、地方の財源不足に対応するように、平成27年度地方財政対策として措置される臨時財政対策債につきましては2億5,000万円、対前年比1億円の減であります。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

はじめに、付属資料の5ページをお開きください。目的別歳出の前年度対比の大きいものについて御説明いたします。

まず3款民生費は23億4,266万4,000円、対前年度比4億9,772万6,000円、27.0%の増であります。

主な増額の要因は、健康福社会館改修事業によるものであります。

次に、7款土木費は16億2,948万9,000円、対前年度比1億3,033万5,000円、8.7%の増であります。

主な増額の要因は、都市計画道路整備事業費が対前年度に比べて1億8,374万5,000円の増額に

よるものであります。

次に、９款教育費は８億527万6,000円、対前年度比３億9,401万4,000円、32.9%の減であります。

主な減額の要因は、生涯学習施設改修事業が平成26年度をもって完了したことによるものであります。

続いて、付属資料６ページの性質別歳出予算の概要についてであります。

性質別内訳の本年度合計欄を御覧ください。

最初に、補助費等は11億8,847万1,000円、前年度と比べて１億311万4,000円、9.5%の増であります。

主な増額の要因は、新たに公的病院等に対して運営費補助金を計上したことから、増額となっております。

次に、普通建設事業費は18億7,761万1,000円、前年度と比べて5,877万8,000円、3.0%の減であります。

主な減額の要因は、生涯学習施設改修事業等の大型事業の完了によるものであります。

次に、繰出金は６億7,415万3,000円、前年度と比べて6,595万6,000円、10.8%の増であります。

増額の要因は、国民健康保険特別会計へ法定外での繰出金を行うことからであります。

以上が、議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

付属資料の８ページをお願いします。この会計は、国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ23億5,400万円、対前年度比３億6,500万円、18.4%の増となっております。予算の大半は保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第23号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。

付属資料の９ページをお願いします。予算の総額は、歳入歳出それぞれ492万6,000円、対前年度比50万9,000円、9.4%の減であります。平成27年度の貸し付けにつきましては10人への貸与を継続し、新規に大学生等の貸し付け４人を見込んでの編成であります。

次に、議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

同じく付属資料の９ページをお願いします。この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億9,175万3,000円、対前年度比1,833万7,000円、8.7%の減であります。

次に、議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算についてであります。

付属資料10ページをお願いします。予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億9,897万9,000円、対前年度比32万4,000円、0.2%の増となっています。主な内容は、使用料と一般会計からの繰り入れや前年度繰越金を財源に、須走浄化センターの管理運営等を進めていくものと、国庫支出金、事業債により浄化センターの長寿命化整備を行っていくものであります。

次に、議案第26号 平成27年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

同じく付属資料10ページをお願いします。この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的としたものであり、平成27年度においても土地の取得の予定はございません。予算の総額は歳入歳出それぞれ3,000円、前年度との増減はございません。

次に、議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

付属資料の11ページをお願いします。この会計は、介護保険法第3条に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億6,000万円、対前年度比9,000万円、5.4%の増となっております。予算の大半は在宅介護サービス、施設介護サービスなどの保険給付費の動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

同じく付属資料11ページをお願いいたします。この会計は、宅地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,820万円、対前年度比2,177万3,000円、18.7%の増となっております。

主な内容は、事業収入と繰越金を財源に、宅地造成事業、事業債の償還を行っていくものであります。

次に、議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算についてであります。

付属資料の14ページをお願いします。はじめに、収益的収入及び支出の部であります。収入は、予定総額を3億1,951万1,000円、対前年度比1,030万7,000円、3.3%の増となっております。

支出は、予定総額2億7,358万6,000円、対前年度比346万2,000円、1.3%の増となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。収入は予定総額6,472万円、対前年度比1,736万円、36.7%の増となっております。

支出は予定総額2億3,122万8,000円、対前年度比2,934万9,000円、14.5%の増となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額1億6,650万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金及び建設改良積立金をもって対処したいと考えております。

以上が、議案第21号から議案第29号までの平成27年度当初予算関係9件についての概要でございます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 企画総務部長の説明は終わりました。

日程第33 選挙第1号 小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第33 選挙第1号 小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の任期が本年3月29日をもって任期満了とな

るので、地方自治法第182条の規定により選挙するものであります。

これにより、小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決定しました。

ただいまから指名します。

選挙管理委員に、藤曲930番地の6、富川分芳君、竹之下1203番地、田代 攻君、大御神470番地、天野伸春君、須走54番地の36、佐藤陽子君、以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を、選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。ただいま指名しました富川分芳君、田代 攻君、天野伸春君、佐藤陽子君、以上の4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名します。

選挙管理委員の補充員に、藤曲179番地の9、安藤 槁君、竹之下1334番地の1、鈴木眞夫君、一色650番地、林章君、須走10番地の28、山本好行君、以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。ただいま指名しました安藤 槁君、鈴木眞夫君、林章君、山本好行君、以上の4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

お諮りします。ただいま、町長から議案第30号 財産の処分についての追加議案が1件提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

(追加議案配付)

追加日程第1

町長提案説明

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

議案第30号について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしましたのは、財産の処分についての1件であります。

本案は、生涯学習施設総合体育館で使用していた備品を処分することに伴い、議会の議決を求めるものであります。

この後、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第30号 財産の処分について

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第2 議案第30号 財産の処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 議案第30号 財産の処分についてであります。

本案は、生涯学習施設の指定管理者制度導入による総合体育館のトレーニング室リニューアルに伴いまして、利用のなくなるトレーニングマシンの一部を、静岡県立小山高等学校後援会に譲与するものであります。

譲与するトレーニングマシンは、レックカール&エクステンションマシン、スーパーインショルダーバックプレスマシン、バタフライ&ローリングマシン、ラットマシン、アームカールマシンの5台で、いずれも平成8年3月に総合体育館のオープンに合わせて購入したものであります。

今回の処分に当たり、小山高校の教育環境の向上の一助となればとの思いから、小山高校と協議した結果、小山高等学校後援会からとした譲与の申し出がありましたので、譲与するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月25日水曜日 午前10時開議

議案第21号から議案第29号までの平成27年度予算9件を順次議題とし、当初予算の補足説明を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時07分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 梶 繁 美

署 名 議 員 込 山 恒 広

平成27年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成27年2月25日（第2日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	9番	湯山 鉄夫君	11番	米山 千晴君
	12番	鷹嶋 邦彦君		

欠 席 議 員 10番 真田 勝君

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企 画 総 務 部 長	室伏 博行君	住 民 福 祉 部 長	羽佐田 武君
経 済 建 設 部 長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
会計管理者兼会計収納課長	相原 浩君	町 長 戦 略 課 長	小野 学君
総 務 課 長	小野 一彦君	未 来 拠 点 課 長	遠藤 正樹君
税 務 課 長	池田 馨君	住 民 福 祉 課 長	秋月 千宏君
健 康 増 進 課 長	米山 民恵君	地 域 防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	山本 智春君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こども育成課長	湯山 博一君
生涯学習課長補佐	大庭 和広君	総 務 課 長 補 佐	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 6番 梶 繁美君 7番 込山 恒広君

散 会 午後0時07分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第23号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第26号 平成27年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。真田勝君は本日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算を議題とします。

各部長から補足説明を求めます。はじめに、企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 平成27年度一般会計予算の企画総務部関係の補足説明を行います。

はじめに、歳入から御説明申し上げます。

予算書の9ページをお開きください。1款町税の総額では37億9,669万円と、平成26年度に比べ8,070万円、率にして2.1%の減となっております。この内訳といたしまして、1項町民税は14億310万円で町税全体の36.9%、2項固定資産税は22億700万円で町税全体の58.2%と、これらが町税収入の大半を占めております。

3項軽自動車税は4,111万円で町税全体の1.1%、4項町たばこ税は1億4,500万円で町税全体の3.8%、5項の入湯税につきましては48万円となっております。

それでは、税目ごとに御説明いたします。

19ページをお願いいたします。1款1項町民税、1目個人の1節現年課税分ではありますが、前年度対比で3,000万円、2.79%減の10億4,500万円を見込みました。減額の要因ではありますが、生産年齢人口の減少や高齢化に伴い、所得割納税義務者のうち、給与所得者の減少や、平成26年度決算見込み等を踏まえ、積算した結果によるものであります。

次に、その下の2目法人の1節現年課税分ではありますが、対象法人数は前年度の457社から5社減の452社を見込んだこと、税制改正により、法人税率が引き下げられたことなどにより5,000万円の減額となっております。

日本経済は、消費税増税後、駆け込み需要の反動などにより大きく落ち込んで以降、持ち直しの動きが見られるものの、そのペースは緩慢となっています。

平成26年度の国内景気は三本の矢の一体的推進により緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さが見られ、実質GDP成長率は平成26年度では前年度比0.5%の減となっています。

大企業を中心に企業業績が改善しており、景気に明るい材料が見られるものの、中小企業におきましては、回復を見込んでいる企業は13.4%と前年の調査の半分まで落ち込み、その効果は中小企業まで波及しておらず、慎重な判断をする企業が増えております。

こうした経済情勢を踏まえ、法人の現年課税分は前年度対比5,000万円、12.5%減の3億5,000万円を見込んだところであります。

次に、20ページをお願いします。2項1目固定資産税の1節現年課税分の調定見込額であります。算定の基準となる課税標準額をより精度の高いものとするため、平成26年度の年度途中で再算定した額から平成27年度の変化率を見込み、算定いたしました。

土地につきましては、全国的には依然として下落傾向が続いていることから、課税標準額を1.27%減額し、7億8万3,000円を計上いたしました。

家屋につきましては、大規模な新築もなく、前年度の課税標準額を6.6%減額し、7億4,685万5,000円としたところであります。償却資産につきましては申告実績等から課税標準額の増減をゼロとし、7億6,065万3,000円を計上いたしました。

土地、家屋、償却資産の調定見込額に、収納率を前年度と同率の98.8%と見込み、純固定資産税全体では前年度対比900万円、0.4%減の21億8,900万円を見込んだところであります。

次に、21ページをお願いします。3項1目軽自動車税、1節現年課税分ではありますが、平成26年10月までの車両別台数を根拠とし、平成27年度からの税率アップを反映し、収納率を99%とし、前年度対比170万円、4.31%の増額となりました。

次に、23ページをお願いします。4項1目町たばこ税につきましては、近年の健康志向により喫煙者数の減少傾向が続く中ではありますが、たばこ税の税率変更がありました平成25年度決算や今年度の決算見込みから、前年度対比600万円、4.32%増の1億4,500万円を見込んだところであります。

次に、24ページをお願いします。6款1項1目地方消費税交付金は、平成6年の税制改正により創設されたもので、平成26年4月からの消費税率と地方消費税のアップ及び県からの市町交付金の見込額等から推計し、前年度に比べ8,500万円を増額し、3億6,500万円としたところであります。

次に、24ページ最下段から25ページになります。7款1項1目ゴルフ場利用税交付金の2億2,500万円は、前年度に比べ1,000万円の減額を見込みました。平成26年10月時点の利用者数は28万7,014人で、対前年比7.34%の減であり、近年の景気の状態や特に団塊の世代に続く世代のプレーヤーの減少等により、交付金の減少が見込まれる状況となっております。なお、このゴルフ場利用税につきましては、その存続について国において議論がされ、平成27年度につきましては存続が決まっております。

次に、9款1項1目国有提供施設所在市町村助成交付金は、国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供

する固定資産が対象となる交付金で、前年度と同額の3,800万円を見込みました。

次に、26ページをお願いします。11款1項1目地方交付税3億1,000万円であります。平成26年度地方財政対策に基づく国の地方交付税の交付見込額を勘案し、前年度に比べ1,000万円の減額を見込みました。なお、地方交付税のうち、説明欄1の普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超えるその超過額に対し按分比例により交付されるものであります。

説明欄2の特別交付税につきましては、対前年度比7,000万円増の1億2,000万円を見込みました。これは、公的医療機関と同様にみなす公益社団法人に対する公的病院等運営費補助金の財源が措置されたことが主な増額の理由であります。

次に、32ページをお願いします。15款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金2,108万円は、社会保障税番号制度システムの導入のための総務省からの補助金が主なものです。なお、いわゆるマイナンバーにつきましては、本年10月から番号を付し、平成28年1月から使用開始となります。

次に、35ページをお願いします。15款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金2億1,120万円は、防衛施設関連市町村に対し交付されるもので、通常分として見込んだものであります。

次に、37ページをお願いします。16款2項1目総務費県補助金、2節企画渉外費補助金のうち説明欄(1)内陸フロンティア推進区域調査事業費補助金500万円は、推進区域に追加された富士小山わさび平地区と南藤曲地区2か所について、町が詳細調査を行うための県からの補助金であります。

次に、40ページをお願いします。16款2項9目特別対策事業費補助金、1節緊急雇用創出事業補助金2,269万4,000円は、平成26年度に引き続き、国の施策により、現在の雇用失業情勢に鑑み、短期の雇用・就業機会を創出・提供するために、前年度からの継続事業として、富士山世界遺産観光人材就職応援事業、富士おやまの情報製作人材就職応援事業、生涯学習人材育成事業、生涯スポーツ人材育成事業、活性化センター等マネジメント事業の5事業に9人の雇用を予定しております。

次に、41ページをお願いします。17款1項1目財産貸付収入3億2,353万5,000円の主なものは、1節土地貸付収入のうち説明欄1東富士演習場貸付料3億371万3,000円で、演習場として貸し付ける町有地166.4ヘクタールの貸付料であります。

次に、45ページをお願いします。19款2項基金繰入金の主なものは、2目東富士演習場関連特定事業基金繰入金1億9,000万円で、基金に積み立てた特定防衛施設周辺整備調整交付金を保育園、幼稚園の運営や医療費助成などのために、それぞれ必要な財源として繰り入れるものであります。

次に、49ページをお願いします。21款6項1目雑入の2節雑入のうち説明欄22ミニポートピア富士おやま環境整備協力費2,625万円は、この3月24日にオープン予定のミニポートピア富士おやまの売上額に対し、100分の1に相当する金額が町に環境整備協力費として納入されるものであります。

なお、歳入における町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の８項目の自主財源は、対前年度比6.6%、金額にして３億5,603万4,000円減の50億5,685万9,000円で、歳入全体の56.4%となりました。

歳入全体から自主財源を差し引いた39億1,314万1,000円が国庫支出金、県支出金など14項目の依存財源となります。

次に、歳出について御説明いたします。

54ページをお開きください。２款１項１目一般管理費は、職員人件費をはじめ、表彰審査委員会委員ほか５委員の報酬、役場本庁舎の管理費などが主なもので、対前年度比4,612万8,000円増の５億3,872万9,000円を計上しました。

次に、61ページをお開きください。２款１項４目財産管理費は、町有財産、基金の管理に関する経費で、対前年度比624万円増の２億319万8,000円を計上しました。主なものは、説明欄（２）財産管理費の13節委託料、固定資産台帳整備の1,123万2,000円で、町が所有する全ての財産を台帳として整備するための費用であり、平成28年度までの２年間の事業として行うものであります。

次に、65ページをお開きください。２款１項６目自治振興費は、対前年度比233万8,000円減の4,381万7,000円を計上しました。主なものは、平成26年度から27年度の２か年事業で実施する自治基本条例策定業務で、平成27年度分の13節委託料200万円であります。この策定業務は、情報の共有や住民参加、協働などの町の基本原則、まちづくりを担う町民、行政の役割と責任などまちづくりを推進する基本ルールを定めるものであります。その他、19節負担金補助及び交付金の区長交付金645万円、区運営交付金1,440万円が主なものであります。

次に、70ページをお願いします。９目諸費は、臨時職員の福利厚生費が主なもので、対前年度比19万5,000円増の3,871万2,000円を計上いたしました。説明欄（２）臨時職員福利厚生費3,552万円の主なものは、来年度予定しております約160人の臨時職員のうち85人に係る社会保険料2,896万3,000円でございます。

次に、81ページをお願いします。２款７項１目企画渉外総務費は、まちづくりの根幹をなす基本施策を進める経費で、対前年度比2,357万1,000円減の２億627万円を計上いたしました。主なものは、まず82ページの説明欄（２）企画調査費の13節委託料、地域資源活用少子化対策事業470万円で、これは少子化対策として地域資源を活用し、父親を中心とした子育て支援事業と結婚を希望するカップルに対し、結婚支援事業を行うものであります。

次に、説明欄（３）地域公共交通対策費の14節使用料の調査運行バス自動車借上料500万円で、施設巡回バス廃止に伴い、交通空白地域となる下谷・生土・柳島・奈良橋及び所領地域をカバーし、将来の有償運行に向けた調査運行をするためのバス借上料であります。

次に、その下の19節負担金補助及び交付金の自主運行バス負担金2,000万円で、昨年10月から運行をスタートした生涯学習センターを中心とし、町内３ルートを回る小山町コミュニティバスの運行に対する富士急行株式会社への負担金であります。

次に、83ページの説明欄（５）企業立地振興費の13節委託料の三来拠点地区委託業務6,000万円と、15節工事請負費の三来拠点整備事業1,500万円であります。まず、委託料6,000万円の主なものは、湯船原地区では平成26年度に実施した調査業務の結果を踏まえ、次の段階へ進むための再生可能エネルギー調査、（仮称）小山パーキングエリア周辺地区では、地区外への放流測量設計、足柄サービスエリア周辺地区ではスマートインターチェンジの測量設計などとなっております。

次に、工事請負費1,500万円は、湯船原地区の主要な排水路となる石沢の国道246号から須川までの排水路整備であります。

次に、121ページをお開きください。4款3項1目清掃総務費は、対前年度比150万7,000円増の5,585万1,000円を計上いたしました。主なものは、次のページ、説明欄（２）塵芥収集事業費、13節委託料の塵芥収集運搬4,679万7,000円であります。これは、家庭から排出される一般廃棄物のごみ収集運搬費で、町内を4地区に分けて実施しているものであります。平成26年度から5年間の長期継続契約となっております。

次に、121ページから122ページにかけて、2目塵芥処理費は対前年度比1億4,054万9,000円減の1億3,964万6,000円を計上いたしました。主なものは、平成27年4月から本格稼働する説明欄（３）広域行政組合富士山エコパーク負担金の次のページ、19節広域行政組合富士山エコパーク負担金1億657万6,000円で、御殿場市小山町広域行政組合への負担金であります。

最後に、196ページをお願いします。11款公債費は、町債の元金と利子の償還費で、対前年比1,482万3,000円減の9億468万3,000円を計上いたしました。

1目元金の8億902万7,000円は、対象本数212本に対する町債の償還元金であります。

また、その下の2目利子の9,565万6,000円の主なものは、対象本数231本に対する町債の償還利子及び一時借入金利子であります。

以上で、企画総務部関係の説明を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 平成27年度一般会計予算の住民福祉部関係の補足説明を行います。
はじめに、歳入の主なものについて説明します。

32ページをお開きください。15款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉負担金、説明欄1の障害者自立支援給付費負担金1億1,683万4,000円につきましては、障害介護給付費等の2分の1を、説明欄2の障害者自立支援医療費負担金957万円は、障害者総合支援法に基づく身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るための更生医療費4名分の2分の1を、説明欄3の国民健康保険基盤安定負担金の468万8,000円は、国民健康保険の低所得者層の被保険者に対する保険税軽減相当額を公費で補填するもので、軽減支援分として2分の1をそれぞれ国庫負担金で見込んだものであります。

次に、33ページ上段の2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金、説明欄1の地域生活支援事業補助金1,379万7,000円は、障害者が地域生活を円滑に送るための相談支援等、地域活

動支援センター事業等に対する補助金であります。

次の説明欄 2 の演習場周辺民生安定施設整備事業費補助金 2 億 5,803 万 4,000 円は、健康福祉会館改修事業費補助金として、コミュニティ供用施設及び保険相談センター分として、整備費の 4 分の 3 の国庫補助金であります。

次の、説明欄 3 の臨時福祉給付金給付事業費補助金 1,620 万円は、低所得者に対し、消費税率引き上げによる影響を緩和するため、暫定的、臨時的な措置として給付する臨時福祉給付金が平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月までの 1 年分、1 人 6,000 円を給付することとなったための臨時福祉給付金給付事業費補助金で、説明欄 4 の 473 万 2,000 円は、この臨時福祉給付金に係る給付事務補助金であります。

次に、36 ページをお開きください。上段 15 款 3 項 2 目 1 節社会福祉費委託金 397 万円は、説明欄 1 の基礎年金事務委託金 326 万円が主なもので、国民年金法第 6 条に基づく法定受託事務の国民年金事務に係る委託金であります。

次に、中段の 16 款 1 項 1 目民生費県負担金、1 節社会福祉費 9,720 万 9,000 円のうち主なものは説明欄 3 の障害者自立支援給付費負担金 5,841 万 7,000 円は、先ほど説明した国庫補助金と同じく、障害介護給付費等の 4 分の 1 を県負担金として、説明欄 4 の障害者自立支援医療負担金 478 万 5,000 円は、更生医療費 4 名分の 4 分の 1 を県負担金として計上したものであります。

次の説明欄 5 の国民健康保険基盤安定負担金 3,354 万 5,000 円と、次の 2 節老人福祉費負担金、説明欄 1 の後期高齢者保険基盤安定負担金 2,030 万 2,000 円は、先ほど説明した公費による国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の低所得者に対する軽減分の 4 分の 3 の県負担金であります。

次の 37 ページ中段の 16 款 2 項 2 目 1 節社会福祉費補助金 2,150 万 2,000 円のうち、説明欄 1 の地域生活支援事業補助金 685 万 1,000 円は、先ほど国庫補助金で説明しました地域活動支援センター事業等に対する県の補助金で、説明欄 3 の重度障害者（児）医療費補助金 1,400 万円は、重度障害者（児）医療費助成額の 2 分の 1 の県補助金であります。

次に、38 ページをお開きください。上段 16 款 2 項 3 目 1 節の保健衛生費補助金 1,929 万 4,000 円のうち、説明欄 1 のこども医療費補助金 1,773 万 9,000 円は、中学生以下の児童・生徒の入院、通院に係る医療費に関し、入院分につきましては未就学児は 2 分の 1、小中学生は 3 分の 1、通院分につきましては、1 歳未満児は 2 分の 1、1 歳以上未就学児までは 3 分の 1、小中学生は 4 分の 1 の県補助金であります。

次に、46 ページをお開きください。下段の 21 款 3 項 1 目 1 節老人福祉費納付金 533 万 1,000 円は、養護老人ホーム 2 施設に入所している入所者納付金 14 名分であります。

次の 47 ページ下段の 21 款 5 項 2 目 1 節老人福祉費受託事業収入 872 万 6,000 円は、静岡県後期高齢者医療広域連合から健康診査の委託料として受け入れる受託事業収入であります。

続いて、歳出の主なものについて説明します。

66 ページをお開きください。2 款 1 項 6 目自治振興費の説明欄（3）防犯推進費 1,108 万 7,000

円のうち主なものは、14節のLED防犯灯等リース事業345万円で、平成26年度で整備した防犯灯等2,072灯をLED化したことによるリース料であります。リース期間は平成27年4月から37年3月までの10年間で、リース期間満了後の防犯灯は、リース業者から無償譲渡される契約であります。

次の19節の最下段、防犯灯維持交付金200万円につきましては、町内防犯灯の各区への電気料に対する交付金であります。

次に、74ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。説明欄（2）戸籍住民基本台帳事務費1,939万円のうち、主なものは13節の電算処理費394万7,000円で、住民情報業務処理委託及び印鑑登録管理業務委託料で、次の住民基本台帳システム機器保守132万3,000円、14節の戸籍総合システム使用料745万5,000円等で、戸籍住民基本台帳事務費につきましては電算関係の経費が主なものであります。

次に、88ページをお開きください。2款9項1目交通安全対策費の主なものは、説明欄（2）交通安全推進費の次の89ページ19節交通安全指導員設置費負担金322万3,000円で、一般財団法人静岡県交通安全協会から御殿場警察署に配置された4名の交通安全指導員に対する費用に対し、静岡県が6分の3、御殿場市が6分の2、小山町が6分の1を負担するものであります。

次に、中段の説明欄（3）交通指導員活動費344万9,000円のうち、主なものは1節の報酬240万円で、交通指導員25名に対する報酬であります。

次に、90ページの3款1項1目社会福祉総務費の主なものは、説明欄（2）社会福祉総務費の次の91ページ、13節の地域生活支援業務292万8,000円で、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導、及び調査等の民生委員・児童委員協議会への委託料が主なものであります。

次の説明欄（3）社会福祉協議会運営補助費2,800万円のうち、主なものは19節の社会福祉協議会職員費交付金の2,750万円で、社会福祉協議会の職員に対する人件費の交付金であります。

次に、92ページ3款1項2目障害者福祉費319万5,000円のうち、主なものは、次のページ、19節駿豆学園管理組合負担金176万円で、小山町からの入所者は2人であります。

次に、中段、説明欄（3）重度心身障害者（児）援護費3,545万4,000円のうち、主なものは20節の重度障害者（児）医療費扶助3,300万円は、重度障害者（児）医療費の個人負担分について扶助するものであります。

次に、94ページ説明欄（5）自立支援給付費2億3,327万7,000円のうち、主なものは20節の障害介護給付費2億2,800万円で、身体障害、知的障害及び精神障害に係る入所支援費や居宅介護、グループホーム、ケアホームの利用など、障害のある方の施設入所支援等の支援費が主なものであります。

次に、説明欄（6）自立支援医療費給付費の主なものは、20節の自立支援医療費扶助2,010万9,000円で、身体の障害を軽くしたり、取り除いたりして、日常生活を容易にするための医療に対する扶助であります。

次に、説明欄（７）地域生活支援事業費3,137万9,000円のうち、主なものは13節の地域活動支援センター事業1,500万円で、先ほど歳入で説明しました地域活動支援センター事業に係る委託料で、駿東学園「こでまり」及び十字の園において、生産活動の機会の提供、社会との交流支援等、また、地域において雇用、就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを行う委託料であります。

また、次の障害者相談支援事業594万1,000円及び20節の重度身体障害者（児）日常生活用具扶助380万円、障害者（児）日中一時支援費296万4,000円は、障害者自立支援のために在宅で利用するサービスを支援するものであります。

次に、95ページをお開きください。３款１項３目健康福祉会館管理費、説明欄（２）健康福祉会館管理運営費1,745万4,000円のうち、主なものは11節光熱水費550万円であります。

次に、96ページ説明欄（３）健康福祉会館改修事業費の主なものは、13節改修工事監理900万円、15節の施設改修に係る工事請負費３億5,000万円であります。

次に、97ページをお開きください。３款１項５目国民年金事務取扱費596万6,000円につきましては、説明欄（１）職員人件費529万6,000円が主なもので、国民年金法第６条に基づく法定受託事務の国民年金事務に係る職員１名分の人件費であります。

次に、説明欄（２）国民年金受託事務費の主なものは、13節電算処理費58万4,000円であります。

次に、98ページ３款１項６目臨時福祉給付金等給付事業費、説明欄（２）臨時福祉給付金給付事業費2,093万2,000円のうち、主なものは、19節臨時福祉給付金1,620万円で、歳入で説明しました消費税の引き上げに伴い、低所得者に対して実施する臨時福祉給付金であります。

次に、100ページをお開きください。３款２項１目老人福祉総務費、説明欄（２）老人福祉対策費のうち、主なものは２市１町共通無料入浴券負担金500万円で、小山町、御殿場市及び裾野市の２市１町が70歳以上の高齢者に交付している無料入浴券の相互利用した分を負担するもの、19節のシルバー人材センター運営助成金856万円は、高齢者の就業機会の確保対策としての補助金で、養護老人ホーム建設事業交付金920万円は、平成23年度に開設しました養護老人ホーム「平成の杜」の建設に伴う元金・利子に対する交付金であります。

次に、説明欄（３）敬老会費につきましては、次の101ページ、13節の敬老会演芸公演委託料100万円が主なものであります。

次に、説明欄（４）老人保護措置費のうち、主なものは、20節の老人措置費3,700万円で、町が措置し養護老人ホームへ入所している14人分の老人保護措置費であります。

次に、102ページをお開きください。３款２項３目後期高齢者医療費、説明欄（２）後期高齢者医療事業費の主なものは、次の103ページの中段13節の健康診査業務1,450万円で、後期高齢者の健康診査費用であります。

次に、説明欄（３）後期高齢者医療負担金の主なものは、19節の静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金１億6,095万4,000円であります。

次に、111ページ、112ページをお開きください。ここからは4款の衛生費であります。112ページ中段の4款1項1目保健衛生総務費、説明欄（2）保健衛生管理費の主なものは、次のページ上段の14節健康管理システム借上料246万3,000円、19節の中段の御殿場看護学校に係る看護学校運営費等負担金506万6,000円、20節の精神障害者医療費助成250万円で、この扶助費につきましては、精神障害者の家族の経済的な負担の軽減と障害者の治療の促進を促すため、入院医療費に対する自己負担分の2分の1を助成するものであります。

次に、説明欄（3）救急医療対策事業費の主なものは、19節の御殿場市救急医療センター負担金5,630万9,000円で、救急医療センター運営費の総支出額から収入額を差し引いた不採算分を御殿場市と人口割に基づき負担するものであります。

次に、同じく19節の御殿場市医師会二次救急医療業務負担金946万5,000円につきましては、御殿場市医師会が実施している二次救急医療業務に係る負担金について、均等割10%、人口割90%で御殿場市と負担しているものであります。

次に、広域救急事業費負担金313万2,000円につきましては、駿東地域における三医師会が広域二次救急医療体制の構築を目指し、事業運営を行うため、三島市を含む東部4市3町で負担するものであります。

次に、114ページ最上段の19節公的病院等運営費補助金6,913万2,000円につきましては、平成27年度からの新規補助金であります。この補助金につきましては、平成24年12月の特別交付税制度改正により、不採算地区に立地する日本赤十字等の公的病院、いわゆる公益法人が運営する病院が加わったため、市町村の運営助成に対し、特別交付税措置がされることとなりました。本町では平成26年4月1日から公益社団法人に移行しました富士小山病院から、この制度に基づく財政支援を受けたいとの陳情を受け、地域医療体制の確保対策として、新たに小山町公的病院等運営費補助金交付要綱を定め、交付する補助金であります。

次に、中段の4款1項2目予防費の説明欄（2）感染症予防費5,408万9,000円の主なものは、13節の個別接種委託料5,000万円で、ポリオ、麻疹風疹、高齢者のインフルエンザ、高齢者肺炎球菌、日本脳炎等の定期接種の予防接種事業に係る医療機関への委託料であります。

次に、115ページをお開きください。4款1項3目健康づくり推進費の次の116ページの説明欄（3）生活習慣病予防費4,471万1,000円の主なものは、13節の保健事業委託料3,400万円で、各種がん検診に係る医療機関への委託料であります。

次の説明欄（4）健康マイレージ事業費65万円の主なものは、19節の健康マイレージ賞品負担金50万円で、健康づくり活動のポイント化とポイント還元事業であります。

次に、4款1項4目、説明欄（2）母子保健事業費2,232万9,000円のうち主なものは、次の117ページの中段の13節の保健事業委託料1,200万円で、妊婦健診及び乳児健診に係る費用で、医療機関への委託料であります。

次に、20節の不妊治療費助成150万円につきましては、少子化対策の一環として不妊治療費を受

ける申請者の経済負担の軽減を図ることを目的に、小山町不妊治療費助成金交付要綱の一部改正を行い、平成27年度から1年度当たりの支給限度額を10万円から20万円に引き上げるものであります。

次に、扶助費の出産祝金支給の400万円は、子育て世代と次世代を担う子どもたちを支援するため、第2子以降の出生時に出産祝金を助成するものであります。

次に、説明欄（3）こども医療費助成費8,165万5,000円のうち主なものは、20節のこども医療費助成7,500万円で、0歳児から中学3年生までの入院・通院に係る医療費の自己負担額の全額を助成する事業であります。

続いて、8款消防費について説明いたします。161ページをお願いいたします。161ページ8款1項1目常備消防費、備考欄（2）の広域行政組合常備消防負担金2億8,983万2,000円につきましては、御殿場市・小山町広域行政組合の常備消防費の負担金であります。

次に、2目非常備消防費、説明欄（2）消防団運営費3,781万円のうち、主なものは1節の消防団員報酬620万円、9節の費用弁償1,700万円で、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、法第13条の処遇改善策として、小山町消防団条例の一部を改正する条例を上程し、災害及び警戒出動の費用弁償を、現在の1,500円から2,000円に500円増額し、計上したものであります。

次に、163ページをお開きください。中段説明欄（3）消防団消防施設維持管理費866万4,000円のうち、主なものは、18節のデジタル消防受令機463万4,000円で、常備消防無線のデジタル化に伴い、各分団の消防ポンプ自動車等の消防無線受令機をデジタル化するものであります。

次の164ページの説明欄（4）消防団福利厚生費620万2,000円のうち、主なものは、8節の消防団員退職報償金200万円、19節退職報償金負担金の361万円であります。

次に、165ページをお開きください。8款1項5目災害対策費、説明欄（2）地震対策費5,307万8,000円のうち、主なものは、次の166ページ11節消耗品費の750万円で、備蓄用食料、防災備蓄用粉ミルク、避難所用間仕切り等の購入で、13節の防災士養成講座開催業務150万円は、町民が防災に関する十分な意識と一定の知識・技能を取得するため、NPO法人日本防災士機構が認証する防災士資格の取得に必要な講座を開催するための委託料であります。

また、18節備品購入費の炊き出し器488万2,000円は、まきや灯油、LPガスを燃料とする避難所用炊き出しセット10式を購入するほか、リアカー及びガス発電機等を購入するもので、いずれも緊急地震対策基金を財源として整備するものであります。

また、23節の緊急地震対策基金返還金3,378万7,000円につきましては、小山町緊急地震対策基金条例附則第2項の規定に基づき、平成27年度末における基金残額を静岡県へ返還するものであります。

次に、説明欄（3）自主防災推進事業費365万9,000円のうち、主なものは、次の167ページの19節自主防災対策事業補助金300万円で、小山町自主防災対策事業補助金交付要綱に基づき、各自主

防災組織が行う防災訓練や防災倉庫の整備、防災資機材等の購入に対して交付している補助金であります。

次に、8款1項6目無線設備管理費、説明欄(2)移動系無線設備管理費275万5,000円のうち、主なものは、13節防災行政無線保守点検154万3,000円で、24年度と25年度で整備したデジタル防災行政無線機の保守点検委託料であります。

次の168ページ説明欄(3)同報系無線設備管理費634万5,000円のうち、主なものは、13節の無線機保守点検委託料203万3,000円は、同報無線の親局、中継局及び屋外子局の保守点検委託料で、次の18節防災行政ラジオ194万4,000円は、同報無線を各家庭で受診する戸別受信機の代替機として、難聴地域等を対象に貸与する防災行政ラジオ100台を購入するものであります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 次に、経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長(池谷精市君) 平成27年度一般会計予算のうち経済建設部関係の補足説明を行います。

はじめに、歳入関係であります。

予算書の28ページをお開きください。13款2項3目農林水産業費負担金、1節林業費負担金、説明欄1林道整備事業負担金2,106万円は、県単独林道事業林道立山線開設工事に伴う負担金であります。

次に、33ページをお開きください。15款2項4目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金、説明欄1震災対策農業水利施設整備事業補助金860万円は、農業用ため池として利用されている棚頭用水池の耐震化整備計画の策定及び中島貯水池と棚頭用水池のハザードマップ作成に対する国庫補助金であります。

次に、34ページをお開きください。15款2項5目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、説明欄1防衛施設道路整備事業費補助金2,748万円は、町道3866号線舗装補修工事に対する国庫補助金であります。

説明欄2社会資本整備総合交付金(道路改築等)2億1,992万6,000円は、町道1063号線道路改良舗装事業ほか10路線に対する国庫補助金であります。

説明欄3社会資本整備総合交付金(ICアクセス道路等)2億347万1,000円は、(仮称)小山パーキングエリアのスマートインターチェンジ・アクセス道路事業等に対する国庫補助金であります。

説明欄4防災安全交付金(橋梁長寿命化)3,322万円は、町道2435号線桑木地内の陣馬橋ほか7橋の橋梁長寿命化事業に対する国庫補助金であります。

説明欄6防災安全交付金(道路構造物点検)3,201万円は、橋梁の点検、舗装、擁壁等の道路ストック総点検事業に対する国庫補助金であります。防衛施設道路整備事業費補助金は、補助率60%、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金は補助率55%となっております。

同じく 3 節計画調査費補助金、説明欄 1 社会資本整備総合交付金(街路事業) 1 億1,300万円は、都市計画道路大胡田用沢線整備事業を街路事業メニューとして実施することに対する国庫補助金であります。

次に、49ページをお開きください。21款 6 項 1 目雑入、2 節雑入、説明欄20富士山須走口五合目電気料200万円は、昨年電化を行いました須走口五合目で使用する電気料のうち、五合目山小屋 2 軒が使用する電気料金を計上したものであります。

その下、説明欄21富士山須走口五合目送電線施設使用料110万5,000円は、須走口五合目の電化に伴い、NPO法人が管理しています富士山頂までの電力ケーブルのうち、町が使用します分電した分岐点までの電力ケーブルと、町が敷設しました電力ケーブルに係る維持管理経費のうち、五合目山小屋 2 軒の負担分を計上したものであります。

説明欄33町民いこいの家利用料490万円は、町民いこいの家の指定管理者から施設利用料として年間の利用料の 6 %分と物品販売料等の 5 %分を計上したものであります。

その下、説明欄34道の駅地域振興センター利用料2,300万円は、道の駅「ふじおやま」の指定管理者から施設利用料として年間販売見込み額の 5 %分を計上したものであります。

次に50ページをお開きください。説明欄43道の駅観光交流センター施設利用料2,200万円は、道の駅「すばしり」の指定管理者から施設利用料として、年間販売見込み額の 5 %分を計上したものであります。

引き続き、歳出関係について御説明をいたします。

予算書は127、128ページをお開きください。5 款 1 項 5 目土地改良事業費、説明欄 (3) 土地改良施設維持管理費、13節ため池耐震計画策定860万円は、歳入でも御説明いたしましたが、農業用の棚頭用水池について、平成26年度に実施しました土質調査結果等をもとに、耐震化整備計画を策定するとともに、中島貯水池と棚頭用水池の 2 施設を対象にハザードマップを作成するものであります。

次に、129、130ページをお開きください。5 款 1 項 7 目中山間地域総合整備事業費、説明欄 (2) 中山間地域総合整備事業費、19節県営中山間地域総合整備事業負担金3,600万円は、所領ほか町内 4 地区で事業を実施中の県営中山間・足柄金時地区及び下小林ほか 3 地区で平成26年度から事業着手しています北郷南西部地区において、ほ場整備工事や実施設計等に対する県への負担金として、総事業費 2 億4,000万円の15%に相当する額を計上しております。

次に、131ページをお開きください。5 款 1 項10目農村活性化センター管理費、説明欄 (2) 農村活性化センター管理費、13節活性化センター等マネジメント事業900万円は、平成26年度から引き続き緊急雇用事業を活用して、農村活性化センター等の有効利用による経済効果や雇用の創出を図るため、NPO法人グランドワーク三島に業務を委託するものであります。

次に、133ページをお開きください。5 款 2 項 1 目林業総務費、説明欄 (3) 森林整備事業費、13節町有林整備事業2,250万円は、北山の町有林整備事業業務委託金で、町有林の間伐を63ヘクタ

ール実施するものであります。

次に、5款2項2目林道費、ページは134ページになります。説明欄（3）林道整備事業費、15節県単・町単林道事業4,020万円は、林道立山線の事業に対し40%の県補助金を受けて行います開設工事と、事業費に対し3分の1の県費補助を受け行います林道竹之下金時線及び林道角取線の2路線について、改良工事を実施するものであります。

その下、19節山村道路網整備事業負担金2,000万円は、県営山村道路網整備事業により実施されます林道金時線の改良工事に対し、町の負担金として事業費の3分の1を支出するものであります。

次に、5款2項3目治山事業費、説明欄（3）県単独治山事業費、15節県単独治山事業1,296万円は、柳島（平田沢）の治山工事の事業費に対し60%の県補助金を受け事業を実施するものであります。

次に、135、136ページをお開きください。6款1項1目商工業振興費の説明欄（2）商工業振興費、19節タウンマネージャー配置支援事業補助金200万円は、地域活性化を図るために平成25年度から小山町商工会が事業主体として取り組んでいますタウンマネージャー配置のための補助金であります。

その下、小山町商工会助成金830万円は、商工会への一般助成として780万円、産業祭事業費として50万円を助成するものであります。

次に、137、138ページをお開きください。6款2項1目観光費の説明欄（2）観光振興費、19節観光協会助成金910万円は、小山町観光協会の運営及び実施事業に対し助成をするものであります。

その下、おまつり助成金840万円は、富士山金太郎まつり、足柄峠笛まつり、もみじまつりに助成をするものであります。

次に、139、140ページをお開きください。説明欄（4）富士山事業費、13節富士山世界遺産観光人材就職応援事業120万円は、緊急雇用創出事業を活用して、平成26年度に引き続き、富士山周辺や町の観光交流事業に精通して、観光産業で即戦力となる人材を育成するものであります。

同じく13節須走口五合目再整備基本計画策定業務162万円は、須走口五合目への来訪者の利便性を高めることを目的として、避難及び情報提供機能などを備えたビジターセンターの建設をはじめ、駐車場の増設及び改修、登山者の動線の整備など、基本計画を策定するものであります。

次に、148ページをお開きください。7款2項2目道路維持費、説明欄（3）公共施設地区対応事業費、15節道路維持補修事業3,050万円は、各地区からの要望に対応する道路維持補修事業費であります。

次に、149、150ページをお開きください。7款2項3目町道整備事業費、説明欄（2）町道整備事業費3,521万2,000円は、町道下小林1号線の測量設計業務委託費及び大胡田地内の県道足柄停車場富士公園線の整備に併せ実施をします町道3885号線の改良舗装工事費が主なものであります。

す。

次に、7款2項4目公共道路整備事業費は、国の社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であります。説明欄の（2）公共道路整備事業費、13節調査業務費8,600万円は、町道2414号線ほか5路線の（仮称）足柄スマートインターチェンジ・アクセス道路の測量設計が主なものであります。

その下、橋梁及び道路整備事業1億7,796万7,000円は、新東名高速道路と並走しております町道3975号線一色工区を中日本高速道路株式会社へ工事委託するものであります。

説明欄（3）新東名関連町道整備事業費、ページは151ページに移っていただきます。13節橋梁及び道路整備事業3億3,584万9,000円は、中日本高速道路株式会社へ工事委託しています町道3975号線（仮称）須川橋の橋梁上部工の工事委託費であります。

その下、説明欄（4）道路構造物長寿命化事業費、13節東名跨道橋工事委託5,070万円は、平成23年度に作成をいたしました小山町橋梁長寿命化修繕計画により、現東名高速道路をまたぐ桑木地内の町道2435号線の陣馬橋ほか3橋の工事委託費を計上するものであります。

その下、道路構造物点検5,990万円は、道路ストック総点検として、上野大御神線ほか56路線、延長59.5キロメートルの舗装及び上野大御神線ほか34路線146か所の擁壁の点検と、道路法の改正により義務化がされました定期点検として55橋の点検業務費が主なものであります。

次に、152ページになりますが、7款2項5目防衛施設道路整備事業費、説明欄（2）防衛施設道路整備事業費4,970万4,000円は、東富士演習場周辺道路整備事業町道3866号線、通称一本ケヤキ線の道路改良舗装事業費であります。

次に、154ページをお開きください。7款4項2目都市計画費、説明欄（2）都市計画費、13節景観計画策定業務197万1,000円は、富士山の世界文化遺産登録を受け、平成28年2月にイコモスへ保全状況報告書を提出するに当たり、町の景観計画が必要となるため、平成26年度から2か年の債務負担行為により、景観計画を策定しているものであります。

その下、景観重点地区形成計画作成業務76万7,000円は、世界文化遺産の構成資産となりました富士浅間神社のある須走地区について、他の地域に比べ、より景観への配慮が必要となることから、景観形成重点地区として位置付け、その計画を策定するものであります。

更に、その下、都市計画基礎調査建物用途現況図作成業務251万3,000円は、静岡県において都市計画法第6条の規定により、平成27年度に都市計画基礎調査を行うに当たり、静岡県から協力依頼があり、建物用途現況図を作成するものであります。

次に、155ページをお開きください。説明欄（3）都市計画道路整備事業費、13節大胡田用沢線物件調査業務1,086万2,000円は、平成24年度から着手しております大胡田用沢線整備事業に係る移転対象家屋等の補償額算定作業を行うものでございます。

同じく17節大胡田用沢線用地費1億2,957万円は、事業に係る用地の一部を買収するものであります。

同じく22節大胡田用沢線物件補償費6,500万円は、事業に係る物件の一部を補償するものでございます。

次に、160ページをお開きください。7款5項2目建築指導費、説明欄（3）定住促進事業費、ページは161ページになりますが、19節定住促進宅地開発事業補助金250万円は、民間による宅地開発を誘導し、定住促進と町の活性化を図るための補助金であります。

その下、定住促進事業助成金600万円は、賃貸住宅、居住用土地の売買、居住用建物の売買等に対する助成金であります。

その下、個人住宅利子補給金1,000万円は、新築住宅、中古住宅等の専用住宅を取得した際の住宅ローンの利子補給として助成をするものであります。

最後に、192ページをお開きください。10款は災害復旧費であります。1項の農林水産施設災害復旧費から、ページは194ページになりますが、2項の公共土木災害復旧費は、年度内に発生が予想される各災害に対応するものであります。

以上で、経済建設部関係の説明を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育部長 田代順泰君。

○教育部長（田代順泰君） 教育部関係の補足説明を申し上げます。

はじめに、歳入についてであります。

予算書29ページをお願いします。上段の14款1項2目民生使用料の3節児童福祉費使用料、説明欄1保育所保育料8,559万8,000円は、園児数344人で計上しております。

次のページ、30ページ中段の14款1項7目教育使用料の1節幼稚園使用料2,077万円は、幼稚園の保育料で、1人月額6,100円、園児数285人で計上しました。

次に、その下の2節生涯学習施設使用料、説明欄1パークゴルフ場使用料350万円は、平成27年度から当面町直営で管理運営しますパークゴルフ場の使用料であります。

次に、32ページ上段15款1項1目2節児童福祉費負担金の説明欄1児童手当負担金1億6,660万5,000円は、児童手当に対する国からの負担金であります。

次のページ、33ページ中段15款2項2目3節児童福祉費補助金1,163万6,000円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する国からの補助金であります。

次に、34ページの中段15款2項6目3節社会教育費補助金122万5,000円は、文化財関係の補助金で世界遺産関係の標柱、看板等を設置するための国からの補助金であります。

次に、37ページ下段16款2項2目3節児童福祉費補助金の説明欄6保育所緊急整備事業費補助

金7,680万3,000円及び次のページ7 認定こども園整備事業費補助金2,957万2,000円は、新宿学園跡地に民間が建設をいたしますこども園に対する県の安心こども基金からの補助金であります。

次に、歳出についてであります。

予算書の98ページをお願いします。3款1項6目の説明欄中段（3）子育て世帯臨時特例給付金給付事業費1,244万6,000円は、平成27年度は1人3,000円給付することとされたことに伴うものであります。

次に、104ページをお願いいたします。3款3項1目の説明欄最下段の（5）児童発達支援事業費3,010万円は、幼児の障害児施設への通所等に係る扶助関係経費であります。

次に、105ページ上段の3款3項2目児童手当費2億4,041万5,000円は、0歳から15歳までのお子さんに係る児童手当及びそれに伴う経費であります。

同ページ下段の3款3項3目保育園費4億7,963万2,000円は、町立保育園3園ときたごうこども園の管理運営経費であります。保育園及びこども園長時間利用児の2月1日現在の入園申込者数は、町内の申込が305人、他市町からの受託が11人の、計316人、町外への保育委託が14人となっています。

次に、109ページをお願いいたします。説明欄下段（6）民間保育所施設整備事業1億5,956万3,000円は、歳入で説明を申し上げました民間事業者が建設をいたしますこども園に対する安心こども基金の補助金に町費を加えて支出します民間事業者への負担金であります。

次に、その下の4目子育て支援事業費7,423万6,000円は、子育て支援事業として町内3保育園及びきたごうこども園のぺんぎんランドや子育て支援センターに係る職員人件費のほか、放課後児童クラブに係る経費等であります。

次に、168ページをお願いします。9款の教育費関係になります。

次のページ、169ページ中段の9款1項2目の事務局費1億566万2,000円の主なものは、説明欄（1）職員人件費で、教育長以下こども育成課職員の人件費です。その他に170ページ上段の（2）事務局事務費の7節臨時職員賃金314万8,000円は、授業アドバイザー2人の臨時職員分であります。

次に、172ページをお願いいたします。説明欄下段（6）スクールバス運営事業費452万円は、小中学校及び駿河小山幼稚園の通学通園バスの運行業務であり、昨年度10月から巡回バスが廃止となり、ここで計上するものであります。

次に、173ページ9款2項小学校費の1目学校管理費1億6,449万6,000円は、小学校5校の管理・運営に係る経費であります。

同ページ説明欄下段（2）小学校管理運営費の7節賃金は、スムーズな学校運営と子どもたちの学習支援のため、非常勤講師、特別支援員、図書支援事務員等の賃金であります。

次に、176ページをお願いいたします。説明欄下段の2目教育振興費（1）小学校教育振興費、次のページの説明欄の一番上の7節放課後こどもプラン指導員賃金の91万2,000円は、今年度から

須走小学校で試行いたします放課後子ども教室の賃金であります。

続いて、同ページ下段、3項中学校費、1目の学校管理費1億795万円は、小学校費と同じく、中学校3校の管理運営に係るものであります。

次に、181ページをお願いいたします。説明欄中段の(5)中学校施設整備費、15節工事請負費の中学校整備事業360万円は、小山中学校のフェンス改修工事であります。

同ページの下段、2目教育振興費、説明欄(2)中学校教育振興費、19節夢チャレンジ支援事業補助金70万円は、平成27年度から英語検定の受験料の一部を補助するためのものであります。

次に、182ページ中段からの、9款4項1目幼稚園費1億4,347万9,000円は、幼稚園の管理・運営に係る経費で、2月1日現在の幼稚園及びこども園短時間利用児の申込人数は合わせて265人となっています。

次に、185ページをお願いします。9款5項1目社会教育総務費6,871万9,000円は、職員人件費のほか、次のページ、説明欄(2)社会教育総務費の1節社会教育指導員2人の報酬240万円、13節NPO支援センター業務250万円が主なもので、その他、(3)青少年健全育成費では、187ページの説明欄14節学校芸術鑑賞会バス借り上げ128万6,000円、(4)文化財費では188ページの15節世界遺産関係標柱、看板等設置245万2,000円が主なものであります。

次に、同ページの2目生涯学習推進費221万7,000円は、次のページの説明欄に記載があります生涯学習推進講演会、町民文化祭開催等に係るものが主なものであります。

次に、同ページの4目生涯学習センター管理費1億6,059万1,000円は、次のページ説明欄上段の(2)文化会館等管理運営費、13節生涯学習人材育成事業776万2,000円、その下の指定管理料1億2,500万円、また、同ページ下段にあります(4)パークゴルフ場の管理運営に関する経費679万2,000円が主なものであります。

次に、191ページ下段からの6項1目保健体育総務費1,606万1,000円は、スポーツ体育の振興に係る経費で、次のページの説明欄13節生涯スポーツ人材育成289万6,000円、19節体育協会助成金750万円が主なものであります。

以上で、教育部関係の補足説明を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、平成27年度小山町一般会計予算における各部長の補足説明は終わりました。

日程第2 議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第23号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第4 議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第6 議案第26号 平成27年度小山町土地取得特別会計予算

日程第7 議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算

日程第 8 議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第 9 議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、日程第 2 議案第22号から日程第 9 議案第29号までの平成27年度特別会計及び水道事業会計の予算 8 件については一括議題といたします。

なお、議案第23号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計予算、議案第26号 平成27年度小山町土地取得特別会計予算の 2 議案につきましては、2 月24日に詳細に町長及び部長の提案説明がありましたので、部長の補足説明は省略します。

それでは、はじめに、議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算、議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算の 3 件について、順次、部長の補足説明を求めます。住民福祉部長 羽佐田武君。

○住民福祉部長（羽佐田武君） 住民福祉部関係の特別会計 3 会計について、順次補足説明を行います。

はじめに、議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算について説明します。

お手元の付属資料 8 ページをお開きください。付属資料の 8 ページ、予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億5,400万円といたしました。

予算規模は、前年度当初予算と比較いたしますと 3 億6,500万円、18.4%の増額となっています。この増額の主な理由につきましては、高額医療費の発生リスクの分散と、市町保険者間の保険税平準化、財政安定化を図るための保険財政共同安定化事業を平成27年度から全てのレセプトを交付の対象とすることとなり、歳入では 8 款共同事業交付金、歳出では 7 款共同事業拠出金において、歳入歳出それぞれ 2 億7,000万円を計上したことが主な理由であります。

次に、新年度予算編成に当たり、留意いたしました事項について申し上げます。

国民健康保険の被保険者数は、近年、ほぼ横ばいから微減の状況であります。高齢化に伴い、低所得者や無職の方の割合が増加しております。

このような状況の中にあつて、国民健康保険特別会計の決算は平成25年度まで 4 年連続の赤字決算であり、その内容では、後期高齢者支援金及び介護納付金の増加に伴い、国民健康保険特別会計が特別徴収義務者となって徴収する支援金、納付金分が赤字となっていることが主な要因であります。

また、赤字分につきましては、国民健康保険保険給付等基金を取り崩し、対応してまいりましたが、基金も5,881万1,000円余りとなりましたことから、平成27年度におきまして税率改正について条例改正を上程しているところであります。

税率改正に伴い、歳入の10款繰入金では、法定繰入金としての町負担分に、激変緩和策として法定外繰入金3,000万円を上乗せして繰り入れる予算となっております。

それでは、歳入から説明します。

はじめに、歳入の 1 款国民健康保険税につきましては、税率改正により、前年比6,761万7,000

円増の4億9,327万1,000円を見込みました。

次に、4款国庫支出金3億3,941万3,000円、5款療養給付費交付金1億4,139万3,000円、6款前期高齢者交付金6億5,825万7,000円、7款県支出金8,148万1,000円及び8款共同事業交付金4億9,120万5,000円につきましては、静岡県国民健康保険団体連合会の試算を参考に、国、県の負担指示率等に基づき積算し、計上したものであります。

次に、歳出について説明します。

歳出につきましては2款の保険給付費が歳出全体の構成比では58.7%を占めており、前年度より7.0%増の13億8,052万6,000円を見込んでおります。

3款後期高齢者支援金等2億4,789万円、4款前期高齢者納付金等13万4,000円、5款老人保健拠出金1万1,000円、6款介護納付金1億226万1,000円及び7款共同事業拠出金4億9,000万3,000円につきましては、国の予算編成通知に基づき、静岡県国民健康保険団体連合会の試算額を参考に積算し、計上したものであります。

8款保健事業費3,359万3,000円につきましては、特定健康診査・特定保健指導に係る予算を計上したもので、重点施策として健診の受診率及び保健指導実施率の向上を目指し、事業を進めてまいります。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について説明します。

付属資料につきましては9ページの下段をお開きください。9ページの下段後期高齢者医療特別会計予算、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,175万3,000円といたしました。

後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等の保険料軽減分に対する町一般会計からの繰り入れと、後期高齢者からの保険料を合算して、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

前年度当初予算と比較いたしますと歳入歳出ともに1,833万7,000円、8.7%の減額となっております。

それでは、歳入から説明します。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料1億6,322万9,000円と2款繰入金2,707万1,000円は、いずれも静岡県後期高齢者医療広域連合の試算に基づき計上いたしました。

次に、歳出について説明いたします。

歳出では、歳入で説明しました収入を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付するもので、1款後期高齢者医療広域連合納付金として1億9,008万1,000円を計上したものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算について説明します。

ページは付属資料の11ページをお開きください。付属資料11ページ、まず、介護保険特別会計

の概要から説明をいたします。

介護保険事業は、平成12年度から開始され、3年ごとに事業計画などを見直しております。平成27年度は第6期介護保険事業計画の1年目となります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億6,000万円といたしました。予算規模は、前年度当初予算と比較いたしますと9,000万円の増額、伸び率は5.4%の増となっております。

はじめに、平成26年度において策定した第6期介護保険事業計画では、平成27年度から平成29年度までの3年間の介護給付費について試算し、保険料については月額5,500円、第5期計画に比べ200円、3.8%の増として条例改正を上程しているところであります。

それでは、歳入から説明します。

はじめに、歳入の1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者分の保険料を計上したもので、3億6,846万5,000円で、前年度比15.9%の増となっております。第1号被保険者と第2号被保険者の割合は、計画期間ごとの第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率に基づき決定され、第6期介護保険事業計画では、第1号被保険者の負担割合は21%から22%に、1ポイント引き上げられております。

次に、2款国庫支出金3億7,665万1,000円、3款支払基金交付金4億6,243万4,000円、4款県支出金2億5,205万6,000円及び6款の繰入金2億5,710万8,000円につきましては、介護保険制度に基づく国・社会保険診療報酬支払基金・静岡県及び本町のそれぞれの負担割合によるものであります。

次に、歳出について説明します。

歳出につきましては、2款保険給付費が歳出全体の構成比では93.3%を占めており、前年度より6,794万円、4.3%増の16億4,138万1,000円を見込んでおります。この2款の保険給付費は、ホームヘルプサービスやデイサービス等の利用に伴う居宅介護サービス給付費、グループホーム等の利用に伴う地域密着型介護サービス給付費、特別養護老人ホーム等の施設利用に伴う施設介護サービス給付費が主なものであります。

次に、3款の基金積立金につきましては、第6期介護保険事業計画の初年度でありますことから、3,000万円の積立を見込みました。

次に、4款地域支援事業費3,125万2,000円につきましては、二次予防事業対象者及び一次予防事業対象者に対する各種介護予防事業、地域包括支援センターを中心とした総合相談、虐待防止や食事の配達サービス、紙おむつの支援事業、ふれあい茶論、ミニデイサービス等の高齢者の生きがいと健康づくりを推進していくものであります。

以上で、介護保険特別会計予算の補足説明を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算の3件について、順次部長の補足説明を求めます。経済建設部長 池谷精市君。

○経済建設部長（池谷精市君） 経済建設部関係の特別会計及び企業会計について、順次説明を行います。

はじめに、議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算の補足説明を行います。

下水道事業特別会計は、予算書の274ページからとなっております。

はじめに、歳入関係であります。

予算書は280ページをお開きください。1款1項1目下水道使用料7,411万円は、1節下水道使用料及び手数料、説明欄1下水道使用料7,300万円が主なもので、平成26年度の決算見込額7,300万円と同額を見込み、計上したものであります。

次に、280ページの下段から281ページにかけてになりますが、3款1項1目下水道事業費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金、説明欄1社会資本整備総合交付金1,500万円は、須走浄化センターの長寿命化計画に基づき実施をいたします実施設計及び整備工事費で、事業費3,000万円に対する国庫補助金であります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金9,184万8,000円は、下水道事業特別会計における歳入歳出の差額を一般会計から繰り入れるもので、前年度比149万4,000円、1.7%の増額となっております。

次に、282ページをお開きください。7款1項1目下水道事業債1,500万円は、須走浄化センター長寿命化対策事業費の補助残について借り入れをするものであります。

次に、歳出関係であります。

283、284ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費、説明欄（2）下水道施設維持管理費6,417万8,000円の主なものは、11節光熱水費1,000万円で、須走浄化センター等の電気料等であります。

その下、修繕料575万円は、マンホールポンプ1か所の修繕とマンホールポンプに異常が発生した場合の非常通報装置等の修繕料であります。

13節須走浄化センター維持管理3,078万円は、浄化センターの維持管理に係る委託料であります。

下から2行目、下水道BCP策定業務委託475万2,000円は、下水道施設における地震等の災害時に、速やかに機能回復ができるよう、対応計画を策定するための委託料であります。

次に、285、286ページをお開きください。2款1項1目公共下水道費、説明欄（2）公共下水道費3,440万8,000円の主なものは、歳入で御説明いたしました社会資本整備総合交付金事業として、須走浄化センターの長寿命化計画の整備事業を行うもので、13節長寿命化対策工事監理業務400万円は、浄化センターの電気・機械設備工事の重点項目について、専門的知識が必要となることから、施工監理を委託するものであります。

その下、15節須走浄化センター長寿命化整備事業2,862万8,000円は、汚泥脱水機等の工事費であります。

次に、2款1項1目元金、説明欄（2）公債費元金、23節償還金元金6,854万1,000円は、平成

6年度から平成15年度までの間に借り入れた32件分の償還金元金であります。

その下の2目利子の説明欄(2)公債費(利子)、23節償還金利子2,126万6,000円は、平成6年度から平成15年度分及び平成26年度に借り入れた起債に対する償還金利子であります。

以上で、下水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計の補足説明を行います。

小山町宅地造成事業特別会計は、予算書342ページからとなっております。

なお、本会計は、事業を起債して南藤曲宅地造成事業を行い、分譲販売するもので、平成26年度から本会計を設け事業を実施しています。

はじめに、歳入関係でございます。予算書は347ページをお開きください。

1款1項1目分譲収入、1節不動産売払収入、説明欄1不動産売払収入1億3,720万円は、分譲販売収入として南藤曲宅地分譲地(クルドサック16)の分譲区画16区画のうち14区画の販売収入を見込んだものであります。

次に、2款1項1目繰越金、1節繰越金、説明欄1繰越金100万円は、前年度繰越金として計上しております。

次に、歳出ですが、349、350ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費説明欄(2)一般管理費95万6,000円は、普通旅費、消耗品など、事業に要する事務的経費であります。

次に、2款1項1目宅地造成費、説明欄(2)宅地造成費200万円は、分譲販売後、区域外の隣接地との間に目隠しフェンスを設置するための工事費100万円と、新設水路の用地買収費100万円を計上したものであります。

次に、3款1項1目他会計繰出金、説明欄(2)他会計繰出金3,400万円は、分譲販売完了後の特別会計内余剰金を一般会計に繰り入れるものであります。

次に、4款1項1目元金、説明欄(2)公債費(元金)9,880万円は、前年度に借り入れいたしました事業費の元金を返済するものであります。

次に、2目利子、ページは351ページをお開きください。説明欄(2)公債費利子138万4,000円は、前年度借り入れた9,880万円の利息分を返済するものであります。

以上で、宅地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算の補足説明を行います。

水道事業会計予算書につきましては、別冊となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の4ページをお開きください。平成27年度の水道事業会計の業務量であります。第2条の業務の予定量に記載してありますように、給水戸数7,087戸、年間総給水量341万4,973立方メートル、1日平均給水量は9,356立方メートルであります。主な建設改良事業は、第5期拡張事業に基づく配水管布設工事などを計画しているところであります。

次に、5ページをお開きください。第9条の他会計からの補助金についてであります。緊急

地震対策交付金を活用して耐震診断を行うため、一般会計からの繰り出しを受けるものであります。

それでは、収益的収入及び支出について御説明いたします。

予算書の28ページをお開きください。収益的収入の1款1項1目給水収益、1節水道料金2億4,731万円は、給水戸数7,087戸分を見込み、前年度比291万円、1.2%の増で、今年度の使用水量の決算見込みに加え、本年10月1日を目途に進めております滝沢簡易水道の統合を見据えて計上したものであります。

2項3目長期前受金戻入、1節長期前受金戻入5,940万1,000円は、補助金等により取得した固定資産の減価償却額の見合い分を収益化するものであります。

次に、29ページをお開きください。収益的支出の1款1項1目原水及び浄水費、13節委託料1,423万7,000円は、説明欄水道施設巡回・点検業務委託の624万3,000円と水質検査業務委託の760万1,000円が主なものであります。

その下の18節動力費2,775万円は、水源施設67件に対する電気料であります。

次に、2目配水及び給水費であります。ページは30ページになりますが、16節修繕費2,080万円は、配水管及び給水管の漏水などの修繕と、計量法に基づく量水器の交換等を実施するためのものであります。

次に、4目業務費、31ページをお開きください。10節賞与引当金繰入額124万6,000円は、平成28年6月に支給します期末勤勉手当のうち、平成27年度に対応する12月から3月までの4か月分について職員2名分を計上したものであります。

13節委託料830万1,000円は、年間約4万3,000件になります検針業務と、企業会計処理等に必要な電算業務を委託する費用であります。

次に、5目総係費であります。32ページ中ほどの10節賞与引当金繰入額108万5,000円は、先ほども御説明いたしましたが、平成28年6月に支給します期末勤勉手当のうち、平成27年度に対応する12月から3月までの4か月分について職員1名分と法定福利費3名分を計上したものであります。

次に、13節委託料162万円は、地方公営企業会計制度の改正により、事務処理の定着化と決算数値の正確性を期するため、専門家から指導・助言を得るための委託料であります。

次に、33ページをお開きください。中ほど40節貸倒引当金繰入額160万5,000円は、水道料金の不納欠損による損失に備えるため、計上したものであります。

次に、6目減価償却費は、平成26年度の決算見込み額1億3,615万4,000円に対し、資産に係る償却の開始等により、減価償却額を増額し、1億3,694万9,000円を見込み計上したものであります。

次に、7目資産減耗費243万5,000円は、有形固定資産の除却に伴う費用であります。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、37節企業債利息469万9,000円は、昭和63年度か

ら平成26年度までに借り入れした19件分の企業債償還金利子であります。

次に、35、36ページをお開きください。資本的収入及び支出について御説明いたします。

はじめに、資本的収入の1款1項1目企業債、1節企業債2,000万円は、上水道第5期拡張事業であります北郷水系配水管布設工事ほか1件の実施に伴う企業債であります。

次に、2項1目国庫補助金、1節国庫補助金3,146万円は、防衛8条事業として実施をいたします北郷水系配水管布設工事に対する国からの補助金であります。

次に、4項1目工事負担金、1節工事負担金987万4,000円は、第二東海自動車等建設に伴う工事測量業務及び工事詳細設計業務委託に対する中日本高速道路株式会社からの負担金であります。

次に、6項1目町補助金、1節町補助金336万6,000円は、先ほども御説明をいたしましたが、緊急地震対策交付金を活用し、須走第一、第二及び第三配水池の耐震診断を行い、防衛8条事業として事業化をしていくための一般会計からの繰出金を受けるものであります。

次に、資本的支出の1款1項2目配水施設費、13節委託料3,720万円は、平成28年度に予定をしています旧須走高原会分譲地配水管布設工事等に対する詳細設計委託業務費及び配水池耐震診断委託業務費等であります。

次に、37ページをお開きください。41節工事請負費1億4,260万円は、第5期拡張事業に基づき、水道水の安定供給を図るため、北郷水系配水管布設工事等、配水施設の整備工事を実施するものが主なものであります。

次に、2項1目企業債償還金、44節元金償還金1,012万9,000円は、昭和62年度から平成23年度までに借り入れた企業債16件分の元金償還金であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対して1億6,650万8,000円不足することとなりますが、この資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額の1,121万6,000円、当年度分損益勘定留保資金7,998万3,000円及び建設改良積立金7,530万9,000円で補填をするものであります。

少し戻りますが、17ページをお開きください。平成26年度の水道事業予定損益計算書であります。これは水道事業会計の営業状況を表しているものであります。平成26年度の決算見込額により算定をいたしますと、下から4行目、当年度純利益3,211万5,000円は、前年度58万4,000円に対し、3,153万1,000円の増額となる見込みであります。これは、平成26年4月に水道料金の改定がなされたことにより、経営状況が改善されたものと考えております。

次に、20、21ページをお開きください。平成27年度の水道事業予定貸借対照表であります。これは水道事業会計の財務状況を表しているものであります。

7の剰余金（2）利益剰余金、ニの当年度末処分利益剰余金約6億1,084万3,000円のうち、営業活動による当年度純利益は約3,867万8,000円となる見込みであります。

次に、22ページをお開きください。平成27年度水道事業予定キャッシュフロー計算書であります。その表の中のⅢ財務活動によるキャッシュフローでは、資本的収支の科目のうち、資金調達

や返済に関する現金の受け入れ、払い出しを計上したものであります。

その下、Ⅳの現金の増減額が1,303万1,000円増加することになっておりますが、この主な要因は、企業債が前年度より増加したためであります。

次に、23ページから26ページにつきましては、地方公営企業法施行規則の規定に基づき、注記を作成したものであります。

以上で、水道事業会計予算の補足説明を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 部長の補足説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月3日火曜日 午前10時開議

議案第21号から議案第29号までの平成27年度予算9件を順次議題として、質疑、委員会付託を行います。

本日はこれで散会します。

午後0時07分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	鷹	嶋	邦	彦
署	名	議	員	梶		繁	美
署	名	議	員	込	山	恒	広

平成27年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成27年3月3日（第3日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
	11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企 画 総 務 部 長	室伏 博行君	住 民 福 祉 部 長	羽佐田 武君
経 済 建 設 部 長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
会計管理者兼会計収納課長	相原 浩君	町 長 戦 略 課 長	小野 学君
総 務 課 長	小野 一彦君	未 来 拠 点 課 長	遠藤 正樹君
税 務 課 長	池田 馨君	住 民 福 祉 課 長	秋月 千宏君
健 康 増 進 課 長	米山 民恵君	地 域 防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	山本 智春君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ ども 育 成 課 長	湯山 博一君
生涯学習課長補佐	大庭 和広君	総 務 課 長 補 佐	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 6番 梶 繁美君 7番 込山 恒広君

散 会 午後2時48分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第23号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第26号 平成27年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算を議題とします。

本議案については、2月24日及び25日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

今定例会では、予算質疑をわかりやすく、円滑に進めるため、会議運営等規程により、発言の場所について、議員は、最初から議員側の壇に登壇し、質疑を行い、当局側は、自席で答弁を行うこととし、また、通告に基づき、質問の分けを指示いたしてございますので、よろしくお願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により、発言を許します。

最初に、5番 池谷 弘君。

○5番（池谷 弘君） おはようございます。

まず、2件の質問をさせていただきます。

予算書29ページ、14款1項2目保育所保育料の滞納についてでございます。このうち3件質問いたします。

まず、滞納者滞納額は増える傾向にあるのかどうかということでございます。

次に、滞納者の所得階層はどのようになっているのか。

3番目といたしまして、幼稚園使用料の滞納はないようでございますが、保育所保育料に滞納があるという、その違いについて説明を願いたいと思います。

最後に、滞納者に対する当局の施策はどのようなものかお伺いいたします。

次に、2件目といたしまして、予算書109ページ3款3項3目認定こども園あしがら施設整備負担金は、民間施設であります、その入園できる範囲、予定人数はどのぐらいなのか。

また、開園後、足柄幼稚園が現在ありますが、足柄幼稚園との関係はどのようになるのかお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） まずはじめに、保育所保育料の滞納についてでございます。1つ目の滞納者滞納額は増える傾向にあるのかということでございますけれども、この5年間の年度末の収入未済額は平成22年度をピークに横ばいあるいは若干減っている状況であり、増えているという状況にはいえません。

次に、滞納者の所得階層についてでございますが、特定の階層に滞納者が多いということは言い切れませんが、所得が多い階層にも滞納者はおります。

次に、幼稚園保育料の滞納はないようであるが、この違いはについてでございますけれども、幼稚園授業料に関しましても、納付が遅れる方はいらっしゃいます。電話等による督促によりまして、出納整理期間ぎりぎりに納付をしている例もあります。要因につきましてはいろいろあるとは思いますが、明確な違いがあるかどうかということは把握をしているところではありません。

最後に、滞納者に対する施策でございますけれども、督促状、催告書の発行をはじめ、保護者に登降園の際に直接話をさせてもらったり、児童手当の支給の際に納付をお願いするなどをしております。にもかかわらず滞納額が多額なもの、町外への転出者等、いわゆる悪質な滞納者につきましては、会計収納課に滞納整理を移して対応しているところでございます。

次に、3款3項3目認定こども園あしがらについてでございます。まず入園できる範囲や予定人数ということでございますが、入園できる範囲が住所ということであれば、短時間利用児は今のところ制限があるとは聞いておりません。長時間利用児につきましては、小山町に住所があり、新たな子ども・子育て支援制度によりまして、2号あるいは3号の認定を受けた子どもが入所できるということであります。町外の子どもにつきましては、これまでどおり関係市町の間で委託協議をすることには変わりはありません。予定人数ですけれども、現行の補助金申請書類等では全員で90人としております。いわゆる未満児は1クラス12人、3歳から5歳児は1クラス18人としておりまして、うち短時間利用児をそれぞれ3人ずつと設定しております。

足柄幼稚園との関係ということでございますけれども、地元説明会におきまして同様の質問がございました。その際には、認定こども園あしがらと足柄幼稚園には直接関係するとは考えておりませんという回答をしたところです。

以上です。

○5番（池谷 弘君） わかりました。

じゃ、引き続き、次の質問をさせていただきます。

予算書116ページ4款1項3目でございます。保健事業はがん検診との事ですが、現在の受診率と、受診率向上についてどのようにお考えなのか。

また、現在のがん検診の項目以外で今後やっていくことが望ましいがん検診があるのかどうか伺います。

以上、お願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

はじめに、現在の受診率と受診率向上案についてであります。平成26年度のがん検診の受診率は、肺がん検診が36.9%、胃がん健診は26.6%、大腸がん検診は44.9%、子宮がん検診は40.0%、乳がん検診は22.7%となっております。前年度に比べ1、2%の増減がありますが、ほぼ同様の受診率でありました。平成24年度の県平均受診率と比較しますと、乳がん検診以外は県平均より高い状況であり、県内でも高い受診率となっております。

受診率向上案につきましては、平成27年度6月を検診受診強化月間と位置づけ、集中的なキャンペーンを実施してまいりますとともに、電話勧奨等の啓発を実施してまいります。

特に子宮がん検診につきましては、従来6月から8月の3か月間実施しておりましたが、平成27年度からは女性が受診しやすいように誕生月検診の体制を整え、受診率の向上を図ってまいりたいと思います。

次に、現在のがん検診項目以外にも今後実施することが望ましいがん検診があるかについてであります。現在のがん検診は、国の指針に基づき実施しておりますので、国では住民検診として推奨するものと、任意検診として推奨するものを分けてガイドラインの検討を行っており、町が実施する住民検診につきましては、その動向を見ながらがん検診体制の充実に今後も努めてまいります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 挙手をお願いします。

○5番（池谷 弘君） 了解いたしました。

それでは、引き続き、次の質問をさせていただきます。予算書166ページ8款1項5目消耗品費は備蓄食料品等との説明がございましたが、この消費期限や備蓄数量等の管理はどのようになされているのか。

次に、168ページ8款1項6目事業（3）18節防災行政ラジオ100台分を難聴地域等に貸与との説明がありましたが、町内の難聴地域はどのあたりになるのか。また、防災行政ラジオの機能はどのようになるのか。

以上、伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（後藤喜昭君） 池谷 弘議員にお答えします。

はじめに、166ページ、備蓄食料の消費期限や備蓄数量等の管理についてであります。この備蓄食料は、災害により避難所に避難した方々等に対し支給するためのもので、アルファ化米、乾パン、クラッカー、飲料水、幼児用粉ミルクを購入するものであります。

消費期限はアルファ化米、乾パン、クラッカーが5年、飲料水は7年、粉ミルクは保存用の商品が開発されておらず、一般に市販されているもののため、1年半となっております。

備蓄数量の管理は、静岡県が平成25年度に発表しました第4次地震被害想定に基づき、町の整備目標を上方修正いたしました。そのため、それまでは毎年4,000食程度を購入しておりましたが、平成26年度からは8,480食を購入し、備蓄数量を増やしております。しかし、全ての備蓄食料を町が確保することは難しいため、町民の皆様には7日分の食料や飲料水を確保していただけるよう、リーフレット等により啓発をしているところであります。

次に、168ページ、防災行政ラジオについて町内の難聴地域とはどのあたりかと、防災行政ラジオの機能についてであります。まず、難聴地域ですが、須走地区の全域、桑木大御神地区の大部分、その他の地域でも場所によっては聞こえない地域もあり、受信できない世帯につきましては、ダイポールアンテナを設置し対応してございます。

次に、防災行政ラジオの機能についてですが、電源はACアダプターと単三乾電池の2電源方式であり、AM、FMラジオを聞いていても、防災行政無線が流れると、強制的に防災行政無線に切りかわるものでございます。

なお、この防災行政ラジオでも、難聴地域内全てで難聴が解消されることはできないため、その場合はダイポールアンテナで対応することとなります。

以上です。

○5番（池谷 弘君） それでは、引き続き、2点質問させていただきます。

予算書171ページ9款1項2目富士登山ツアーの受入事業交付金170万円についてでございます。昨年予算は、見ますと70万円であり、昨年より2.5倍になっております。この理由について伺います。

次に182ページ9款3項2目夢チャレンジ支援事業補助金の英検受験料一部補助という説明がありましたが、補助率や補助予定人数、補助する要件等について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 池谷議員の質問にお答えいたします。

9款1項2目富士登山ツアー受入事業交付金170万円についてでございます。この事業は、勝央町と姉妹町等の富士登山の受入事業でございまして、昨年度から始まりました。例年100人前後を受け入れておりますが、この事業に関しましては宿泊先の選定が事業実施に大きな影響を持っております。昨年度は総合文化会館、本年度は国立中央青少年交流の家を宿泊先といたしました。それぞれ一長一短があり、若干の課題もありました。したがって、来年度は須走地区との交流も視野に入れまして、宿泊先を須走地区の旅館にすることで、旅館組合等と調整をし、旅館を宿泊先とすることで調整が整いました。その結果、経費は多くかかることとなりますけれども、地元貢献にもなりますし、何より事業のスムーズな実施が期待できます。ですので、参加者負担金も5,000円に増やすこととし、同様に町の交付金も増額することにいたしました。

次に、9款3項2目夢チャレンジ支援事業補助金70万円についてでございます。まず補助率に

ついてでございますけれども、要綱において補助金額を定めています。中学1年生は1,000円、2年生は1,100円、3年生は2,300円をそれぞれ上限といたしました。この金額は、それぞれの学年で受験する級を想定し、自己負担額を500円として定めたところであります。対象は受験する全員でありますけれども、各年度1回限りとしております。

補助する要件についてでございますけれども、実用英語技能検定の5級以上を第2回の団体検定で受験する生徒ということを要件としております。

以上でございます。

○5番（池谷 弘君） それでは、引き続き質問させていただきます。

3件質問させていただきます。

予算書190ページ9款5項4目、生涯施設にあります図書館横のバラ園の管理、この管理について伺います。この管理は指定管理者が実施するのか、今後の管理予定はどのようなことを考えているかお伺いいたします。

次に、190ページ9款5項4目パークゴルフ場でございます。パークゴルフ場を小山町が直営する理由について伺います。また、昨年と比較し、パークゴルフ場を運営するための肥料等は昨年と比較してどのようになっているのか。また、仮設トイレの借上料についての内訳について伺います。

次に、192ページ9款6項1目体育協会助成金750万円がありますが、この根拠について伺います。また、今後、体育協会に町として期待することや役割をどのように考えているのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長補佐（大庭和広君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、189、190ページ9款5項4目生涯学習センター管理費、図書館横のバラ園の管理は指定管理者か、今後の管理予定はについてであります。現在のバラ園、いわゆるローズガーデンを含めた生涯学習施設の管理は、指定管理者となります。今後、ローズガーデンの廃止等を含め、新しい活用方法等について指定管理者と協議していきたいと考えております。

次に、190ページ説明欄（4）パークゴルフ場管理費のうち、体育施設は指定管理であるが、パークゴルフ場を指定管理から外し、直営にする理由はについてであります。パークゴルフ場を町民の健康保持と増進を図る施設としてほかの体育施設とは明確に区分し、管理運営したいと考え、そのためには当面町直営で管理することが望ましいと判断したものであります。

次に、パークゴルフ場の芝管理をするための肥料等、費用が少ないと聞いたことがあるが、昨年と比較して肥料等の費用はどのようになっているかについてであります。190ページ説明欄（4）パークゴルフ場管理費、11節消耗品費30万円にて管理に必要な肥料代、その他の消耗品を計上いたしました。そのうち、肥料等に関する経費としては7万円ほど見込んでおり、平成26年度の決算見込み額が2万円程度と聞いていることから、十分な額を計上しているものと考えております。

次に、トイレ等借上料の内訳は。トイレはどこから借り上げているかについてであります。現在、パークゴルフ場には2台のトイレを設置しております。そのうち1台は既にリースアップとなっていることから、1台分の借上料として月額、消費税込み2万4,570円で、株式会社内藤ハウスからリースするための経費を計上しております。

次に191、192ページ9款6項1目説明欄(2)社会体育振興費のうち、19節体育協会助成金750万円の根拠は。今後町として体育協会へ期待すること、役割をどのように考えているかについてであります。助成金750万円は、体育協会事務局職員2名分の人件費、体育協会の運営費、市町対抗駅伝競走大会助成等にかかわる経費でございます。今後、体育協会には現在実施している町民スポーツ祭、町民体育大会、町内一周駅伝大会など、各地区の体育、スポーツ振興会や各種競技団体との連携により、今以上に活気のある大会としていただくことを期待しております。

また、体育協会の役割としては、新しい指定管理者との業務の違いを明確にし、総合型スポーツクラブであるおやま富士山クラブで各種競技団体の指導者を活用したスポーツ教室を開催すること、また、町内における健全なるスポーツ活動の奨励により、町民の体位の向上とスポーツ精神の高揚を図ることだと考えております。

以上であります。

○5番(池谷 弘君) 以上で質問を終わらせていただきます。

○議長(鷹嶋邦彦君) 次に、1番 高畑博行君。

○1番(高畑博行君) 最初に、提案説明3ページ並びに予算書148、149、7款2項2目説明欄(3)と7款2項3目説明欄(2)についてでございます。

一般生活道路の傷みぐあい、最近大変目立ちます。至るところで穴が空き、ひび割れ状態の箇所が多いことに気づきます。提案説明の中には、「地区からの要望の中で多い、道路の舗装改修などに積極的に対応するとともに、生活道路の整備の充実を図ってまいります」とありますけれども、その額は昨年予算と同額の3,050万円です。また、町道整備事業に関しては、道路改修舗装事業費などは大幅な減額です。これでは生活道路の改修は不可能だと考えるわけですが、どうでしょうか、伺います。

○議長(鷹嶋邦彦君) 答弁を求めます。

○建設課長(岩田芳和君) 予算書148、149、7款2項2目及び7款2項3目についてであります。

高畑議員の御質問の生活道路に関してですけど、平成26年におきましては、地区要望を受けまして、舗装に関する要望が98件ございました。98件のうち、優先順位をつけ、51件を実施しております。平成27年度におきましても、安全安心快適なまちづくりのために生活に身近な道路等の舗装補修を効率よく実施してまいります。

また、平成27年度におきまして、防災安全社会資本整備交付金を活用いたしまして、町道57路線、延長にしまして59.5キロメートルの調査を実施する計画であり、その調査結果を受け、長寿命化修繕計画を策定し、舗装の予防的な修繕及び計画的な打ちかえを実施してまいります。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 2番目の質問としまして、提案説明の3ページ並びに予算書82ページ2款7項1目説明欄（3）、提案説明の中で、地域公共交通ネットワークサービスの一つとして、コミュニティ交通の運行を実施し、小山地区における調査運行を継続してまいりますと述べています。実際、自主運行バス負担金として富士急行に2,000万円の負担金を払い、調査運行自動車借入料として500万円計上しています。また、調査業務などにも支出予定ですが、利用者が少ないコミュニティバスに対する町民の疑問の声は大きいです。当局としては、本年度、この予算立てをして、どういう方向づけをしていくつもりなのか、その点をお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 予算書82ページ、2款7項1目地域公共交通対策費にかかわる質問でございますが、昨年5月に法定の計画といたしまして策定しました金太郎公共交通計画に基づきまして、コミュニティバスの運行や路線バスとの連携を、昨年10月から開始いたしました。コミュニティバスにつきましては、有料化により国庫補助の内示を受けて運行しておりますが、交付の基準に基づき、事業の評価検証を行い、これを公表し改善することが義務づけられております。見直しや改善につきましては、小山町の地域公共交通会議で協議を行い、進めることとなります。

また、小山地区については利用動向を調査するための調査運行を本年9月までの1年間ですが、実施をいたしまして、その評価検証により、有料化に向けた検討を、今後進めていくということで、今、考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 次の質問です。提案説明、同じく3ページ予算書160ページ7款5項2目説明欄（3）、提案説明の中では、「町外からの移住者の増加及び町外への流出を抑制する小山町定住促進事業助成を継続して実施してまいります」とあります。具体的予算としては、予算書160ページから161ページにかけて記載されていますけれども、説明欄19の3項目について、再度、それぞれどういう内容なのか説明をいただきたいというふうに思います。

また、一昨行年行って大変好評で、年度途中で申込を打ち切った住宅リフォーム助成制度などは、もう全く考えないのか。今ある住宅をリフォームして住み続けることも定住促進の大きな助けになると思うのですが、その点はどうか、お伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 予算書161ページ7款5項2目説明欄19節の3項目について、まず、定住促進宅地開発事業補助金250万円についてですが、民間による宅地開発の誘導を図るため、宅地を開発する者に対し1区画当たり50万円を助成するものであります。助成額の上限として500万円、市街化区域内における1,000平方メートル以上の開発面積、4区画以上の供給等の要件がございます。

2つ目の定住促進事業助成金600万円についてですが、居住用地購入、住宅購入及び住宅の賃貸にかかる仲介手数料に対し助成金を交付するものであります。用地及び住宅購入について、町外からの転入者に対しては2分の1補助、限度額は50万円、町内在住者に対しては3分の1補助、限度額は30万円としております。住宅賃貸については、町外からの転入者に対しては限度額5万円、町内在住者に対しては限度額3万円としております。

また、小山町及び御殿場市において生産された北駿材を使用する住宅建築については50万円を限度額として助成を行っております。こちらについては、小山町及び御殿場市の事業者が建築する等の要件がございます。

次に、住宅リフォーム助成制度についてですが、議員御質問の制度は小山町緊急経済対策住宅建設等助成事業のことであるかと存じます。この制度は、建築業の業界等の要望を受け、町民の生活環境の向上と町内経済を活性化させることを目的として、商工会を窓口置き、平成23、24年度に期間を限定して実施したものであります。当制度は、議員御質問のとおり、好評のうちに終了したわけでございますけれども、緊急経済対策としての考えからスタートしており、その効果は一応の成果をもって達成したと考えております。そこから発展的に、現在の定住人口の拡大を図ることを目的とした定住促進施策へとバトンタッチしたところであります。

今後については、静岡県を窓口として、省エネ及び県産材等を対象としたリフォーム支援策がありますことから、町としては当面現在の施策をベースとして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） 続きまして、2点質問をさせていただきます。

提案説明の5ページ、町民体育大会ですけれども、町制100周年の記念に実施した大会だと思った人も多いと思います。しかし、それ以降も継続して行われております。町民の中には賛否両論もあると耳にします。当局としては、今後もずっと継続して開催していくお考えなのかどうかお伺いします。

もう1点、提案説明の6ページ、自治基本条例に関してですけれども、自治基本条例制定の見通しについて伺います。いつ頃を目途に制定する計画を持っておられるのでしょうか。議会としても、議会基本条例の制定を急ぎたいわけで、それぞれの条例の整合性の問題もあると言われております。そこで、自治基本条例制定の見通しについてお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長補佐（大庭和広君） はじめに、町民体育大会は今後も継続して開催していく考えかについてであります。

町民体育大会は町民が一堂に会するスポーツイベントとして平成24年の町制施行100周年記念事業時に復活したものであります。今後もNPO法人小山町体育協会をはじめとする関係団体と連携し、大会をPRするとともに、更に大きなスポーツイベントとなるよう継続して開催していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 自治基本条例制定の見通しについてであります。制定に係ります現在の進捗状況でございますが、先月の18日に学識経験者、区長会等、町内の各種団体の代表者、そして行政機関の代表、17人の委員により組織いたします小山町自治基本条例策定委員会を立ち上げました。また、今月の12日には町内5つの地区の代表者、そして町内の企業、NPO、各種団体、そして今、議長様にもお願いしておりますが、議会の代表者、そしてあと地域担当職員、それとあと公募による委員、概ね25人前後で組織いたします町民まちづくり会議を開催する予定でございます。

来年度以降でございますが、この策定委員会と町民まちづくり会議を繰り返し開催し、本年10月末までに町議会の方へ報告、説明を行い、11月にパブリックコメントを経て12月の定例会へこれを上程いたしまして御審議をしていただく予定となっております。

議員御指摘のとおり、議会基本条例との整合性も図っていく必要がございますので、今後、議会と相互に情報を共有し、足並みをそろえて策定を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（高畑博行君） 次に、2項目について御質問いたします。最初に、予算書96ページ3款1項3目説明欄（3）の15健康福祉会館改修費についてであります。健康福祉会館改修費に3億5,000万円が計上されておりますけれども、どういう改修工事の内容か説明を願いたいと思います。

もう1点でございます。予算書100ページ3款2項1目説明欄（2）の19、2市1町共通無料入浴券負担金についてであります。2市1町共通無料入浴券負担金として500万円が計上されておりますけれども、高齢者の中には入浴券をもらっても行かない、行けないので、捨ててしまったり他人にあげるといふ声が大変多いです。そんな声に応える方策というのはないのか、その点について伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 高畑議員にお答えいたします。

予算書96ページ3款1項3目説明欄（3）の健康福祉会館改修工事の内容についてであります。主な項目といたしましては、外壁タイルの老朽部分の補修、空調設備の一部入れ替え、建物内部の改修、小山公園側駐車場整備等の外構工事、屋根への太陽光発電システムの設置などが主なものであります。

このうち、建物内部の改修につきましては、3階部分は浴室を軽運動をはじめ各種の保健事業や介護予防事業が実施しやすいスペースに改修いたします。更に、男女各3基ずつのシャワーを設置し、運動後の利用はもちろんのこと、災害時の避難所としての対応にも備えます。また、湯上がりラウンジは、町民の皆様の憩いの場として利用できるよう改修いたします。集会和室は畳

からフローリングにして、ダンス等が行えるよう改修し、現在社会福祉協議会が入っておりますスペースは健康講座等の開催に活用できるよう改修いたします。

2階部分につきましては、事務室カウンター前に間仕切りを設置し、空調効率の向上を図ってまいります。また、元喫煙談話コーナーを会館利用者が利用できる給湯室へと改修いたします。

1階部分は、機械室内部の温泉設備用の受水槽やポンプ類の撤去等を行います。その他に、事務室、会議室の照明のLED化、和便器トイレの洋便器化、通路や階段、会議室のカーペットや壁面クロスの張りかえ、また塗装をするなど、会館利用者の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 予算書100ページをお開きください。3款2項1目老人福祉総務費、19節負担金補助及び交付金、説明欄は中段の2市1町共通無料入浴券負担金の500万円についてであります。

共通無料入浴券は、小山町、御殿場市、裾野市が70歳以上の方に対し、それぞれ交付している入浴券の相互利用分を各市町で負担するもので、小山町では平成26年度は3,894人の皆様にお一人に6枚ずつ贈呈いたしました。御利用のできる施設はあしがら温泉、吉久保及び足柄パークゴルフ場、御殿場温泉、ヘルシーパーク裾野の5施設であります。温泉利用により心身ともにリフレッシュをしていただく、あるいはパークゴルフ場利用により健康づくりに役立てていただく、これらを狙いとして本人または家族の方の利用を可能としております。

27年度は秋から須走の天恵を新たに利用可能施設に加える予定でありまして、利用される皆様の選択肢を広げていく予定であります。まずは当面利用券の有効利用の促進を図ってまいります。が、並行いたしまして、寄せられている声につきまして、今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 健康福祉会館の中のリニューアルについては、図面ができたところであるべく早目に議会にも教えていただけたらというふうに思います。

次の質問、2点。予算書136ページ6款1項1目説明欄（2）の19タウンマネージャー配置支援事業補助金についてであります。タウンマネージャー配置支援事業補助金は、平成25年度からの継続で、本年度200万円計上されていますけれども、タウンマネージャーが具体的にしてきた業務について説明をお願いしたいと思います。

最後に、予算書140ページ6款2項1目説明欄（4）の13須走口五合目再整備基本計画策定業務の162万円の説明で、ビジターセンター設置という説明がございましたけれども、その詳細について説明をお願いしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 高畑議員にお答えいたします。

はじめに、予算書136ページ6款1項1目説明欄（2）商工業振興費、19節タウンマネージャー配置支援事業補助金について、これまでタウンマネージャーが具体的にしてきた業務の内容についてであります。タウンマネージャーにつきましては、県の補助事業である地域商業パワーアップ事業のメニューのタウンマネージャー配置支援事業を活用し、平成25年7月から翌年3月まで、平成26年度につきましては平成26年5月から12月まで、タウンマネージャーが町内に住み込むなどしながら、商工会が事業主体となって事業を実施しております。

タウンマネージャーがこれまでに実施してきました主な事業を年度別に申し上げますと、平成25年は9月に空き店舗の実態調査を行っております。この調査では、落合、音漕、駅前商店街、生土、藤曲地区の空き店舗について、店舗の状況や、他者に貸すことが可能かなどの調査を行いました。11月には駅前観光案内所で営業しています町の駅金太郎と共同で、地域のお年寄りの憩いの場として、出張お出かけクラブを開催し、3月には町内の飲食店の周り、食べ飲み歩きを楽しむ小山ちょっとバルを実施しております。平成26年度の主な事業は、11月に経済産業省の地域商業活性化事業のにぎわい補助金を活用し、豊門公園をメイン会場に小山映画祭を実施しております。また、同時に、第2回小山ちょっとバルを実施するとともに、このにぎわいがイベント時だけにならないように、映画の町・小山町食いしんぼラリーも併せて行っております。

以上がタウンマネージャーの主な事業になりますが、随時商工会の事業や町のイベントなどに参加するなどして、町の状況や地域資源の把握もしております。

次に、予算書140ページを御覧いただきたいと思います。6款2項1目説明欄（4）富士山事業費、13節須走口五合目再整備基本計画策定業務についてであります。この中でビジターセンターという説明があったということで、詳細、その内容ということであります。

まずはじめに、この基本計画の策定業務につきましては、須走口の五合目に来られた方に対して、利便性や情報提供機能を高めることを目的に、ビジターセンターの建設をはじめ、駐車場や歩行者が安全に歩ける歩道の整備などを国や県、関係部局とも連携して整備するための基本計画を策定するものです。

須走口登山道の五合目には、町の観光案内所があり、簡単な観光案内と登山指導をしておりますが、富士山に関する自然や文化的な価値、登山の安全対策などの情報は必ずしも十分に伝えられていないのが現状であります。加えて、富士山は気象条件が厳しいため、五合目周辺は雨、風、雷など、危険な状況になることもあります。気象情報の案内や避難者の受け入れ体制も十分な状況でないため、避難及び情報提供機能を備えたビジターセンターの整備をしたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 以上で私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） 本日は、まず最初に2点の質問をさせていただきます。当初に付属資料5ページでございます。目的別歳出の内訳6番、商工費についてでございます。当小山町におきましては、農林業に次いで商工というのは大きな事業だというふうに考えております。昨年に比し、約15%ほどの減額はなされております。この主な理由について伺いいたします。

次、予算書133ページ5款2項1目19節木質燃料ストーブ導入補助金30万円となり、昨年から減額されております。これの根拠と内容について伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 渡辺議員にお答えいたします。

予算書付属資料5ページ、一般会計目的別歳出の内訳、商工費減額の主な理由についてであります。昨年度と比較し、平成27年度の予算の減額があった主な事業について説明をさせていただきます。

6款1項1目の商工業振興費のうち、勤労者支援費の中の21節勤労者住宅建設資金貸付預託金が平成26年度は4,720万3,000円で、平成27年度は3,649万1,000円と、1,071万2,000円減額しております。この減額理由につきましては、本制度は平成24年度から個人住宅取得資金利子補給事業へ統合したことにより、平成24年度以降の新規の貸し付けがなくなり、過年度分のみの預託であり、各年度において順調に償還が進んでいるための減額であります。

次に、6款2項1目観光費のうち、富士山事業費の中の13節富士山世界遺産観光人材就職応援事業につきましては、国の緊急雇用創出事業の補助金を活用して、平成26、27の2か年で観光協会に委託しておりますが、平成26年度は7月から3月までの9か月間分の590万円を計上し、平成27年度は4月、5月の2か月分の120万円を計上しておりますので、27年度につきましては前年度に比べ470万円の減額となっております。

次に、6款2項2目町民いきいの家管理費についてであります。平成26年度は地下の温泉ピットの防水層修繕やろ過材の交換などの委託料として500万円を計上しましたが、平成26年度において主な修繕が終了したことにより、平成27年度については突発的な修繕費のみを計上したことによる減額であります。

以上が商工費が減額となった主な理由であります。以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 予算書133ページ5款2項1目19節木質燃料ストーブ導入補助金についてであります。この補助金は、バイオマス活用推進計画の柱の一つであります間伐材の利用、また、地域残材の利用促進を図るため、木質燃料ストーブを購入した者に対し5万円を限度に補助金を交付するものであります。

この補助金の交付の実績でございますが、平成24年度に2台、平成25年度に6台、また今年度は今のところ5台となっており、これらの交付実績に基づいて30万円を予算計上させていただいたところでございます。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） ただいまの説明で、木質燃料ストーブの補助金でございますけれども、現在のところ、御存じのように化石燃料は下がっているんですけども、やっぱり安定供給というのが大事だと思います。これにつきまして、やっぱりもう少しPRしていただいて、また、事業の方もこちらの方、事業主の方も町内にございますので、そういう意味で、振興という意味でアピールをもう少しやっていただきたいというふうに思います。

続きまして、次の質問、3項目お願いいたします。予算書136ページ6款1項1目19節商工会補助金、これが昨年に比べまして、やっぱり減額になっております。この根拠と内容について伺います。

次、138ページ6款2項1目19節観光協会補助金910万円、またおまつり助成金840万円となっております。この根拠と内容について伺います。

最後に、141ページ6款2項1目19節自転車まちづくり事業の内容について伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） はじめに、予算書136ページ6款1項1目説明欄（2）商工業振興費、19節小山町商工会助成金についてであります。平成27年度の小山町の商工会助成金につきましては、商工会の各種事業や人件費の補助に充てている一般振興助成780万円と、産業祭に対する助成の50万円を合わせた830万円を支出、計上しているものであります。

27年度の助成金が昨年度の880万円から50万円の減額になりましたのは、平成26年度は別途プレミアム付商品券発行事業として50万円の助成を計上しておりましたが、平成27年度は計上しなかったためであります。

次に、予算書138ページの6款2項1目説明欄（2）観光振興費、19節観光協会助成金についてであります。観光協会の平成27年度の助成につきましては、観光協会の各種事業や人件費の補助に充てる助成金として910万円の支出を計画したものであります。平成27年度の助成金が昨年度の950万円から40万円減額になりましたのは、これまで観光協会が自主事業として開催しておりましたもみじまつりを平成26年度から実行委員会での開催に変更したものの、ステージイベント等の一部の予算が観光協会の負担となっております。

実行委員会の中で予算をもみじまつりとして一本化するように指示があり、観光協会のもみじまつりの予算分を40万円減額し、27年度からは祭りの助成金としてもみじまつり実行委員会に120万円支出することになったためであります。

次に、同じくその下の19節のおまつり助成金についてであります。おまつり助成金につきましては、富士山金太郎まつりや足柄峠笛まつり、もみじまつりを開催するに当たり、各種実行委員会へ助成金として840万円を計上しております。内訳といたしましては、富士山金太郎春まつりに200万円、その夏まつりに400万円、笛まつりともみじまつりには各120万円ずつ助成を予定してお

ります。

平成27年度の助成が昨年度から100万円減額いたしましたのは、昨年度富士山金太郎まつりが第50回の記念大会であり、記念事業を実施するに当たり、助成金を増額いたしましたが、本年度についてはその分を減額したものが主な理由であります。

次に、予算書141ページ6款2項1目説明欄（5）交流人口拡大事業費、13節自転車まちづくり事業についてであります。平成27年度の自転車まちづくり事業については、自転車を活用したまちづくりを進めるため、ツアー・オブ・ジャパンのパレード走行の規模拡大に伴い、新たに警備の委託費などとして100万円を計上しております。

また、これまでスピードウェイで開催されてきた自転車レースの一つが実施されないことの決定を受けまして、新しい自転車イベントを計画する予定であり、このイベントの原資として別途100万円を予定し、自転車まちづくり事業として、合わせて200万円を計上したものであります。新しい自転車イベントにつきましては、富士スピードウェイやイベント会社とも協議をして進めていく予定であります。

なお、200万円のうち100万円につきましては、市町村振興協会等交付金を充当する予定をしております。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 商工会の補助金の方、説明がございましたプレミアム付商品券がなくなったということで、今度は国の方で実施するようでございます。ぜひ地域の商工、観光業を守り立てるために頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 湯山鉄夫君。

○9番（湯山鉄夫君） 私は5点について、平成27年度予算書の中からお伺いをさせていただきます。

まずはじめに、1点といたしまして、新設をされますマイナンバーカード制度についてお伺いをさせていただきます。予算書32ページ歳入15款2項1目総務管理費補助金、説明の欄におきまして社会保障・税番号システムの整備費といたしまして2,108万円、変わりました歳出の方でございます。2款1項7目電算管理費のうち説明欄、社会保障・税番号制度に係る整備費2,553万8,000円の計上でございます。まず、これにつきましてお伺いします。補助金の趣旨並びに本制度の実施計画についてお伺いをいたします。

お願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） マイナンバー、いわゆる社会保障・税番号制度につきましては、この制度は御存じのとおり、複数の機関に存在する個人の情報を同じ人間の情報であるということの確認を行うための基盤であります。社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための社会基盤、インフラであります。

今回、マイナンバー関連４法が平成25年度に公布されまして、今年の10月から全国民に個人番号の付番、その番号に関しまして、通知がされます。来年の１月からは個人番号カードの交付が開始されるところであります。今回計上いたしました補助金の趣旨ですが、このマイナンバー制度が開始されるために、そのためには町の基幹電算システム、こちらを改修及び新規にシステムを構築する必要があります。その経費に対しまして国庫補助金を計上するものであります。補助金は総務省及び厚生労働省から交付され、システムの構築内容によりまして補助率が10分の10から3分の2と分かれており、総額で2,108万円の計上となっております。

続きまして、システムの整備に関する事業の実施計画でございしますが、まずは平成26年度、今年度におきまして6月の補正予算にてお願いいたしましたが、本年10月から始まる住民への個人番号通知のための番号管理機能の構築、それから住基ネットとの連携機能の構築などを現在実施中でございます。

更に、平成27年度におきましては、平成29年、まだちょっと先の話ですが、始まります自治体間での所得情報等の連携に向けた中間サーバーを介した連携機能の構築、こういったものを実施する予定であります。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） マイナンバーカード制度につきましては、御尽力いただきたいと思います。

次に、コミュニティバスにつきまして、先ほど高畑議員から質問がございましたけれども、若干重複するのではなかろうかと思いますが、質問させていただきます。歳出2款の7項1項目、企画渉外総務費の中で説明欄、地域交通対策費、自主運行バス負担金2,000万円、生活交通バス補助金200万円、地域公共交通補助金500万円、3種目に分かれておりますけれども、この補助金の性質、区分についてお伺いします。

それからもう1点、現在、町内公共交通状況につきまして、今後、変更になり、あるいは改正するなり、そういう計画の有無についてお伺いをいたします。

続きましてもう1点、行政組合の組合負担、割合についてお尋ねをいたします。86ページ、歳出2款7項3目広域行政組合管理費、説明欄2、19節広域行政組合負担金の5,062万1,000円の計上がございます。前年より340万円減額でございます。予算編成におきます2市1町の負担割合について。

もう1点、RDF跡地、いわゆる建物の解体でありますけれども、これにつきまして予算計上

もございませんので、この件につきまして、三来拠点事業として連結した方向で取り組まれるのかどうかをお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 最初に、予算書のページ、82ページ2款7項1目説明欄（3）の19節にございます自主運行バス負担金、生活交通確保（バス）対策事業補助金、地域公共交通事業補助金、この3つの区分ということでございます。

最初に、自主運行業務負担金2,000万円につきましては、昨年10月1日から運行を開始いたしました。須走、足柄、桑木の3ルートのコミュニティバスの運行のための負担金でございます。

次に、生活交通確保（バス）対策事業補助金200万円につきましては、単独維持が困難として静岡県生活交通確保対策協議会に申し出があったバス路線に対して、国、県の補助の対象とならない、該当とならない路線を維持、確保するための補助金で、計上欠損額の2分の1を町が要綱に基づき補助するものでございます。

最後に、3点目の、地域公共交通事業補助金500万円につきましては、町内のバス路線、またはコミュニティバス路線において、国の地域公共グリーン化事業により、環境性能に特にすぐれた車両の導入をする交通事業者に対する事業費の一部補助、または国の地域公共交通バリア解消促進等により、待合ですとか乗り継ぎ施設の整備等を実施する交通事業者に対して、事業費の一部を補助するものでございます。

次に、現町内公共交通状況の変更改正計画の有無ということでございますが、先ほど高畑議員の御質問にもお答えをいたしました。昨年5月に法定計画であります金太郎公共交通計画を策定いたしまして、路線バスと連携したコミュニティバスの運行、そして小山地区における1年間の利用動向を確認するための調査運行を開始したというところでございます。

コミュニティバスの運行につきましては、国の補助基準に基づき、今後、評価、検証を実施しながら、改善、見直しを進めてまいります。また、小山地区の調査運行につきましては、調査結果を分析いたしまして、有料化に向けた検討を進めていくこととしております。

次に、広域行政組合の負担金、予算書の86ページ2款7項3目説明欄（2）の19節の負担金のことでございますが、広域行政組合の負担金につきましては、議員御承知のとおり、御殿場市から負担割合の見直しの申し出を受けておりますが、来年度、平成27年度のこの組合の負担金につきましては、本年度と同様に平成13年10月に御殿場市・小山町広域行政組合の管理運営に関する合意を締結しておりますが、これに基づいた負担割合ということで、議会費、総務費、消防費につきましては平等割10%、人口割が90%になっております。また、消防費のうち、消防救急無線デジタル化整備事業に係るものにつきましては、昨年の9月に合意をいたしましたけれども、平等割が30%、人口割が70%で算定しております。また、斎場費、塵芥処理費、し尿処理費、ごみ再資源化施設建設事業費、予備費等につきましては人口割100%で算定されたものについて、来年度小山町が負担するということになっております。

説明は以上でございます。

申しわけありません、あと1点、RDFセンターの解体のことにつきまして、三来拠点の事業と連結したものかという御質問でございます。RDFセンターの解体につきましては、平成28年度におきまして広域行政組合が解体するということになっておりますので、三来拠点事業とは連結はしていません。

以上でございます。

○9番（湯山鉄夫君） 次に、町内の河川管理についてお尋ねをさせていただきます。災害の発生原因におきましては、やはり中腹にある小川というものが何か誘因となっているのではなかろうかなと、水防におきます重要な課題ではなかろうかなと、こういう観点におきまして、153ページの歳出7款3項1目河川費、河川事業費ということで200万円の計上がございます。この計上につきましてお伺いをさせていただきます。

河川管理をする行政庁、国、県、町、それから民間ということもあろうかと思えますけれども、これの担当割合と申しましょうか、管理をしている行政庁はどこか、この点についてお伺いします。

それから、町が維持管理をしている河川の状況、数量であるとか状況はどうなっているのか、この点について。

それからもう1点、河川の管理者として本予算で200万円で事業なり河川管理がいささかどうかなとこんなように感じるところであります。このあたりにつきましてお伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） ページ数153ページをお開きください。7款3項1目河川費、説明欄（2）普通河川維持管理事業費、15節河川維持事業200万円についてでございます。

はじめに、河川を管理する行政庁についてでございます。河川には1級、2級、準用河川、普通河川があり、1級河川は国土交通大臣が指定した河川であり、2級河川は1級河川以外の水系で都道府県知事が指定したものであります。町内では1級河川はございませんが、鮎沢川等が2級河川に含まれます。準用河川は、1級、2級河川以外で市町村長が指定した河川であり、2級河川と同等に河川法を準用することになり、町内においては河川法を準用している河川はございません。また、普通河川は1級、2級、準用河川以外の河川で、管理は町が行っております。

次に、河川の数量、状況等についてでございます。普通河川の数量であります。公図上の水路敷等小規模なものを含むことから、全てを把握はしていません。また、主な普通河川の状況につきましては、地域住民の情報、パトロールなどにより把握をしております。

次に、河川管理者としての本予算で可能な質問でございます。平成27年度におきましては、河川維持事業200万円ありますが、海苔川及び小山佐野川の極小的な河床整備を計画しております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） それでは、最後に、いわゆる町債と申しますが、地方債の件につきまして

お尋ねをいたします。歳出11款1項公債費、1目元金に8億902万7,000円、それから、利子といたしまして9,565万6,000円の計上、計9億468万3,000円の計上がございます。また、歳入におきましては、22款1項町債7億9,360万円、これのうち5目臨時財政対策費2,500万円の計上、起債がございます。これにつきましてお尋ねをいたします。

減収補填債の運用には、必要により収支、歳出歳入のバランスの確保、あるいは資金運用に、これは追加補正については可能であるかどうか、制約があるのかないのか、その点をお伺いいたします。

また、負担利子の減額についてお伺いするわけですが、今、要はゼロ金利時代とも言われております。この負債に対する金利、利子につきましてどのようにされているのか。例えば、9款の競争入札でもいいのではないかなど、こんな考えもありますけれども、この点についてお尋ねいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○総務課長（小野一彦君） 起債に関する御質問をいただきまして、お答えをさせていただきます。

まず最初に、減収補填債についてであります。減収補填債というのは、普通交付税の算定の中で出てくる数値をもとにしております。普通交付税の基準財政収入額、それから実際の税収額、実際に入った税金の額、この差を調整するために発行するものでありまして、収支のバランスの確保であるとか、資金運用、こういったものを目的に借入れをするものではないということを、まず御説明させていただきます。

続きまして、負担利子額を減額する対策であります。町債を借入れする際の利率につきましては、災害復旧事業債のように借入先が財政融資資金というふうに決められているもの、こういったものにつきましては、借入日時点での財務省が定める利率、これで借入れとなります。また、銀行からの借入れ、いわゆる縁故債というものにつきましては、見積もりを聴取しまして、一番利率の低い金融機関、こちらと契約をし、借入れを行っているということです。

説明は以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 以上で質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、2番 阿部 司君。

○2番（阿部 司君） 本日は3件の質問をさせていただきます。

1件目の質問でございますが、予算書29ページ14款1項2目説明欄5の保育所保育料の滞納分でございますが、これは先ほど池谷 弘議員がお聞きになりましたので、ダブらないように質問をさせていただきます。それは、この滞納分100万円とありますが、いつから何名分の滞納かということでございます。

2件目、予算書49ページ21款6項1目説明欄22ミニポートピア富士おやま環境整備協力費は、このお金、本年度は2,625万円でございますが、これらはずっとこれから歳入として期待できるお金なのか。また、今後、活用をどのように考えておるかについてお伺いいたします。

3点目は、予算書73ページ2款2項2目説明欄23過年度町税過誤納金還付金500万円とありますが、その内容についてお伺いいたします。

以上、3点でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（湯山博一君） 阿部議員の質問にお答えいたします。予算書29ページ14款1項2目保育所保育料の滞納繰越分100万円についてであります。当初予算編成時点で平成19年度からの滞納繰越分に当たります。人数につきましては、その時点で15人ということになっております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 予算書の49ページ、歳入の21款6項1目説明欄雑入の22ミニボートピア富士おやま環境整備協力費2,625万円でございますが、これにつきましては浜名湖競艇企業団と平成19年3月に交わしました行政間協定に基づきまして、ミニボートピア富士おやまの売上額の100分の1に相当する金額を環境整備協力費として町に納付することとなっております。

そこで、この当初予算に計上いたしました金額2,625万円につきましては、企業団が1日の入場者750人、客単価1万円で営業日数350日により算出したものでございまして、この金額につきましては、平成27年度の浜名湖競艇企業団の当初予算に計上された金額と同額を計上しております。

そして、この売上金額でございますが、経済情勢によって大きく変動するということのようでございますが、企業団では年間26億円余の売り上げがなければ、経営がなり立たないということで、営業努力をしていくということでございますので、今後、今回、平成27年度で予算計上いたしました2,600万円程度が協力費として納入されるものと考えております。

また、この環境整備協力費につきましては、一般財源として活用することとなっております。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○税務課長（池田 馨君） 阿部議員の質問の3点目、予算書73ページ2款2項2目説明欄（2）課税事務費の23節償還利子及び割引料の過年度町税過誤納金還付金500万円の内容についてであります。過年度町税過誤納金還付金は、町税を本来納めていただく税額よりも多く納付があった場合や、課税を取り消した場合、確定申告により町民税等が減額された場合などに納め過ぎた過年度の町税を還付するための予算であります。当該年度に還付が発生した場合には、歳入で支出として納入された税から還付をいたしますが、還付すべき町税が過年度の場合、この予算から支出をいたしております。一例で申し上げますと、町民税において二重納付や確定申告により町税を減額することにより発生する場合がこの場合に該当します。固定資産税におきましては、家屋の滅失届けが提出されずに、課税が継続されていた場合、現地調査等におきまして判明したとき、また、償却資産の総合調査等によりまして税額変更が生じ、過年度課税に減額が生じた場合にこ

こちらから還付をいたしております。

予算額の500万円につきましては、過去の予算編成状況等を踏まえまして、予算編成をさせていただきます。

以上でございます。

○2番（阿部 司君） 以上で終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、4番 桜井光一君。

○4番（桜井光一君） 3点の質問をさせていただきます。1点目は予算書141ページ6款2項1目説明欄13外客誘致キャンペーン事業は、平成26年度も実施していますけれども、その成果と本年度の予算にどのように反映したのか伺います。

2点目、予算書141ページ6款2項1目説明欄13、自転車まちづくり事業の内容はということで、前段で渡辺議員の答弁の中で、スピードウェイとタイアップしてママチャリをやったけれども、今回廃止をして、平成27年度は新しいイベントを検討していきますという答弁がありましたけれども、私は自転車まちづくり事業とは、町内にサイクリングコースなどを作って、愛好家を呼んで町内を観光がてら回ってもらうというようなことも検討の中に入れてもらって活性化を図ったかどうかと思いますけれども、その辺の考えはどうでしょうか。

3点目、予算書143ページ、6款2項1目説明欄13、ハイキングコースのことですけれども、最近、昔ほど富士箱根トレイルは、以前より客観的に考えると色あせたような感じも、私は感ずるもので、昨年のハイカーの人数は増えたのか減ったのか。

それと、現在、金時山から富士山の五合目まで、全部コースとして完璧に整理されているのか。それとあと、どういう管理をどのぐらいの頻度で行っているのか、その辺を伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 桜井議員にお答えをいたします。

はじめに、予算書141ページ6款2項1目説明欄（5）交流人口拡大事業、13節外客誘致キャンペーン事業についてであります。外客誘致キャンペーン事業につきましては、海外での現地セールスにより、海外からの旅行客の増加を図ることを目的に平成23年度から取り組んでおります。国際観光の振興につきましては、市町の行政界を超えた広域的な取り組みが重要であることから、23年度は県内市町とともに台湾で実施した観光キャンペーンに参加し、観光PRを行いました。

平成25、26年度につきましては、静岡県東部コンベンションビューローが事務局となり、東部11市町とともに、台北で開催された国際旅行博に参加し、現地エージェントの訪問や旅行博会場において富士山や町のPRをしてまいりました。

事業成果についてであります。町内には台湾資本のホテルもあることから、昨年度、訪日外国人宿泊数は、県内で浜松について第2位でありました。また、富士登山をされる外国人も、山小屋の経営者のお話では増加していると伺っておりますので、徐々にではありますが、成果も出

てきているものと考えております。平成27年度につきましては、具体的な実施方法や時期、訪問する国を今後検討してまいります、これまでの実績を検証し、小山町や富士山周辺の魅力を効果的にPRできるよう、事業を考えてまいりたいと思います。

なお、予算の200万円につきましては、市町村振興協会の交付金の充当を予定しております。

次に、自転車のまちづくりについてであります。自転車のまちづくり、最初の御質問の、自転車のコースを、まず、ちょっと1点お伝えしたいのは、先ほど、富士スピードウェイで行われているのが、ママチャリレースが中止になったというような、ちょっと話ではあったんですけど、中止になったのはママチャリレースではなくて、ほかに周回コースでやっているレースの一つが中止になったということであります。

桜井議員御提案の町内コース、町内にサイクリングコースをつくって、そういったことを検討したら、自転車まちづくりについて進めたらどうだということであります。町内のサイクリングコースにつきましては、平成24年度に4コースをつくっております。それらを活用したり、また先ほど新しく魅力的に回れるコースなども考えながら、こういったまちづくりの中で、そういった取り組みもしてまいりたいと考えております。

続いて、ハイキングコースの関係になります。予算書は142ページの富士箱根トレイル維持管理費の、ちょっと1枚めくっていただきまして、143ページになります。ここの2番目のハイキングコース維持管理についてであります。

まず1点目に、ハイカーの数はということで御質問があったわけですけど、富士箱根トレイルにつきましては、カウンター等を設置しておりません。また、金時山の山頂から富士山の五合目に至るという長いコースでありまして、実数はちょっとつかんでおりませんが、部分的にお客さんがよく入られているということで認識をしております。

それから、ハイキングコースの維持管理についてであります。ハイキングコースにつきましては、町内の関係団体でありますNPO木の根会、秀峰山岳会、中島区農協青年部、生土明德社、所領会、足柄史跡を守る会、桑木、新柴の8団体に、それぞれお願いする範囲を決めまして、草刈りや倒木の処理、簡易な穴埋めなどの修繕を業務委託して行っております。

平成27年度についても同様に維持管理業務をお願いする予定であります。頻度につきましては、年に、4月から10月ぐらいの間に2回程度はやっていただきたい。また、別途巡視の方もお願いをしております。

ハイキングコースの状態につきましては、定期的に巡視をし、草刈り等、簡易な修繕も行っている中で、現在、通行どめになっている箇所等ありませんので、利用についてはしていただける状況と考えております。

以上であります。

○4番（桜井光一君） 以上で終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、8番 池谷洋子君。

○8番（池谷洋子君） 私は2件の質問をさせていただきます。はじめに、166ページ8款1項5目説明欄13の下段です。防災士養成講座開催業務について伺います。現在の町内の防災士数、男女別に伺いたいと思います。

次に、防災士の資格取得に年齢制限、また、何か条件があるのかどうかお伺いいたします。

2件目は186ページです。9款5項1目説明欄13のNPO支援センター業務についてお伺いします。地域活性化に取り組むNPO法人の設立を促すため、中小企業庁は昨年NPO法人に対する創業補助金の対象を拡大しました。これまではNPO法人のうち、中小企業と連携して事業を行う法人など、一部だけが対象でしたが、中小企業との連携がなくても、2つの条件、1つは新市場創出を通じ、中小企業の市場拡大に貢献する事業を行うNPO団体。2つ目は、有給の職員を雇用するNPO法人、この2つの条件を満たせば補助金が受けられるようになりました。例えば中山間地で地域の特産品を用いた食品の販売を行うNPO法人などが新たに補助金の対象となります。加えて、商店街活性化についても商店街組織や中小企業とNPO法人の共同申請を認めています。これらを踏まえて、町のNPO支援センター業務の内容についてお伺いしたいと思います。

以上、2件の質問です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（後藤喜昭君） 池谷洋子議員の質問にお答えします。

予算書165ページから166ページにかけての8款1項5目災害対策費、説明欄（2）地震対策費の13節防災士養成講座開催業務について、現在の町内の男女別防災士の人数と、資格取得に年齢制限等があるかについてであります。この講座は、町民に防災に関する十分な意識と一定の知識、技能を習得していただくために、NPO法人日本防災士機構が認定する防災士資格の取得に必要な講座を開催するもので、現在、小山町防災士連絡会に登録されている防災士の方は男性31人、女性3人の合計34人であります。なお、この資格の取得に際し、年齢等の制限は一切ありません。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長補佐（大庭和広君） 185ページ9款5項1目説明欄（2）社会教育総務費のうち186ページ中ほどにございます13節NPO支援センター業務の内容はについてであります。NPO支援センターの業務は、新たなNPOの設立支援にかかわる業務や各種助成金等の情報提供、地域活動団体を含めた交流会の開催、また、既存のNPOがほかの団体等と連携した活動ができるよう支援をするものであります。

以上であります。

○8番（池谷洋子君） 1件目の質問について、あともう一度再質問になりますけれども、課長の方から年齢制限はありませんよという答弁がありました。ちなみに、年齢別といいますか、わからなければ若い人は何歳、一番高齢者は何歳ということがわかれば教えていただきたいと思います。

す。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（後藤喜昭君） 今の御質問ですが、私どもの方に登録をされている方々の住所、あと防災士の資格を取得した年度等につきましては把握しておりますが、年齢については個人情報でもありますので、把握はしてございません。

以上でございます。

○8番（池谷洋子君） 以上で質問を終わりますけれども、ぜひ地域活性化へNPO法人を設立しやすく、創業補助金の対象を拡大したので、また町への尽力、またよろしく願いいたします。以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） 歳入関係につきまして数点お聞きいたします。まず町税について質問させていただきます。歳入の根幹であります町税が1款1項1目の町税8,070万円の減額となっております。1目の個人でございますけれども、2,900万円の減額、2目の法人が5,000万円の減額となっております。そこで、個人の納税義務者は前年度と比べると58名の減となっておりますが、この要因は何とお考えでしょうか。納税義務者の減と税金の2,900万円の減との関係はどのようなになっているかお考えでしょうか。

2点目、1款1項2目の法人税について、5社の減で5,000万円の減額となっております。この要因はどのようなことをお考えでしょうか。国が景気回復の対策を講じ、順調に回復傾向になっている状況の中に、この減額は見込みが甘いのではないかと感じ取れます。景気回復についてどのような視点で見ているのか伺います。平成27年度の日本経済状況の流れをどのように分析されているのかお伺いいたします。

また、当初予算と景気回復とのかかわりの中、更に減額になるのか、それとも増額傾向にあるのか、どのような見通しを立てているのかお伺いいたします。

20ページの1款2項1目固定資産税900万円の減額となっておりますが、減額の要因は何かなものでしょうか。

収納率が98.8%と昨年同様になっていますが、この収納率はぎりぎりなのか。若干余裕があるのか。収納率を決めるのに当たり、どのような計算の下で決めてきたのかお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○税務課長（池田 馨君） 米山議員の3点の質問に順次お答えをさせていただきたいと思います。

最初に、予算書19ページ1款1項1目町民税個人の納税義務者が前年と比べ58人の減となっているが、その要因は何か。また、納税義務者の減と税額2,900万円の減との関係についてであります。

最初に納税義務者の減の原因でございますが、納税義務者の減少につきましては、町の人口減少、特に生産年齢人口の減少によるものと推測しております。生産年齢人口と言われます15歳から64歳の人口は、昨年の1月1日と本年同日を比較いたしますと、昨年が1万2,249人、本年が1万1,872人と377人の減となっております。これが原因と考えております。

続きまして、納税義務者の減と税額2,900万円の減との関係についてであります。毎年7月1日を基準日に、全国で実施されております課税状況調査の結果から、小山町の所得割の所得者区分別の納税義務者の内訳で、納税義務者数全体の79.8%を占めております給与所得者数が年々減少しております。昨年に比較いたしまして、本年は222人、総所得金額等で9億2,000万円余が減少しております。これらが大きく影響していると考えております。

納税義務者の減と税額の減額は直結するものではございませんが、納税義務者の減は所得金額に影響をし、税額の減につながってまいります。このような状況の中で、平成26年度の調定状況、決算見込み等の状況から積算した結果といたしまして、2,900万円の減額となったものでございます。

続きまして2点目、予算書19ページの1款1項2目町民税法人についてでございます。5社の減で5,000万円の減額となっているが、この要因について、要因は何かについてと、日本経済の流れについてどのように分析し、今後の見通しはについてであります。

最初に、法人町民税の減額要因でございますが、法人町民税は平成26年度税制改正によりまして、税率が12.3%から9.7%に引き下げられました。単純に法人割は従前の78.9%に減額されることとなります。また、平成25年度決算で高額納税をしていただきました企業が平成26年度中に町内事業所を閉鎖したことによる減額も大きく影響していると考えております。

法人町民税は申告納税でありますので、企業の実績による法人町民税の納税額を把握することが難しいところではございますが、可能な限り聞き取り調査等を実施し、正確な数値をつかんでまいりたいと考えております。

次に、日本経済の流れについてどのように分析し、今後の見通しはについてであります。企画総務部長の補足説明にもあり、一部重複いたしますが、日本経済は昨年4月の消費税増税後、駆け込み需要の反動により大きく落ち込んで以降、持ち直しの兆しは見られますが、そのペースは緩慢となっています。平成26年度の国内景気回復対策、アベノミクス3本の矢の一体的な推進により、緩やかな回復基調は続いておりますが、個人消費等に弱が見られ、実質GDP成長率は平成26年度では前年度比0.5%の減となっています。大企業を中心として、企業業績が改善しており、景気に明るい材料は見られますが、中小企業におきましては回復を見込んでいる企業は13.4%と前年度調査の半分まで落ち込み、その効果は中小企業まで波及しておらず、慎重な判断をする

企業が増えております。

このような状況の中で、平成27年度当初予算編成の現段階では、景気回復による町の法人町民税の増額は見込めない状況ですが、平成27年度の景気動向や申告状況を慎重に把握していきたいと考えております。

次に、3点目、予算書20ページ1款2項1目固定資産税現年課税分の固定資産税の減額要因についてと、固定資産税の収納率98.8%、この収納率の決定根拠は何かについてであります。

最初に、固定資産税の減額の理由であります。主な減額の要因は家屋の評価がえによるもので、経年判読調査による滅失家屋の増や損耗によります経年限定補正による減額が主なものでございます。

土地につきましても、全国的に地下の下落は縮小し、上昇や横ばいな地点も増加しておりますが、地方におきましては依然として下落基調が続いていることから、平成26年1月1日を価格基準とする平成27年度評価がえに地価下落を反映し、平成26年1月1日から平成26年7月1日までの変動率を反映し、1.27%を減じたところでございます。

償却資産につきましては、変化率をゼロとして算出した結果でございます。

次に、収納率の算出根拠についてであります。平成22年度から平成25年度、町の4か年の固定資産税決算の現年度分の収納率を平均いたしますと98.66%であります。平成25年度は一部高額な納税猶予をし、現年分として未収額となったことから、収納率が98.28%と前年の平成24年度の98.90%と比較しますと0.62ポイント下がったという特殊な要因がありましたので、平成25年度を除きまして、平成22年度から24年度の3か年を平均したところ、98.78%でありましたことから、98.80%と前年の当初予算と同率としたところであります。

近隣3市3町の平成25年度の純固定資産税の現年分収納率の平均は98.61%となっておりますことから、平成27年度予算の収納率98.80%は、過去の実績や近隣市町と比較しても適切な収納率の見込みと考えております。

以上でございます。

○11番（米山千晴君） 今の御答弁の中で、町民税の減収、これは給与所得の落ち込み、また生産年齢等の減少等が考えられますけど、一つ私の考えの中では、せっかくの富士山を持っている、金太郎を持っている富士山納税、あと金太郎納税、要するにふるさと納税でございますけど、こうやったものも一つのおもしろいアイデアになるのではないかなと、このように考えておりますけれども、その辺のお考えを少しお聞かせいただきたいと思いますけれども。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） ただいまのふるさと納税の制度でございますが、今、うちもこの制度はうちとしても受ける体制はあるんですが、それを拡充ということを、今後ちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○11番（米山千晴君） 本当に税率を上げるための鋭意努力をしていただきたいと、このように考えております。

また、法人税が、これ、企業の義務ということでございまして、なかなか金額的には大きい減額だと考えております。それについて、先ほど課長は企業の聞き取り調査を十分したいと、このようにお考えですけど、やはり今後、内陸フロンティア等々、いろいろ企業が進出してくると思います。その辺について、本当にしっかり企業の聞き取り調査等をしていかなければならないのかなとこのように考えておりますけど、再度もう一度その辺をお聞かせください。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○税務課長（池田 馨君） 今、米山議員の方からお話がございましたとおり、これから新しい企業等がたくさん進出が見込まれておりますので、なるべく情報をたくさん仕入れるような体制づくりをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○11番（米山千晴君） 次に、29ページ14款1項4目の農林水産業、使用料、1節農業使用料336万1,000円のうち、説明2足柄ふれあい農園使用料58万8,000円とありますが、何区画分のもので、利用率、その辺を御回答願いたいと思いますけれども。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 予算書29ページ14款1項4目足柄ふれあい農園の使用料についてでございます。足柄ふれあい農園は全部で55区画あり、このうちJA婦人部で使用していただいておりますモデル農園として、区画として4区画、それから野菜の残渣置き場区画として2区画がございます。したがって、この6区画を除いた49区画、これについて年間使用料の1万2,000円、58万8,000円を計上させていただいております。したがって、利用率としては100%というふうなことで計上させていただいております。

以上です。

○11番（米山千晴君） 49区画全部埋まっているということの御答弁でございました。足柄以外にも、やはりこういうもの、今、都会の人達が非常に憧れているというように聞き及んでおりますので、足柄以外にもこういう農村公園みたいな形のものをどこかにまた再度つくるといようなお考えがあるのかどうなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 今議員おっしゃられましたように、農村公園については、今、市民農園というふうな形で非常に多くの方が利用されているというふうなことで、近隣を見てみましても、そういう状況でございます。この市民農園については、非常に農地法の関係だとか手続き上の問題もございますので、まずはその点を十分に検討していただいて、それから農地の方の貸し手の問題もございますので、それらも含めながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（米山千晴君） 世はまさに家庭菜園時代でございまして、今、遊休農地がかなり、この問題についていろいろな方々から御議論等があるわけでございますけど、この遊休農地も施策の一つになるのではないかなと、このように考えております。

また、この農地を求めることによって、定住人口の増加等々にもなるかやと思いますけれども、その辺のお考えをもう1点お聞きしたいと思いますけれども。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 再々質問にお答えをいたします。農業委員会も耕作放棄地の解消というふうなことで、町内の農地をいろいろ調査いたしまして、最も有効的な活用の方法についても検討してございます。したがって、農業委員会としてもこの課題について共通認識を持っているということでございますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（米山千晴君） 続きまして、5項目目なんですけれども、先ほど阿部議員が49ページ21款6項1目の説明欄22ミニポートピア富士おやまの件でございますけど、重複いたしますので、これは質問を控えさせていただきます。

次の質問でございます。82ページ2款7項1目14節使用料及び賃借料、松田町町営駐車場使用料144万円は、地主との契約の内容はどのようなになっているのか伺わさせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 予算書82ページ2款7項1目説明欄（3）の松田町町営駐車場使用料144万円でございますが、この駐車場につきましては、松田町との中で特に小田急線を利用して通勤通学される町民の利便性を図るということで、これを目的に平成24年1月から松田町の町営駐車場20区画につきまして使用許可申請をいたしまして、1区画月額5,000円で借り受けてまいりました。

しかし、その後、利用者が増えてまいりましたので、これに対応するため、昨年6月の定例会におきまして4区画を追加するという補正をいたしまして、現在は24区画を借り受けております。新年度、平成27年度におきましても引き続きまして、この24区画を借り受けまして町民の方に使用していただくように考えております。

以上でございます。

○11番（米山千晴君） 4区画増えたということでございます。それについて、地主さん、これは松田町でよろしいですね。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） はい、松田町でございます。

以上でございます。

○11番（米山千晴君） 続きまして、歳出の関係の84ページ19節小山町地域産業立地事業補助金

1,000万円でございますけれども、この内容について詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠藤正樹君） 米山議員の御質問にお答えいたします。

小山町地域産業立地事業補助金1,000万円の内容についてでございます。この補助金は地域産業の高度化、活性化及び雇用の創出を図るために町内に一定の要件に合致した製造業の工場、研究所、物流センター等を設置する企業に対しまして、用地取得と新規雇用の一部を補助するものであります。

現在、小山湯船原工業団地の企業誘致を活発に行っておりますが、幾つかの企業につきましていまだ調整中でございます。したがって、平成27年度当初の1,000万円に関しましては頭出しの予算となっております。

以上でございます。

○11番（米山千晴君） 頭出しということでございますけれども、内陸フロンティアの関係が動いてくることによりまして、たくさんの企業が小山町に来て、人口も増えるというのは我々の望みでございますので、精いっぱい頑張っていただきたいと、このように考えております。

続いて、歳出の関係、154ページ7款4項2目13節委託料2,111万3,000円のうち、景観計画策定業務197万1,000円の内容について御説明をお願いいたします。

もう1点でございますけれども、156ページ7款4項3目13節委託料、豊門公園整備計画策定業務100万円の内容について、また御詳細をお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） まず予算書154ページ7款4項2目説明欄（2）都市計画費、13節委託料のうち景観計画策定業務197万1,000円の内容についてでございます。当業務は債務負担を組んで今年度、平成26年度から取り組みを開始しております。

27年度においては行為の制限の内容等の素案についての検討を、須走地区におけるワークショップ等を通じて行い、案の確定に向けた作業を実施してまいります。ワークショップの開催と並行しまして、庁内の協議も進め、共通の認識を持ってパブリックコメント等を実施する予定となっております。

次に、予算書156ページ7款4項3目公園等整備費、説明欄13節委託料のうち豊門公園整備計画策定業務100万円の内容についてでございます。豊門公園については、現在、遊休部分に庭園的要素を加えることによりまして、公園としての価値がより高まるものと考えております。27年度におきましては、それら修景的な視点を持って基本的な考え方を示す素案を策定してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○11番（米山千晴君） 景観策定業務、今、素案をつくっているということでございますけれども、やはり世界文化遺産に登録されました富士山、これ、何よりの我々の財産だと思っております。

そういう観点からも、この景観計画の策定、これ、急がなければならない、こう考えております。
一刻も早い策定を目指していると思いますが、その辺、再度、いつ頃ぐらいになるかというお考えがあるか、それをお聞かせください。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） 議員御質問のとおり平成28年4月の条例施行を目指しております。
それに間に合うように鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（米山千晴君） 以上で終わらせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、6番 梶 繁美君。

○6番（梶 繁美君） 私は予算書ページ155ページの都市計画費のことについて4項目にわたってお尋ねいたします。

まず私、都市計画とはどういうものかということを常々思っているわけでございますけれども、今回、道路計画として初めて小山町に街路が計画されて、事業実施されるということでございます。今まで、若干足柄駅前だとかそういったところにおきましては面整備と合わせて、その区間だけやってきたという経過がございますけれども、今回、街路として事業が組まれるということでございます。更に、それに対して国庫補助が50%出ると。それは予算書の財源内訳に書いてあるとおりでございますけれども、大変当局の御努力に対して、道路にお金をもらってきたということは、私は画期的ではなかったかというふうに思うし、当局を高く評価したいと思います。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、私は都市計画とはということがございますもので、それらを併せて予算書の中から総合的にお聞きいたします。

まずはじめに、説明3の都市計画道路整備事業費でございます。2億1,047万2,000円でございます。これの、ここの、これはまだ用地費補償費でございますもので、ここに挙げられている道路の全体計画についてをお聞きします。

次に、2点目としまして、都市計画税の導入についてをお伺いします。用途地域指定して、この特に都市計画区域を決定するときに市街化調整区域と市街化区域と2つの区域に分けたわけでございますけれども、市街化調整区域は別としまして、市街化区域には町が整備をするという大前提があると思います。それじゃないと住民、区域内にある皆さんは高い税金を払うのみであって、なかなかその恩恵に漏れるんだと。だから、早く都市計画の都市施設をつくっていただく。特に道路等は都市計画決定してありますもので、これらについてはやるということが前提だろうと思います。

それに対して、その事業費については法律にあるとおり都市計画税という目的税がございます。この都市計画税を徴収し、この税金をもって都市施設の整備に当たるということが基本原則だろうと私は思っております。

特に私は、小山町は市街化区域と市街化調整区域にあると、市街化区域の都市施設について予

算を執行すると、その予算は一般財源から町費が払う。そうすると、町費は特に税ですけれども市街化調整区域の方も負担している。その税金がその区域へ、特定な地域に使用されるということとは、税の本質からいってもそぐわないじゃないのかというふうに思うわけでございます。そういうわけで、その都市計画税の導入についていかがお考えかお聞きしたいと思います。

それから、3点目としまして、先ほど申し上げたとおり都市計画道路、都市計画街路を整備するということは、イコールその地域の面整備を行うというのが基本的な考えだろう、基本原則だろうと思っています。道路だけ入れたならば、それはやはり目的の中にそぐわない。面整備を行って初めてその道路の使命を達成するわけでございますもので、面整備についていかがお考えか、お考えをお聞きしたい。

それから、4点目としまして、市街化区域はそういった面整備したり何かしてきますけれども、調整区域を通過しております。その調整区域の道路を建設するときに、やはりせっかくいい道路をつくるんですから、しかも1級道路、町道の1級道になっておりますもので、この道路をつくるときに市街化調整区域にあっても道路沿線については面整備ができるよう、例えば246号線では沿線80メートルは無指定してございます。何でもできるようになっております。やはりそういった道路にお金をかけるんですから、その付近についても面整備ができるよう計画することが必要じゃないかと私は思います。それらについてお伺いします。先に都市計画については、その4点をお聞きいたします。よろしくお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（野木雄次君） まず予算書155ページ7款4項2目説明欄（3）都市計画道路整備事業費2億1,047万8,000円について。今年度は物件補償算定業務、それから用地物件補償が主な業務内容となっております。全体計画についてということでございますけれども、街路事業として全体延長が480メートル、幅員は16メートル、それから社会資本整備総合交付金事業の位置づけにおいて、全体事業費が8億8,400万円を現在のところ見込んでおります。

平成27年度から28年度にかけて用地買収、物件補償、28年度から工事着手、それから平成30年度での完成を計画してございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（池谷精市君） 都市計画税の導入についてお答えをしたいと思います。この税の導入ですが、都市計画税は都市計画事業の推進のために充てるということで、目的税となっておりますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

都市計画税の導入につきましては、平成23年12月議会でも一般質問の中で答弁をさせていただいておりますが、現在、都市計画道路の再検証業務と、それから平成47年を見据えた都市計画マスタープランの見直し作業を平成25、26をかけて実施いたしました。今年度完了ということになっております。今後、この成果をもとに、優先すべき都市計画事業を明確にしながら、都市計画

税の導入について町民の皆様に御議論、御理解をいただく場を設けながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、都市計画道路の周辺における面整備についてでございます。御質問の趣旨は、今回、予算計上してございます大胡田用沢線の周辺ということで理解をして答弁をさせていただきますが、今回の街路事業として実施する区間は、市街化調整区域となっておりますことから、周辺の遊休地については宅地化を推進したいというふうに考えております。

また、今回の都市計画マスタープランの見直し作業の中で、人口の維持というものを、これから将来にわたる小山町の人口の維持という計画を一つの目標としております。その中で、宅地及び宅地供給を推進するというため、市街地整備に積極的に取り組む計画の内容となっております。整備の手法などにつきましては、今後、地権者、地域の皆様と協議をしながら進めて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、都市計画道路の市街化調整区域内の区間、周辺についての宅地化、もしくは市街化調整区域からの除外というふうな御質問の趣旨だということでお答えをさせていただきます。現在、大胡田用沢線の市街化調整区域内の区間につきましては、議員御指摘の区間につきましては、用沢につきましては、現在、ほ場整備の計画がありますことから、市街化区域への編入というのは考えておりません。また、既にほ場整備の計画が進んでおりますことから、農地として農振の地域の指定をして事業を進めていくということがございますので、現状のまま農地の中を都市計画道路が通るという形で進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○6番（梶 繁美君） 再質問をさせていただきます。全体計画につきましては、前からお話も聞いているし、ぜひ30年までに完成できて、地域の皆さんの期待に添えていただくよう、ぜひ事業を滞りなく推進されることを希望します。

次に、都市計画税の導入でございます。このことについては、町長にお聞きしたいと思います。なぜならば、町長、マニフェストをつくって町民の皆さんにアピールして、近く7日の日にはそのまた検証と評価をやるということで御案内を、私もいただきましたもので、喜んで参加したいと思っていますけれども。

前回やったときも評価が高評価を得ています。たしか自分でこうしますよと言ったことはうまく評価できておりますけれども、私は議会で答弁したことも、ぜひ重要な案件として取り上げていただきたい。そういう姿勢を持っていただきたいと思っています。ということは、今、部長から説明がございましたように、これ、平成23年、9回の12月定例会での議事録です。そのときに町長がこう述べております。先ほども部長の答弁と一部重複しますが、現在都市計画マスタープランの見直し作業あるいは都市計画道路の見直し作業を平成24年、25年度に実施したいと考えておりますので、これらと同時進行で都市計画道路について町民の皆様の議論あるいは御理解をいただけるよう進めてまいりますと御答弁されております。

その後、どのように進めているか、町長から、あるいはどのように進めていきたいか、お考えをお伺いしたいと思います。

次に、面整備のことでございますけれども、ぜひ私が今承知しているのは、平成2年からはじめた足柄駅前地区画整理事業、平成9年度で多分換地処分が終わっていると思いますけれども、それ以来、公共の土地地区画整理事業は一つも進んでおりません。やはり良好な住環境、良好なまちづくりのために、ぜひ地区画整理事業は必要だと私は思っています。それがイコール人口増加にも当たるとのことだと思います。

最近進めている町のミニ開発宅地でも、先日お話を聞くところによると、大変好評であると同っております。ですから、ぜひ面整備についても、地域住民の皆さんと話し合っていくんだということでございますけれども、ぜひ進めていただきたい。地域の皆さんは望んでおります。先ほど言ったように、全部あそこの用沢、あそこ、約30ヘクタールぐらいあると思いますけれども、全部一遍にやることは無理です。何区画かに分けて、全体計画をつくっておいて、それでこの部分、この部分やるということにした方がいいと思うし、その計画書がないと道路をつくったときに、街路をつくっていくときに手戻りが出てしまう。多分面整備を行うと、6メートル道路、9メートル道路が必要となってきます。そうすると、せっかくやった都市計画街路に手戻りが起きてしまう。あるいは今の街路の今度はやっていく沿線に不整形な土地が出てしまう、この方達は、この土地はどうしてくれるんだと。例えば三角に残ってしまう、地主によってはそういうところもあると。それは町はどうしてくれるのかなと考えて御心配されている方もいます。

そういう意味で、面整備を全体的計画をつくってやれば、そういうことも説明の中で解消できるんじゃないかと思います。

また、あそこは用沢のこの地域については、都市計画法に基づく土地地区画整理事業を進める、あるいは街路を決めるときの調査、A調査まで実施してあると思います。A調査も平成2年か3年にやってありますもので、今になればもう20年経過しているから、果たして手直しだけで済むかどうかわかりませんが、A調査等を実施して、面整備に取りかけられるよう、ぜひ準備していただきたい。そういうふうに思う。そういうことをお願いしたいと思います。

次に、4番目の用沢の、要するに街路、市街化区域から上ですね、中用沢あるいは正間田までの間でございますけれども、ここはたしか調整区域でございます。今回、農地の整備事業をやるということも承知しております。私はなぜ申し上げているかというと、農地整備を行うと、その地域が青地指定になってしまう。そうすると、20年間はその土地が塩漬けになってしまって、せっかく道路をつくっても、その沿線へ宅地開発はできない。せっかく街路、題目としている街路をつくっていても目的にならないというふうに思うもので、たしか農地で進んでいることも私は十分承知しております。しかしながら、それじゃもったいないじゃないですかと、そういうことも計画したらいかがですかということでございますもので、十分検討されて、今後取り組みしていただけたらと思います。それについて、もう一度部長の答弁をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 梶議員の質問にお答えしたいと思います。まずは都市計画税でございますが、これにつきましては、今、部長が答弁したとおりでございます。確かに23年の12月議会の答弁、承知はいたしております。ただ、このスケジュールがだいぶ遅れちゃいまして、1年ずれ込んだということで、今年度中に都計道の見直しあるいはマスタープランが完了ということで、年度かわってこれについてはしっかりとまた皆さん方の議会の御意見を伺いながら、また町民の理解をいただきながら検討してまいりたいと思います。

次に、面整備、この問題、今おっしゃるとおり、人口が減少気味の中で、どういう形にしる今定住施策について、町としても重要施策として取り組んでいるさなかでございます。現在、菅沼の地区約8ヘクタールくらいございますが、ここの皆さん方が区画整理をお願いしたいということでアンケート調査をとって、今、集計の段階でございます。あと、北郷地区の一色、ここでも地主さん数名から区画整理をお願いしたいと、こういう要望がございます。今の用沢の件、十分承知しておりますので、これらについてもまた地権者、地主さんからの御要望がございましたならば、町としても検討していきたいなと思います。

ただ、今、直売で買う計画でございますので、例えば不整形な土地が残るということであつても、区画整理という形の手法をとれば、その辺は解決できるではなかろうかなと、こんな見通しを持っております。

あと1点、部長ということですが、大胡田用沢線から上に向かう都計道に係る道路整備の件ですが、これにつきましては調整区域ということでほ場整備の相談は町長になる前から、私、県会議員当時から受けておりまして、町長になっていろいろ話をする中で、今、梶議員からお話のように、市街化区域の隣接地であるし、近くに新東名が通り、スマートインターもできると、こういう中で、このアクセスになるということで、このまま田んぼにするのでは将来的に、あといろいろな禍根を残すよと、いろいろ考えて、でき得ればやっぱり青地にしてほ場整備をするよか、市街化区域の中に編入して利活用なんかよろしいじゃないですかと、このようなお話をさせていただきましたが、結果として、地主さん方の役員さん、どうしてもほ場整備やるということで、このお話でありますので、今の事業を進めていると、こういうことでございます。

あと、9.75メートルの町道という形で、今、計画しておりますので、歩道もつきますので、街路樹が何かでその辺の景観的なことも補うことができるのかなと、こんな思いもいたしております。

以上であります。

○6番（梶 繁美君） ただいま、いろいろ町長から御答弁いただきました。よく理解もできますし、私の願いごともありますし、そういうこともぜひまた今後検討していただきたいというように思います。

次に進みます。次は、188ページの社会教育総務費のことです。その中の森村橋の整備計画の策定委託料です。実は私、このことについていろいろ調べながら、事務局へ来て今回要望するんだということで書いた、うちへ帰って、次の日に広報がうちへ届きました。そうしたら、森村橋のことが書いてありました。ああ、なるほど、こういう関係で調べるのかなというふうに思いました。ある程度広報でわかりましたけれども、2、3、しつこいようでございますがお聞きしたいと思います。

というのは、なぜならば、あの森村橋というものは明治、大正の建造物の遺産でございます。当初あそこ、富士紡が1、2工場を閉鎖して、工業団地にすると、売り出すということで、町と協議した段階で、都市計画、土地利用その他で、上から道路を入れることはちょっと基本的に難しい、下から第2工場の方、下から、鮎沢川の方から乗り入れるということで計画したんですけれども、そのときにあの森村橋をどうするかということが、当然河川管理者である県は、あれを落橋させなさいと、新たにつくりなさいと。当然9メートルの道路を入れなさいという御指示でございましたけれども、当時、町長の県会議員のときにいろいろお願いしたり、当時の県の方々をお願いしまして、何しろ日本橋の100選に入っている橋である、また、先ほど申し上げた大正、明治の建造物がなくなっていく時代にあって、何とかして守らないと、そういうものを守っておかないと、壊してしまったら終わりですということをお願いしまして、結果的にあれを残してよろしいという河川管理者のこれ、いただいたわけです。そのくらい、みんなしてあの橋を守ろうとした。先ほど申し上げましたように、日本の橋100選に入っているし、あるいは材質は、この間の広報ではちょっと違うこと書いてありましたが、私はスウェーデンから鉄道をやろうとしたときの橋で、その鋼鉄が非常に価値あるものだ、当時のもので非常に強い強固なものであるということで、鋼鉄そのものも非常に価値あるものというふうに聞いております。

そういうことで、そこら辺ございますもので、いろいろな広報にも書いた、いろいろな方の資料、あるいはそういったお話をお寄せくださいと書いてありました。ぜひ今回、調査するに当たって、そういうことも調査してもらって、町民の皆さんに、またその結果を教えていただくような調査にしていいただければなということでございます。

もう一度、広報と重複するかもしれませんが、申しわけないですけれども、どういうふうな計画を持って調査委託を出すか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長補佐（大庭和広君） 予算書187ページ9款5項1目説明欄（4）文化財費のうち、188ページ13節にございます森村橋整備計画策定の内容はについてでございます。整備計画の策定の内容は、国の登録有形文化財である森村橋を小山町の観光資源として活用したいこと、また、橋としての機能回復、更に今後も貴重な文化財として適正に管理、保存するために有識者等のアドバイスをいただきながら、具体的な方策等について研究し、整備計画を策定しようとするものであります。

以上であります。

○6番（梶 繁美君） 私、2つ、2件を聞いたので、先ほど、町長御答弁あったというように、いろいろな調査、そういったことでございます。ぜひ将来禍根のないようにお願いを申し上げて、質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、小山町一般会計予算予算質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第3 議案第23号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第4 議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5 議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第6 議案第26号 平成27年度小山町土地取得特別会計予算
日程第7 議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算
日程第8 議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第9 議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算

○議長（鷹嶋邦彦君） お諮りします。日程第2 議案第22号から日程第9 議案第29号までの平成27年度特別会計及び水道事業会計の予算8件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第29号までを一括議題とします。

本議案については、2月24日及び25日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

質疑の事前通告の通告順により、発言を許します。

最初に、1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 所属委員会に関する会計もありますけれども、総括的な要素ですので、質問をこの場でさせていただきます。

まず最初、国民健康保険特別会計についてであります。2点質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、今回の国民健康保険税率改正に伴う国民健康保険税の値上げは、夫67歳、妻63歳のモデルケース試算では、比率で17.6%の増となります。しかし、平均上昇率で見ますと、それより高い21%の増であり、関係町民にとっては極めて大きな負担増になるわけです。

問題は後期高齢者医療制度導入直後も値上げをせず、今まで長い間据え置きで来て、ここできなりこれほど大幅な値上げをするわけで、税金を払いたくても払えない方が増大するのではないか、こんな心配もするわけですが、その点でのお考えをお聞きしたいと思います。

2点目ですけれども、2点目、2つ大きく分かりますけれども、まずその1点目、今回、法定外繰り入れを3,000万円やりますが、今まで当局は法定外繰り入れについて税の二重取り論を展開して、私、何回か質問をしたことあるわけですが、聞く耳を持ちませんでした。今回、法定外繰り入れを行う根拠は、税の二重取り論はどこへ行ったのかというふうなことで質問をいたします。

その2ですけれども、手元に平成25年度のデータがないので、平成24年度実績でしか示すことができませんけれども、被保険者1人当たり、御殿場市で6,551円、裾野市で6,933円、長泉町で8,055円、清水町に至っては9,467円台と相当な額の法定外繰り入れを行っております。小山町は今回の国保税値上げに合わせて、当該者の負担軽減を少しでも図ろうということであるのなら、近隣市町程度の5,000万円から1億円近い法定外繰り入れをしないのか。近隣市町より人口は少ないとはいっても、3,000万円では十分とは思えないわけですが、その点についてはどうお考えか質問をいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 高畑議員の御質問にお答えをいたします。

国民健康保険は国民皆保険制度の中で相互扶助の精神で成り立っている社会保障制度であり、このため、国民健康保険を運営していく上で要する費用を受益者負担の原則により御負担していただいております。町では平成12年度の改正後、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設時に後期高齢者支援分の課税分が増加をいたしました。当時の既存の税を案分した税率改正でありましたので、実質は引き下げでありました。

提案説明の中でも申し上げましたように、町の国保は平成22年度から単年度収支が赤字となり、以後、25年度まで4年連続の赤字であります。国保税は医療費分と後期高齢者医療制度への支援分、介護保険料の納付分の合算であります。赤字分の補填につきましては基金の取り崩しにより対応し、その都度9月議会では決算報告で、また、3月議会では予算審議において説明をして

まいりました。今回の税率改正は、75歳以上の方が加入される後期高齢者医療制度への支援金分と、介護保険特別徴収義務者として40歳から64歳までの方の介護分の改正が主なものであります。

なお、改正に当たり、小山町国民健康保険法第11条に規定をする被保険者、保険医及び薬剤師代表、公益代表からなる小山町国民健康保険運営協議会に諮問をし、答申をいただいております。答申では税額上昇の緩和措置として、法定外繰り入れ等を行うこと、また、国保の都道府県移管など、制度の過渡期であることから、町として適切な支援措置に配慮すること、また附帯意見として特定健診の受診勧奨、各種保健事業の推進を図ること、健全な財政運営に努めることをつけ加えられ、改正は妥当であるとのことのお答えをいただいております。今回は、こうした協議会の答申を尊重しながら、持続可能な制度の確保のために、条例の一部改正を上程したものであります。

なお、国保税を払いたくとも払えない方等への対応につきましては、分割納付等、引き続き納付相談を実施してまいりたいと考えております。

次に、法定外繰り入れを行う根拠についてであります。国保事業は公費5割と国保税を財源としながら、保険給付等の特定の支出に充当しており、法定外繰入金とは本来の収入だけでは国保事業が運営できない場合に一般会計から国保会計に対し、財政支援を行うものであります。先ほど申し上げましたように、単年度収支が赤字になりましたが、基金があるにもかかわらず取り崩しをせずに、即法定外繰り入れを行うことが、果たして良い方法なのか。また、国保以外の保険に加入されている皆様の町税等を、国保会計に入れることは社会保障とはいえ、二重、三重の負担が生じてくることから、基金の取り崩しによる対応を選択しながら、保険運営を進めてまいりました。

今回の法定外繰り入れにつきましては、国における持続可能な医療保険制度を構築するための制度改正の中で、平成30年度の都道府県移行や保険給付の動向等を慎重に検討するとともに、国保運営協議会の答申に答える形で法定外繰り入れを選択し、予算措置を行うものであります。

次に、繰入金の額についてであります。御承知のとおり、国保の制度は国保事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とし、疾病、負傷等に対し、必要な保険給付を行うものであります。

現在、国におきましても、高齢化の進展により医療費が増加する中で、いかに持続可能な制度としていくかが重要な課題となっており、財政安定化のために平成30年度からはその運営が静岡県に移行する予定であります。

このたび、先ほど以来申し上げておりますが、単年度収支が連続赤字であり、その対応財源としてきた基金が底をついたことにより、国保運営協議会の答申を尊重しながら、一般会計からの3,000万円の法定外繰り入れを選択肢として選びました。近隣市町と比較をされているようですが、町の国保の被保険者、約4,600人で割り返しをいたしますと、1人当たり6,500円ほどとなります。これ、家庭生活と同様に、市町村の財政状況はそれぞれ異なります。現在、町では大きなプロジェクトを抱え、多額の予算を必要としております。そうした厳しい財政状況の中での

3,000万円の捻出は、決して安価なものではなく、重いものと受け止めております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 法定外繰り入れに関しては、長年ほかの自治体では実施してきているわけですが、小山町の担当課としては、国保会計は原則として国保会計の中でやるべきものというお考えに変わりはないというふうなことの理解でよろしいでしょうか。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 原則はやはり法定外繰り入れ、法定外という言葉がついている以上、原則は好ましいものとは思っておりません。ただし、財政の状況、これはその年、その年で変化しております。これに対応していくためには法定外繰り入れも、以前申し上げましたように、選択肢の中に入れて考えてまいりたいと思います。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 自分の所属する委員会の中身でもございますので、詳細につきましては、また委員会の方で細かく質疑をさせていただきます。

引き続き、議長、あれなんでしょうか。一括ですので、介護保険や何かも。

○議長（鷹嶋邦彦君） 介護保険、お願いします。

○1番（高畑博行君） わかりました。それでは、介護保険特別会計に関しても、総括的な質問ですけれども、よろしくお願いいたします。

第5期介護保険料は、小山町は県下で一番高い5,300円になり、新聞紙上で報道されるなり、驚きと疑問の声が町民の間に広がった記憶はまだ新しいところです。新たにできた老健施設の入所率も満床に達していない状況ですし、足柄に完成予定の施設の開所も遅れております。

そんな中で、今回、更に月200円、3.8%の値上げと聞いて驚いております。第6期の近隣市町の介護保険料改定の状況の見通しを見ても、5,000円を超す自治体は、この近隣市町で1つもなく、高齢化率が本町は若干高いとはいっても、本町より高い、例えば函南町だってあるわけです。試算算出の結果、5,500円としたようですけれども、私は5期を終えた時点ではまだゆとりはあるのではないかというふうに感じておりますし、今期も200円アップというのは、やや納得できないわけなんですけれども、今回の値上げに関してはどういうことでこういうような案を出されたのか、質問いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 町では平成26年度で第5期の介護保険事業計画が終了することから、27年度から29年度までの3年間を期間とする第6期介護保険事業計画の策定を進めてまいりました。その中で、高齢化の進展により、65歳以上の第1号被保険者数が29年度には5,055人と5,000人を超えること、また要介護認定者が979人まで増加する予定であること、第1号被保険者の負担割合が21%から22%に増えること、また、減額の要因としては、介護の報酬が2.27%減額されることなど、これらを全て考慮して推計をした結果、3年間の給付の額が約47億円になると

したものであります。

介護保険料は公費 5 割、保険料 5 割という負担割合が法律で定められており、市町村ごとに 3 年間で要する給付の総額を負担割合と被保険者数によって割り返して保険料を算定するものでありますので、小山町におきましては結果として月額 5,500 円と、現在と比較し 200 円、率にしまして 3.8% の増加とさせていただくものであります。

全国平均が 5,550 円との報道もされておりますので、ほぼ全国平均並みかと考えております。

議員の言われる近隣市町は高齢化率が低く、したがって、介護に要する給付費も少なく、小山町と比較し、保険料が安価なものと考えておりますが、第 5 期から第 6 期への保険料の上昇率は、途中経過ではありますが、東部の 14 市町を見ますと 10% を超すところが 7 市町、小山町の 3.8% を超すところが 10 市町ありまして、どこも介護に要する費用は増加傾向にあります。

被保険者の皆様が御希望される質の良いサービスを十分に受けるためには、御負担していただく保険料も高くなるのが介護保険の仕組みでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、間もなく終了いたします第 5 期の収支で、ゆとりがあるのではとの御質問であります、足柄地区で建設が進められてきた老人保健施設の開業が、今年秋に延びたことにより、収支は計画値よりもその分減少するものと予測をしておりますが、その分につきましては、次期第 6 期の保険料算定において減額の要因に含んで試算をしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○1 番（高畑博行君） 先ほどの国保同様、介護保険も小山町に住む町民にとっては、やっぱり住みやすさの 1 つのバロメーターになり得ます。定住人口をやっぱり増やすというふうな、宅地開発ですとかそういう部門とは全く性質は逆ですけども、この国保や介護保険の問題というのはそういう側面からも考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

私、自分の所属する委員会の案件でもありますので、その委員会の中で詳細については更に質問をさせていただくというふうにしたいと思います。

じゃ、次に、下水道事業特別会計に関して質問をさせていただきます。これも総括的な質問になろうかと思います。

毎年感じていることなんですけれども、下水道事業会計には一般会計から莫大な金額が繰入金として繰り入れられております。今回の予算案では 9,184 万 8,000 円の繰り入れです。実際には下水道は須走地区に限られたものですけれども、この 1 億円近い一般会計からの繰り入れについて、他地域の町民にどんなふうな説明をしたらいいのか、この点をお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（池谷和則君） 下水道事業特別会計への一般会計からの繰り入れについてであります。

公共下水道事業は、下水道法により公共下水道の整備、維持管理は市町村が行うものとする

されております。小山町公共下水道基本計画策定答申において、町の施策として須走地区に公共下水道を開始したいという経緯や、施設の建設、運営には多額の費用がかかり、国庫補助金、下水道使用料等では賄い切れないことから、その不足分を一般会計から繰り入れをするものであります。

須走地区は、町の上流部に位置し、公共水域の水質保全を図ることは大変重要なことでございます。下流では生活用水や農業用水、防火用水として利用される中、生活環境の保全がなされているところです。

町といたしましても、利用者の負担を見直し、平成26年4月に下水道使用料の改定を行うなど、一般会計からの繰り出しの削減に努めているところでございます。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） それでは、最後に、水道事業会計について1点だけ質問をさせていただきます。

提案説明では、水道事業は配水施設の整備などの第5期上水道拡張工事を継続云々と書かれております。小山町の水道管は大変老朽化しているものが多いということを耳にしますけれども、老朽化した水道管の入れ替え作業の見通しはどうか、その現状と併せて説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（池谷和則君） 老朽した水道管の入れ替え作業の見通しと現状についてでございます。

水道管の管路延長は平成25年度末、導水管、送水管、配水管を合わせ、総延長155.7キロメートル、耐震管路延長は30.1キロメートル、耐震化率は19.4%となっております。一方、法定耐用年数を経過した経年管路は23.6キロで、総延長に対し経年管路率15.2%となっている状況であります。

町といたしましても、安全で安定的な水道水の供給を図るため、順次整備を進めており、平成25年度では柳島、須走地区における石綿管の布設がえ工事を実施し、把握している石綿管は全て布設がえが終了しているところでございます。また、平成26年度では、配水管布設がえ工事等により1,800メートルの改修を見込んでおり、平成27年度では2,300メートルを実施する計画となっております。

平成26年4月から料金改定がなされ、収益的収支における経営状況の改善がなされ、施設整備のための財源が確保されることから、第5次拡張事業計画に基づき、老朽管の解消、耐震化事業に積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 上下水道の整備というのは、大規模災害を考えたときにライフラインを守る上で極めて重要な事業になろうかと思えます。今後、着実な事業の進展を望むものであります。

以上で質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） それでは、議案第25号 下水道事業特別会計について、1点伺います。

予算書285ページ1款1項1目27節説明欄23過年度下水道使用料過誤納金還付金について説明をお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（池谷和則君） 285ページ説明欄23過年度下水道使用料過誤納金還付金2万円の内容についてであります。これは過年度に水道使用料を誤って重複納入等をされている16件につきまして還付するため、予算計上をしたものであります。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 以上で終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、2番 阿部 司君。

○2番（阿部 司君） 国民健康保険の特別会計、1件について質問をいたします。

予算書239ページ7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金が昨年より2.5倍の2億7,343万1,000円となっておりますが、その具体的な内容について伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 阿部議員の御質問にお答えをいたします。

予算書は239ページをお開きください。歳出7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金補助及び交付金の4億5,000万円についてであります。国民健康保険では静岡県、市、町、国保広域化等支援方針に基づき、市、町、国保の支援策の一環として、高額医療費の発生リスクの分散と市町保険者間の保険税の平準化、保険財政の安定化を図るために、県内の保険者が拠出金を出し合い、高額医療が発生した保険者に交付金を交付し、その負担を軽減させる保険財政共同安定化事業を行っております。

この事業は、これまで1件10万円を超えるレセプトを対象にしておりましたが、これを平成27年度から事業を拡大し、全てのレセプトを対象とすることとなりましたので、拠出金の額を増額するものであります。

予算書222ページ、223ページをお開きください。こちらは歳入であります。関連します歳入8款1項2目保険財政共同安定化事業交付金につきましても、歳出とほぼ同額の2億7,000万円を増額させ、27年度予算額を4億5,186万5,000円といたしました。このように、事業の拡大により歳入歳出の双方を増額するものであります。

以上であります。

○2番（阿部 司君） 終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、7番 込山恒広君。

○7番（込山恒広君） 309ページ歳入1款1項1目1節説明1ということでございますが、前回

も高畑議員の方へ大体報告してございましたので、私からはその似たやつをまたお願いしたいと思います。

第1号被保険者保険料3億3,710万5,000円の根拠についてよろしくお願いします。大体、前年度よりも増えておりますので、よろしく、どういうふうんだか、御説明をお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） もう1問お願いします。

○7番（込山恒広君） 2項目も関連しておりますので、312ページ歳入6款1項1目1節説明1ということで、町負担分2億517万3,000円について、これも人口相違もありますが、近隣市町の状況等、我々にわかりやすく、各角度から比較しての小山町はどうなんだということを御説明をお願いしたいわけでございます。よろしくお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 込山議員の御質問にお答えをいたします。

予算書は309ページを御覧ください。歳入1款1項1目第1号被保険者保険料、1節特別徴収保険料現年度分、説明欄は1、第1号被保険者保険料の3億3,710万5,000円の根拠についてであります。

介護保険制度では、国、県、町、いわゆる公費が5割、保険料が5割と、給付に対する財源の負担割合が定められております。65歳以上の第1号被保険者の負担割合は、国の改正によりまして、保険給付費の22%と定められておりますので、まず給付費の22%相当額を算出いたします。第1号被保険者には、年金から保険料を天引きされる特別徴収の方と、納付書あるいは口座振替で納めていただく普通徴収の方に分かれております。御質問は特別徴収についてでありますので、その方の割合を平成26年11月1日時点の91.7%を用い、この割合を乗じた金額であります。

次に、予算書312ページを御覧ください。歳入ですが、6款1項1目介護給付費繰入金、1節現年度分、説明欄1町負担分の2億517万3,000円の負担率等についてであります。介護給付費の財源として町が負担するもので、先ほど御説明したとおり、負担の割合が定められておりまして、歳出の2款の保険給付費約16億円に対しまして、町が負担する割合は、介護保険法第124条第1項で12.5%相当額と決まっておりますので、2億517万3,000円を計上させていただきました。

なお、近隣市町との関係は特にございませぬ。

以上であります。

○7番（込山恒広君） 今、お願いしたいですが、近隣市町とのどういうふうになっているか、ちょっと。一応、御殿場市とか裾野市とか清水町、その辺のちょっとパーセントをよろしく、できたらお願いします。人口割でもいいし、また、人口割とかいろいろありますけど、その見方が。我々に説明をしてくれりゃうれしい。小山町はどうなっているんだか。済みません、お願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 再質問にお答えをいたします。

ただいま説明してきたように、この率は、負担率というものは法律で定められておりまして、どの市町におきましても市、町、村の負担割合は12.5%というふうに定められておりますので、人口の多い少ないですとか、財政状況等によって異なるものではございません。

以上であります。

○7番（込山恒広君） いずれにいたしましても、町で繰入金をして、我々の負担率は変わらないということですね、全部、これは来たやつを負担するということ。町とはいえ、安くもならないと、高くもならない、一応、組合だか来たやつをもってやるということですね。あくまでも。幾ら町で繰り出しをしても、それは安くならないと。ほかの方でやるしかないということですね。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 再々質問にお答えをします。

負担の割合は、全て全国市町村、全く同じ率を使っております。ただし、金額につきましては、それぞれの市町村によりまして、介護保険に要する金額が全部異なります。小山町が16億円、隣の市が、例えば30億円としますと、その全体の給付に係る額は異なりますので、率は同じです。それで割り返した金額については、それぞれになると思いますが、率は一切、全く全国共通でございます。

以上です。

○7番（込山恒広君） あんまり私、ちょっとわかりませんが、幾ら町でもって負担しても、介護者の方へは負担率は変わらないということで、決まった、中での内規でもってやるようなこともできないということですね、それは。ほかの方でサービスしなくては。

○議長（鷹嶋邦彦君） 先ほど答弁があったとおりです。

○7番（込山恒広君） じゃ、しょうがないですね。わかりました。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第23号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、所管の文教厚生委員会

に付託することに決定しました。

次に、議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第26号 平成27年度小山町土地取得特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は3月6日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時48分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 梶 繁 美

署 名 議 員 込 山 恒 広

平成27年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成27年3月6日（第4日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	高畑 博行君	2番	阿部 司君
	3番	渡辺 悦郎君	4番	桜井 光一君
	5番	池谷 弘君	6番	梶 繁美君
	7番	込山 恒広君	8番	池谷 洋子君
	9番	湯山 鉄夫君	10番	真田 勝君
	11番	米山 千晴君	12番	鷹嶋 邦彦君

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企画総務部長	室伏 博行君	住民福祉部長	羽佐田 武君
経済建設部長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
危機管理監	新井 昇君	会計管理者兼会計収納課長	相原 浩君
町長戦略課長	小野 学君	総 務 課 長	小野 一彦君
未来拠点課長	遠藤 正樹君	税 務 課 長	池田 馨君
住民福祉課長	秋月 千宏君	健康増進課長	米山 民恵君
地域防災課長	後藤 喜昭君	建 設 課 長	岩田 芳和君
農 林 課 長	遠藤 一宏君	商工観光課長	山本 智春君
都市整備課長	野木 雄次君	上下水道課長	池谷 和則君
こども育成課長	湯山 博一君	生涯学習課長補佐	大庭 和広君
総務課長補佐	鈴木 辰弥君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員 6番 梶 繁美君 7番 込山 恒広君

散 会 午後3時51分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

11番 米山千晴君

1. 町長マニフェストの執行状況は
2. 未来拠点事業の進捗状況について
3. 2期目の町政はどのように

(個人質問)

1番 高畑博行君

1. コミュニティバスと調査運行バスの中間検証について
2. 「小規模基本法」と「小規模基本計画」を受けて、町の具体的施策について

5番 池谷 弘君

1. まち・ひと・しごと創生の小山町の対応について
2. 交通事故防止のための通学路の整備について

2番 阿部 司君

1. 一人暮らしの高齢者対策について
2. 道の駅の環境整備について

8番 池谷洋子君

1. 認知症対策について
2. 「振り込め詐欺」対策について

7番 込山恒広君

1. 六次産業化に向けた戦略ストーリーについて

9番 湯山鉄夫君

1. 町制の将来的創生に向けての課題について

3番 渡辺悦郎君

1. お達者度向上プロジェクトの今後について

4番 桜井光一君

1. 日本一あいさつできる町を目指して
2. 町に関わりのあるスポーツ選手とともに小山町の更なるPRを

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1

一般質問

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず、代表質問を行います。

11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） 会派新生会を代表いたしまして、3件の質問をさせていただくわけですが、いまいきれども、関連がございますので、1点目、2点目は関連性がございいますので、質問は一括でさせていただきます。

我々議員も、残すところ40日余りで任期満了となるわけでございます。総括という意味から質問をさせていただきます。

まず1点目としまして、町長マニフェストの実践状況についてお伺いいたします。

町長は、平成23年の町長選挙において、金太郎大作戦をマニフェストに挙げ選挙戦を戦い抜き、見事当選されました。そのマニフェストの中には、10の戦略、87の事業があるわけですが、その後、町長は精力的にマニフェストの事業の実行に取り組み、平成25年7月の政策提言関連事業進捗状況評価の中間検証大会において、極めて高い評価を得ております。また、静岡県の内陸のフロンティアを拓く取組を小山町にとって100年に一度の計と捉え、未来拠点をはじめとし、様々な計画や事業に取り組んでこられております。まさに込山町長だからこそその行動力だと思うところでございます。

そこで、町長にお伺いいたします。町長就任1期目の4年も残りわずかとなりました。この4年間を総括し、町長マニフェストの進捗状況について、年度ごとの事業費や成果等についてお伺いいたします。

失礼いたしました。一問一答方式でやるということで、2問よろしくお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米山議員にお答えをいたします。

平成23年の統一地方選挙におきまして、私は、金太郎のような元気ある小山町を作る3つの挑戦と10の戦略に87の事業を政策提言として町民の皆様にお示しし、多くの町民の皆様の信託をいただき、町長に当選させていただきました。

そして、残すところ40日余りで1期目の任期が満了となります。

この4年の間には、町民の皆様をはじめ、議員の皆様にご支援、御協力をいただきましたことに、この場をおかりして深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、はじめに、マニフェストの進捗状況についてお答えをいたします。

米山議員からは、年度ごとの事業費、成果の質問をいただきました。ほとんどの事業が年度をまたいで実施をしておりますので、事務事業ごとに事業費、成果等についてお答えをいたします。

また、事業費には、県が実施主体である事業については県の事業費も含まれておりますので、御了承願います。

はじめに、私が町長に就任して最優先事項として取り組んだことは、平成22年9月の台風による被害箇所への早期復旧であります。

議員御承知のとおり、昨年3月までにこの災害復旧工事は完了し、先日、これを記念して記念碑を建立し、除幕式を行ったところであります。

この災害復旧事業には、公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、水道施設、治山施設などの復旧工事に総額65億6,970万円あまりの事業費を投じております。

そして、この災害を教訓として、災害に強いまちづくりを最優先に取り組むべきものと考え、自主防災組織への支援充実や災害対策本部態勢の強化を図ってまいりました。

また、豪雨災害の元凶となったスコリア土壌の山腹崩壊対策として、治山工事や森林整備などについて、小山町山地強靱化総合対策協議会を立ち上げ、地域の皆様とともに森林に起因する災害の発生防止や被害防止、軽減対策などに取り組んでまいりました。

更に、山腹崩壊が著しい箇所については、国による直轄治山事業採択への働きかけを行い、来年度から林野庁による民有林直轄治山事業の道筋ができるなど、災害に強いまちづくりに努めてまいりました。

次に、静岡県内陸フロンティア推進区域として、小山パーキングエリア周辺地区、湯船原地区、足柄サービスエリア周辺地区、富士小山わさび平地区、並びに南藤曲地区の5つの地区が指定を受けました。この区域の開発は、将来にわたり小山町が発展、成長し、生き残っていくために最も必要なプロジェクトと位置付け、現在、鋭意事業推進に努めているところであります。

このことにつきましては、次の御質問で、その進捗状況について御説明を申し上げます。

次に、農業施策では、農業生産力の強化を図るため、農地の利用集積による大規模化等の基盤整備事業を推進してまいりました。北郷北部地区、上野、中日向、大御神では、県経営体育成基盤整備事業として、48ヘクタールを事業費10億2,000万円で実施をいたしました。

また、山間地にかけての傾斜地が多く、農業に不利な地域においては、中山間地域総合整備事業によって、所領他4地区で事業費10億4,000万円の基盤整備事業を推進するとともに、新たな地区として、一色、下小林、用沢と中島地区において事業費8億1,000万円で事業着手したところであります。

次に、観光施策の推進では、道の駅「すばしり」に加え、道の駅「ふじおやま」、足柄温泉へ指定管理者制度を導入し、管理運営経費の削減を図るとともに、これらの施設において農産物の直売などを行い、地域振興を図ってまいりました。

また、世界遺産登録となった富士山には、環境保全と登山者等が快適に利用していただけるように、須走口5合目の電化事業を5,533万円で整備し、環境に配慮した富士山須走口をPRしてまいりました。

更に、金太郎生誕の地、小山を発信するために、大相撲力士、大砂嵐金崇郎関に町民の皆様からの寄附金130万円で作成した化粧まわしを贈呈し、富士山金太郎春まつりに招待をいたしました。

今後、町の魅力を全国にPRしていただくため、先頃、大砂嵐関を小山町の観光大使に委嘱いたしましたところであります。このことは、地元新聞はもとより、全国版のスポーツ紙等にも大きく取り上げられたところであります。

また、小山町の観光交流人口の拡大と地域活性化を図るため、観光振興条例を制定し、アクションプランである観光振興計画を策定して、数値目標を定め、計画的に観光振興を図ることとしております。

次に、環境施策の推進では、良好な環境の保全と創造を図るため、環境基本条例を制定し、環境政策を計画的に推進するため、環境基本計画を策定をいたしました。

また、昔ながらの農村環境を保ち、平成22年の台風9号からの復興シンボルとして、ホテルの里整備事業により、生涯学習センター、湯船、中島、上野地内にビオトープなどを事業費1,987万円で整備し、ホテルが乱舞する自然環境の保全に努めてまいりました。

次に、定住人口拡大施策の推進としては、町外からの転入者を増加させ、町外への転出を抑制するための施策として、不動産情報バンクを立ち上げ、更に助成金制度の充実を図り、定住促進に努めてまいりました。

また、緑ヶ丘と大胡田町営住宅跡地の宅地分譲や、家・庭一体の住まいづくりの理念に基づく南藤曲の住宅分譲などにより、町外からの転入者や若い世代をターゲットにした施策を展開しているところであります。

次に、安心・安全で住み良いまちづくりの推進では、平成25年度におきまして、光ファイバー通信網の整備をNTT西日本の小山地区76局の整備に併せ、北郷地区78局について事業費4,360万円で整備をいたしました。このことにより、平成26年3月末までに小山町全域に光ファイバー通信網が整備をされました。

次に、交通事故、犯罪のないまちづくりと消費電力の削減を目的に、自治会や町が設置している2,072基の防犯灯等のLED化を、10年間のリースにより、3,400万円余りで整備を進めているところであります。

また、地域公共交通の利便性向上のため、これまでの無料巡回バスを廃止し、路線バスと連携したコミュニティバスの運行を昨年10月から開始をいたしました。

次に、少子高齢化対策では、子どもを産みやすい環境整備と子育て世代を応援するため、第2子以降の出産に対し出産祝い金支給制度を導入し、平成25年度の実績では、61人、460万円を支給いたしました。

また、将来を担う子ども達の健やかな成長のため、幼稚園と保育園の機能を有する幼保連携型の認定こども園として、きたごうこども園を4億8,292万円で整備し、保護者や地域の多様なニーズに対応するため、子育て環境の整備に努めてまいりました。

最後に、その他事業といたしましては、平成24年度に町制施行100周年事業として114の事業を実施し、町民の皆様が次の100年に向けて新しい一步を踏み出していただくよう機運を盛り上げたところであります。

また、100周年の記念事業として、町民体育大会を復活し、町民が一堂に会するスポーツイベントとして継続することといたしました。

地域コミュニティの活性化のため、町職員の地域担当制を導入し、各地域の金太郎計画2020の策定をはじめ、町民と行政の協働によるまちづくりのための地域活動の支援態勢の構築に努めてまいりました。

以上、私が掲げましたマニフェストを実行してきた中で、主なものにつきまして、その進捗状況を御説明をいたしました。

平成25年4月に就任2年目の中間検証を行い、自己評価よりも高い評価をいただき、それを励みに更に精進してきたところであり、明日、1期4年間の最終検証を行うことになっております。

以上であります。

○11番（米山千晴君） 町長の御答弁、農業施策では大規模基盤整備の実施、観光施策においては須走口5合目における電化事業の整備等を完了させ、環境にやさしい登山道をアピールされました。環境施策の推進では、環境基本計画の策定等、また、定住人口拡大の推進等において高い評価をするものでございます。

2点目といたしまして、三来拠点事業の進捗状況についてお伺いいたします。

町長は、金太郎のような元気な町を実現するために、三来拠点事業に取り組まれています。平成26年度からは、この三来拠点整備を重点的に推進するために、機構改革により、企画総務部内に未来拠点課を新設されました。そして取り組んでこられておるわけでございます。

そこで、町長にお伺いいたします。当初、三来拠点地区は、（仮称）小山PA周辺地区、湯船原地区、足柄SA周辺地区の3地区でスタートし、その後、わさび平地区や南藤曲地区が追加され、現在は5地区で進行していると思います。それぞれの地区において様々な事業が同時に進行されておりますが、現在の事業の進捗状況はどのような状況でしょうか。

また、今後の未来拠点整備の展望についてお伺いをいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 三来拠点事業の進捗状況についてであります。

静岡県は、川勝平太知事が平成23年度に内陸のフロンティアを拓く取組構想を打ち出したときには、本町におきましては、平成32年度に新東名高速道路（仮称）小山パーキングエリアが設置され、新東名高速道路が供用開始されることは決定しておりました。上下線のパーキングエリアにスマートインターチェンジが設置されることもほぼ確実になっておりました。

ところが、当初の内陸のフロンティアの取組み対象は、平成24年4月に供用開始した新東名高速道路の御殿場ジャンクションから三ヶ日ジャンクション間の沿線の市町に限られておりました。

そのため、私は、内陸のフロンティアを拓く取組と企業立地を最重要事項と捉え、事前復興の観点から、県に対して本町の参画を強く要望し、その結果、同年9月には内閣府の総合特別区域の指定申請に名を連ねることができました。

そして、平成25年2月15日には、新東名高速道路（仮称）小山パーキングエリア周辺地区と湯船原地区が、県内の9市町と一緒に内閣府の地域活性化総合特別区域の指定を受けることができました。

平成25年度に入り、庁内に内陸のフロンティアを拓く取組推進プロジェクトチームを設置し、同年10月9日に、全体の推進組織として、地権者、自治会、事業者、金融機関等から構成した内陸のフロンティアを拓く総合特区推進協議会を立ち上げました。

その後、前述の2地区の総合特区に、現東名高速道路の足柄サービスエリア周辺地区を加え、「富士のふもとに、『三来拠点』3つの未来がはじまるまちおやま」をキャッチフレーズに、三来拠点の取組みが動き出したところであります。

これらの取組みについて、県から評価をいただき、同年11月28日に静岡県知事褒賞を受賞いたしました。

更に、平成26年3月25日に、静岡県企業局と小山湯船原工業団地の開発に関する協定を締結し、湯船原地区のハイテクパーク富士小山北側約30ヘクタールにおいて、平成30年度の方譲を目指し、工業団地の開発とともに取り組んでいくこととなりました。

本年度は、この取組みを推進するために、新たに未来拠点課を設置いたしました。

また、静岡県版特区である推進区域制度が始まり、平成26年5月27日に三来拠点3地区全てが静岡県内陸フロンティア推進区域の指定を受けました。

更に、10月14日に湯船原地区のエリアを拡大するとともに、新たに県が奨励している家・庭一体の住まいづくりを体現化するため、南藤曲地区と富士小山わさび平地区の2つの地区を第2次の推進区域に指定していただき、計5地区の推進に取り組んでいるところであります。

はじめに、三来拠点事業の5地区のうち、湯船原地区の推進状況であります。

当地区は再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業区域を標榜し、6つのエリアにゾーニングをしております。

まず、林業エリアでは、地区内に木質バイオマス発電所を設置し、災害時にも電力を供給する

とともに、平成22年9月の災害の教訓から、森林整備に力を入れ、林地残材をなくし、同エリア内に平成26年4月から稼働を開始している静東原木流通センターや、富士小山工業団地内の製材所等を核とした資源循環型林業の構築を目指してまいります。

次に、食品加工・生産エリアにおいては、議員御承知のとおり、静岡県企業局が約30ヘクタールの小山湯船原工業団地を造成します。平成30年度からの分譲を目標とし、平成26年8月に県から用地事務を受託し、現在、鋭意用地買収を進めているところであります。企業誘致にも精力的に取り組んでおり、既に数社からの引き合いがあり、細部の調整に入っているところであります。

アグリインダストリーエリアには、平成26年度、27年度の2か年で、富士小山次世代施設園芸事業により、約7ヘクタールの敷地に約4ヘクタールの高糖度トマトの施設園芸団地が整備されます。現在、造成工事が進んでおり、平成28年度からの生産開始を目標としております。この次世代施設園芸事業の目的の一つに、化石燃料の削減があり、木質ペレットを燃料の一部として使用します。将来的には、このエリアでは施設園芸の一大拠点を目指し、林業エリア内に設置する予定の木質バイオマス発電所から出る熱も利用していきたいと考えております。

エネルギーエリアにおいては、再生可能エネルギーの拡充ということで、小山湯船原工業団地を挟んで東西約27ヘクタールにおいて、災害時に電力を供給できる太陽光発電事業を計画しております。現在、事業予定者や地権者の皆様と事業の調整をしており、平成29年度からの売電開始を目指しております。

ロジスティックエリアにおいては、現在、国土交通省へ国道246号裾野バイパスの4車線化を要望しており、その際、国道からこのエリアへ乗り入れ可能な町道について検討し、物流事業を集積する構想を進めております。

また、新産業集積エリアにおいては、様々な分野の企業を視野に入れた拠点づくりを進めてまいります。

湯船原地区の主要な排水路となる石沢についても、本年度、流末の調査を実施しており、平成27年度は測量設計を行い、平成29年度末までに整備を完了したいと考えております。

次に、小山パーキングエリア周辺地区であります。平成32年度に新東名高速道路が開通し、上下線のパーキングエリア内にセミトレーラーまで通行可能なスマートインターチェンジが設置されますので、この周辺約30ヘクタールを開発していきます。道路計画の中では、災害に強いラウンドアバウト型交差点を整備いたします。開発手法については、土地区画整理事業を検討しています。そのため、平成25年度に土地区画整理事業の基盤調査を実施し、本年度、現況測量を経て、現在、モータースポーツ関連エリアや観光物産のエリアなども含めた設計を検討しております。

平成32年の東京オリンピック開催も決定し、静岡県の東の玄関口にふさわしい地区として、平成29年度の造成完了を目標に整備を進めてまいります。

次に、足柄サービスエリア周辺地区であります。

こちらも土地区画整理事業の手法により、本年度で廃止される御殿場市・小山町広域行政組合 R D F センターの跡地利用も含め、約30ヘクタールの工場用地を創出する計画であります。現在、開発可能性の調査とサービスエリア内のスマートインターチェンジの設置検討を進めており、平成29年度の造成完了を目指しております。

最後に、静岡県の家・庭一体の住まいづくりをコンセプトとした南藤曲地区と富士小山わさび平地区であります。

南藤曲地区は、本年度の造成工事も進み、クルドサック16という名称で、平成27年度から約0.55ヘクタールを16区画により分譲開始を進めてまいります。

富士小山わさび平地区におきましても、来年度に調査を予定しており、細部を決定し、約2ヘクタールのエリアにおいて平成28年度からの分譲を目指します。

以上が、三来拠点の地区別の主な取り組みであります。

静岡県の内陸のフロンティアを拓く取組は、平成25年からおおむね5年間という期間限定ですので、残り3年余の中で全体の目途をつけようということに取り組んでいるところであります。

三来拠点事業により企業を誘致し、雇用の場を創出するとともに、定住と観光政策にも力を入れ、町の人口と交流人口を増やし、金太郎のような元気なまちを目指してまいります。

以上であります。

○11番（米山千晴君） 内陸のフロンティアの関係の御答弁でございました。

平成25年度からおおむね5年間という期間限定でございます。残り3年というのは、非常に長いようで短く、そのように考えております。更なる飛躍を期待して町長に委ねるわけでございますけれども、1点気になるのが、ただいま三来拠点に関する御回答の中で、1点再質問させていただきたいんですけれども、その中で、地下水利用についてを質問させていただきます。

三来拠点事業の中で、工業用水を確保するため、新規に井戸を掘るものがございます。地下水をどの程度の量利用するのかわかりませんが、下流域や周辺地域に少なからず影響があるのではないかと心配される面も多々あると思います。

そこでお伺いたします。川の水なら一目でわかりますが、地下を流れる地下水の量はわかりません。地下水も町の大切な資源でございます。町では、三来拠点地区での地下水利用に関して、周辺への影響調査を実施されたと思いますが、その結果はどうでしょうか。

また、それらの調査結果を受け、地下水利用のあるべき姿について町としてどのように考えているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米山議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

内陸のフロンティアを拓く取組のうちで、地下水の利用調査につきましては、平成25年度から富士小山工業団地において一定量揚水した場合に下流域に与える影響調査を行ってきました。

本定例会におきましても、当該調査の総括をするべく補正予算を御承認いただき、取りまとめ

をしているところでございます。

今年度は、6月定例会において、小山湯船原工業団地内で一定量の揚水調査と周辺に与える影響調査について補正予算を御承認をいただき、調査を行っているところであります。

また、12月定例会においても同様に補正予算を御承認いただき、三来拠点の3地区についての水利の地質構造と地下水開発の対象となる帯水層の検討を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、地下水の影響調査には時間と広範囲での検討が必要であり、検討結果がまとまりましたら御報告申し上げるよういたしますので、御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○11番（米山千晴君） 3点目の質問をさせていただくわけでございますけれども、町長は昨年12月議会において、次期町長選挙に出馬を表明されました。

町長は、平成27年度当初予算の編成に当たり、金太郎のような元気な町を目指す予算編成をしたと施政方針で申されておりました。

この20年来、声高々に地方分権が叫ばれております。確かに、一部において地方分権が進んだ面もございますが、その割には、実感としては地方の元気がなくなり、少子高齢化及び産業の衰退など、明るい話題がない状況が続いております。そして現在、日本全体が東京への一極集中や人口減少問題から、削減可能自治体への警鐘がなされている状況へと進んでしまい、国においては、その対策としての地方創生が動き出し、今後、町においても地方創生関連事業が始まると思います。

そのような中において、町長からの金太郎のような元気な町を目指すという言葉は、町民にとって大変心強い言葉だと思うわけでございます。

そこで、町長にお伺いいたします。再度当選された暁には、小山町政をどうしていくのか。また、小山町をどのように導かれていくのかお伺いいたします。地方創生の実現には、町に暮らす老いも若きも、男も女も、住民一人一人の思いやりや行動などが町政に反映されることが大切であることは間違いありません。しかし、かじ取り役の町長の協力なリーダーシップが重要であると思いますので、ぜひ御回答願います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 私は、昨年12月定例会において、この1期4年間に小山町発展のために多くの種をまき、今、その種が少しずつ芽を出し始めたところであることから、引き続き町政を担っていききたいという強い信念のもと、再選出馬を表明いたしました。

そして、改めて町の将来を考え、小山町発展のために私は何をすべきか、また何ができるか、今、一つ一つの課題を整理しているところであります。

その中では、4年前に町民の皆様にお示ししました私の政策提言、小山町を元気にする金太郎大作戦の第2章として、金太郎のような元気な町を実現するために、新たに3つの挑戦を掲げ、取り組んでまいりたいと考えております。

まず第1に、金太郎のように力強い経済、雇用とにぎわい創出への挑戦であります。

この挑戦では、1つ目に、三来拠点の取り組みを着実に進め、企業誘致を促進してまいります。

2つ目に、富士山観光のゲートウェイとして、宿泊施設を誘致し、富士山5合目周辺や富士浅間神社の門前町の整備、ゴルフやサイクリングといったスポーツツーリズムなどの観光の目玉を創出してまいります。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、外国人旅行者誘客を視野に入れながら、広域連携による魅力的な観光ルートづくりに取り組み、滞在型の観光を目指してまいります。

3つ目に、農林業ビジネスの支援強化として、農業では、観光地として食の充実は不可欠でありますので、特産品の創出に官民一体となって取り組むとともに、販路開拓を御殿場農協と連携して支援をしていきます。林業では、原木の調達支援や木材加工工場の融資等に取り組み、日本全国や世界へ輸出できる新たな木材産業クラスターの形成を目指していきます。

4つ目に、小山町を映画の町として売り出すため、広域連携も視野に入れながら、フィルムコミッション事業を強化し、経済波及効果を高めていきます。

次に、2番目の挑戦として、金太郎のようなたくましい子どもが育つ住環境、人口増への挑戦であります。

この挑戦では、特に誘致企業に勤める方や小山町で育った若者を主なターゲットとして定住促進に取り組むとともに、子育てしやすい環境整備を進めてまいります。

そのため、1つ目に、定住促進を協力を推進するため、新年度から新たな課を設置し、婚活支援にも取り組むことといたします。

2つ目に、家・庭一体の住まいづくりの理念に基づく宅地開発や空き屋の活用などにより、定住移住を促進いたします。

3つ目に、子育て環境を充実させるため、健康福祉会館と金時公園を子育て世代や他世代交流の場の機能を持つ施設にリニューアル整備をするとともに、公園など子どもと遊べる安全な場を子育て親子と協働で整備をしていきます。

4つ目に、都市部の子育て層があこがれるような、自然を生かした小山町ならではの教育など、金太郎の町にふさわしいたくましい子どもを育成するための教育プログラムを充実させていきます。

5つ目に、富士山噴火などのマイナスイメージを払拭するため、防災日本一のまちづくりを推進し、情報発信を強化していきます。

次に、3番目の挑戦として、金太郎のような元気を支える福祉充実への挑戦であります。

この挑戦では、様々な世代の町民が元気に安心して暮らせるよう、支援策を強化してまいります。

1つ目に、買い物環境の充実を図るために、商業施設等の誘致や買い物難民対策に取り組んでいきます。

2つ目に、通学、通勤や観光、高齢者等の移動のための足を確保するため、広域連携も視野に入れ、公共交通の活性化に取り組んでまいります。

3つ目に、町民の健康づくりや介護予防をサポートし、お達者度ワーストからの脱却を図っていきます。

4つ目に、若者から女性、高齢者、障がい者までが交流できるコミュニティや、それぞれが生きがいを持って活躍できる場をより充実させていきます。

以上の3つの挑戦を更に具体化、充実させるため、町民と協働により、地方版総合戦略、更には総合計画の後期計画の策定に取り組んでまいります。

また、実現に当たっては、成果指標を設定した上で、PDCAサイクルを推進していくため、施策評価を毎年度実施していくと同時に、地域別計画推進協議会をはじめとした町民との協働を更に進めていきます。

そして、定住促進や企業誘致、観光振興のため、引き続き私がセールスマンとなって町を売り込むとともに、シティープロモーション指針を定め、PR活動を強化してまいります。

人材育成の観点では、役場職員の人材育成はもちろん、農林業や観光等、町の産業を担う人材育成支援、地域別計画推進協議会やNPOなど、町の地域活動を担う人材育成支援、また学校教育においては、キャリア教育やボランティア活動の推進に力を入れてまいります。

なお、先ほど申し上げましたが、1期4年の政策提言の成果を明日検証することになっております。その検証結果を踏まえ、以上の挑戦について更に検討を重ねた上で、2期目の政策提言として町民の皆様にお示ししてまいりたいと考えております。

以上であります。

○11番（米山千晴君） 並々ならぬ町長の御答弁をいただいたわけでございますけれども、我々町民は、この後のかじ取りを強いリーダーシップを持った方に託すことを望んでおります。20年後、50年後の輝かしい小山町の発展を望み、代表質問を終了いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

はじめに、1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 今回は、コミュニティバスと調査運行バスの中間検証についてと、「小規模基本法」と「小規模基本計画」を受けて、町の具体的施策についての2つの質問を一問一答方式でさせていただきます。

まず、コミュニティバスと調査運行バスの中間検証についての質問です。

昨年10月から運行が開始された小山町コミュニティバスと無料調査運行バスですが、このたび中間検証の結果が、広報おやま2月号と3月5日の新聞紙上で公表されました。

小山町コミュニティバスは、すばしりルート、あしがらルート、くわぎルートの3路線走っていますが、町民の間からは、ほとんどお客は乗っていない、まるで空気を運んでいるだけだという声が聞こえます。また、調査運行バスについても、使い勝手が悪い、以前のような町内巡回バスの形式に戻してもらえないかという要望も耳にします。

富士急行が担っている駿河小山駅、一色、御殿場駅を結ぶ路線や、上野、北郷支所、御殿場駅を結ぶ路線は赤字路線で、それぞれ国、県、町が補助金を出して運行しています。

かつて走っていた駿河小山駅、藤曲、湯船住宅前のルートや駿河小山駅、所領、足柄駅のルートも廃止されて数年たちます。利用者が少ないために非効率で、費用対効果も少ないわけですが、町内を走る公共交通が全くなくなってしまうたら、わずかであってもこれらの交通機関を利用している方々にとっては死活問題になります。やはりみんなで知恵を出し合い、これらの公共交通を守っていかなくてはならないと考えるわけです。

そういった観点に立って、10月以降、今日までコミュニティバスと調査運行バスを走らせてみて、どのような分析評価をしているのか等について質問をいたします。

まず、昨年10月から運行しているコミュニティバスと無料調査運行バスの町民の利用状況を現段階でどう見ているのか、町長のお考えを伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

昨年5月に金太郎公共交通計画を策定し、10月から新たな3ルートのコミュニティバス、スクールバス・通園バスの運行、コミュニティバスと路線バスで御利用いただける高齢者定期券の購入助成を開始いたしました。

また、併せて、公共交通不便地域の中でも、高齢化が著しい地域において、利用動向を調査するための無料調査運行を開始したところであります。

はじめに、コミュニティバスについてですが、朝夕の小山高校通学時間帯の利用については、堅調にご利用いただいておりますが、日中につきましては利用が伸びない状況が続いております。

しかし、これまでの日中の乗り入れがなかったJR足柄駅に乗り入れを行うことなど、交通結節点を結ぶ新たな取り組みに着手したばかりでもあります。

併せて、人口減少が続く小山町の地域公共交通の維持のためには、来訪者の利用促進も欠かせません。利用創出のPRなど実施しながら、見直しを図りたいと考えております。

次に、スクールバスについては、以前、巡回バスにおいて利用の大半を占めておりました成美、明倫、足柄地区の通園・通学の利用では、学校のカリキュラムの合わせた運行ができることとなったことから、登下校の安全確保など、期待どおりに成果が出ていると考えておりますので、引

き続き定住促進、少子化対策としても継続していきたいと考えております。

次に、高齢者バス定期券の助成事業であります、この定期券は、富士急行の路線バス、小山町コミュニティバスを自由に乗りおりできる定期券となっており、町がおよそ3割を助成しております。10月の助成開始以来、1月までの4か月間で延べ60の方に御利用いただいております。

人口の減少が続き、利用者の減少が続く地域公共交通維持のためには、一人でも多くの方に路線バス、コミュニティバスに乗っていただくことが重要と考えておりますので、今後もこの助成を活用し、ぜひバスを御利用いただきたいと思います。

次に、役場本庁を拠点とした調査運行につきましては、週3日の運行ではありますが、アンケートの結果からも、運転免許を持たない高齢者の方々を中心に、買い物など生活のために利用していただいております。引き続き利用状況を検証しながら、今後の運行について検討したいと考えます。

いずれにいたしましても、小山町は人口減少の局面にあり、現状のままでは利用者の減少は避けられず、公共交通の維持は更に困難な状況になることが推測されるところであります。マイカーの利用10回のうち1回でも電車やバスに切りかえていただくなど、一人でも多くの方に行動していただき、公共交通の活性化に御協力いただきたいと思います。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 確かに、高齢者バス定期券の助成事業は、活用している方から大変好評で、喜びの声を聞きます。今後もぜひ広くアピールしながら継続していただきたい。このように思います。

それでは、具体的な質問をさせていただきます。

まず、広報おやま2月号では、コミュニティバスの利用者数は掲載されておられません。私たちが見る限りでも、通学時間帯以外は乗っている人がほとんどいない状況に見えるのですが、3ルートごとの10月以降のデータを示していただきたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） コミュニティバスの利用者数についてでございますが、運行開始いたしました昨年10月から12月末まで、この間の3か月間になります、各ルートの利用者になります。

まず、すばしりルート、1,768人、あしがらルート、1,614人、くわぎルート、82人となっております。

以上です。

○1番（高畑博行君） ただいまの答弁に対して、お聞きいたします。3点ございます。

1点目ですけれども、今、述べた数字は通学生徒まで含んだ数なんでしょうか。

2点目ですけれども、このコミュニティバスを始める当初予想と比べて、利用者数は予想より少ないのが現状なんでしょうか。

3点目ですけれども、くわぎルートが82人と、際だって少ないようですが、アウトレットに行く人は若者が多く、しかも自家用車でいきますから、高齢者がバスを利用することは当初から考えにくかったわけです。やはり、このくわぎルートというのは無駄なルートだとお考えになりますか。

以上、3点伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の数の中に通学生徒を含んでいるのかということにつきましては、この中に通学生徒の数も含まれております。

2点目の利用者の数が予想と比べてということですが、当初、こちらの方では、全ルート合わせて年間2万9,500人の利用を想定しておりましたので、現在はこの想定のお5割程度ということになっております。

3点目のくわぎルートの利用者が少ないということで、無駄ではないかという御質問でございますが、くわぎルートは足柄駅から新柴、桑木の地区を運行しておりまして、巡回バスの廃止によりまして公共交通の空白地区となりましたので、仮に今、運行しておりますくわぎルートを取りやめることとなりますと、代替の交通機関の検討が必要と考えております。

また、くわぎルートは足柄駅の活性化に向けた利用者の創出、あるいはあしがら温泉のアウトレットにおける認知度の向上なども期待しており、現在、バスの行き先表示の見直しなど、路線の認知度を上げる取り組みを進めているところでございます。

いずれにいたしましても、公共交通の利用動向は月によって違いますので、ルートの見直しなどにつきましては、1年間を通した利用状況などを見て、小山町地域公共交通会議におきまして検討していただき、今後につきましては判断していきたいと考えております。

以上です。

○1番（高畑博行君） では、次の質問です。

このコミュニティバスを運行する上で必要な運行経費と運行収入、並びに実質欠損額が、途中段階ですが、どの程度か教えていただきたいと思います。

また、補助金の補助額についても教えていただきたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） コミュニティバスの認可運行経費につきましては、キロ当たり347円18銭でございます。すばしりルートにつきましては、片道12.5キロメートル、年間にして4万5,625キロメートル、あしがらルートにつきましては、片道8.6キロメートルでございます。年間にしますと3万1,390キロメートル。くわぎルートは片道7.6キロメートル、年間2万2,192キロメートルであり、年間の運行経費の合計は3,444万2,686円を想定しております。

昨年10月から12月までの3か月間の運行経費は853万2,440円、その間の運行収入につしまし

ては57万8,750円、差し引きの欠損額は795万3,690円となりました。

国庫補助金につきましては、地域内のフィーダー系統維持確保国庫補助金といたしまして、平成26年10月から平成27年9月までの1年間で895万9,000円の内定を受けているところでございます。

また、県の補助金につきましては、昨年の10月から本年9月までの1年間の実績に基づき申請することになっておりまして、おおむね80万円程度を予定しております。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） そうしますと、年間ベースで考えたときに、3ルート合計で実質経費から国と県の補助金を差し引いた町の持ち出し分はどの程度の金額になると予想されるでしょうか。お尋ねします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 昨年の7月17日の議員懇談会におきましてお示しいたしましたが、年間の経費につきましては3,500万円を見込んでおりまして、補助金を差し引いた金額は2,500万円となり、運行収入は当初500万円程度を見込んでおりました。町の一般財源、いわゆる持ち出し分につきましては、2,000万円を想定しておりましたが、現在の運行収入が想定の5割ということになっておりますので、このまま利用者が推移した場合、250万円程度が増額となりまして、町としての持ち出しが2,250万円程度と今、考えているところでございます。

以上です。

○1番（高畑博行君） 2,250万円という答弁ですけれども、当局はこれほど多額の実質欠損額が生じる見込みを運行前から立てていたのでしょうか。お伺いします。

更に、これらの負担が今後も続くとする、コミュニティバスというのは、福祉目的からすれば継続してほしいわけですが、実際、持続可能なシステムとお考えかどうか。その点をお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 自主運行バスにつきましては、運行収入率15%を一定の目安としている市町村が多く、計画策定の際にもこれを参考といたしました。

運行収入の減につきましては、通学の利用に配慮いたしまして、高校生の料金を1ルート150円均一といたしました。それとあと、先ほどありましたけれども、シルバー定期券の利用者が予想よりも多いことなどがその減につながったと考えております。

また、今のシステムが持続可能なシステムかということでございますが、人口の減少と少子化の進行によりまして、現在の主な利用者は今後更に減少することが予想されます。更に、路線バスの利用者の減少により、国、県の補助では支え切れなくなった場合、路線バスの廃止にもつながることが予想されます。全国的な例では、コミュニティバスで廃止路線に対応するケースが多く、仮に町で対応することとなった場合には、コミュニティバスによる公共交通の維持は更に困難に

なることが予想されます。

また、団塊の世代の退職と生産年齢の減少によりまして、運転手の確保が困難であるとして、県内でも既に減便する例が出てきており、バスの運行そのものができなくなることも危惧されているところです。

このようなことから、金太郎公共交通計画を策定し、現在、コミュニティバスだけでなく、路線バス、鉄道を含めた公共交通の活性化に向けた取り組みに着手したところでございます。

また、バスを走らせても、人口減少により、利用目的となる店舗や施設が閉店または閉鎖となってしまうては、利用者は更に減少することとなります。一方、観光移動を目的とした公共交通の利用者が増えることにより、バス路線が維持または活性し、地域住民の移動の足の確保や利便性の向上につながっている例もございますので、このことから、まちづくりや商業、観光施策と連携を更に深め、持続可能な公共交通網にしなければならないと考えているところです。

以上でございます。

○1 番（高畑博行君） ここまでの質問と答弁を踏まえてお聞きします。

コミュニティバスについては、多くの町民から、ほとんど乗客が乗っていない、税金の無駄遣いではないかという声を耳にします。それに対して、町民の足を確保し、公共交通を守る立場の町としてはどのようにお考えになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 広報おやま 2 月号でもお示ししましたとおり、鉄道の利用者は、JR 駿河小山駅では、平成 2 年度に 1 日平均 1,225 人の利用がありましたが、平成 24 年度には 1 日平均 474 人となり、20 年余りでおよそ 6 割の減少となっております。

また、路線バスの利用者は、駿河小山駅と御殿場駅を結ぶ駿河小山線において、平成 15 年度には年間 22 万 6,879 人の利用がありましたが、平成 25 年度には年間 10 万 3,262 人となり、10 年余りでほぼ半減しております。

そのような中、小山町の公共交通網の新たな軸となるコミュニティバスの運行を開始したところでございます。

現在、コミュニティバスの主な利用は小山高校生の通学となっており、利用者のおよそ 8 割を占めております。

しかし、御指摘のとおり、昼間の時間帯については乗車率が低い状況にあります。路線バス、また以前の巡回バスについても、通学時間帯以外は乗車率が低い状況にありました。

公共交通は、いつでも同じ時間に運行していることで、いつでも利用できる、移動のための安心感を生むインフラでもあり、「まち」と「まち」や、拠点を結ぶネットワークでもあります。国の国土のグランドデザイン 2050 においても、急激な人口減少と少子化社会を迎え、コンパクトプラスネットワークがキーワードとなっており、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの重要性はますます高まっております。

引き続きまして、小山町地域公共交通会議におきまして協議をしていただきながら、維持活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） ぜひ、いろいろな角度から検討していただきたいと思います。

それでは、無料調査運行バスに関しての質問に入らせていただきます。

無料調査運行バスの調査は、運転手と利用者に対して、利用者数調査と乗車場所、目的地記入の調査を行ってきたわけですが、利用者の調査票の回収率が42%と、大変低いようです。なかなか乗車中に書き切れないという声を聞きます。その場で書いて提出、回収という方法の改善はできないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 調査運行の調査票記入につきましては、乗車時間が短いことや、運行コースにカーブが多いことなどから、既に2回ほど記載内容の見直しを行い、文字を大きくし、コースごとに色分けした上で、年代、乗車場所、降車場所のチェック、目的地など、乗降調査のため最小限の内容に絞り、記載をお願いしております。記載できない場合は、次回の乗車の際に回収させていただいております。

しかし、利用される方が特定の方となってきたため、回収率が低下しているのではないかと推測をしております。

そこで、利用動向をより詳細に調査するため、昨年12月に、満足度や料金化などの意向につきまして、利用者に自宅でアンケートを記載していただき、次回乗車の際に御提出をしていただくよう対応いたしました。

また、同様の調査につきまして、現在実施しているところでございます。

以上です。

○1番（高畑博行君） 町民の声の中には、以前の町内巡回バスの方が使いやすかった、もとに戻してもらえないか、こういう声をかなり聞きます。調査票で寄せられた声で、特徴的なものを幾つか紹介していただきたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 調査運行の評価では、約42%の方が「非常に満足」しており、「満足」を含めると、約79%の人から満足との評価をいただいております。

自由回答では多くの意見をいただいておりますが、運行先の希望では、足柄駅、あしがら温泉、足柄診療所が挙げられております。

その他には、運行時間帯、本数の増加の希望やバス停の増などが挙げられております。

小山地区から足柄方面につきましては、路線バス、巡回バスがあったルートを廃止していることもあり、改めて検討が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） 79%の人が満足ということですが、それは利用している方の声で、以前と比べて不便だから利用しないという潜在的な不満足者の数は多いはずです。

私が耳にする声で多いのが、やはりルートの問題と、1日置きの運行日に関する改善の要望が多いです。課長が述べられた、路線バスや巡回バスがあったルートを廃止している沿線の住民は、10月から利用できなくなったわけで、切実です。

そこで、今後、コースと運行日、バス停の場所の再検討と途中変更はあり得るのでしょうか。その点をお尋ねいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 調査運行のコースとダイヤは、1台が1日で運行できる最大限の設定をしております。また、コースとバス停の位置につきましては、狭隘な道路が多いこともあり、安全運行と安全な乗降のためには、現在のコースやバス停を大きく変更することは難しいと考えておりますが、アンケートにより御要望いただいている箇所につきましては、現在、変更等について検討しております。

また、アンケート調査から、足柄方面への運行の要望が寄せられており、これにつきましても検討が必要ではないかと考えております。

次に、運行日につきましては、現在、火曜日、木曜日、土曜日の運行が利用される方に定着してきておりまして、また、アンケートの回答の中におきましても、多くの利用者の方には週3日の運行について御理解いただいているものと当方では考えております。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） 調査運行バスルートの今後について、利用頻度が少ないから廃止という可能性はあるのでしょうか。お伺いします。

○町長戦略課長（小野 学君） 現在行っております調査運行につきましては、現在の利用動向から、ルートの廃止は今のところ考えておりません。

一部、乗降場所の見直しについて御意見をいただいておりますので、その対応を進めながら、9月までは現在の運行方法を継続する予定をしております。

以上です。

○1番（高畑博行君） 当面、9月までは廃止しないということはわかりました。

心配するのは調査終了後のことです。調査終了後の判断では、現在、調査運行バスが走っているルートの廃止もあり得るのかなのか。その点をお尋ねします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 現在のアンケートの中からも、有料でも利用したいというお答えをいただいておりますので、10月以降、有料化の上、運行を継続したいと考えておりますが、ルートによっては、現在のような定時、定路線ではなく、小型車両による予約型運行の活用も検討ということで、その検討が必要ではないかと考えております。ただし、小型車両を利用した場合、

乗り合いになっていくことによりまして、1人当たりの経費が大きく増加する傾向がございます。

いずれにいたしましても、調査運行の結果をもとに、小山町地域公共交通会議において協議をしていただき、持続可能な運行となるよう検討してまいりたいと考えております。

なお、成美地区以外の地区においても、今後、高齢化、少子化の進展とともに、地域内の移動の足の確保が重要となってきておりますので、他の地区のモデル事業としても重要な取り組みと考えております。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） 町民の中には、仮に有料になってもいい、高負担にならないのなら、有料になっても便利な方がいい、こういう声も聞かれますけれども、その点はどうお考えになるのか伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） アンケートの調査票の結果からも、有料化でも利用するとお答えいただいた方は86%あり、受益者負担については御理解いただけるものと考えております。10月以降、継続する場合、有料化、実証運行としながら、運行路線、運行方法を更に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） デマンド方式や他の方法の研究についても所管の担当課は行っているのか、質問いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） デマンド型の交通につきましては、既に実施している自治体の事例の情報を収集しているところであります。

導入自治体が増えているデマンド型交通は、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通システムで、事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、更には発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行方式がとられております。

運行事業者も、タクシー事業者が乗合の認可を受けて運行する場合、バス事業者が運行する場合、運送事業者が撤退した市町村において、市町村や地域が独自に運行する場合など、様々であります。

中部運輸局管内の調査では、デマンド型交通の輸送経費は、コミュニティバスに比べ2から3倍のコストがかかっております。

また、予約がない場合でも、車両や運転手、オペレーターの待機により、一定の経費が発生するとともに、料金設定が安い場合、利用が増えれば増えるほど経費が増大し、欠損額も増大するという面もございます。

デマンド型交通で成果が上がっている事例の多くは、地域の方々が主体となって、役場のバスではなく、地域のバスとして作り、守り、育てる取り組みをしております。

団塊の世代が65歳以上となった今、特に小山地区では高齢者の増加は頭打ちとなっており、5年から10年以内に高齢者の数は減少に転ずることが予想されております。また、団塊の世代以降は、女性の免許保有率も高くなっております。このことから、公共交通の利用者は更に減少することが予想されます。

公共交通の維持、活性化のためには、仕組みづくりだけでなく、地域住民の方々に事業維持や改善に積極的にかかわっていただくことが重要と考えております。

以上でございます。

○1番（高畑博行君） 私たち議員も、個人研修で東大と連携して取り組んだ山梨県北杜市のオンデマンド化で、経費がかかり過ぎるために巡回バス方式に戻した例や、一般バス会社の撤退と、町村合併に伴って公共交通の見直しの必要性があった御嶽山の麓の福島町の実態など、勉強を重ねてきました。それゆえ、公共交通の存続の難しさは十分認識しております。

当局においては、今後十分分析、研究され、町民の足の確保のために更に格段の努力をすることを望みたい、このように思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、「小規模基本法」と「小規模基本計画」を受けて、町の基本的施策についてであります。

昨年6月20日に、小規模企業振興基本法が国会で成立し、この法律に基づいて、10月3日に小規模企業振興基本計画が閣議決定されました。この小規模基本法は、経済産業省が提出する基本法としては、昭和38年に制定された中小企業基本法に次いで、51年ぶりの2つ目の基本法となり、大きな方向性を打ち出すものとして、今後、長期にわたり施策策定の重要な指針となります。

また、この法律の成立を受け、小規模企業振興基本計画が閣議決定されました。この計画は、小規模基本法に定められた小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものです。

この法律及び計画が極めて重要だと思える理由は、今までなかなか日が当たらなかった小規模企業を中心に据えた新たな施策を体系化した法律である点です。

我が国の中小企業は、その数420万社ある中で、おおむね常時使用する従業員が5人以下の小規模企業は366万5,000社と、87%の割合を占めていると言われております。我が小山町においても、これらの小規模企業は数多く存在するわけで、将来のまちづくりを想定した場合、こういった小規模企業が元気良く企業活動ができることは、町にとっても重要であります。

そこで、まず町長にお伺いします。この小規模基本法、並びに小規模基本計画を町としてはどう捉えているのか。そのお考えをお尋ねします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 小規模企業振興基本法、並びに小規模企業振興基本計画を町としてはどう捉えているかであります。

小規模企業は、人口の減少、高齢化、地域経済の低迷、海外との競争激化などの日本経済の構造的変化の影響を強く受けております。

そのような中で、町としては、地元の需要にこたえ、地域の雇用を支え、新たな需要にきめ細かく対応が可能である小規模事業者の役割を再認識することが重要であると考えております。

また、本法律が制定された目的としては、技術、ノウハウの向上、安定的な雇用の維持を含めた小規模事業者の振興に関する施策について、関係者が一丸となって実施するための新たな施策の体系の構築を目指すものであると理解をいたしております。

現在、国や県の具体的施策が判明しておりませんが、町といたしましては、今後、国、県の動向を注視しながら、商工会等支援機関とも連携を図りながら、小規模企業振興基本計画に基づき、必要な施策を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） それでは、以下、具体的な質問をさせていただきます。

まず、本法律に示される個人事業者をはじめとする従業員5人以下の事業者は町内に何社あり、総従業員数は何人か、伺います。また、その割合は町内全企業の何パーセントに当たるのか、質問をいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 議員御質問の従業員数5人以下の事業者の事業所数及び総従業員数であります。商工会にも確認いたしましたが、現状は把握できませんでした。

このため、参考データになってしまいますが、平成18年の事業所・企業統計調査によりますと、町内の事業所数807事業所、従業員数7,964人に対し、従業員5人未満の事業所は493事業所、従業員数1,078人でありますので、割合は、事業所数が61%、従業員数が13%となっております。

また、事業所・企業統計調査が商業統計調査、工業統計調査等と統合され、現在は経済センサスとなっており、その平成24年の調査結果では、事業所数が776事業所ですが、この調査では従業員数別の事業所数は公表されておられません。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 平成18年のデータですと、9年前ですので古過ぎます。この法律と基本計画ができたわけですから、新たな調査の必要性があると思うので、ぜひ調査していただきたいと思います。

次に、本法律第7条には、地方公共団体の責務という条項が定められています。この第7条1項では、地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されております。

また、2項では、地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化、並びに地域住民の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していること

について、地域住民の理解を深めるよう努めなければならないとしています。

この第7条1項、2項を受けて、本町としては施策の策定は進んでいるのか、その点を質問いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 議員御案内のとおり、基本法の第7条には地方公共団体の責務が規定されており、第1項には、国との適切な役割分担を踏まえ、地域に応じた施策を策定し、実行すること、第2項には、小規模企業が地域社会の形成に様々な役割を担っていることを地域住民に理解してもらえるよう努めることが定められております。

町において、具体的な施策の策定は進んでおりませんが、今後、国や県の動向を踏まえ、法律に定められている内容が実現できるよう、商工会と連携を図りながら、町の実情を踏まえたニーズに合った施策について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（高畑博行君） ぜひ一歩踏み出して、施策の策定を進めていただきたいと思います。

次に、基本計画に関してですが、基本計画の4つの目標と10の重点施策の中の目標4、地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備に係る重点施策として、9番目に支援体制の整備が掲げられています。内容的には、商工会議所等は、自らの強みである伴走型の支援の特徴を生かして、小規模企業の目線に立ちつつ、きめ細かい支援を行うことが求められると書かれていますし、小規模企業振興において支援機関の果たす役割が重要であることから、国、都道府県、市区町村は、商工会議所等支援機関の機能を十分に引き出せるよう、それぞれ配慮すると記されています。

その点で、町としては商工会と十分に話し合い等を進めているのか、質問をいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 小規模企業の支援につきましては、国、県との連携を図ることも必要であります。まずは地域の経済団体である商工会と連携することが必要不可欠であり、地域ぐるみで支援する体制を整備することが重要だと考えております。

現在、町は商工会と月に1回定例会を開き、情報交換を行っており、また、商工会の理事会にも出席していますので、小規模事業者の支援につきましても、連携を図りながら、商工会を中心とした支援体制が十分に機能するように協議をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 先ほどの質問とやや重複するところがあるかもしれませんが、最後に、小規模企業事業者の元気の度合いは町の活性化にとっても大きく左右します。町としては、今後これらの法律や基本計画を受けて、小規模企業に対する支援や商工会と連携した取り組みについてどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 小規模企業がその活力を最大限に発揮し成長、発展するのみなら

ず、事業を持続してもらい、地域を支え続けることは、町の活性化に必要不可欠であります。

このため、まず町は商工会と連携し、小規模企業の戸別訪問を行うなどして、小規模企業の実態や抱える固有の課題を確認し、どんな支援が必要とされているのか把握し、必要とされる効果的な支援施策について検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後展開されると思われます国の支援施策を有効に活用しながら、町独自の地域に応じた支援施策を併せて行うことで、町内の小規模企業の支援に努めてまいります。

以上であります。

○1番（高畑博行君） 私たちは、ともすれば大企業の動向や実績に目を奪われ、日本の経済、地方の経済を下支えしている多くの小規模企業のことを忘れがちになります。しかしながら、それらの経営主やそこで働く多くの方々は、町の行事や様々な取り組みを積極的に支援してくださっている方々でもあります。これらの人が元気でないと、町も活気づきません。大いに町としても商工会と連携をとりながら、これら小規模企業支援に力を尽くしていただきたいということをつけ加えて、私の質問を終了させていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、5番 池谷 弘君。

○5番（池谷 弘君） 本日は2件の質問をさせていただきます。

まず1点目は、まち・ひと・しごと創生の小山町の対応についてであります。

昨年11月に、まち・ひと・しごと創生法が施行されました。国では、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、平成27年度創生関連事業でのまち・ひと・しごと創生総合戦略における政策パッケージ予算案は7,225億円を計上して活動を開始しております。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略が提示され、そこでの基本的な考え方として、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立であり、政策パッケージでの大項目は、一つとして、地域に仕事を作り、安心して働けるようにする。二つ目といたしまして、地域への新しい人の流れを作る。3項目目、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。第4項目、時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するとなっております。

それぞれの項目に対して数値目標を設定しており、各自治体でも目標数値と乖離しないことが求められ、重要業績評価指標、KPIを意識して施策を推進していく必要があります。このKPIを達成していくために、企画した施策が予定どおりの進捗状況になっているか開示し、必要ならば修正を行っていくPDCAを常に回していくことが重要であり、そのための推進チームの組織も必要と考えます。

2040年には、人口減少により小山町は消滅の推計も出ていますが、この小山町を活性化していくため、小山町でも、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めて町の創生に取り組んでいく必要があります。そこで、今後の小山町の対応について伺います。

2件目についてでございます。2件目は、交通事故防止のための通学路の整備についてであります。

災害共済給付データから見た通学中の事故の傾向とその分析という文献によりますと、平成17年度と平成23年度を比較すると、10万人あたりに通学中の事故は、小学生440件が平成23年度は430件、中学生300件が310件と、ほぼ横ばいで、低減傾向にはなく、件数でも小学生は中学生の3倍の事故発生件数となっております。発生時期も、特に小学生は4月から6月にかけて、また、夏休み明けの9月から11月にかけて多くなっております。

この小山町でも、4月から多くの新入学児童も登校し始めます。小山町の通学路は、歩道も整備されないで、道路に区画された細い白線内を歩いて登校しなければならないところも数多くあります。将来の小山町を背負っていく小学生達等の子ども達の安全を確保していく必要があると考えます。

各小学校から通学路の不安全箇所も上程されていると思いますが、見通しの悪い通学路、例えば用沢大塚から一色只水や細い通学路、例えば菅沼消防署下から明倫小などがあります。ここらは経費も少なく、短期にできるU字溝にふた設置等で歩く場所を確保していくことも考えるべきと考えております。

通学路安全確保について、当局の考えや対応を伺います。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷弘議員にお答えをいたします。

はじめに、まち・ひと・しごと創生の小山町の対応についてであります。

国では、昨年11月、まち・ひと・しごと創生法が施行された後、12月27日には、日本の人口の減少と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的施策をまとめた、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定し、地方と連携して地方の創生に取り組んでいくことが示されました。

その中では、地方も中長期的視点に立ち、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案し、地方人口ビジョン及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる地方版総合戦略を平成27年度中に策定し、国と一体となって取り組むことが求められております。

また、緊急的取り組みとして、地域の消費喚起と地方の活性化を促すことを目的に、地域住民生活等緊急支援のための交付金を平成26年度補正予算で成立させ、地方へ交付することとなりました。具体的には、プレミアム付き商品券の販売などの消費喚起策に対して支援を行う消費喚起・生活支援型交付金事業と、地方版総合戦略の早期策定と、これに関する優良施策の実施に対して支援を行う地方創生先行型交付金事業の2つの交付金から構成されております。この緊急的取り組みに対しては、本町も平成26年度補正予算にて事業化し、予算計上させていただく予定でございます。

急激な人口減少が叫ばれている昨今、本町にとってもこのことは大きな課題であると考えております。現在、県が進めている内陸のフロンティアを拓く取組の中で、小山町では、重点プロジェクトとして取り組んでいる三来拠点の小山パーキングエリア周辺、湯船原地区、足柄サービスエリア周辺の3地区の開発や、定住促進事業などに地域産業の活性化や雇用の創出、定住人口の増加を図っていくことは、この地方版総合戦略の主たる施策と位置づけることはもちろんのこと、今後、小山町の実情に合った様々な施策を掲げる地方版総合戦略を策定し、人口減少に歯どめをかけていきたいと考えているところでございます。

そこで、本町の総合戦略を策定していくに当たり、町長戦略課長をリーダーとし、企画総務部及び経済建設部の専門監と関係部署の課長補佐級の職員、総勢19人で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、先月18日に第1回プロジェクト会議を開催し、これからの取り組みなどについて確認をいたしました。

今後、シンクタンクなどにより策定支援を受けながら、本町の人口の現状分析、将来展望を考察するとともに、実情に応じた目標、施策の基本的方向、具体的な施策をまとめ、プロジェクトチームを中心に、人口ビジョン及び地方版総合戦略の素案策定を進めていきます。

また、町民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなどで構成する推進組織等で審議、検討すること、また、議会においても十分な審議を行っていただくことが求められております。そのため、できる限り早く素案を作成し、議会をはじめ、先ほど申し上げた推進組織等に説明していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては関係課長から答弁をさせます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 交通事故防止のための通学路の整備についてであります。

平成24年4月以降、京都府亀岡市をはじめとして、全国で登下校中の児童等が死傷する事故が相次いで発生しております。

通学路の安全対策につきましては、毎年、各小学校主催で、6年生の交通安全リーダーを中心に、保護者、区長、警察官、交通安全指導員、交通指導員、町職員が参加して、交通安全リーダーと父母と交通安全を語る会を実施し、通学路の危険箇所について話し合い、その危険箇所の改善につきましては、区の要望として町に上げられています。

また、道路管理者においては、御殿場警察署、教育委員会、各小学校関係者などの関係機関と連携し、通学路における緊急合同点検を実施し、安全対策の検討を行い、危険箇所については、改修等によりその対策を講じてまいりました。

また、平成25年度に、県において県警察本部、県教育委員会、県道路管理者の3者による静岡県通学路対策推進会議が設置されたことに伴い、町においても、御殿場警察署、町教育委員会、町道・県道の管理者による組織を設置し、対策箇所の抽出、合同点検、安全対策の実施、効果の

把握等を行ってきております。

町としましては、その結果を踏まえ、継続的に通学路の交通安全確保を図っているところであります。

また、議員御指摘の見通しの悪い通学路につきましては、カーブミラー等の安全施設を設置し、幅の狭い通学路につきましては、本来であれば歩道の設置が最良の対応策でございますが、用地の確保等を考えますと時間を要することから、必要に応じて側溝にふたをかけ、少しでも路肩の幅を広くするなど、通学路の安全確保の対策を講じてまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（池谷 弘君） 再質問させていただきます。

まず、1点目につきまして、まち・ひと・しごと創生の小山町の対応についてでございます。

今後の小山町発展のために、プロジェクトチームや推進組織等でPDCAを回した取り組みに期待しております。

まず、一つにつきましては、重要な案件である少子化対応については、フィンランドのネウボラを参考に、出会い、結婚から妊娠、出産、育児までの切れ目のない支援が提案されていますが、この件について当局のお考えを伺います。

また、小山町総合計画や次世代支援計画等、まちづくりの各種計画がありますが、今後、各種計画の整合性等についてどのようにしていくお考えがあるのか伺います。

次に、交通事故防止のための通学路の整備についてであります。

本日も、神奈川県内で女子高生が登校中に、路側帯からはみ出して大型車にひかれて死亡したという痛ましい事故が報道されておりました。

当局の回答にありますように、歩道の設置等は多くの経費や時間がかかります。そこで、割と容易に設置できる側溝のふたがけを計画的に実施していくお考えがあるのか伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長戦略課長（小野 学君） 池谷議員の再質問にお答えをいたします。

少子化対策の件でございますが、議員のお話の中のフィンランドのネウボラにつきましては、小山町では平成26年、昨年の7月から、国の地域少子化対策強化交付金を活用いたしまして、妊娠、出産、新生児・乳幼児の健診、相談、訪問事業に、保健師だけでなく助産師の方に支援していただく体制の構築を推進しているところでございます。この取り組みにつきましては、平成27年度につきましても、引き続きこの交付金を活用して実施する予定となっております。

また、少子化対応につきましては、国が示した、まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの政策分野の中に、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえと掲げてあり、国も重点的に行っていくこととしております。小山町におきましても、少子化対応は重要な施策と考えておりますので、今後策定いたします小山町版の総合戦略におきまして分析等を行い、小山町の実情に合

った施策を考え、対応していくこととなりますし、先ほど米山議員の質問の中で、町長から、金太郎のようなたくましい子どもが育つ住環境の挑戦という中で、来年度ですが、新たな課を設置いたしまして、婚活の支援をしていくと考えております。

あと1点、総合計画の各種計画との整合性でございます。総合計画は、地方自治体が策定する自治体の全ての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画でございます。したがって、各種計画は総合計画を上位計画としているものでありまして、小山町総合戦略につきましても、総合計画とは別に策定すると考えております。

なお、小山町の総合計画の後期計画につきましては平成28年度から32年度まででございまして、来年度、この総合計画の後期計画の策定を行うことになっております。総合計画の後期計画と同様の期間である小山町総合戦略の策定につきましては、当然小山町総合計画の後期計画の中にも盛り込んでいくこととなります。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○建設課長（岩田芳和君） 再質問にお答えいたします。

側溝等のふたかけを計画的に実施していく考えがあるかという御質問でございます。道路に付随しております側溝等に溝ぶたあるいはグレーチング等を設置し、幅広い路側帯の確保に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○5番（池谷 弘君） 内陸のフロンティア事業やまち・ひと・しごと創生事業等の多くの施策が今後も実施されていきます。当局は町民と連携し、PDCAを回して事業を進めて小山町の活性化を図り、また、交通事故のない安全なまちづくりを期待して質問を終わります。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで午後1時10分まで休憩します。

午後0時11分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 阿部 司君。

○2番（阿部 司君） 本日は2件の質問をさせていただきます。

1件目の質問は、一人暮らしの高齢者対策についてでございます。

我が国は現在、世界のどの国も経験したことのない超高齢化社会を迎えています。内閣府の平成26年度高齢社会白書によると、平成24年度現在、夫婦のみの世帯が一番多く、3割近くを占めており、単独世帯と合わせると5割を超えるそうです。将来の平均寿命も、東京オリンピックのある平成32年には男性が80.93、女性が87.65と推計されており、その後はますます延びて

いくとのことでございます。

このような中であって、一人暮らしの高齢者の増加は男女ともに顕著であり、一人暮らしの高齢者が高齢者人口に占める割合は、昭和55年には男性が約4.3%、女性が11.2%であったものが、平成32年には男性が13.9%、女性が21.9%と増加の一途をたどっております。

やがて、人によっては経済的な問題や健康の問題等で社会的孤立を招く可能性があり、ひいては生きがいの低下、孤立死、孤独死の増加、消費者契約のトラブル等の発生につながっていく可能性が大きくなるものと考えられます。

東京23区における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数は、平成25年に2,733人おり、都市再生機構が運営管理する賃貸住宅において、賃貸住宅内で死亡し、かつ相当期間、1週間を超えて発見されなかった事故も、平成24年度で220件も発生しており、平成20年度に比べ全体で4割、65歳以上では約8割の増加となっているそうでございます。

誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、相当期間放置されるような、この種、孤独死のニュースを聞くと、胸の痛む思いであります。これから先、我々にとって、いつどのような状態になるのか定かではなく、その可能性が全くと断言したいところではございますが、いずれにしても大きな社会問題であることには間違いありません。

孤独死を身近な問題と感じる人は、60歳以上の高齢者全体で2割、一人暮らしの高齢者では4割の人がそう感じているそうであります。また、健康状態や経済状態に問題があるにもかかわらず、必要な行政サービスを利用できず、電気、水道、ガスなどの公共料金や家賃を長期間滞納するなど、社会的に孤立した末に、病死、餓死に至るケースも見られるとも言われております。

孤立を望む人も決して孤立死を望んでいるということではないはずなので、本人への意識づけと行政を含む地域社会における孤独死防止に向けた努力が今後ますます求められているような気がしてなりません。

孤独死が発生した場合、警察や消防の出動、医師による志望の診断、検死等の他、様々な経済的かつ人的な負担や社会的コストがかかり、後々、様々な影響を各方面に与えます。

例えば、孤独死が発生した地域では、住民の間に行政への不信や不満が生じるだけでなく、隣近所の人はなぜ気づかなかったのかなどと非難し合うことなどによって、住民相互の間にも不信感や亀裂が生じ、円滑なコミュニティの運営に支障が生じかねません。また、住民間のつながりが弱い地域などという風評が生じ、地域に対する愛着心も低下すること等が考えられます。

昨年の暮れに、近くに身寄りがなく、一人暮らしの人と話す機会があり、今はまだ元気であるが将来どうなるかわからないので、とても不安であるとのことでありました。その人いわく、これからいろんな事情で私のような人が増えることが予想されるので、行政としても今後考えていく必要があるのではと問われました。その人は、事前にお金を払ってでもいいので行政としてよく検討してもらいたいとのことでありました。

一人暮らしの高齢者等が住みなれた地域において、社会から孤立することなく、継続して安心

した生活を営むことができるよう体制整備を推進するため、民生委員、ボランティア、民間事業者等と行政との連携により、支援が必要な高齢者等の地域生活を支えるための地域づくりを進める各種施策を推進していくとも白書は記しております。

一人暮らしの高齢者の孤独死を防止するため、各県や各市で見回り等の対策を民生委員や児童委員、医師等の協力を得ながら、また、民間の様々な組織と連携しながら、その力を活用し、実施しているようであります。

町としても、当然様々な施策を講じながら、一人暮らしの高齢者対策を実施していると思いますが、それらについて次の質問をさせていただきます。

1つ、現在、町では60歳以上の一人暮らしの人がどのくらいおられるのか。男女別に教えていただきたい。

2つ目、町では、一人暮らしの高齢者が生きがいを持って安心・安全に暮らせるよう、どのような施策をもって対応しているのか。また、今後考えていく施策等があれば教えていただきたい。

3つ目、ここ2、3年の間に、町でもこの種、孤独死事故はあったのかどうか。もしあった場合、どのような社会的リスク等があったのか伺います。

4つ目、先ほど、ある人との話をしましたが、今後、町として民間事業者と連携しながらでも、これらの問題について対応していくお考えがあるのかどうか伺います。

2件目の質問は、道の駅の環境整備等についてであります。

小山町には、「ふじおやま」と「すばしり」の2か所の道の駅があり、多くの人が地場産の農産物や水かけ菜等を購入するため訪れてくれております。また、それぞれの道の駅で各種イベントを積極的に企画され、にぎわい、混雑することもしばしばであります。

一昨年の6月に富士山が世界文化遺産に登録され、須走の富士浅間神社と須走登山道も構成資産として登録されました。これにより、富士山の注目度はこれまで以上に高まっており、富士山周辺の地域では、国内外からの観光客が増加しております。

町でも、2015年から2020年までの小山町観光振興計画作成のため、有識者等を含めて会議を重ね、その案が昨年12月に固まり、現在パブリックコメントを募集しているところでございます。

それによると、平成25年度の観光交流客数が430万人であり、平成32年には500万人の観光交流客数を目標値として誘客しようと想定しており、また、観光客立ち寄りの場として、道の駅を観光拠点として活用しようと計画されております。

平成32年は夏季オリンピック・パラリンピックが開催される年であり、また、新東名高速道路の開通や、小山パーキングエリアとスマートインターチェンジ等の開設も予定されており、高速道路の整備も進み、首都圏からのアクセスも格段に向上します。オリンピックの開催もあって、世界中から多くの人が日本を訪れますので、できれば我が町にも多くの観光客が国内外から来てもらえればと願うのであります。

そのためには、日ごろからお客様に来てもらえるような道の駅の施設や環境の整備をしっかり

することが極めて大切であると思います。標識等の整備や言葉の問題をはじめ、特に春から秋にかけ日に日に伸びる草木や雑草の整備、そしてきれいに咲いている花壇の整備等にも注意を払う必要があると感じております。

道の駅には国交省の管理する施設等もあり、なかなか難しい面もあると思いますが、誰かがやらなければなりません。

私も昨年の3月まで、須走の区長会の仲間とともに、須走の道の駅にあるドッグランの整備に汗を流しました。廃校になった富士フェニックス短期大学のテニスコートの大きな人工芝をクレーンでつり上げ、車で運んでドッグランの中に敷いたり、一部天然芝を貼ったり、また周辺の草刈り等をしながら、少しでも利用してもらえようみんなで協力しながら頑張ってまいりました。おかげで、ドッグランも以前よりきれいになり、立ち寄った人が使っているようであります。

道の駅の会議のとき、駅長にもっと草刈り等をしてきれいにするよう話をしておりますが、夏場等、なかなかできていないのが現状であり、それでも年に何度か、シルバー人材センターに依頼して整備をしているようであります。道の駅を観光拠点にするため、そして多くの人に立ち寄ってもらうためにも、もっともっと環境整備等に力を入れるべきだと思います。

そこで、次の質問をいたします。

1 番、道の駅の今後の整備計画等について伺います。

2 番目、草刈りや花壇の整備等のための必要経費をもう少し面倒を見てやることはできないのかどうかについて伺います。

3 番目は、環境整備等の観点から、現場に赴き、職員の方等が適時適切にもっと指導はできないのか。この3点について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 阿部議員にお答えをいたします。

一人暮らしの高齢者対策についてのうち、はじめに、民間事業者と連携しながら、一人暮らし高齢者の方の将来の不安の解消に対応していく考えがあるかについてであります。

議員御指摘のとおり、一人暮らしの高齢者の方には、将来に対する様々な不安があることは認識しておりますので、相談体制を強化し、民間事業者における各種サービスの内容をはじめ、介護サービス付高齢者住宅や有料老人ホームの情報等についても提供し、高齢者の不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

一方、法律や個人の権利等の問題につきましては、法律相談や司法書士会等が実施している相談会等を活用し、弁護士や司法書士などの専門家の相談につなげていくことにより、高齢者の不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、それぞれ担当課長より答弁させます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 町の60歳以上の一人暮らしの人数についてであります。平成27年1月末現在、住民基本台帳上では、男性が798人、女性が1,230人の計2,028人であります。

次に、高齢者が生きがいを持って安心・安全に暮らせるよう、どのような施策をもって対応しているか等についてであります。老後をいかに生きがいを持ち、かつ健康で暮らせるかは、誰もの一番の願いであります。このため、スポーツや文化活動、また趣味や旅行を通じ、仲間づくりや生きがいづくり活動をされている老人クラブに対し、町では運営費等を助成し、平成26年4月1日現在、老人クラブ連合会には1,865人が加入され、日々活発な活動をされております。

また、高齢者雇用安定法に基づき、高齢者の臨時的かつ短期的就業機会の開発と提供を行う公益法人シルバー人材センターにつきましても、平成26年度で239人が会員登録をされており、いつまでも働く意欲を持ち、健康維持につなげていただくよう、その運営費を助成しております。

地域におきましては、各地区で開催している「ふれあい茶論」で、食事やゲームを楽しみながら、笑いの絶えないひとときを過ごされていますが、その運営につきましても御支援させていただいております。

団体活動が苦手もしくは好まない方達にも、このようなグループ活動に参加していただき、楽しさを仲間で共有する時間を持つことが社会的孤立を防ぐことにつながり、高齢化時代を有意義に生きる一つの方法と捉えておりますので、今後も高齢者の活動に対し、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

一方、高齢者の安全対策につきましては、65歳以上の一人暮らしや高齢世帯等で、身体に不安を抱え日常生活に不安を持つ方を対象に、ペンダント型発信機をお持ちいただき、緊急事態が発生した際には、発信機のボタンを押すことにより、消防本部や御家族等に連絡が届く緊急通報システムについて、現在47人が利用されております。

次に、ここ2、3年間の孤独死事故についてであります。誠に残念なことではありますが、町内においても孤独死は発生しておりますが、個人情報であることから、その正確な件数については把握ができませんが、町が承知しているものでは、1年間で数件程度確認をしております。

町では、都会のように死後相当期間経過して発見されることがないように、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健やかに安心して暮らせるよう、行政、地域包括支援センター、地域、事業者等が協力し、日常的な支え合い活動の体制づくりが行えるよう、高齢者見守りネットワーク事業を推進し、町ぐるみで高齢者を見守る体制を強化しております。

このため、異変があった際には、近所にお住まいの方から役場、地域包括支援センター及び御殿場警察署等に通報があり、通報があった場合には、夜間であっても警察官と連携し迅速に対応しております。

また、日ごろから民生委員、児童委員や地域包括支援センターなどと協力し、一人暮らしの高齢者に対する訪問活動や、配食サービスに併せた安否確認等を実施しております。

高齢者見守りネットワークでは、新聞店、牛乳販売店、生活協同組合等に加え、新たに郵便局、

警察署と見守りに関する協定を締結するとともに、町内の店舗や事業所に参画依頼を行い、現在では133の事業者等に御協力をいただいているところであります。今後は更に協力事業所を拡大し、一層の体制強化を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 道の駅の環境整備についてのうち、はじめに、道の駅の今後の整備計画等についてであります。

両道の駅を合わせた観光交流客数は実に200万人を超え、今では町内で最大級の観光交流拠点となっております。

今後の道の駅の整備計画といたしましては、現在、防災拠点として活用できるよう、防災施設整備を国に要望しております。これについては、国においても、地方創生拠点の形成の取り組みの中で、現在の道の駅の役割が第2ステージに入り、防災拠点やインバウンドの観光拠点などの新しい役割を検討しております。

これを踏まえ、今年度、道の駅「ふじおやま」において、駐車台数の拡充を考え、駐車場の容量を再検証するための交通量調査を国が実施しています。

また、道の駅「すばしり」においては、申請に基づき、今年度中に外国人観光案内所として認定される見通しであります。世界遺産の富士山の麓の道の駅として、海外からの来訪者により一層おもてなしができるものと考えます。

町民や来訪者が安心して快適に利用していただける道の駅とすることは、町の重要な責務でありますので、それぞれの指定管理者や国、県などと協議しながら、案内看板の設置などの施設整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、草刈りや花壇の整備等のための必要経費をもう少し面倒を見ることができないかについてであります。道の駅の管理については、設置者である国土交通省と小山町とで管理区分を決め、町が管理する区分について、指定管理者との基本協定によって管理区分を定めております。このため、それぞれの管理主体が管理区分に応じて維持管理を行うわけですが、予算や職員数に限りがあるため、必ずしも十分な対応ができていない部分もあるかと思えます。

現状では、町において新たな維持管理の経費を計上することは考えておりませんが、国土交通省には町から適正な維持管理をお願いするとともに、指定管理者に対しても更に適正な維持管理に努めるよう、道の駅の連絡調整会議等の中で指導してまいりたいと考えております。

次に、環境整備の観点から、現場に赴き、適時適切にもっと指導できないかについてであります。両道の駅には、連絡調整会議をはじめ、必要に応じて商工観光課の職員が赴き、駅長や担当職員と管理や運営について協議をしております。今後も積極的に道の駅の管理状況を把握し、町民や来訪者が快適に利用していただける道の駅になるよう、指定管理者と協力して管理運営してまいりたいと考えております。

以上であります。

○2番（阿部 司君） 再質問をさせていただきます。

1件目の一人暮らしの高齢者対策でございますが、町でも今、お話があったように、様々な高齢者が安心して生活できるような施策を講じて、努力されていることはわかりました。これらの施策が町民の方にどれだけ理解され、周知徹底されているか、その辺はわかりません。これからも広報おやまや有線、また区長会、老人クラブ、そういった会を通じてもっともっと周知してもらえるように、そして多くの方がいろんな行事に参加し、生きがいを持って生活できるように更に頑張っていたきたいということで、次の質問をさせていただきます。

1点目は、小山町でも孤独死が年間数件あったとのことでございますが、この際、住民の方等から苦情とか、その他社会的なリスク等があったのかどうかということが1点目でございます。

2点目は、町としてこのようなとき、どのような手順というか、マニュアルというか、そして、どの段階まで対応されているのか。この点についてお伺いいたします。

再質問の2点目は、先ほどの答弁を聞いていると、余り変わんなど、今後も今までと一緒だなと、そういうような感じがいたしましたけれども、いろんな縛りがあったり、いろんな制約がある中で、なかなかそのようにできないとは思いますが、要するに、国交省のそういった管理のところは国にお願いして、少しでもできればと思うわけでございます。当然我々もボランティアとして、また町としても、道の駅を管理する、そういう方も当然やると思いますけれども、とにかくさっき言ったように、誰かがやらないときれいにならないんです。そういう意味で、これからはぜひ少しでも良くなるように検討していただいて、努力をしていただきたいということでございます。その辺の今後の考え方についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

孤独死、年間数件ございまして、その際に苦情あるいはリスクというお話でしたけれども、苦情ですとかリスクというものは特にございません。

それから、どこまで対応したのかというお話ですけれども、まず手順といたしましては、御近所の方からの通報が主にございます。そのときに、例えば、今まで夜、雨戸が閉まっていたんだけれども、ここ2日ぐらい閉まらなくなった、あるいはその逆で開いたままだというような通報がございました。その際に、高齢者の班の職員が直ちに向かうわけですけれども、最悪の場合を想定いたしまして、中に入ることも予想されますので、警察官にお願いをいたしまして同行していただいております。中に入るのは職員ではなく、警察官に入っております。中で最悪のケースが発生した場合には、そこから警察の検死等が行われるわけですが、それらが全て終わりますと、まず身寄りがあるかないかの確認を行います。それでもない場合、あるいは、仮に見つけても遠隔地あるいは拒否された場合、誰かが火葬ですとかそういうことをやらなければい

けないということで、それは職員が対応してきました。玉穂斎場での火葬ですとか、骨上げ、それから埋葬につきましては、富士霊園に町の墓地があります。これは本来ですと不明の方を埋葬する墓地なんです、そこへ仮に納骨するか、あるいは町内のお寺さんの御協力があれば、無縁墓地等への埋葬をお願いしてきております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 阿部議員の再質問にお答えさせていただきます。

道の駅の管理につきましては、設置者である国土交通省と町とで管理区分を決め、管理をしているということでありまして、国交省につきましては、国交省が周辺の国道の管理と一緒に道の駅も委託事業者管理に管理をしていただいているという形でありますので、今後も、国土交通省の部分については引き続き国土交通省の方に、まず道の駅の状況を私たちも把握をしまして、適正に管理していただけるように引き続き依頼してまいりたいと考えております。

また、町の管理部分につきましては、先ほど申しましたように、管理規定の中で指定管理者の方にやっていただくことになっておりますので、なかなか費用負担ということは難しいのでありますけれども、例えば地域の皆さんに地域の施設として、美化運動の際などに、または定期的に周辺の清掃などを地域の皆さんに行っていただくことができれば、そんなことも町としてまたお願いをしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○2番（阿部 司君） それでは、2件ともいろいろ制約があったり、いろいろ大変なこととは思いますが、ぜひ皆さん方の今後のますますの活躍をお願いをしまして質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、8番 池谷洋子君。

○8番（池谷洋子君） 私は2件の質問をさせていただきます。

1件目は認知症対策についてお伺いします。

他国に例のないスピードで進む日本の高齢化、今年1月推計の65歳以上の人口は26.2%、既に4人に1人の割合です。

それと比例して、認知症を患う高齢者の数も増加しています。厚生労働省は、10年後の2025年には約700万人が認知症になると見えています。認知症の高齢者が現状の7人に1人から5人に1人へ増えていきます。

一方、日本人の70歳代の体力は過去最高を記録、70代の体力年齢は15年前に比べ5歳以上も若返っているものの、健康と不健康の差は広がっています。健康な高齢者をいかに多くするか。今、これは社会全体の課題です。当町にとっても、真剣に取り組まなければならない大きな課題です。

また、警察庁によると、認知症が原因で行方不明になったという届け出は2012年で9,607人、そ

のうち359人が発見時に死亡しています。

静岡県は先月、認知症や記憶喪失による身元不明者を保護した際の市町の対応を明記したガイドラインを策定しています。また、認知症サポーター養成などにも力を入れています。

静岡新聞の記事に、富士市歯科医師会が先月、会員を対象にした認知症サポーター養成講座を開催、口腔機能と脳の活性化には密接な関係があることを説明、認知症への対応を学んだことや、東伊豆町では認知症の知識を持つキャラバンメイトが講師となり、住民や事業所、学校などを対象に認知症サポーター養成講座を開く厚生労働省の事業に力を入れ、認知症に対する住民の理解が少しずつ広がってきたことが紹介されていました。

国は本年1月、認知症対策の国家戦略である認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを打ち出しました。ポイントは、認知症サポーターを800万人に、また、2017年度末までに初期集中支援チームを全市町村に整備、若年性認知症施策の強化、介護者への支援、高齢者に優しい地域づくり、予防法、治療法等の研究開発、認知症の人や家族の視点の重視などです。

重要な新オレンジプランだと思いますが、認知症の人にとって、できる限りなじみの住みなれた環境での暮らしを支える地域包括ケアの仕組みが重要になると考えます。混乱している認知症の人に更に環境変化を強いる入院や施設収容による対応は、本来はふさわしくないと考えます。

日本は、認知症の人の精神科病院での入院、平均在院数ですが、900日を超えています。これは国際的に見て異常な状態と言われています。様々な原因があると思いますが、入院や薬の処方をして根本的な解決にならないことが多いと考えます。

先ほどの新オレンジプランの中で、初期集中支援サービスを全市町村に配置することが打ち出されました。非常に重要な政策であると期待します。

以上を踏まえ、次の3点について、町の考えをお伺いいたします。

- 1点目、当町の認知症患者さんの数はおおよそ何人ぐらいでしょうか。
 - 2点目、当町の認知症対策に対する取り組みはどのような状況でしょうか。
 - 3点目、国が打ち出した新オレンジプランについて、町の考えをお聞かせください。
- 2件目は振り込め詐欺対策について伺います。

高齢者などから巨額の現金をだまし取る振り込め詐欺が全国で後を絶ちません。警察庁が2014年に把握した振り込め詐欺、いわゆるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺などの被害総額は約367億6,000万円、これに金融商品等取引、ギャンブル必勝法情報提供、異性との交際あつせん、その他を加えた特殊詐欺全体の被害総額は約559億4,000万円、2013年を70億円近く上回っています。主に高齢者を狙った詐欺の被害は約318億7,000万円で、実に57%を占めています。このような振り込め詐欺を防ぐには、個人の心構えが必要です。

また、高齢者に対して、振り込め詐欺への注意喚起を促すことが重要だと考えます。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

- 1点目、当町の振り込め詐欺の状況は。年齢、性別、件数、被害額、内容をお聞きいたします。

2点目、振り込め詐欺対策の先進例として、宮崎市は市民に注意を促すポップアップステッカー、ちょっとマッタくんを作成しました。このステッカーは電話の受話器に貼りつけて使用するもので、受話器をとったとき、ステッカーが起き上がることで、詐欺電話に注意するよう気づくことができます。このように詐欺を防ぐステッカーを導入することについて、町の考えを伺います。

以上2件の質問です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷洋子議員にお答えをいたします。

認知症対策についてのうち、はじめに、国が打ち出した新オレンジプランについての町の考え方についてであります。

新オレンジプランでは、認知症への理解を深めるための普及・啓発、その容態に応じた適時適切な医療や介護の提供、若年性認知症施策の強化、介護者への支援等についての具体的な施策や数値目標が定められております。

このため、第6期介護保険事業計画に基づき、介護予防事業等に対する取り組みを一層強化するとともに、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置を検討する上で、新オレンジプランに基づき、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、様々な取り組みを推進してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、それぞれ関係課長から答弁をさせます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 小山町の認知症患者の数についてであります。

認知症患者の数は、プライバシーや個人情報保護の観点から、その正確な人数は把握はできませんが、要介護認定を受けておられる方に限定した場合、日常生活に支障を来すような症状や行動、意思疎通の困難さが多少見られ、何らかの認知機能の低下が見られる状態であるとされる、日常生活自立度が2以上の方は、現在、要介護認定者840人のうち520人であります。

次に、認知症対策に対する取り組み状況についてであります。国の施策の中に、認知症の症状や認知症の方との接し方、また、家族や介護をしている方の気持ちを正しく理解、対応することを目的とした認知症サポーター養成講座があります。

町でも、平成19年度から認知症サポーターの養成に努め、平成27年2月現在、1,468人の方に講座を受講していただいております、今後も人口の1割である2,000人を目指し養成に取り組んでまいりたいと考えております。

また、介護予防事業の一つとして、認知機能低下予防事業を実施しております。今年度からは、その取り組みを強化するため、民間事業者の知識やノウハウを生かせるよう、社会福祉法人が運

営する介護事業所に事業委託をし、新たな認知機能低下予防事業として「元気塾」を実施し、37人の方が参加し、好評をいただいております。新年度におきましても、更に受け皿を拡大して実施する予定であります。

また、地域包括支援センターを中心に、民生、児童委員の御協力のもと、高齢者見守りネットワークを構築し、地域で高齢者を見守る体制づくりの強化や、成年後見制度の活用などの取り組みを実施しております。

また、議員御質問の認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置につきましては、国の方針が示されておりますが、まだ詳細についての通知がございません。医師会等の関係機関の御協力が不可欠でありますので、平成29年度には実施ができるよう、来年度から検討や協議をすることとしております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（後藤喜昭君） 次に、振り込め詐欺対策についてのうち、はじめに、当町の振り込め詐欺の状況はについてであります。

振り込め詐欺とは、電話を利用して息子や孫などを装い、示談金名目等により現金を振り込ませるなどの方法によりだまし取るオレオレ詐欺、有料サイト利用料金等を請求する架空請求詐欺、ダイレクトメール等を利用して融資を誘う融資保証金詐欺、社会保険事務所や自治体の職員等を名乗り現金を振り込ませる還付金等詐欺の総称であり、全国的に見ると、議員御指摘のとおり、件数、被害額ともに増加傾向が続いております。この中で、オレオレ詐欺と還付金等詐欺については、被害者層の90%以上が60歳以上の方であります。

このため、町では、おやま健康フェスタなどのイベントにおいて、振り込め詐欺防止の啓発活動や、敬老会開催時には御殿場警察署に依頼し、舞台上において署員による振り込め詐欺被害防止の寸劇と注意喚起を行いました。

また、平成26年10月15日には、年金支給日に合わせ、オレオレ詐欺被害発生ゼロの日キャンペーンが県下一斉に実施されたことに合わせ、御殿場警察署員、地域安全推進員などとともに啓発品を配布し、被害防止を呼びかけたところであります。

この他にも、御殿場警察署や防犯協会では、各地区の敬老会等で振り込め詐欺被害防止のための講話や、静岡県独自の取り組みとして、金融機関において預金小切手等を活用した特殊詐欺被害防止対策プラン等の実施をするなど、行政や防犯協会等が一体となり、様々な機会を捉え、様々な方法により被害発生の防止に努めているところであります。

その結果、当町の振り込め詐欺等の被害状況について、御殿場警察署に被害届の受理件数を問い合わせたところ、平成26年度中の被害届は、御殿場警察署管内で10件でしたが、小山町はゼロでありました。

次に、振り込め詐欺被害防止対策としてのポップアップステッカーの導入についてであります。

先ほども申し上げましたが、振り込め詐欺のうち、高齢者が特に被害に遭いやすいのはオレオレ詐欺と還付金等詐欺ですが、この2つに共通しているものは、詐欺のきっかけが電話によることです。

このことから、電話の受話器を持ち上げたときに、振り込め詐欺防止のステッカーが起き上がり注意を促すポップアップステッカーは有効な対策の一つであり、啓発品として一般的に販売もされています。

このため、以前、御殿場警察署防犯協会では、振り込め詐欺防止のポップアップステッカーを配布しましたが、実際に使っていただいた方は少数であったようで、現在はボックスティッシュを配布し、好評を得ていると聞いております。ボックスティッシュは、その実用性から、手元に近い場所にあり、いつも目につくところから、その効果も期待をされているところであります。

いずれにしても、今後も引き続き御殿場警察署や防犯協会とも協働し、より効果が高い啓発品の活用を含め、振り込め詐欺被害防止のための施策を講じてまいりたいと考えております。

以上であります。

○8番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

はじめに、認知症対策についてですが、認知症サポーター養成講座を受講された方が現在1,468人もいて、今後2,000人を目指すということは素晴らしいことだと思います。そこで、現在受講された方々がどのような活動をされているのかお伺いいたします。

次に、振り込め詐欺対策についてですが、平成26年度、当町はゼロ件と聞きましたが、全国的に振り込め詐欺は後を絶たない状況です。

興味深い新聞の記事がありました。千葉県柏市が高齢者に行った振り込め詐欺のアンケートです。アンケートは、年齢、性別、同居者数、日ごろの近隣関係を、2013年から2014年の2年間に振り込め詐欺の被害に遭った、遭いそうになった、自分にはないが近所や知人にあった、遭ったことがないから選ぶ内容です。分析結果から得られたものは、被害者1人に10人の予備軍がいること、高齢者、80歳以上ほど狙われやすいこと、被害者の70%が夫婦だけ、今は1人だけで暮らす人、被害者の90%以上が毎日誰かと話し合うなど、詐欺被害に近隣関係の濃い、薄いは無関係だったこと、また、回答者から日ごろ詐欺に備える心構えも多数寄せられたとのこと。その中に、合い言葉を言わせる、留守電にして知人なら折り返す、飼い犬の名前を言わせる、投資話には絶対に乗らないなど、警察や自治体の呼びかけが浸透している現状が見て取れました。

更に、私が最も重要視したのは、被害に遭った方々の心の傷です。だまされた方がばかだとの家族からの責めや自分自身への責めなどで、長い時間苦しみ、中には自殺した方もいたようです。悪いのは絶対に詐欺で、孫や息子のことを心配したおじいちゃん、おばあちゃんがだまされてしまった、だまされた人は絶対に悪くはないんだということを周りはしっかり把握することが大切です。また、被害を受けた方々の心のケアができれば良いと考えます。

私ごとですが、自分のところにもオレオレ詐欺の電話が来たことがあります。投資関係の冊子が送られてきたこともあります。御近所でも同じようなことがありました。

再質問は、1点目、26年度は被害はゼロだったということですが、その前の2、3年についても被害はゼロだったのでしょうか。

2点目は、被害ゼロという結果に甘んじてはないと思いますが、このようなアンケートなどをしっかり分析をもって、被害を絶対出さないとの意欲を持って対策を考えるべきと思いますが、町の所見を伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 再質問にお答えをいたします。

認知症サポーター養成講座を受けられた方がその後どのような活動をされているかとの御質問だったと思います。

まず、この養成講座の中では、認知症というものがどういうものなのか、そういったものから入り込んでおります。まず、これは病気なんですよということと、高齢化社会の中では、どこにでもあり得る問題なんだよということから入りまして、その後、それではどのように触れ合っていくのか、そういった内容の講座で進めております。

ただ、その後、ここで言う約1,500名の方がそれぞれどのような活動をしているかにつきまして、詳細につきましては残念ながら把握をしておりますが、今後、受講者に確認して、その後、講座は有意義であったのかどうか、あるいはどんな活動をされているのかどうか。高校生なんかにも養成講座に入らせていただいておりますので、そんな確認をさせていただきたいと思います。

それでもって、ここで言います地域でそういう方達がいつまでも住みなれた地域で、より良い環境の中で暮らし続けることができる社会の実現につなげてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○地域防災課長（後藤喜昭君） 池谷洋子議員の再質問にお答えをいたします。

オレオレ詐欺の被害状況でございますが、御殿場警察署に問い合わせをいたしまして、平成25年度の数字しか持っておりませんが、平成25年度では件数が5件でございました。そのうち、小山町におきます被害が1件ございました。しかし、これは実際に振り込む前に現金の方を押さえることができたものですから、被害額はゼロ円でしたが、被害届は1件ということでございます。

続きまして、被害の対策についてでございますが、町では、けさも放送させていただきましたが、不審電話があった場合は、無線放送でそういった電話があるから注意してほしいというような注意喚起、また、広報おやま等でもそういった振り込め詐欺の防止の啓蒙活動をしておりますので、これらの活動を更に充実してまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

認知症対策についてお伺いいたします。

最近のテレビで、認知症サポーターが活動している様子を見る機会がありました。サポーターはいつもオレンジ色のアームバンド、また、認知症サポーターの目印をつけて普通の生活をしています。家や店の内外にも、認知症サポーターの印をつけているだけで、自分たちの自覚を促し、認知症の家族の方々も気軽に、うちのおばあちゃんをお願いいたしますと声をかける人たちが多くなったと言います。特別なことができなくても、認知症の方々を守ろうとの意識も広まっているとのこと。また、先ほど述べましたが、認知症を持つ家族の方々も気負わずに地域の方をお願いできる機会もできます。

再々質問は、町もサポーターの力を信じて一步前進できる活動の推進を取り入れたらと考えますが、町の所見をお伺いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 再々質問にお答えいたします。

認知症に関する悩みや問題を、本人ですとか、あるいは介護者が抱え込ませないことが大事だと思っております。そのために、町や社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関、あるいは民生委員さん、関係機関が連携していろんな相談等に携わっておりますが、その中に、議員の御質問にございました、認知症サポーター養成講座を受講された皆様に参加していただきながら、認知症の自覚を促しながらというか、守ってまいりたいと考えておりますので、その点は今後参加していただくような努力をしてまいります。

以上であります。

○8番（池谷洋子君） 質問は終わりますが、地域包括ケアシステム推進と認知症対策は、2025年問題を見据えての優先課題です。町もこれからしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、7番 込山恒広君。

○7番（込山恒広君） 私は、六次産業化に向けた戦略ストーリーについてお伺いいたします。

水田の基盤整備などの社会資本整備はおおむね達成しており、大規模化は進みつつあります。大規模化によって、商工業者や進出企業の提携などは避けて通れないと思います。

しかし、農家は専ら農産物を作って農協や出荷組合などに出荷するだけの旧態依然で、どこの農家も明確なコンセプトや戦略ストーリーがないのが実情です。六次産業として成長するために必要な販売戦略やマーケティング、販路拡大、中長期計画作成といった事業プラン作成の知識もなく、これらを作成できる人材も不足しております。このままでは、半数以上の農家が淘汰されるのも必至です。

今後の担い手育成には、農業センスだけではなく、商工業者と同様のセンスが求められますし、ネット販売の活用も必要となるかと思えます。これら必要な戦略的経営感覚、ノウハウを身につけ、農家が六次産業化で生き残るための方向性と指導支援について伺います。

1 といたしまして、小山町の特産物である水かけ菜販路についての戦略についてお願いいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員にお答えをいたします。

富士山の豊富な湧水を使った無農薬、無添加物の水かけ菜の漬け物は、小山町の特産品として高い人気があり、昨年8月には、静岡県内の高品質でかつ特徴ある農水産物が認定を受けられるしずおか食セレクションの認定も受け、ますます水かけ菜の需要は高まっているところであります。

町といたしましては、この特産物としての水かけ菜を将来にわたり継承していくためにも、更に広くPRしていかなければならないと考えており、議員御指摘のように、六次産業化を推進することにより、水かけ菜を加工、販売していくことが重要になってくると考えております。

一方で、平成25年に御殿場市内にあった御殿場青果市場が閉鎖され、水かけ菜の生葉での大口出荷先がなくなってしまったことについて、町としても対応策を検討しなければならないと考えております。

御殿場農協管内の水かけ菜生産者で組織する御殿場小山水かけ菜生産組合では、平成24年から水かけ菜の生葉を集荷し、漬け物として加工、販売する取り組みが開始され、昨年はネットでの販売も含めて11トンの販売実績を上げていますと伺っております。

町としても、農村活性化センターを活用して水かけ菜を加工し、道の駅で販売するという流れを構築することができれば、農家の作業の手間も省け、販路の確保につながる一つの方法であると考えております。

水かけ菜は収穫時期が冬から春先にかけての寒さが厳しい時期であるということや、収穫作業の機械化が困難であるとの要因により、生産農家の減少につながり、生産量の増加を阻んでいると考えられます。これらの問題は以前から提起されていたものですが、まだ抜本的な解決策を見出せないのが実情であります。

このため、まず生産量の確保に取り組んでいくことが重要であると考えておりますので、生産農家の方々や御殿場小山水かけ菜生産組合、御殿場農協、県東部農林事務所とも協議の場を設け、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（込山恒広君） では、2番として、小山町の農家が六次産業ビジネスで成長できる支援策について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 小山町の農家が六次産業ビジネスで成長できる支援策についてであります。

一般的には、農家が六次産業化を進めるためには、商工業や製造業に詳しい外部の人材の活用

や、商工業者と連携していくことなどが必要だと言われておりますが、町といたしましては、何より販売できる場所の確保と、農家の皆さん自身の頑張りが必要であると考えております。

現在の小山町の状況は、道の駅「ふじおやま」の開駅に伴い、地元の農家の皆さんで道の駅農産物出荷組合を組織し、道の駅に農産物や加工品を出荷し販売しております。

道の駅「ふじおやま」の地場産品販売コーナーは、出荷組合の皆さんが販売する新鮮な野菜やお餅などの加工品が好評で、これを目当てに地元の人をはじめ、周辺から多くの方が道の駅を訪れています。農家の皆さんも、自分達で作ったものが売れる喜びと、販売による収入を得られることから、生産意欲も増していると感じており、農産物出荷組合の農家の皆さんを中心に、地域には頑張っている方も多くおられる状況であります。

町でも、商工会や農産物出荷組合、農協や婦人会、道の駅の指定管理者などの方々をメンバーとした小山町農商工連携協議会を組織し、生産、加工から流通、消費に関わる団体等の連携を図り、情報の発信や新規ニーズの掘り起こし、地域産業の振興を図る取り組みをしております。この活動の中で、町内外各種イベントに参加し、小山町産のお米や水かけ菜などの農産物や加工品のPRや販売を行っております。

また、昨年12月には、イタリアスローフード協会主催の世界の料理人1,000人にも選ばれた奥田政行シェフを招き、講演会と小山町産の食材を使用した調理教室を行い、水かけ菜やワサビなどの地場産品の魅力と活用について考えるきっかけづくりを行いました。

今後も農家の皆さんが農産物を生産するだけでなく、加工から販売まで考えられるよう、道の駅の活用や農商工連携協議会での支援などを考えてまいります。

以上であります。

○7番（込山恒広君） 次に、道の駅「ふじおやま」農産物出荷組合の事業戦略について、よろしくをお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○農林課長（遠藤一宏君） 議員御承知のとおり、農産物直売所は地産地消に果たす役割が大きく、多様な農産物を自己責任のもとで販売できるという生産者のメリットと、地元の新鮮で安全な農産物を安く購入できるという消費者のニーズが合致することから、全国的にも人気があり、町の農業施策を遂行する上でも貴重な場であると考えております。

道の駅「ふじおやま」の農産物出荷組合につきましては、平成16年に発足し、現在、110名の農家の皆さんが組合員として登録され、御殿場市、小山町管内でトップの売り上げを誇る農産物直売所であります。

稲作主体の当町において、開設当初は販売する農産物が集まらないばかりか、品質にもばらつきがあり、販売に苦勞しておりました。今では、御殿場農協の営農指導や組合員の皆様の努力により、農産物の品質の向上が図られるとともに、餅米や総菜などの加工品も多く販売されるようになり、売り場に活気が感じられるまでに成長しております。

しかしながら、旬の時期には旬の農産物ばかりが大量、集中的に出荷されたり、冬場の出荷が少ないなどの課題も多いことは事実でございます。

そのため、議員御指摘の出荷組合の事業戦略につきましては、取り扱い品目や出荷量の拡大を進めるべく、生産者の拡充や御殿場農協とのタイアップによる栽培技術の講習会を進め、品質の向上を図るとともに、ずらし栽培や保存等による長期出荷への対応について引き続き推進してまいります。

また、昨今の食品偽装や異物混入事件に鑑み、食の安全・安心の確保対策により一層力を注ぎ、信頼できる直売所の構築を進めてまいります。

更に、学校給食や外食企業などへの食材供給など、需要に対応できる地域農産物の物流拠点としての機能や、生産者と消費者との交流を通じた情報を発信するとともに、地域活性化の拠点として積極的に活用してまいります。

以上であります。

○7番（込山恒広君） 次に、今までの総括といたしまして、お願いでございますが、農村活性化センターの更なる活用により、町の農業振興の拠点として、なお一層の御努力をお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時24分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 湯山鉄夫君。

○9番（湯山鉄夫君） 私は、町制の将来的創生に向けての課題として、福祉面からの安心を築く、災害対策面から安全を構築することについて、一問一答方式で質問をさせていただきます。

国は、地方の活性化を発展させる、まち・ひと・しごとの創生、地方創生法案を可決し、担当大臣制度を創設した。地方の自治体が戦略的な創生策を実現する施策には支援措置をするという。近隣の御殿場市、裾野市にてもこの取り組みが進められています。

我が町では、ハード面で物理的、経済的施策、三来拠点施策は既に実行段階の状況にあります。同時に平行して、ソフト面での将来的展望を創生していく必要があります。少子高齢化の進行、暫時町の人口減少傾向を危惧しつつ、将来的町制創生に向けて発展していくには、ハード面、ソフト面、幾つかの課題をクリアし、過去を検証し、現在より未来に向けてのまちづくりの道筋を定め、努力を重ねながら、より豊かな安心・安全な町を永続的な理想郷として掲げ、町民生活が享受できることであります。

町長にお伺いします。安全・安心な町として町長はどのように捉えているかをまずお尋ねいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えいたします。

安心・安全なまちづくりについてであります。

少子高齢化社会を迎え、高齢化に対するハード面での取り組みでは、北郷地区の介護老人保健施設おやまの杜や、本年秋に開所予定の足柄地区における介護老人保健施設の設置に対して支援を行うなど、施設入所希望者が町内で安心して入所できる体制づくりを進めているところであります。

また、ソフト面では、高齢者見守りネットワークにより町民相互の見守り体制を強化し、町内各事業所や郵便局、警察署等と見守りに関する協定を締結し、高齢者ができる限り住みなれた地域の良い環境の中で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指しているところであります。

少子化対策では、第2子以降の出産に出産祝い金を支給するとともに、来年度からは不妊治療費の助成金の1年度当たりの支給額を10万円から20万円に引き上げるなど、少子化対策のソフト面での充実のための予算を計上したものであります。

医療体制の確保対策につきましては、三島市を含む東部4市3町の3医師会における広域救急医療体制構築委員会に参加し、救急体制の整備を図るとともに、平成27年度予算では、地域において必要な医療体制を確保するため、新たに富士小山病院への財政支援の予算を計上したものであります。

また、安心・安全のまちづくりの原動力である消防団活動につきましては、地域における消防団活動の要となる消防団詰所の耐震化に努め、5分団をはじめ、本年度においては3分団も完成し、いずれの詰所においても耐震性貯水槽を整備し、有事の際の防災拠点となるよう整備を進めているところであります。

次に、災害に強いまちづくりについてであります。ハード対策においては、災害対策の要である災害対策本部の整備につきましては、総合文化会館のリニューアルに合わせ、総合文化会館2階の会議室に災害対策本部を整備し、防災行政無線のデジタル化、大画面のマルチビジョンの整備など、様々な大規模災害に対応できるよう整備を図っているところであります。

また、平成22年9月の台風9号災害につきましては、災害復旧事業を最優先に取り組み、平成26年3月に復旧工事が完了いたしました。

更に、土砂災害の起因となる山腹崩壊に対応するため、現在、山地強靱化対策を進めているところであり、平成27年度からは新たに民有林の国の直轄治山事業も始まります。これらの取り組みは、地震や風水害時における外的リスクの低減を図り、町民の皆様の安全を確保する対策であります。

一方、災害に強いまちづくりにはソフト対策が欠かせません。特に、災害時の直接的な対応や事前準備において、活動する自主防災組織の育成は重要でありますので、対策費用の増額や補助

率の見直し等を行って、防災力の向上を図っております。

また、地震、風水害、富士山噴火などにおいては、速やかな避難が重要と考えるため、各種避難計画の作成や見直し、修正を行うとともに、安心バイブルとなる小山町防災ガイドブックを作成するなど、町民の皆様が容易に理解し、実効性を重視した地域体制づくりの一つとして取り組んでいるところであります。

最後に、安心・安全は行政と地域住民が一体となって取り組むことが重要と考えておりますので、地域担当職員を活用して、各地域の特性に合った災害に強いまちづくりを展開してまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 安心・安全の構築には、それぞれいろいろな選択肢、手段が多々あります。

また、その対策には限度もあります。要は、対策なり準備の有無ではないでしょうか。

これより国関係からの安心を築く町として、町民が安心して暮らせる町、福祉社会には相互扶助精神、健康弱者にはみんなで救済する社会保障制度が確立していること、そのためには適正な給付と負担のバランスが不可欠であります。

平成28年には、行政事務的簡素化、国民利便の向上を図るために、福祉関係と税を含むマイナンバーカード制度が開始されます。2018年には国民健康保険制度は各市町から管理運営が県に移行されます。また、介護保険制度における要支援1、2は、町に総合事業として移行されます。老いての生活支援は、制度変更があろうと、適正な公共福祉、社会保障が後退してはなりません。

ここで質問に入ります。

まず、我が町の65歳以上の人が介護認定を受けない年数の長短について、35の市町の中で女性は県下最低、男性は30番との成績が発表されました。町の高齢化は、他の市町の人に比して数的に早く介護状態が進んでいることになります。国の平均寿命は男女とも年々上昇しています。

第16回、我が町の壮年の集い、芸能発表された方々、あるいは技術的才能を出演された方、参加された多くの皆さんと接するに、80歳代の皆さんは元気にして壮健であります。お達者度数値はいかがな数字かと感じたところであります。

町では、高齢者の痴呆や介護、病気にならないよう、健康集会の開催をするなど努力をされています。

ここでお伺いします。お達者度の向上を図る改善策について、改善計画についてお伺いをいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） お達者度向上の改善策と高齢者の健康増進計画につきましては、お達者度向上プロジェクト事業として、今年度新たにおやま健康マイレージ事業とお達者測定会、高齢者運動教室を開始し、平成25年度から展開しております特定健診、がん検診の受診率アップキャンペーンと、従来から行っております出張健康教室の4事業を重点事業として推進しております。

ます。

特に、お達者測定会、高齢者運動教室につきましては、老人クラブ連合会の御協力を得て、体力測定と体操支援、町内の医師による健康講話をセットにしたお達者測定会を5つの小学校区ごとに開催いたしました。

この事業の参加実人員は162人、延べ272人で、教室が終了した後は、公民館での自主的な運動教室が2か所増え、現在、町内の公民館等で自主的に運動を行っている団体は15団体となっております。

今後もこの測定会を実施し、公民館単位で運動指導者やはつらつ元気サポーターを派遣し、地域に根づいた運動教室の立ち上げの支援を行ってまいりたいと考えております。

もう一つの新規事業であります、おやま健康マイレージ事業につきましては、参加者は次第に増えており、マイレージポイントの達成者は12月末現在で110人となっております。

また、お達者度向上に対する意識啓発といたしまして、議員御承知のとおり、地区別健康集会を2月3日から5日まで、町内3か所で開催いたしました。この集会では、多くの町民の皆様に参加いただき、町のお達者度がなぜ低いのか、特定健診地区別結果の分析や町の健康課題について説明させていただき、多くの皆様に健康に対する問題意識を持っていただいたものと認識しております。

今後も4つの重点事業を推進し、お達者度の向上と高齢者の健康増進を目指してまいります。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 安心の担保により、人間は達者で長生きすることです。そうしたより良い環境整備に更に御尽力いただきたいと思います。

次でございますけれども、認知症につきまして、先ほど池谷議員の方から質問がございましたので、これは省略をさせていただきます。

次に質問させていただきます。今、老人介護施設で働く職員が大きく不足状況にあり、収容しにくともできない。その反面、相当数の入所希望者が待機をしていると言われます。介護関係における就業者の労働がきつく、深夜労働の過重あり、報酬が低いと、まさに3Kの典型的な仕事と言われている。

国は、27年度より職員の待遇改善施策が実施をされます。介護分野における科学技術の進歩、人工知能による介護機器も採用されていますが、人的確保、作業の軽減に直ちに改善できない。対策として、規制緩和による外国人の介護分野の参入を拡大し、介護従事者の職員の雇用を増加させる方策が進められています。

お伺いをします。高齢化の対応、受け入れに、町内の各施設の職員数と人的状況について説明をいただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設につきましては、介護

保険法に基づく開設許可のほか、議員御指摘の職種や人員基準等について、介護保険法、老人福祉法等の関係法令に基づき、その施設規模ごとに基準が定められており、その規定を遵守しなければ運営ができず、定期的な実施される実地指導により、職員数等につきましては確認が行われています。

町内の主な施設に職員の確保対策等について聞き取りをしたところ、職員数については、法令を遵守し充足しておりますが、今後、より一層の手厚い介護を実施するために、看護師や理学療法士、作業療法士等の専門職を若干名増員して、より一層手厚い介護を実施したいとの回答をいただいております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 最近言われておりますPCP、介護施設における災害時の事業継続の責任が課せられる、こういうことが言われております。更に、施設におきましては、仕事の量が増えていくのではなかろうかと考えるわけであります。

次の質問に入ります。団塊世代の65歳定年期により、組合保険、共済保険から国保に移行されていきます。今まで支えてきた人たちが支えられる立場に、国保加入者増加に合わせて医療費が大幅に拡大することになります。2018年より医療費拡大に対処するため、規模拡大による財政基盤を整えるため、市町の国保は県に移管されます。

国保制度は、少人数から大勢で負担しようとの措置であります。それまでの間、維持管理体制を整える責任があります。社会保険制度に対する高福祉、高負担、適正福祉、適正負担云々がありますが、最低限のセーフティガードは保持されなければなりません。

国保における団塊世代が増加する加入者の受け入れ体制について伺いをします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（秋月千宏君） 国民健康保険における団塊世代が増加する加入者の対応についてであります。

国民健康保険の財政安定化につきましては、市町村よりも規模の大きい自治体が責任を持つ必要があること、また、各都道府県におきまして医療計画が策定され、医療サービスもその中で提供されている実態があることなどから、国における社会保障制度改革国民会議で検討されました。

この論議を踏まえ、平成25年12月15日に、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立しました。この法律に基づき、国民健康保険の運営については、財政運営をはじめとし、都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割を分担することに必要な方策を検討し、平成30年度を目途に国民健康保険の都道府県化が進められることとなりました。

議員御指摘の団塊世代等の加入者増加につきましては、静岡県が保険者となり、広域化されることで対応できるものと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 国保制度におきまして、有事のとき、緊急・非常時のときにも、保険体制が充実されていることが必要だと、最近言われるようになっております。この点、留意をしていただきたいと思います。

それでは、次に、自然災害から安全な町として、昨年の広島市の土砂災害、木曽の御嶽山の噴火、長野県の白馬地方の地震など、近年発生した災害は予測外、想定外と言う。今後は、想定外の想定外を予想した対策が必要と言われています。

特に、富士山の噴火、相模トラフ、駿河トラフの地震災害を想定した対策、風水害に対する山地強靱化対策と町民の生命、暮らしを守る防災・現在の努力は緩慢であってはなりません。我が町は自然災害のリスク、コストを負っているところであります。

質問に入ります。我が町は三方を山に囲まれ、自然美は素晴らしく、風光明媚であります。その反面、自然が引き起こす災害のリスクが存在しています。近年発生している災害は、想像を絶する莫大な被害の発生となっています。

平成22年9月8日に発生した災害に、町民の誰一人、我が町に被害が発生するとは予想も想定もしなかった。町職員、関係者の努力と多くの支援により、復旧は終了し、本年1月28日には復旧記念碑の除幕式となった。

災害地でどこでも、まさか我が身に、我が家に、この地に水害が、山崩れが、地震が、津波が発生するとは夢にも思わず、想定外と異口同音の言葉であります。この判断が生死を分けることになります。

私たちは、22・9・8の局地激甚災害には、高校生をはじめ、多くの人たちから支援、援助、義援金等いただきまして、感謝しつつ、風化させることなく教訓として認識し、防災意識、危機意識がなければなりません。9・8を防災チェックの日として、生活環境の安全点検をすべきではないでしょうか。

伺います。町民が持続的、継続的に防災意識を高揚、啓発していく方策についてお尋ねをいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） 減災防災に対する町民の意識高揚策につきましては、理想的には、常に町民の皆さんに防災意識や、機会があるごとに危機意識を持っていただき、災害時に自らの命を守る判断につなげられることだと考えております。

このため、一つの方策として、町民講座、防災講演会、出前講座などを活用し、正しい防災知識の理解や対策などの啓発を行っているところであります。

その実績といたしましては、平成25年度は実施回数22回、3,040人、平成26年度は実施回数37回、1,976人の皆様に参加していただいております。

また、この中には、将来の小山町を担う小学生、中学生に対する意識づけが重要であるとの判断から、各小学校で行っている通学合宿、家庭内D I Gや防災クイズを、北郷中学校の生徒会活

動における防災講座や小山中学校における地域学習授業における防災に関する学習支援など、防災に関する種まきを行っております。

一方、人は、平和や安心が続くと、どうしても意識が薄れる傾向にありますので、各種訓練を通じた危機意識の啓発や、平成22年9月、台風9号豪雨災害の復興記念碑の建立など、町民の皆さんの記憶に残るような対策も講じております。

いずれにいたしましても、町民への意識高揚策は不断の努力に勝るものではありませんので、引き続き地道な努力をしまいたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 防災につきましては、それぞれ人々が防災意識あるいは認識を高めることだと御回答いただきました。

次の質問に入ります。

20年前の阪神淡路大震災では、隣近所の人たちがお互いに助け合って救助活動したことで、多くの人が助けられました。また、東日本大震災で被災した人々もお互いに助け合い、過酷な状況下、相互協力により、人と人との大切な人間性に富んだ精神力の発揮、すなわちきずなであったのであります。まさに自助、共助、公助の実現であります。

昨年2月、2回に及ぶ暴風雪があり、近年経験したことのないばた雪の積雪には、旧北駿地方は須走地区をはじめ孤立状態、身動きがとれない状態となった。不意打ちの異常な自然現象に立ち向かうには、居住地の住民が地域を支える。公的機関は、各地との連携を踏まえ、即対応ができる初動体制が可能でなければなりません。

有事には、まず避難にはどうする、人を助けるにはどうする、救助、援助には、防火活動にはどうするではなく、何々のときはこうする、何々のときにはこうするとの初期活動、初動体制をする一定のルール、マニュアルにより、地域住民自身でなすべきこと、地域活動の責務を理解していることが不可欠であります。

お尋ねします。自分を守る、地域を守る、町民を守る、すなわち自助、共助、公助の連携、連結についてをお尋ねします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） 自助、共助、公助の連結、連携を図るためには、関係する防災機関と自主防災組織、住民との顔の見える関係が基本であると考えております。

このため、顔の見える関係を作るには、公助の主体である防災関係機関と、共助の主体である自主防災組織の関係においては、地域防災訓練などを通じた連携が必要であると考え、平成26年度は4回の訓練を行って、その連携強化と役割分担の明確化を図っております。

また、共助の基本は住民相互の助け合いであり、向こう三軒両隣の近所づき合いから派生する関係が重要であり、防災だけに特化した行事より、地域のお祭りなどの行事を通じたきずなづくりが理想的です。

報道等によりますと、全国的には地域のつながりが希薄になっているような状況のようですが、幸い当町では、この良き関係にあるものと認識しております。

これらの良き関係をもとに、共助においては、各区の自主防災組織の編成時、一律に順番で役割を決めるのではなく、地域の特性に応じた隣近所を基本とした編成にしていくことが重要だと考えております。

一方、東日本大震災以降、大規模災害においては、公助がすぐに期待できず、自分の命は自分で守るという自助の考え方に見直されております。このため、住民の皆様には、出前講座等でソフト対策としての食料や飲料水、非常持ち出し品等の準備と、各種災害において危険と感じたときには、早目の避難や避難路の確認、確保などを提案するとともに、ハード対策として、家庭内の家具固定や自宅の耐震診断、耐震補強などを推奨しているところであります。

いずれにいたしましても、大規模災害では発災直後の公助は期待できません。自助と共助、近隣の住民による近助で地域を守り、ひいては町を守る町民の皆様が作り上げていくボトムアップ防災にシフトしていくことが重要だと考えております。

以上です。

○9番（湯山鉄夫君） 更なる連携プレーをお願いいたします。

次の質問に入ります。

世界に誇る富士山の雄姿、景観を朝夕に拝することは大変幸せなことであり、計り知れない恵みに感謝の心を忘れてはなりません。平成25年6月、富士山は世界文化遺産として世界的に認められ、その反響は大であります。

しかし、小山は単なる観光のメッカであってはなりません。神聖にして六根清浄の精神、富士山信仰、富士講など、精神文化の意義が生かされなければなりません。世界の富士山、その威厳がなくなるやに思います。

2県において、保安全管理、入山規制、入山料、登山者安全等々、論議されていますが、我が町としての対応も必要であります。

昨年9月、御嶽山の突然の噴火により、一瞬にして人の命を奪う自然の猛威は防ぎようもない、人的無力さを感じます。このことにより、富士山噴火に対する多くの論評がされています。延暦12年の溶岩流流出、宝永4年の宝永山の噴火によるスコリアの噴出で、この地は砂地獄と化して以来、300年余にして、活火山であり、遠くない時期に噴火の可能性があると考えられています。逆に、噴火しないとの学説はありません。

県では、第4次災害想定ハザードマップを作成し、公表されています。溶岩流、噴石、降灰の影響、周辺住民16万人の避難計画等、大規模な対応が必要になります。更に、駿河湾トラフ、相模湾トラフの地震発生からも警戒を要するのであります。

伺います。不確定な富士山噴火に町民はどのように捉え、どのように対応したらよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） はじめに、不確定な富士山噴火を町民はどう捉えるかについてですが、町民の皆さんには、富士山は活火山であり、いつ噴火活動が起こっても不思議ではないことを認識していただき、噴火が予想されるときや噴火時には、自らの命を守る行動として、危険な地域からいち早く避難していただくことが最大のポイントと捉えていただきたいと考えております。

次に、富士山噴火時に町民の皆さんはどのような対応が必要かにつきましては、平成24年6月8日に、静岡県、神奈川県、山梨県の3県と本町を含む関係市町村や国の機関で設置された富士山火山防災対策協議会において、平成26年2月に策定され、今年度も引き続き見直し中の富士山火山広域避難計画を一つの参考にしていただき、また、具体的な避難要領などは、富士山火山広域避難計画に伴い、小山町で作成している富士山噴火に対する避難計画（案）を参考にしていただきたいと考えております。

この計画案には、溶岩流、降灰、融雪型火山泥流などの火山現象から町民の皆さんにいつ、どこへ、どのように避難してもらうかを段階的に、かつ地域別に計画しておりますので、ぜひ参考にさせていただきたいと考えております。

なお、この計画案は、約1年間をかけて各地区に説明し、御意見などを伺っておりますので、その結果を踏まえ、3月の防災会議に諮り、年度末には完成する予定であります。その後、印刷、配布を行いたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） 最後の質問をさせていただきます。

その前に、宝永の噴火のときに、地域の住民はどうだったか。鍋釜を頭にかぶせて難を逃れた。家屋は草屋根であって焼失しました。食べるものはなく、飢餓によって多くの人たちが亡くなった。あるいは住居を去って相模の方へ移住した。そういうようなこともあります。そこで、伊奈半左衛門、この精神は忘れてはならないと思います。

それでは、災害から人の命や財産を守るには、ハード面での安全対策、人々が行動する、準備するソフト面での取り組みがあって、実効性のある減災、防災につながることになります。仮にM7、M8の大きく揺れた地震が発生したとするならば、恐らく人は右往左往するだけで、何をすべきか判断ができない。よって、一定のマニュアルで学習した知識や、訓練をしていることによって難を逃れることができます。

長年にわたり、町内各地区ごとに自主防災組織が編成されていますが、より綿密にして、その地域独自の災害発生を想定したアクションプランを定め、地域における自主防、職域での防災等により充実、強化を図るべきと考えます。災害からの人の命を、暮らしを確保する最大の防御は、一に対策、事前準備、二に訓練であります。訓練に勝る防災はないと言われております。

伺います。各自主防の組織運営強化、実効性のある訓練の実施についてお尋ねします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○危機管理監（新井 昇君） はじめに、各自主防の組織運営強化についてであります。町の現状といたしましては、自主防災組織として、防災訓練の実施や防災資機材の点検・整備など積極的に行っているところではありますが、地域による自主防災活動への取り組みの格差、地域防災訓練の内容のマンネリ化及び役員の高齢化など、課題があるのも事実です。

本来、自主防災組織の運営につきましては、地域住民のために防災対策や、災害時において住民相互で援助などを行うために活動することです。また、自主防災組織を活性化させるためには、行政による働きかけはさることながら、リーダーとなる方の熱意や知識、リーダーシップによるところが非常に大きいと考えております。

このため、町では、自主防災リーダー研修会の実施や防災講演会の開催などを行うとともに、数年に一度ではありますが、防災士の育成を行っており、平成27年度にも計画しております。

次に、実効性のある訓練の実施についてであります。町では、町民参加型の3大防災訓練と位置づけ、6月の土砂災害に対する防災訓練、9月の総合防災訓練、12月の地域防災訓練を行っており、ちなみに今年度の地域防災訓練では、町民等7,075人、約36.1%の方が参加しております。

この他、平成26年度におきましては、富士山噴火に対する避難訓練を行いました。

これらの訓練では、実効性を持たせるため、土砂災害に対する防災訓練では、過去の災害で被害のあった地域で、当時の対応を反すうする内容を、総合防災訓練では、予想される最大級の被害状況を想定した内容を、富士山噴火の避難訓練では、避難地区町民の実避難行動と受け入れ先地区の自主防災組織との連携など、より实际的で実効性のある内容を創意しているところであります。

また、訓練をしていなければイメージも浮かばず、行動もできませんし、訓練でできないことは有事にもできません。まさに議員御指摘のとおり、訓練に勝る防災はなしに全く同意するものであります。

来年度以降も創意工夫した訓練シナリオを自主防災へ提供してまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番（湯山鉄夫君） お互いの共助の実践活動が地域の防災につながるのであると、危機管理監の話がありました。危機管理監につきましては、御尽力に対し、あるいは答弁に対し感謝申し上げます。

人が生活し、生きていくには、災難や災害はいつ起きるかわかりません。事故や災害が発生してからへの対応、対策では遅いことになります。今後、我が町におきましても、人的災害や自然災害等の発生がないことを祈念し、質問を終わります。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、3番 渡辺悦郎君。

○3番（渡辺悦郎君） 本日は、県が発表しておりますお達者度向上のための町の施策について伺

います。

平成24年度に厚生労働省が、平成22年のデータをもとに、これまでの平均寿命と、新たに日常生活に制限のない健康寿命を発表いたしました。平均寿命の延伸に伴い、健康寿命との差が拡大することにより、医療費や介護給付費の多くを消費する期間が増すことになります。人生における健康寿命を延ばすことで、個人生活の質の低下を防ぎ、社会保障負担の軽減も期待できると考え、発表したと聞いております。

県の平均寿命は、男性が全国で10位、女性が31位となっておりますが、健康寿命にあつては、全国において男性が2位、女性が1位となっており、健康寿命全国一と発表されたことは御承知のとおりであります。

県が健康寿命調査の項目の他に独自の項目を調査し、お達者度を発表いたしました。お達者度とは、65歳から元気で自立して暮らせる期間を算出したもので、各市町の介護認定の情報、死亡の情報をもとに、生命表を用いた算出と聞いております。

平成25年度に公表されました平成22年度の小山町のお達者度は、男性は30位、女性は最下位の35位でありました。また、平成26年度に公表されました平成23年度におきましては、男性が最下位の35位、女性は34位と発表され、町民は衝撃を受けたところであります。

なぜ悪いのか、向上させるために何をすれば良いのかとの声が聞こえてまいりました。現在、本町はワーストであり、担当部署において原因究明と向上に向けての取り組みがなされていると聞いております。また、住民、特にシニアクラブの方々と協働した取り組みがなされていると聞いております。

お尋ねします。今日までに対応した事項、その成果、今後の取り組みとお達者度向上に資する計画について伺います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

お達者度向上プロジェクトの今後についてのうち、はじめに、今までの対応と成果についてであります。

平成22年、23年のお達者度が低いとの結果を受け、住民福祉部の保健事業等推進プロジェクトチームにおいて、お達者度の基本データの分析や対策を検討し、平成26年度からの取り組みとして、お達者度向上プロジェクトを立ち上げているところであります。

併せて、静岡県健康増進課、総合健康センター、及び国民健康保険団体連合会の御支援をいただき、死亡と国保医療費の統計資料や特定健診の地区別結果、及び要介護認定状況や介護サービス状況などによる要因分析を実施してまいりました。

その結果、町の健康課題としてクローズアップした問題点は、脳血管疾患や心疾患、骨折や関節疾患が多く、これらの病気が原因で要介護状態等になることで、お達者度も低くなっていることから、その前段階の基礎疾患である高血圧と肥満の改善が重要であることも明らかになりました。

た。

これらの経過から、本町の健康データの解析の結果をまとめ、2月3日から5日までの3日間、町内3か所で地区別けんこう集会を開催し、町民の皆様に御説明をさせていただきました。この集会には、区長会や老人会、婦人会等の各種団体の御協力に加え、小山町健康づくり推進協議会や保健委員協議会、国保運営協議会、介護保険等総合会議委員、介護予防教室のサポーターなど、多くの関係者200人余りの方に出席をいただきました。また、浜松医科大学の健康社会学講座教授の尾島俊之先生にも御出席をいただき、お達者度の考え方や健康寿命の延伸に対する今後の展開について御助言をいただいております。

町の対策といたしましては、先ほど湯山議員にお答えいたしましたとおり、お達者度向上プロジェクト事業として、お達者測定会と高齢者運動教室、おやま健康マイレージ事業、特定健診、がん検診受診率アップキャンペーン、出張けんこう教室の4つの重点事業に取り組んでまいりました。

これらの取り組みにより、お達者度は高齢者だけの問題ではなく、若い世代からの健康づくりの結果であるということも理解していただき、町民と行政が一体となり、地域ごとに生活習慣を改善して、お達者度を向上していこうという意識も高まったものと考えております。

次に、今後の計画についてであります。まずは、今回明らかになった町の健康課題、そして地区ごとの健康課題について、地域の皆さんや関係団体の方々にも御協力をいただきながら、啓発活動等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、地域への支援としまして、運動や栄養等の指導者の派遣事業を更に推進してまいります。

そして、団塊世代が後期高齢者となる2025年を目指して、4つの重点事業を更に積極的に推進するとともに、保健、医療、介護の各分野の連携を密にして、町のお達者度の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 町内3か所で地区別けんこう集会が開催され、多くの方々、特にシニアクラブの方々や、それを支援されている方々が数多く見受けられました。それだけに、町民の皆さんが注視している事項だと認識をしております。

特に、菜の花ホールでのけんこう集会には、厚生労働省が行っている健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の研究、また、静岡県のお達者度にかかわっていらっしゃる浜松医科大学の尾島教授、県の健康増進課長も同席されたと聞いております。会場では、シニアクラブの方から率直な御意見もあったと聞いております。

ただいまの答弁におきましても、高齢者だけの問題ではなく、若年からの問題がある。特に基礎疾患、高血圧と肥満がポイントであるとの答弁がございました。ともに運動と食生活が根幹でございます。

地域の支援といたしまして、運動と栄養等の指導者派遣支援事業とありました。

お尋ねいたします。運動また栄養等の指導者派遣事業について、指導者等の団体や内容について説明願います。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（米山民恵君） 再質問にお答えいたします。

指導者の派遣事業における運動や栄養等の指導者の団体や内容についてであります。派遣事業は、出張けんこう教室の申し込みがありました団体やグループの要望により講師を派遣しております。

運動の指導者につきましては、エアロビクスやヨガ、ピラティス、セルフマッサージなど種目別の指導者と、健康運動指導士、スポーツトレーナーや体調改善運動指導者など、全身の運動管理を行う指導者に委託をして実施しております。

栄養指導につきましては、御殿場小山地域活動栄養士会に委託しており、今年度は運動と栄養など27回派遣し、1,011人に受講していただきました。

専門職のほかに、公民館等での高齢者の運動をサポートしている、はつらつ元気サポーターも運動の推進には欠かせない団体となっております。同様に、婦人会、健康づくり食生活推進部におきましては、減塩やバランスの良い食生活の啓発活動を長年にわたり行っていただいております。

今後も、専門職や住民団体との連携、協働により、運動と栄養の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○3番（渡辺悦郎君） 町民が心身ともに健康で暮らすことのできる小山町、健康寿命やお達成度を向上させることは、個人生活の質の低下を防ぎ、社会保障負担の軽減につなげ、住みたい町、住みやすい町、小山町を目指し、引き続き県の人的、経済的支援をいただきながら、地域住民との協働により本プロジェクトを進めていただきたいと念じ、質問を終わらせていただきます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、4番 桜井光一君。

○4番（桜井光一君） 2件の質問をさせていただきます。

1件目は、日本一あいさつのできる町を目指して。

私の住んでいる北郷地区には、1園2校のきたごうこども園、北郷小学校、北郷中学校では、子ども達の健全育成のための一貫教育の一つとして、あいさつができる子を目指して地区一帯となり活動しております。

このたび、北郷地区区長会を中心に、区民の親睦や安心・安全な地域を目指し、園、学校近くの道路を（仮称）あいさつ通りなる設置に動いております。特にここを往来するときは、あいさつを意識し、お互いに交わすように心がけるように、通りの命名や標語の募集をし、気運を盛り上げているところです。

既に足柄地区においては、足柄小学校の坂道をあいさつ坂という愛称であいさつ運動が行われ

ていると聞いています。また、北郷中学校でも、日本一あいさつができる中学校という横断幕を校門に掲げ、あいさつ運動を展開しています。

このような運動は大変素晴らしい取り組みだと思います。ぜひ町内全園、全校で取り組んではいかがでしょうか。更には、全町民にまで浸透するようになればと思います。

この取り組みに対する町の考えと、他地区へ拡大させていくことについてのお考えをお聞きます。

更には、町であいさつ都市宣言をして、国道246号の町の入口と役場本所、各支所に看板等を設置することで、安心・安全で気持ちの良い小山町をPRすることができないか伺います。

次に、2件目は、町にかかわりのあるスポーツ選手とともに小山町の更なるPRを。

現在、小山町では、大相撲幕内力士、大砂嵐金崇郎関や、プロ野球千葉ロッテマリーンズのキャプテン、鈴木大地選手などの有名なスポーツ選手とのかかわりが大きくなりました。このチャンスを活用して、町民とスポーツ選手とのかかわりとより深くすることで、小山町をより全国へPRしていくことについて伺います。

大砂嵐関については、四股名である金崇郎がきっかけで、化粧まわしを贈呈したり、金太郎春まつりの子ども相撲に参加していただき、活躍しております。そして、今年の1月から小山町観光親善大使に就任されました。

また、鈴木選手については、昨年の2月に有志による後援会が発足し、応援ツアーや激励会が盛大に行われ、今シーズンの開幕が待ち遠しく、大活躍を期待するところであります。

野球のシーズンオフに鈴木選手を町に招待し、青少年に野球教室や講演会を依頼することで、青少年の健全育成に役立ててもらったらどうでしょうか。その際、大砂嵐関同様に、小山町観光親善大使に就任依頼してはどうでしょうか。

これら有名なスポーツ選手とのかかわりを、今後小山町をPRしていく上でどのように生かしていくか伺います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 桜井議員にお答えをいたします。

はじめに、日本一あいさつできる町を目指してのうち、北郷地区での取り組みに対する町の考えと他地区への拡大についてであります。

北郷地区でのあいさつ通りに関する取り組みは、小・中学校、こども園と地域が一緒に行動し、明るい地域づくりを進める上で大切なことであると感じております。

足柄地区にも、早くからあいさつ運動推進協議会を発足させ、地域ぐるみであいさつ運動の取り組みを行っており、足柄小学校の校門につながる坂道にあいさつ坂と名づけ、登下校時には子ども達が元気にあいさつすることが受け継がれ、地域の中で深く浸透していると伺っております。

現在、町内5つの小学校区における金太郎計画2020策定の取り組みの中で、それぞれの地区で

開催されているサロンの様子を見ますと、地域のきずなづくりを推進したい、コミュニケーションの活発な地域を目指したいといった意見が必ず聞かれます。これを実現するために、まずできることとして、あいさつを中心とした取り組みが非常に重要であるとの意見が多く聞かれます。

今後は、他地区においてもそれぞれの推進協議会を中心に、北郷地区や足柄地区での取り組みを参考に、あいさつ運動を進めることにより、地域コミュニティの活性化が図られていくことに大きな期待をしているところであります。

次に、あいさつ都市宣言なる宣言をして、安心・安全で気持ちの良い小山町をPRすることができないかについてであります。

各地区の金太郎計画2020策定に伴うサロンで必ず耳にするのが、町内の子ども達のあいさつに関する話題です。初めて会った子どもが大きな声でおはようございますとあいさつしてくれる。横断歩道でとまると、振り返って頭を下げ、大きな声でありがとうございましたと言ってくれる。道路上などで知らない人にあいさつすることは大変な勇気が必要であります。

これらは、町が長きにわたり子ども達への教育活動を通して育んできた貴重な財産であり、立派な地域の文化であると感じますし、移住、定住の観点から、住んで気持ちの良い小山町のPRに十分な効果を発揮すると考えます。

このように、あいさつを通した各種活動が広がれば、地域コミュニティが再構築され、住民同士のつながりができる町になることが期待できます。

今回の北郷地区や足柄地区の取り組みが町全体に波及することにより、今後、町としても、あいさつ都市宣言の実現に向け、町民の皆さんと一緒に活動し、安心・安全で気持ちの良い町をPRしてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、教育長及び関係課長から答弁をさせます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育長（天野文子君） 桜井議員にお答えします。

次に、町にかかわりのあるスポーツ選手とともに小山町のPRをのうち、野球のシーズンオフに鈴木選手を町へ招待し、青少年に野球指導をすることで青少年の健全育成に役立ててはどうかについてであります。

現在、小山町には、NPO法人小山町体育協会が運営する総合型地域スポーツクラブのおやま富士山クラブがあり、町内の体育施設を有効活用し、陸上教室やバドミントン教室など、様々なスポーツ教室や大会を実施しているところであります。

また、平成27年度からは、体育施設を含む生涯学習施設を一括して指定管理者制度に移行いたしますので、新たな指定管理者とNPO法人小山町体育協会との連携により、更にスポーツ教室の拡充が図られるとともに、青少年の健全育成にもつながるものと期待しています。

議員の御提案につきましては、教育委員会としても有意義なものと考えますので、鈴木大地選

手後援会とも相談しながら、指定管理者やNPO法人小山町体育協会と協議して、その実現について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 桜井議員にお答えいたします。

次に、今後、小山町をPRしていく上でどのように生かしていくかについてであります。

スポーツ選手をはじめ、各界の著名人による地域PRは、主にマスメディアによる展開が期待できることから、今後、小山町にかかわりのある各界の著名人に小山町の観光親善大使などをお願いし、機会を捉えて町の魅力を全国に発信していただき、町の認知度及びイメージの向上を図っていきたいと考えております。

議員御案内のとおり、大相撲大嶽部屋の大砂嵐金崇郎関には、本年1月1日から観光親善大使に就任していただいております、今年5月3日の富士山金太郎春まつりや富士スピードウェイに開催されるGT500キロレースに会場していただき、小山町のPRに協力していただくよう調整を進めているところであります。

また、プロ野球千葉ロッテマリーンズの鈴木大地選手は本町の出身で、プロ野球界で既に大活躍されており、今後、観光PR等に協力していただくことが可能であれば、小山町をより多くの方に知ってもらうことができますので、観光親善大使の就任も含め、関係者とも協議し検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○4番（桜井光一君） ただいまの答弁の中で、鈴木選手との野球教室等は関係者と協議し検討していくということですが、これは実行するという捉え方で良いのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○教育部長（田代順泰君） ただいまの桜井議員の御質問にお答えします。

実行するか否かにつきましては、鈴木大地選手のオフの予定もありますし、また、鈴木大地選手とのパイプ役になっております後援会との関係もあり、また、先ほど教育長が申し上げましたけれども、指定管理者等のスポーツ教室等の関係もありますので、必ずしも桜井議員の意向に沿えない部分もあろうかと思っておりますけれども、実行に向けて努力はしたいと思っております。

以上であります。

○4番（桜井光一君） 私もそうだと思いますけれども、というのは、そういうことであっても、もうじきプロも開幕しますし、シーズンオフといっても、鈴木大地選手にとっては超多忙だと思いますので、私がお願いするのは、球団なり後援会を通じてなり、早目に球団の方との折衝をしていただいて、その辺の結論を出していただきたい。そのようにお願いをいたしまして、ぜひ実現できるよう期待をいたしまして質問を終わります。

○議長（鷹嶋邦彦君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月18日水曜日 午前10時開議

議案第5号から議案第29号までの25議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。続いて、議会の各特別委員会の委員長報告を行います。

本日はこれで散会します。

午後3時51分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 梶 繁 美

署 名 議 員 込 山 恒 広

平成27年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成27年3月18日（第5日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出 席 議 員	1 番	高畑 博行君	2 番	阿部 司君
	3 番	渡辺 悦郎君	4 番	桜井 光一君
	5 番	池谷 弘君	6 番	梶 繁美君
	7 番	込山 恒広君	8 番	池谷 洋子君
	9 番	湯山 鉄夫君	10 番	真田 勝君
	11 番	米山 千晴君	12 番	鷹嶋 邦彦君

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	田代 章君
副 町 長	柳井 弘之君	教 育 長	天野 文子君
企 画 総 務 部 長	室伏 博行君	住 民 福 祉 部 長	羽佐田 武君
経 済 建 設 部 長	池谷 精市君	教 育 部 長	田代 順泰君
会計管理者兼会計収納課長	相原 浩君	町 長 戦 略 課 長	小野 学君
総 務 課 長	小野 一彦君	未 来 拠 点 課 長	遠藤 正樹君
税 務 課 長	池田 馨君	住 民 福 祉 課 長	秋月 千宏君
健 康 増 進 課 長	米山 民恵君	地 域 防 災 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	岩田 芳和君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	山本 智春君	都 市 整 備 課 長	野木 雄次君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ ども 育 成 課 長	湯山 博一君
生涯学習課長補佐	大庭 和広君	総 務 課 長 補 佐	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 小野 克俊君

会議録署名議員	6 番	梶 繁美君	7 番	込山 恒広君
---------	-----	-------	-----	--------

延 会 午後 2時50分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第5号 字の区域の変更について（県営経営体育成基盤整備事業北郷北部地区）
- 日程第2 議案第6号 字の区域の変更について（県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区下原工区）
- 日程第3 議案第7号 町道路線の廃止について
- 日程第4 議案第8号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第9号 町道路線の変更について
- 日程第6 議案第10号 小山町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第11号 小山町保育料条例の制定について
- 日程第8 議案第12号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第13号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第14号 小山町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第15号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第16号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第17号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第18号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第19号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第20号 小山町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算
- 日程第18 議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第23号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第20 議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第26号 平成27年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第23 議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第25 議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算
- 日程第26 小山町議会災害復旧対策特別委員会の報告について

日程第27 「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の報告について

日程第28 小山町議会改革調査特別委員会の報告について

(追 加 日 程)

追加日程第1 町長提案説明

追加日程第2 同意第1号 小山町副町長の選任について

追加日程第3 同意第2号 小山町教育委員会教育長の任命について

追加日程第4 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第5 議案第31号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第9号）

追加日程第6 議案第32号 小山町部設置条例の一部を改正する条例について

追加日程第7 議案第33号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

追加日程第8 発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

追加日程第9 発議第2号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鷹嶋邦彦君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 議案第5号 字の区域の変更について（県営経営体育成基盤整備事業北郷北部地区）
- 日程第2 議案第6号 字の区域の変更について（県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区下原工区）
- 日程第3 議案第7号 町道路線の廃止について
- 日程第4 議案第8号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第9号 町道路線の変更について
- 日程第6 議案第10号 小山町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第11号 小山町保育料条例の制定について
- 日程第8 議案第12号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第13号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第14号 小山町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第15号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第16号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第17号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第18号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第19号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第20号 小山町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第1 議案第5号から日程第16 議案第20号までの16議案を一括議題とします。

それでは、2月24日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 阿部 司君。

○総務建設委員長（阿部 司君） ただいまから、2月24日、総務建設委員会に付託されました9議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

3月10日午前10時から会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長及び副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員6名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第5号 字の区域の変更について（県営経営体育成基盤整備事業北郷北部地区）について、議案第6号 字の区域の変更について（県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区下原工区）について、議案第7号 町道路線の廃止について、議案第8号 町道路線の認定について、議案第9号 町道路線の変更について、議案第14号 小山町行政手続条例の一部を改正する条例について、議案第16号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について、議案第18号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての9議案は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された9議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、2月24日、文教厚生委員会に付託されました7議案について、審議の経過と結果について御報告いたします。

3月11日午前10時から、当局から町長、副町長、教育長、関係部課長、危機管理監、副参事及び専門監、議会から議長立ち会いのもと、委員5名全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第10号 小山町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、議案第11号 小山町保育料条例の制定についての2議案は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について報告いたします。

委員から、4条の事業者の資格の中で、暴力団は指定暴力団を指すのか。それに類する団体等の制限は。5条の、知識を有する職員に介護サポーターは認められるか。7条に該当する指定介護予防支援事業者の申込者はあるか。との質疑に。

4条は、あくまでも暴力団関係者を対象に考えています。5条は、上位法の介護保険法で定められた資格者を考えています。7条に該当する事業者は、今のところ聞いていません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第12号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと

決しました。

次に、議案第13号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定について報告いたします。

委員から、3条について、小山町の場合は職員数は充足しているのか。また、それら職員の身分は。との質疑に。

規定されている保健師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名またはこれに準ずる者がおります。身分は、委託している「平成の杜」の職員となります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第13号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告いたします。

委員から、国保事業の長年にわたる見通しの甘さを感じるがいかがか。大幅値上げに対し、法定外繰り入れをもっと増額する努力をすべきだったのでは。との質疑に。

平成20年度に、国保運営協議会、議会文教厚生委員会等に説明した上で、基金があることから実質的な値下げを検討し決定しました。ここ4年間で連続して赤字決算となり、基金を取り崩していますが、その都度、国保運営協議会に審議をお願いし、基金を取り崩して対応し、現在に至っています。来年度以降、平成30年度までの国保の都道府県化についても検討した上で、国保運営協議会の答申に基づいて3,000万円の繰り入れを実施しています。繰入額の大小については、当局としては現在の予算の中で精一杯繰り入れたと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第15号は多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について報告いたします。

委員から、今回の値上げは、現状の福祉を継続させるために必要最小限の範囲のものと理解しているのか。との質疑に。

平成27年から平成29年までの3か年間で、どのくらい費用がかかるかの推計により算出いたしました。3年間で約47億円がかかりますので、負担と給付の原則から、やむを得ないものと考えております。との答弁がありました。

委員から、今回の値上げ案は、単に高齢化率が高いという理由だけでは町民は納得しないと思うが、どうか。との質疑に。

介護保険等総合会議において御審議をいただき、最終的に平成27年度から29年度までのサービスを維持するためには、結果として200円の増額、月額5,500円の改正をお願いするものです。との答弁がありました。

委員から、比較判断の物差しとして、県下自治体の介護保険料の比較が基準となると思うが、どうか。との質疑に。

各市町3月議会に上程中であり、近隣市町のデータはありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第17号は多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 小山町消防団条例の一部を改正する条例について報告いたします。

委員から、小山町消防団は訓練でも2回連続で好成績を上げている。訓練手当についても値上げをしては。との質疑に。

訓練手当等についても検討してまいります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました7議案の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第5号 字の区域の変更について（県営経営体育成基盤整備事業北郷北部地区）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第6号 字の区域の変更について（県営中山間地域総合整備事業足柄金時地区下原工区）を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第7号 町道路線の廃止についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第8号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号 町道路線の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号 小山町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第11号 小山町保育料条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第12号 小山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第13号 小山町地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第14号 小山町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第15号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 議案第15号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論いたします。

平成22年度から赤字に転じ、4年連続で赤字となり、年1億円の基金取り崩しをしてしのいできた国保会計ですが、いよいよ基金も底が見え、国保の財政運営が苦しくなったための税率改正ということです。

今回の値上げは税率上昇の緩和措置として一般会計から3,000万円の法定外繰り入れを行うと、というものの、税額の平均上昇率は21%という大幅値上げです。夫婦2人世帯で夫が67歳で所得が80万円、資産税5万円、妻が63歳で所得、資産ゼロのモデルケースで年1万8,600円、割合で17.6%の増ということですが、税額の平均上昇率は21%ということです。この数字は、あくまでも平均値ですので、実質30%を超える対象者もいるわけです。21%もの大幅な値上げは本当に驚きです。これほど一気に上げた例は、過去5年間で沼津市が平成22年度に、裾野市が平成23年度に大幅値上げをした以外に例を見ません。その2例以上の大幅値上げです。

今まで長年にわたって同一税率を維持してきた本町ですが、後期高齢者医療制度導入時にも実質値上げはしてきませんでしたし、他の市町で行ってきた一般会計からの法定外繰り入れも行っていないです。私は、毎年法定外繰り入れの必要性を述べてきましたが、税の二重取り論を

理由に、聞く耳を持ってもらえませんでした。そういうことから考えた場合、本町の国保会計事業の見通しと運営の甘さを指摘されても仕方ないのではないかと思います。

今回の条例改正による大幅値上げは、該当する町民にとっては余りにも大きなダメージです。当然、支払いしたくても支払えないといった状況も増加することが予想されます。やはりこれほどまで一気に高負担を強いる改定に、仕方ないので同意しますとは言えません。

以上の理由をもって、反対討論といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。4番 桜井光一君。

○4番（桜井光一君） ただいま議題となっております議案第15号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

はじめに、社会保障制度である国民健康保険の財政の安定化は、町民生活に直結する重要な事項であると考えております。小山町国民健康保険特別会計の単年度収支額は平成22年度から赤字に転じ、本年度まで4年連続し赤字となり、国民健康保険保険給付基金の残高もわずかとなった現状を踏まえ、財政の安定化を図ることは必要であると考えます。

全国的にも高齢化の進展の中で、国民健康保険の運営は大変厳しいものと考えており、今回の条例改正につきましては、国民健康保険法に基づき、公益代表、保険医、薬剤師代表、被保険者代表で組織する国民健康保険運営協議会において現状を分析し、今後の保険給付費の動向や財政状況を推測し、国や県の動向を踏まえ、十分な審議をして出された答申に応える条例改正となっていることであります。

本町の国民健康保険税は、平成12年度の税率改正以来、医療費適正化対策として医療費分析をはじめ、町民を巻き込んだ健康づくり事業を展開し、平成20年度の高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度創設時には国民健康保険税の実質の値下げを行い、平成26年度まで15年間国民健康保険税を値上げしてこなかった取り組みについては高く評価するものであります。

国におきましても、高齢化社会に対応するため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づき、国民健康保険の財政基盤の安定化も進められております。

平成30年度には国民健康保険の都道府県化が実施される予定であり、このような国民健康保険制度の過渡期において、財政の安定化を図ることの重要性を考慮すると、今回の国民健康保険税の税率改正もやむを得ないものと判断し、賛成討論といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立多数です。したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第17号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。1番 高畑博行君。

○1番(高畑博行君) 議案第17号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論をいたします。

3年前に第5期介護保険事業計画に基づき、条例を改正して介護保険料を1,300円、率にして34.2%アップしました。その結果、小山町の介護保険料は5,300円となり、県下一高いことが判明し、衝撃を受けたのはついこの間のように思い起こされます。

今回、第6期介護保険事業計画が示され、更に200円引き上げ、5,500円にする案が提案されています。本会議質疑や委員会討論で明らかなように、当局提案と私の考えは平行線です。

今回の改定は、月200円、年2,400円と小幅な値上げですが、近隣の6市町の比較で見ても、第6期の改定で5,500円の本町を除けば、ほかの全ての自治体は5,000円を超えていません。よく小山町は高齢化が高いからという理由づけをしますが、小山町より高齢化が進んでいる函南町でも4,915円です。高齢化率でわずか2.6%しか変わらない清水町は4,700円です。

介護報酬引き下げや要支援外しなど、国の介護保険制度の大改悪のために、自治体にかかる負

担増はよくわかります。しかし、人権としての介護補償の実現のためには、これ以上高負担を負わせる今回の条例改正案に、素直に「はい、そうですか」と同意することはできません。

県下一介護保険料の高かった本町が再び値上げすることを、町民に説明することは容易ではありません。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。2番 阿部 司君。

○2番（阿部 司君） ただいま議題となっております議案第17号 小山町介護保険条例の一部を改正する条例について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

介護保険は高齢者人口の増加等により、全国的に厳しい財政運営となっています。本町における第6期介護保険事業計画においても、高齢化率は現在の25.2%から第6期の3か年計画の最終年度の平成29年度には26.0%となることが見込まれており、これに伴い、介護サービスの保険給付費も増加するものと考えます。

社会保障の1つである介護保険については、町内に地域密着型特別養護老人ホームをはじめ、第5期介護保険事業計画に基づき、介護老人保健施設の整備が進んでおり、町内の高齢者が安心して入所できる環境整備が行われているものと考えます。

高齢化の進展に伴い、町民が安心して介護サービスを利用できることは必要であります。介護保険特別会計の保険給付費は増加します。平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画では、3か年で必要な介護保険事業費は46億9,500万円余であるとの説明がありました。

国においても高齢化社会に対応するため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づき、介護保険の財政基盤の安定化も進められているところであります。

高齢化に伴う介護保険の財政の安定化の重要性を考慮すると、今回の介護保険料の改正に伴う介護保険条例の一部改正についてもやむを得ないものと判断し、賛成討論といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立多数です。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第18号 小山町道の駅「ふじおやま」地域振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第19号 小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第20号 小山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時59分 再開

○議長(鷹嶋邦彦君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算

日程第18 議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第19 議案第23号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第20 議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第21 議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第22 議案第26号 平成27年度小山町土地取得特別会計予算

日程第23 議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算

日程第24 議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第25 議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算

○議長(鷹嶋邦彦君) 次に、日程第17 議案第21号から日程第25 議案第29号までの平成27年度予算に係る議案9件を一括議題とします。

それでは、3月3日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 阿部 司君。

○総務建設委員長(阿部 司君) 3月3日、総務建設委員会に付託されました平成27年度予算について、委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

委員会では、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、予算5件の審査を行いました。

はじめに、議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算について報告します。

委員から、町民税個人現年課税分の収納率は昨年度と同じだが、過去数年と比較して上がっているのか。との質疑に。

平成22年度から平成25年度の各年度決算の収納率の平均が98.75%となり、98.8%を採用しました。との答弁がありました。

委員から、固定資産税が、町民税個人の収納率と同率の理由は。との質疑に。

一部高額な納税猶予があった平成25年度を除く3か年の平均は98.78%となり、収納率98.8%を

採用しました。との答弁がありました。

委員から、滞納繰越分について、町民税と固定資産税の滞納額と収納率をどの程度見込んでいるか。との質疑に。

町民税は、滞納繰越分を1,650万円程度、現年分を1,290万円程度、合計2,940万円程度を滞納繰越分として繰り越す予定です。収納率は、過去5年の平均27%前後を見込んでいます。固定資産税は、滞納繰越分を3,380万円程度、現年分を2,620万円程度、合計6,000万円程度の繰り越しを見込んでいます。収納率は、過去5か年の平均29%前後を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、未来拠点整備事業は、湯船原工業団地の排水関係との説明があつたが、どのような計画か。との質疑に。

主要な排水路である石沢排水路の整備を目的としています。対象区域は国道246号線から下流部分の須川まで、延長約80メートルです。との答弁がありました。

委員から、シティプロモーション自治体等連絡協議会負担金について、今後のシティプロモーションの方向性についてどのように取り組んでいくのか。との質疑に。

現在、観光的なプロモーションとして、親善大使に委嘱した大砂嵐金崇郎関とのかかわりによる町のPRや、現在制作中のプロモーションビデオを観光振興や企業誘致、定住促進に活用することとしています。今後の方向性として、これら取り組みを含め、本町のプロモーションに共通のコンセプトを設定し、統一感を持たせるために、現在、シティプロモーション基本指針の案を策定しています。この指針により小山町のブランドや認知度、イメージを向上させるプロモーションを継続的に推進したいと考えます。との答弁がありました。

委員から、富士山麓特用林産物開発業務について、昨年の成果と昨年より予算を減額した理由は。との質疑に。

取り組み内容は、NPO法人富士山東麓木の根会がサンショウ等の苗木の植栽や種をまき、その生育調査やなめこの菌床の生育状況を検証しています。平成27年度は、この活動を引き続き行い、静岡県の事業である「ふじのくに地域大学コンソーシアム」のゼミ学生地域貢献推進事業を活用して調査研究をしていきます。この事業の上乗せ分として50万円を計上しました。との答弁がありました。

委員から、町有林整備事業の整備内容は。また、国が実施する治山事業と関連があるのか。との質疑に。

小山町の町有林の北山施業団地について、平成27年度から平成30年度までの間、森林施業をするものです。内容は、間伐を63ヘクタール、作業道を6,000メートル設置して間伐を行い、森林内の光環境を改善し、下層植生を回復させ、災害に強い森林づくりを目指すものです。国の治山事業とは直接的には関係ありません。との答弁がありました。

委員から、公共道路整備事業費調査業務で、足柄サービスエリアのスマートインターに関する

予算はどの程度か。今後、スマートインターに関する道路設置費用はどの程度見込んでいるか。との質疑に。

事業費5,000万円をかけ、スマートインターチェンジの上下線ランプ等6路線の測量設計業務を計画しています。道路設置費用は、平成30年度までに上下線スマートインターチェンジ、アクセス道路等合わせ、町の支出分として、現在の試算で6億7,700万円を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、新東名関連道路及び新東名高速道路の建設について、現在遅れがなく計画どおりの進捗か。との質疑に。

新東名関連道路は、概ね計画どおり進捗していると認識しています。新東名高速道路の小山町域は用地買収等を進めており、2月現在、面積比で約49%の進捗率です。供用開始は、当初予定のとおり、平成32年度であると中日本高速道路株式会社に確認したところです。との答弁がありました。

委員から、豊門会館は、耐震化等を図って町民に開放し、小山町の観光資源として活用する考えは。との質疑に。

平成27年度の整備計画策定業務は、公園の遊休部分に庭園的要素を加え、公園全体の価値を高めることを目的とするものです。現在のところ、常時の一般開放を前提とする耐震改修を含めた計画的修繕については、具体的な予定はありません。との答弁がありました。

委員から、ふじのくに地域・大学コンソーシアム負担金の具体的な内容は。との質疑に。

県内の大学が加盟するコンソーシアムに、いろいろな事業を進めていくうえで、大学教授や研究室に調査・研究していただくなど、大学が持つノウハウを町政の参考とさせていただくため、平成27年度からコンソーシアムの会員となり、負担金を出すものです。との答弁がありました。

今まで申し上げたほか、山林農地への鳥獣被害への対応策、明神峠トイレの維持管理と常設トイレ、町営住宅の管理に関する質疑がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第21号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算について報告します。

委員から、下水道使用料滞納繰越金の滞納者の階層と対策は。との質疑に。

滞納者の階層は、生活困窮者や転出先による未納付、納付指導するも納付されない方となっています。未納付の方には、口座振替不能通知、督促状、催告書を送付するなど自主納付を促すとともに、滞納整理等により納付指導を行っています。今後は、財産の調査や差し押さえなどを検討し、収納率の向上に努めたいと考えます。との答弁がありました。

委員から、須走浄化センター長寿命化整備計画の全体的な計画期間や内容は。との質疑に。

施設の調査点検を含め平成24年度から平成28年度まで5年間で計画するもので、著しい劣化の見られる、健全度判定2以下となる機械設備9資産、電気設備28資産について順次更新を行うも

のです。平成27年度は、機械設備の汚泥脱水機、内胴スクリー、現場動力制御盤の部品交換等を実施します。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成27年度小山町土地取得特別会計予算、議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算の2議案は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算について報告します。

委員から、今後、取り替えが必要な配水管の延長距離とその工事費は。また、工事費の財源は。との質疑に。

平成25年度末の配水管の総延長は155.7キロメートルで、耐震性の必要がある管路は125.6キロメートルであると考えます。第5期拡張事業計画において、老朽管更新事業として工事延長14.2キロ、事業費5億4,000万円で更新する計画としています。工事の財源は、収益的収支で発生する純利益と、補助金等を有効に活用し、事業の推進に努めます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第29号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された平成27年度予算5件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、基盤整備事業北郷北部地区、町道路線の廃止2路線並びに変更2路線の確認のため、現地視察を実施しましたことについても報告をいたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、3月3日、文教厚生委員会に付託されました平成27年度予算について、委員会での審議の経過と結果について御報告いたします。

委員会は、先ほど報告いたしました議案の審査に引き続き、予算5件の審査を行いました。

はじめに、議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算について報告いたします。

委員から、認定こども園あしがら施設は、どの程度の規模のこども園か。園児の募集はいつか、開園時期はいつか。との質疑に。

施設の規模は、入園児定員を90人と計画しています。園児募集の時期については、具体的に聞いていません。開園時期は、平成28年4月1日を予定しています。との答弁がありました。

委員から、夢チャレンジ支援事業補助金の内容は。また、漢字検定や数学検定などの支援は。との質疑に。

要綱を定め、実用英語技能検定の5級以上を受ける3中学校の生徒が対象で、団体検定を受ける回を対象としています。将来的には漢字検定・数学検定等も対象にしたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、柔道の補助指導員について、地域にいる有段者に補助指導員としてお願いした年が1年目にあった。補助指導員の確保は。との質疑に。

現在、小山町の5名の体育科教員の中で4名が有段者であり、1名は例年講習を受けています。平成27年度には、新たに女性の柔道有段者である体育科の講師をお願いしています。現時点では充足していると考えています。との答弁がありました。

委員から、園庭芝生化モデル事業は、どこの園の芝生化を予定しているか。との質疑に。

きたごうこども園の園庭芝生化を予定しています。との答弁がありました。

委員から、健康福祉会館改修事業の終了時期と供用開始はいつになるのか。との質疑に。

平成27年度の単年度事業で平成28年3月末の終了を予定しています。工事中においても改修が終了した場所については、順次できる範囲で、貸し出しをしていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、消防施設費について、消防水利の整備計画はあるか。との質疑に。

消防水利の整備計画は、耐震性貯水槽の充足率100%を目指しており、1年に1基ずつ実施していく整備計画を組んでいます。との答弁がありました。

委員から、ほたるの里づくり事業費で、静岡県ほたるサミット交付金の内容は。との質疑に。

開催は、東部20市町の輪番制となり、平成27年度は小山町で開催することとなり、この事業に係る予算を計上したものです。平成27年6月21日、日曜日、湯船あじさいまつりに合わせ、総合文化会館と湯船の2会場で開催する予定です。との答弁がありました。

委員から、社会体育振興費のbjリーグ御殿場大会助成金は新規助成金だが、この大会の内容と経緯は。との質疑に。

主催は御殿場市バスケットボール協会、町内中学校及び小学生のミニバスケットボールクラブも当協会に在籍しており、熱心に活動していることから助成金を予算化したものです。との答弁がありました。

委員から、世界遺産関係標柱は、どこに、どのような標柱を立てるのか。との質疑に。

富士浅間神社社務所側の鳥居をくぐった左側に、大沢石で「国指定史跡 富士浅間神社」の標柱1基と、富士山世界文化遺産協議会がデザインした世界遺産記念銘1基を設置するものです。との答弁がありました。

委員から、きたごうこども園保健室改修は、できたばかりだが、理由は。との質疑に。

幼保連携型認定こども園には、国の指針において養護教諭を置くように努めることが示されています。1年間運営してきた中で、別に部屋を作り、併せて養護教諭を置く方針として計画し、旧幼稚園部分の部屋を保健室に改修できるように予算を計上いたしました。との答弁がありました。

委員から、子育て世帯臨時特例給付金の給付対象者の条件は。との質疑に。

対象者は、児童手当の受給者であって、所得制限額に満たない者が対象です。計上した人数は

2,850人としました。との答弁がありました。

委員から、認定こども園あしがらの施設は、行政として施設整備負担金を支出する中で、施設に対し行政指導ができるのか。との質疑に。

町がこの施設整備を行うという位置づけとなり、施設の整備主体が社会福祉法人となります。補助事業者は、小山町という位置づけになるので、町が主体性を持って実施することになります。園の運営に対しては行政指導の対象にはなりません、町と統一してやっていきたいと考えています。との答弁がありました。

今まで申し上げたもののほか、小学校施設整備費、中学校施設整備費、NPO支援センター業務、無線設備管理費、少年スポーツ活動助成金、小学校教育振興費、防犯推進費、自主防災事業費に関する質疑がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第21号は多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算について報告いたします。

委員から、疾病予防費で、脳ドック検診の受診者は何人か。との質疑に。

平成25年度は、実績57人です。平成26年度は、現在76人の方が受診しています。との答弁がありました。

委員から、平成27年度の税率改正により、静岡県に移行されるまでの持続が可能か。との質疑に。

今回の税率改正は、3年間の収支見込から算出しています。平成29年度は、医療・介護の分野で様々な制度改正が行われる過渡期であることから、その状況を注視しながら柔軟な対応をしたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、歳入の共同事業費交付金と歳出の共同事業拠出金の関係は。との質疑に。

保険財政安定化のため、市町が一旦拠出金を国保連合会に納め、その年の保険財政状況により多額の支出を要するような状況が出た場合、その市町に、リスク軽減等のために出した拠出金以上のものが交付金として交付されるものです。との答弁がありました。

委員から、短期証や資格証の発行件数は何件か。今回の値上げにより、発行が増える可能性の見通しは。との質疑に。

現在、短期証の発行は36世帯、70人。資格者証は25世帯、41人です。今後の納付については、納付相談を続け対応していきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第22号は多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計予算について報告いたします。

委員から、奨学金を受ける基準を見直す予定は。との質疑に。

貸付額の上限等を変えるような基準の見直しは考えていません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第23号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算について報告いたします。

委員から、居宅介護サービス給付費が前年度比で減額見通しになっている理由は。との質疑に。

実績に基づき推計したのですが、居宅系から施設系へと変化していると考えています。との答弁がありました。

委員から、施設介護サービス給付費が前年度比増となっているが、施設に入所者が増加する見込みで給付費が増加しているのか。との質疑に。

施設入所者が増加しており、新規の入所者の増加や、居宅から施設に移行したことが主な要因であると考えています。なお、この秋オープン予定の老健施設も見込んで推計しています。との答弁がありました。

委員から、今後の要支援1、2の受け入れについてどう考えているのか。との質疑に。

今回の制度改正で外されるサービスについて、小山町においては、その移行を平成29年4月とし、2年間の猶予をいただくことで了解を得ていますので、2年間は現状で対応し、その間に、その後の方向づけをしたいと考えています。圏域と一緒にしている御殿場市と同じ歩調で進めます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第27号は多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された平成27年度予算5件の審査の経過と結果について委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、森村橋の現地視察を実施したことについても報告いたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第17 議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

国内経済は一定程度回復基調にあるとはいっているものの、地方経済の回復は遅れ、一般庶民も徐々

に定期昇給などで賃上げはなされていますが、消費税増税や物価上昇に見合った実質収入の伸びは下回り、景気回復感の実感が持てない状況にあります。

そんな中での平成27年度小山町予算編成であるわけですが、歳入の根幹である町税収入が8,070万円減収、内訳の主なものでは町民税の個人分が2,900万円減収見込み、法人税減税の影響で法人収入も5,000万円減収と、苦しい予算立てとなっており、厳しい財政運営が予想されます。

こういう状況のもとでの予算編成ですが、幾つかの疑問点があります。

まず第1に挙げたい点は、今回の予算編成上、内陸のフロンティアを拓く取組等に係る大型開発に軸足を置いた予算であり、町民が日常生活の中で望む改善点が置き去りにされている点を指摘しないわけにはいきません。内陸のフロンティアを拓く取組に合わせ、新東名関連道路や足柄SA周辺開発に向けた道路整備には積極的な半面、町内の生活道路である町道の多くが改修時期を迎えており、至るところで穴だらけ、ひびだらけの状況です。担当課は、相談を持ちかければすぐに対応してくれ、大変努力はしてくれていますが、抜本的な町道の改修工事を長いスパンで実施していくべき時期に来ています。

その点では、本年度、区からの要望に応える道路維持補修事業費は昨年と同じ3,050万円ですし、町道整備事業の中の道路改修舗装事業費は、昨年の2,701万円から本年度はわずか600万円と大幅減額です。これでは町民が一番身近な町道の改修整備はできません。

私は、町の将来を見据えた場合、内陸のフロンティアを拓く取組等の大型開発を決して全面否定するものではありませんが、しかし、道路整備の例に限って見ても、ごく身近な生活道路の補修整備とのバランスをしっかりとるべきだと考えます。

2点目に、定住人口拡大策の問題です。町は南藤曲、奈良橋地区やわさび平に家、庭一体の住まいづくりをはじめ、定住促進事業費で総額2,199万2,000円の予算をつけました。また、ほかにも小山町不動産バンクを通して、空き家や空き地の有効活用に努めてはいます。

このような定住人口策は、町の今の小山町を考えた場合、大いに推進すべきとは思いますが、町内の移動では人口は増えません。他地域からこの小山町に住もうという方にとって、もっと魅力ある税の優遇措置とかサービスなどをセットしないと、簡単に移り住んではくれません。

移住を考えると、どうしても保育園、幼稚園や学校への通学、買い物へのアクセス、病院は近いかなどを考えます。そういう意味では、まだまだこれらの分野を相互に視野に入れた総合的な打開策には乏しいといわざるを得ません。人口が2万人を切り、長期的予測でも大変な落ち込みが見込まれる本町は、小山町はここまでやっているというインパクトある施策が待たれているのではないのでしょうか。

3点目ですが、地域公共交通ネットワークサービスに大きな問題がある点を挙げたいと思います。昨年10月から始まったコミュニティバス等無料調査運行バスは、町民に大変不評です。一般質問の答弁でもありましたが、引き続き小山町地域公共交通会議において協議してもらいながら検討するということですが、使い勝手の悪さに町民はこのまま我慢し続けなければなりません。

9月以降、どういう結論を出すのかわかりませんが、当初予算の中にはその方向性は全く見えません。公共交通を守るとは、福祉の一端を保障することにも通じるわけで、避けて通れない重要な課題なはずで。

その他にも幾つか問題点を挙げなくてはなりません。まず、国保税の大幅引き上げや介護保険料がまたまた上がる中で、一般会計からの支援が乏しい点は重要な問題です。また、今年も北郷、足柄放課後児童クラブ移転の具体的展望が予算案の上で示されなかった点も残念です。北郷の放課後児童クラブは、通所する児童が4月以降40人を超える見込みです。もうパンク状態です。対応策は待ったなしです。

ほかにも、元気な町小山を打ち出すために、祭りやイベントを次々に開きますが、打ち上げ花火のようで、そのときだけで終わってしまいます。町民が本当に願う、元気ある町小山は、日常生活の中で人が行き来し合い、活気ある町なのです。その意味では、商店街の疲弊化に抜本的にメスを入れる大胆な施策も、一刻も早く具体策として打ち出さなくてはなりません。

以上、何点か挙げさせていただきましたけれども、それぞれの理由をもって平成27年度小山町一般会計予算についての反対討論といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。5番 池谷 弘君。

○5番（池谷 弘君） 私は、議案第21号 平成27年度小山町一般会計予算に対し、賛成の立場で討論を行います。

はじめに、日本経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要による反動減による落ち込みから持ち直しつつありますが、個人消費の回復の鈍さが続いております。しかし、諸外国の景気に底打ちの兆しが見られ、アメリカでも堅調な景気回復も続くと予想され、今後、穏やかな回復軌道に復帰するものと見られております。また、国による緊急経済対策により、雇用、所得環境が改善し、更なる好循環が見込まれております。

しかし、小山町を取り巻く環境は厳しく、町税は昨年比2.1%減の37億9,669万円など厳しい状況であります。人口においても2万人を割り込み、直近の人口統計では1万9,500人となり、定住人口の増は町の重要な緊急課題でもあります。

そのような中になって、限られた財源を有効に活用し、町長の宣言である金太郎のような元気な町にするために、積極的な予算を組むという強い決意を持ち、総合計画の「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」の実現を目指し、各種施策が盛り込まれた予算であると考えます。

まず、総合計画基本目標、便利で快適な町については、環境分野と都市基盤分野の施策として、太陽光発電システム等省エネルギー機器設置補助事業の継続や、自然に恵まれた町の環境の保全及び創造について、環境基本計画に基づき、生き物情報の収集等の各種調査を、活力ある土地利用の推進を図る施策については、町の良い景観を保全するため、景観重点地区形成計画作成業務が予算に計上されております。

また、計画的で効率的な都市づくりを進めるため、都市計画基礎調査、建物用途現況図作成を進めるとともに、交通拠点施設の整備と活用を図るため、湯船原地区石沢排水路整備事業、足柄サービスエリアのスマートインターチェンジ測量設計業務、内陸のフロンティア推進区域調査など、今後の小山町に必要な積極的な予算と評価するものであります。

更に、高齢化が進む橋梁長寿命化修繕計画に基づく整備や、効率的な都市計画道路の整備を進めるために、都市計画道路大胡田用沢線の用地買収事業、小山地区でのコミュニティ交通運航調査をはじめ、地域公共交通ネットワークサービスの充実、定住人口の拡大を図るため、町外からの転入者の増加及び町外への流出を抑制する小山町定住促進事業助成は必要な施策であると考えます。

次に、総合計画の安全安心な町にかかわる健康分野、福祉分野、危機管理分野の施策につきましては、地域福祉計画に基づき、各機関と連携した社会福祉活動及び地域生活支援事業を推進し、福祉の充実を図るとともに、町民主体の健康づくりについては、予防接種や感染症予防対策、生活習慣病予防事業を推進し、保健予防活動の充実策が計上されております。

健康福祉会館のリニューアルでは、小山地区の人達の交流拠点となることが期待できますし、県内順位で低迷しているお達者度の向上に向けた取り組みも評価できると思います。

また、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長するために、妊婦健診、不妊治療費への助成、ゼロ歳から中学3年生までのこども医療費の完全無料化の継続等、町民の健康づくりを重点事業とした予算であると考えます。

子育て支援と併せて定住人口の増加を図るため、第2子以降の出産に対しての出産祝金の給付についても継続するなど、子育て支援についても計上されております。

防災面では、災害に強いまちづくりを目指すための自主防災組織への支援充実や広域連携による消防体制の充実については、デジタル消防受令機整備、今後、必要とされる治山工事や森林整備等の対応策につきましては、地域住民をはじめ、関係者とともに小山町山地強靱化総合対策協議会の継続など、災害に強い森づくりを目指しているものと考えます。

次に、基本目標のいきいきとした町にかかわる教育分野、文化分野、産業分野の施策につきましては、授業力の向上や就学、生徒指導の充実を図るために、授業アドバイザーと指導主事の配置、適切な教育指導を行うために特別支援員の配置や図書室支援員の配置を継続しております。

また、日本古来の伝統文化である書道の授業、小学校低学年での継続や、今後更に必要となる英語教育充実のため、英語検定試験の支援について計上されております。

次に、活力ある工業の振興のために、雇用の機会を広げ、地域経済力を高めるための企業誘致への積極的な取り組み、地域産業の高度化、活性化及び雇用の創出を図るため、町内で地域産業立地事業を行う者に対する補助金の交付、また、生産性が高く、効率的な農業を推進するための中山間地域総合整備事業と経営体育成基盤整備事業等の予算が計上されております。

観光交流施策では、世界文化遺産登録を受け、富士山須走口五合目の利便性を高め、多くの人

に富士山に来ていただけるように、須走口五合目、再整備基本設計策定など、観光開発と環境保全を考えた事業が計上されております。

次に、基本目標の計画の推進のためににかかわる広域行政分野、行財政運営分野、協働分野の施策についてであります。広域的な行政課題に対する公共サービスの充実を図るため、富士山ネットワーク会議などにおける研究活動、行政運営としては総合相談窓口と住宅建築相談窓口を設けてワンストップ化を図るなど、町民の利便性向上、また、町民との協働・共生のまちづくりを推進するためにNPO支援室を活用し、市民活動団体に対する情報提供、団体育成、組織の支援等を充実させ、町民との協働による町内各地区の将来像を描いた計画の推進など、平成27年度小山町一般会計予算は、総合計画の4つの基本目標に沿った予算であると考えております。

以上、小山町民が住みやすく、まちづくりのために、また、これからの元気な夢のある小山町を作るために、町の活性化と町民の福祉の向上に努めている予算であると確信して、本予算に対する賛成討論といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立多数です。したがって、議案第21号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算について、反対討論をいたします。

条例改正案の反対討論でも述べましたので、なるべく簡潔にしたいと思いますが、本予算案に示される驚くほどの高額な値上げについて、平成29年度までの収支見込み額を算出して設定したとしています。要するに、県への広域移管までの期間を見込んでの大幅値上げだというわけです。

条例改正案の反対討論でも述べたとおり、モデルケースで年1万8,600円の値上げ、税額の平均上昇率では21%という驚きの大幅値上げです。モデルケースでの年間保険税は12万4,100円となり、

近隣市町の平均並みとは言うものの、値上げ幅の急上昇は国保加入者の生活実態を大きく脅かす高負担を強いるものです。

一方、今回の大幅な税額上昇の緩和措置として、一般会計から3,000万円の法定外繰り入れを行い、精一杯の金額であるという説明もしていましたが、近隣市町の法定外繰入額と比較してもはるかに少ない額です。もし、この値上げ案を実施すると、高額な国保税を支払えない、滞納する方が続出する危険性があります。その結果、財産差し押さえなどが行われたなら、命より金がまかり通ってしまうことになります。

国民皆保険というのであるなら、払える保険税で安心して使える国民健康保険であるべきだと考えます。

以上、私の考えを申し述べて、反対討論といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。4番 桜井光一君。

○4番（桜井光一君） ただいま議題となっております議案第22号 平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険は高齢者人口の増加や医療の高度化等により、保険給付費が増加し、財政運営が極めて厳しい状況にあります。加入者の年齢構成が高く、医療の受診率は高い中であって、所得については年金生活者が多いなど、給付と負担に不均衡が生じているのが現状であります。

国においては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づき、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化や負担の公平化、医療費適正化等を進めており、国民健康保険においては平成30年度から都道府県が財務運営を担うこととされております。

このような中で、国民健康保険の財政運営も厳しくなり、これまで毎年の決算報告において単年度収支の赤字分については国民健康保険給付等基金を取り崩して対応してきたことや、その基金の残高が残わずであること等の報告を受けてきたところであります。

一方、町の平成25年度の国民健康保険税現年度分の収納率は95.28%で、特定健康診査の受診率は51.4%と、ともに県下で2位という高い水準を保ち、医療費の適正化を図り、運営してきております。これらは被保険者である町民の健康に対する意識の高さや老人クラブや婦人会等の各種団体による運動習慣や食生活の改善等の取り組みが国民健康保険の運営を助けてきたものであると高く評価するものであります。

しかしながら、国民健康保険財政の運営は医療費のほか、後期高齢者制度への支援金や介護保険への納付金により、大変厳しいものであります。歳入については財政安定化を図るため、やむを得ず税率を改正し、保険税収入の増額を図るとともに、給付と負担の均衡を保ちつつ、一般会計からの法定外繰り入れを行うなど、国民健康保険税額の上昇緩和にも配慮されております。

次に、保険財政共同安定化事業として4億5,000万円余が計上され、高額医療費の発生リスクの分散と市町保険者間の保険税の平準化等を図るため、全てのレセプトにまで対象を拡大するなど、

平成30年度の静岡県への移管に向けて、静岡県内での財政安定を図るための予算編成であり、歳出の8款保健事業費におきましても、特定健康診査や各種保健事業を実施し、医療の適正化を積極的に推進していく予算編成としております。

また、国民健康保険法に基づき、公益代表、保険医、薬剤師代表、被保険者代表で組織する国民健康保険運営協議会に諮問し、協議会において保険給付の動向、国民健康保険の都道府県化など、様々な観点から慎重な審議を行い、その答申に応えた予算編成とのことであります。

国民健康保険制度は皆保険制度創設時以来の過渡期を迎えており、今後も厳しい財政運営が続くものと想定されますが、財政の安定化及び医療費適正化に取り組んでいる平成27年度小山町国民健康保険特別会計予算を評価し、賛成討論といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立多数です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、報告をいたします。池谷 弘君は、広域行政組合の監査の関係で午後の会議を欠席しておりますので、報告をいたします。

日程第19 議案第23号 平成27年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第24号 平成27年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第25号 平成27年度小山町下水道事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第26号 平成27年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。1番 高畑博行君。

○1番（高畑博行君） 議案第27号 平成27年度小山町介護保険特別会計予算について、反対討論をいたします。

条例改正案の反対討論でも述べましたので、なるべく重複しないようにしますが、本予算案では月額200円、年2,400円、率にして3.8%の増となります。値上げの根拠の資料として、高齢化人口等の推移を示してありますが、本町の第1号被保険者数は平成27年度から3年間で80人程度の増加ですし、要介護認定者は109人増の見込みです。しかし、この予測数は驚くほどの増加数ではありません。また、団塊世代の高齢者が全て第1号被保険者となり、地域支援事業をはじめとする様々な対応を迫られるとありますが、介護予防事業等の移行が小山町の場合、猶予期間の最終年度である平成29年4月まで引き延ばすということです。第1号被保険者の保険料推計で、月額5,464円とはじき出し、この推計から200円アップの5,500円としたのでしょうか、県下一高かった本町は、たとえ200円であっても、これ以上高負担を強いる値上げは避けるべきだと考えます。

国の介護保険制度改悪の波から住民を守り、自治体の果たす役割から考えると、一般会計繰り入れも当然視野に入れてもいいのではないかと考えます。

3年前に続き、今回は小幅ながら、またまた値上げすることについては、通り一遍ではなく、本当に丁寧な説明がどこまでできるのか、その説明責任は大きいと言わざるを得ません。単なる行政の通達にとどまることがないように期待するものです。その点を申し述べて反対討論といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。2番 阿部 司君。

○2番（阿部 司君） ただいま議題となっております議案第27号 平成27年度小山町介護保険特

別会計予算について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

介護保険は、高齢者人口の増加等により、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画では、3年間で必要な介護保険給付費は46億9,500万円余であるとの説明がありました。現在、第5期介護保険事業計画に基づき、介護老人保健施設の整備が進んでおり、町内の高齢者が安心して入所できる施設整備が行われていますが、施設サービスの利用者の増加にともない、介護保険特別会計の保険給付金は増加します。

国におきましても、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づき、介護や医療保険制度の財政基盤の安定化や負担の公平化、介護給付費の適正化等を進めているところであり、介護保険制度の維持は必要不可欠であります。

町におきましても、お達者度向上プログラムをはじめ、介護予防事業についてはより拡充していく計画であると説明がありました。介護予防事業については、高齢者に対する意識啓発だけでなく、住民の様々な世代や枠組みの中で食習慣や運動習慣の改善に取り組み、地域の活力を生かした介護保険事業の展開を視野に入れた地域包括ケアシステムに対する取り組みについても高く評価するものであります。

また、被保険者代表をはじめ、保険医、薬剤師代表、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、区長会、婦人会と各種団体の代表で組織する介護保険等総合会議において慎重に審議した第6期介護保険事業計画に基づき編成された介護保険特別会計の予算編成であります。

持続可能な社会保障制度の確立は必要不可欠なことであり、国としても積極的に推進しており、高齢化の進展の中で今後も厳しい財政運営が続きますが、積極的な介護予防事業に取り組む平成27年度介護保険事業計画であると評価し、賛成討論といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立多数です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第28号 平成27年度小山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第29号 平成27年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 小山町議会災害復旧対策特別委員会の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第26 小山町議会災害復旧対策特別委員会の報告についてを議題とします。

それでは、小山町議会災害復旧対策特別委員会委員長から報告を求めます。委員長 阿部 司君。

○小山町議会災害復旧対策特別委員会委員長（阿部 司君） ただいま議題となりました小山町議会災害復旧対策特別委員会の審議と、その結果について御報告申し上げます。

お手元の報告書に基づいて御報告をいたします。

まず、審議の経過を申し上げます。

本特別委員会は、平成22年9月に発生した台風災害を受け、前任期に設置された特別委員会を受け継ぐ形で平成23年6月2日に小山町議会災害復旧対策特別委員会を設置しました。

その後、6月15日に第1回の特別委員会を開催し、災害復旧状況の確認を行いました。

以降、報告書に記載したとおり、5回の現地視察や平成23年以降に発生した地震や台風による被害や復旧状況についても調査を重ねてまいりました。

そうした中、町民の生活に直接かかわる農地や河川などの早期復旧と、崩壊してしまった山地の治山について当局へ意見を申し上げてきました。

そのような経緯の中、町・県・国等の大変な尽力の結果、現在の復旧状況を迎えられたことに関して、改めて関係各位に経緯と感謝を申し上げるところであります。

しかし、これら委員会の活動の中で、町の特に一度被災してしまった山地山林は非常にもろく、崩壊を繰り返しており、そのための対応を調査する必要性を感じるころでした。そのため委員会では、山地山林に関する勉強会や研修会を実施し、調査研究を重ねる中で、スコリア土壌を治めることの難しさや間伐の重要性などを改めて理解するころでありました。

こうした中、平成27年1月には駿河小山幼稚園付近の鮎沢川沿いに局地激甚災害復旧記念碑が建立され、平成22年災害については1つの区切りがついたと考えます。しかし、小山町を取り巻く近隣の山々には、まだまだ災害のつめ跡は残されており、先ほども申し上げた治山の分野での取り組みは、今後も引き続き重要な課題です。

現在、町が取り組んでいる山地強靱化対策事業の更なる推進と、平成27年度以降に予定されている国の直轄治山工事にも期待するころであります。

結びに、最終報告に当たり、町が今後も町民の生命と財産を守るため、山地強靱化などの災害対策に継続して努めることを切に期待するとともに、今後も災害発生時における町民の更なる自助・共助を願うころであります。

議会としては、いつ発生するかわからない様々な災害に対して、日頃から町に提言できるよう研さんを続けるとともに、災害対策に対して町と最大減に協力することで、「災害に強いまち おやま」の実現に向け、今後も取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑がなければ質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり、小山町議会災害復旧対策特別委員会を終了することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員長報告のとおり、小山町議会災害復旧対策特別委員会は終了することに決定しました。

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第27 「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の報告についてを議題とします。

それでは、「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会委員長から報告を求めます。委員長 米山千晴君。

○「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会委員長（米山千晴君） ただいま議題となりました小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の審議と、その結果について御報告申し上げます。

お手元の報告書に基づいて御報告いたします。

なお、審議の経過と内容については、報告書に記載したとおりでございますので、御一読願いたいと思います。

「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」は、東日本大震災の発生や南海トラフ巨大地震が危惧されていることによる減災対策や、新東名高速道路の開通により、内陸・高台部である小山町のイノベーションが可能になることが想定されるなど、小山町にとって壮大な事業であります。しかるに、町民からの注目度も高いんですが、その反面、事業規模や内容は多大で多種多様にわたり、議会や町民にとっても内容や進捗状況などが伝わりにくい側面を持ち合わせています。それらを解消していくためにも、本特別委員会の位置づけは重要であります。

現在、我々が把握している事業内容については、項目3として資料を添付させていただいております。今後も事業内容を十分に把握し、議会としてのチェック機能を発揮するとともに、議員として町民への説明責任を果たすためにも調査研究が必要であると考えます。

結びに、最終報告に当たり、現在の世界を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しており、この「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」への対応も日々変化が発生していくものと思われます。また、日本国内においては、景気回復の兆しが見えているとはいえ、我々、地方の自治体への波及効果はまだまだ薄い状況でございます。今後、工業団地の造成などに関して、国、県、民間事業者の力をお借りするにせよ、小山町の厳しい財政状況の中において、相当な事業費を費やしていくことが想定されます。町においても、未来の小山町への礎を確かなものにしていくためにも、柔軟な発想と積極的な行動により具体的に取り組むことを切に願うところでございます。

併せて、その事業の内容や進捗状況について、我々議会のみならず、町民に対しても十分な情報の開示を今後も期待します。

最後に、本特別委員会は、この最終報告をもって現在の委員構成での活動を終了いたしますが、「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」は今後ますます具現化されていくことが想定されます。よって、統一地方選挙後の議会においても、同様な特別委員会を新たに設置することを希望し、委員長報告といたします。

○議長（鷹嶋邦彦君） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対し質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑がなければ質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり、「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会を終了することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員長報告のとおり、「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会は終了することに決定しました。

日程第28

小山町議会改革調査特別委員会の報告について

○議長（鷹嶋邦彦君） 日程第28 小山町議会改革調査特別委員会の報告についてを議題とします。

それでは、小山町議会改革調査特別委員会委員長から報告を求めます。委員長 梶 繁美君。

○小山町議会改革調査特別委員会委員長（梶 繁美君） ただいま議題となりました小山町議会改革調査特別委員会の審議と、その結果について御報告申し上げます。

お手元の報告書に基づいて御報告いたします。

なお、審議の経過と内容につきましては、お手元の報告書を御一読願えればと思います。

本特別委員会では、審議を進めるに当たり、はじめに、我々小山町議会ができることから始めてみようという身近な改革から取り組みを始めました。これは、住民の皆様から負託を受けた我々議員が、実のある改革を実行することが最も議会改革につながる道と考えたからであります。その意味では、一般質問における一問一答方式の導入、議会全員協議会を法的に位置づけ、更に傍聴を可能にしたこと、委員会の傍聴規程の制定など、まさに住民の身近な改革に一定の成果が得られたのではないかと考えております。

また、本特別委員会での最終目標であった議会基本条例の制定については、全議員による先進事例の視察や会派等による研修などを通じて、様々議論を重ね、案として取りまとめるところまでの成果を得られました。

しかし、議会の憲法である議会基本条例の制定は、執行機関である町との密接な協力の関係で築かれるものであり、町の憲法である（仮称）自治基本条例の制定を目指している町との調整は非常に重要なものであると考えております。

よって、本特別委員会では、最終的に（仮称）自治基本条例の骨子が固まらない段階での議会基本条例の制定は時期尚早であると判断いたしました。

しかし、これまで議論を重ねてきた議会基本条例（案）は、今後、議員の構成が変われども、その目指すべき精神や方向性が大きく変わるものではないと考えられます。この先、制定に向けての作業が進捗するであろう（仮称）自治基本条例と歩調を合わせる形で、今回作成した議会基本条例（案）が受け継がれ、町全体及び議会全体の共通認識として議会基本条例が制定されることを強く望むところであります。

結びに、最終報告に当たり、議会改革とは終わることのない取り組みであると考えます。議会

基本条例の制定はもとより、議会報告会や政務活動費を取り巻く状況など、議会及び議員が、日々研さんや努力を続けていかななくてはならないものと考えるところであります。

今後も、議会本来の役割である政策形成や執行機関の監視といった機能の強化とともに、住民に親しまれ、信頼される議会の実現に向け、議員構成が変われども、本委員会と同様な委員会を設け、議会が一丸となって改革に取り組むことを希望し、委員長報告とします。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑がなければ質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり、小山町議会改革調査特別委員会を終了することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 御異議なしと認めます。したがって、本件は委員長報告のとおり、小山町議会改革調査特別委員会は終了することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後 1 時34分 休憩

午後 1 時59分 再開

○議長（鷹嶋邦彦君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。ただいま教育長と企画総務部長は退席をしておりますので、報告をします。

お諮りします。ただいま町長から同意第 1 号 小山町副町長の選任について、同意第 2 号 小山町教育委員会教育長の任命について、同意第 3 号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第31号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第 9 号）、議案第32号 小山町部設置条例の一部を改正する条例について、議案第33号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての 6 件と、また、議会から発議第 1 号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第 2 号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則についての 2 件、合計 8 件の追加議案が提出されました。

発議 2 件は所定の賛成者がありますので成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の同意第 1 号から第 3 号、議案第31号から議案第33号の 6 議案、並びに議会提出の発議第 1 号及び発議第 2 号の 2 件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願いいたします。

追加日程第 1

町長提案説明

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第 1 町長提案説明を議題とします。

町長から、同意第 1 号から同意第 3 号、議案第31号から議案第33号の 6 議案について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 追加提案いたしましたのは、人事案件 3 件、平成26年度補正予算 1 件、条例の改正 2 件の、計 6 件であります。

はじめに、同意第 1 号 小山町副町長の選任についてであります。

本案は、副町長であります柳井弘之さんから一身上の都合により本年度末の 3 月31日をもって退職したい旨の申し出があったため、新たに副町長の選任をたく、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 2 号 小山町教育委員会教育長の任命についてであります。

本案は、新教育長制度が導入されたことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 3 号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本案は、委員である矢後良隆さんが去る 2 月 8 日に御逝去され欠員が生じたため、後任の委員を選任たく、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第31号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第 9 号）についてであります。

本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ5,306万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を91億9,145万5,000円とするとともに、繰越明許費の補正をするものであります。

次に、議案第32号 小山町部設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成27年 4 月 1 日からの組織・機構の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国民健康保険法の改正に基づき、小山町国民健康保険条例第 6 条第 1 項で参照しております国民健康保険法第72条の 4 に規定される特定健康診査等に要する費用の負担が、法第72条の 5 に繰り下げとなることから、条例の一部を改正するものであります。

なお、本改正条例の施行日は、平成27年 4 月 1 日となります。

追加提案いたしました人事案件につきましては、後ほど私から説明をし、議案第31号、議案第32号につきましては、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第 2 同意第 1 号 小山町副町長の選任について

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第 2 同意第 1 号 小山町副町長の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 同意第1号 小山町副町長の選任についてであります。

はじめに、特命担当副町長であります柳井弘之さんから一身上の都合により、本年度末の3月31日をもって退職したい旨の申し出がありましたので、これを承認いたしました。

柳井副町長には、平成25年4月から2年間にわたり、厳しい財政状況の中、行財政改革審議会の担当として、また、静岡県版内陸のフロンティアを拓く取組において、三来拠点整備事業の推進に対して、堅実かつ誠実に町制発展のために御尽力いただきました。まことにありがとうございました。

そこで、柳井副町長の職務を引き継ぐ特命担当副町長に、小山町竹之下1354番地の9にお住まいの室伏博行氏の選任を御提案いたします。

室伏氏は、現在、小山町企画総務部長を務めておりますが、本年3月31日をもって定年退職いたします。室伏氏は昭和54年に小山町に奉職し、小山町教育委員会管理課を皮切りに、企画調整課企画係主任、土木課管理係長、北郷支所主任、議会事務局議事係長、総務課行政係長などに従事し、経済建設部農林課長、住民福祉部生活環境課長、企画総務部企画調整課長、企画総務部政策秘書課長の要職を歴任の後、平成27年3月に企画総務部長を最後に定年退職いたします。

現在、小山町は厳しい財政状況の中ではありますが、既に動き始めております新東名高速道路整備に伴う小山パーキングエリア周辺地域の開発、内陸のフロンティアを拓く取組における湯船原地区の開発、足柄サービスエリア周辺地区の開発などの大型プロジェクトを積極的に推進することにより、企業誘致及び定住促進を図り、人口減少を最小限化する必要がございます。

室伏氏は、平成25年度から企画総務部長を務め、担当部長として行財政改革審議会や未来拠点整備事業に対しリーダーシップを発揮し、事業の中身を誰よりも熟知しております。また、人格高潔で豊富な行政経験を持ち、多くの人脈を有しております。

まさにこれから、小山町が取り組むべき、地域資源を生かした夢のある希望と活力にあふれる金太郎のような元気なまちづくりを進める上で、特命担当副町長として最もふさわしい人材であると確信をいたしております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鷹嶋邦彦君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決する

ことに決定しました。

これから採決します。同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立多数です。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第3 同意第2号 小山町教育委員会教育長の任命について

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第3 同意第2号 小山町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第2号 小山町教育委員会教育長の任命についてであります。

先ほど議決をいただきました議案第10号 小山町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についての中でも御説明いたしましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、平成27年4月1日から教育長が教育委員会の代表者となる新教育長制度が導入をされました。

そのことに伴い、天野教育長から平成27年3月31日をもって辞職したい旨の申し出がありました。

このたびの辞職については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定による教育委員会の同意を得ております。

天野さんの辞職は、新教育長制度への移行のための辞職であること、更に天野さんは人格高潔で、教育行政に関し高い識見を有しておられ、教育長に適任の方でありますので、新教育長制度下の教育長として任命いたしたく、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は平成30年3月31日までの3年となります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

ここで、教育長と企画総務部長の入場を許可します。

(教育長、企画総務部長 入場)

追加日程第4 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第4 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では固定資産の課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置いたしております。

この委員のうち、矢後良隆さんが去る2月8日に突然御逝去され、欠員が生じました。突然の御逝去に心から御冥福をお祈り申し上げるところであります。

故矢後良隆さんには、平成24年10月から固定資産評価審査委員をお務めいただいておりますが、その後任として、藤曲300番地の1にお住まいの藤曲弘幸さんを選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

藤曲弘幸さんは、民間会社を退職され、現在は農業に従事されております。地域の信望も厚く、人格、識見ともに優れた方であり、委員として適任者であると考えております。

なお、任期は地方税法第423条第6項の規定により、前任者の残任期間の平成27年9月30日までであります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長(鷹嶋邦彦君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鷹嶋邦彦君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。同意第3号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第5 議案第31号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第9号）

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第5 議案第31号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第31号 平成26年度小山町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回の補正は、国の補正に伴うもの、また、第8号補正の提出後、急遽必要が生じたものの補正となっております。

それでは、最初に4ページの繰越明許費の補正であります。追加の5事業と変更の1事業であります。

まず、総務費、企画渉外費の湯船原地区工業立地詳細調査は、静岡県企業局と締結した小山湯船原工業団地の開発に関する協定に基づき実施いたします開発区域の詳細調査事業について、事業実施者であります静岡県企業局から、年度内の事業完了が見込めないため、繰り越し措置を行う申し出がありましたので、その負担金及び事務費について繰り越しをするものであります。

次に、同じく足柄サービスエリア周辺地区自然環境調査業務は、足柄サービスエリアでのスマートインターチェンジ建設事業において、関係機関との調整の結果、早急に動植物の生態系を把握する調査に着手する必要があることから、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、同じく地域消費喚起・生活支援型事業から地方創生先行型事業までの3事業につきましては、2月3日に成立しました国の補正予算に伴うもので、地域住民生活等緊急支援やまち・ひと・しごと創生に向けた総合戦略の先行的実施のための交付金の限度額が提示されたことから、プレミアム商品券の発行と地域版総合戦略を策定し、先行的に事業を実施するもので、平成27年度にわたっての事業となるため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、変更の土木費、道路橋梁費の町道整備事業は、御殿場プレミアムアウトレットの三菱地所・サイモン株式会社様から寄附をいただき、町道2385号線舗装補修工事をするもので、年度内の完成が見込めないため、繰り越しをするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお開きください。15款2項1目総務費国庫補助金を3,574万1,000円増額しますのは、国の補正予算による地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の限度額の決定に合わせて増額するものであります。

次に、18款1項6目土木費寄附金を1,732万4,000円増額しますのは、町道整備のため、御殿場

プレミアムアウトレットの三菱地所・サイモン株式会社様から御寄附をいただくものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

次ページをお開きください。はじめに、2款7項1目企画渉外総務費のうち、説明欄（5）企業立地振興費を660万円増額しますのは、足柄サービスエリアへのスマートインターチェンジ建設事業に伴う動植物の生態系を把握する調査費であります。

次に、同じく4目地方創生緊急支援交付金事業費のうち、説明欄（2）地域消費喚起・生活支援型事業費を1,460万5,000円計上しますのは、プレミアム商品券発行事業補助金1,360万円と、今回の地方創生緊急支援交付金事業において、事業の効果を検証することを求められており、生産波及効果を知るために産業連関表を作成する100万5,000円であります。

次に、8ページにかけまして同じく説明欄（3）地域版総合戦略策定事業費を1,000万円計上しますのは、地方人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめる総合戦略の策定に対する支援委託870万円が主なものであります。

次に、同じく説明欄（4）地方創生先行型事業費を1,113万6,000円計上しますのは、外出が困難な高齢者や障害をお持ちの方を対象に、出張理美容が安全にできる人材を育成する研修、お年寄りのおしゃれ講座等の福祉理美容活用地域活性化業務486万円と空き家や空き店舗、宅地等の情報を収集し、ホームページやパンフレットの作成、PRを行う定住・移住促進業務627万6,000円であります。

次に、7款2項3目町道整備事業費のうち、説明欄（2）町道整備事業費を1,732万4,000円増額しますのは、御殿場プレミアムアウトレットの三菱地所・サイモン株式会社様からの御寄附を活用し、桑木地内の町道2385号線舗装補修工事を実施するものであります。

最後に、9ページの12款1項1目予備費を660万円減額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（池谷洋子君） 私は、平成26年度小山町一般会計補正予算（第9号）、7ページ2款7項4目の地方創生緊急支援交付金事業費の説明欄19プレミアム商品券発行事業費補助金について3点質問をさせていただきます。

1点目は、小山町発行のプレミアム商品券は、毎年額面500円で大変使い勝手の良い商品券だと考えます。子どもからお年寄りまで安心して使えと、大変に好評です。ほとんどの自治体が額面1,000円で発行するとしていますが、500円で発行する根拠についてお聞かせください。

2点目は、今回実施する経済効果について、町の考えをお聞かせください。

3点目は、今回取り扱いの店舗、事業所など、大小という規模ではなく、多くの店舗、事業所に参加してほしいと考えますが、町の計画をお聞かせください。

併せてプレミアム商品券という普通のネーミングではなく、住民が思わず笑みがこぼれ、購入意欲がわくような魅力的なネーミングの商品券、例えば「金太郎はっけよい商品券」、「金太郎ごつつあん商品券」、「小山もりもり商品券」など、楽しいネーミングをつけたらいかがでしょうか、どうでしょうか。

以上、3点の質問です。

○議長（鷹嶋邦彦君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（山本智春君） 補正予算7ページ2款7項4目説明欄（2）地域消費喚起・生活支援型事業費の19節のプレミアム商品券発行事業の補助金についてであります。

はじめに、プレミアム商品券の額面500円にした根拠ということについてであります。プレミアム商品券の発行事業につきましては、これまでも小山町商工会が行っており、ここ数年のプレミアム商品券を見ますと、議員御案内のとおり、いずれも1枚500円の券を発行しております。これには、プレミアム商品券での買い物をする場合につきましてはおつりが出ないということで、1,000円以下の少額の商品の購入にも対応できるなど、利用者の利便性を考えてのものであり、今回も1枚500円の券で発行を計画しております。

次に、実施による経済効果についての町の考えについてであります。これまでも10%または20%のプレミアムをつけた商品券の発行、販売する中では、プレミアム部分にお得感があるため人気が高く、多くの方に購入していただき、その99%以上が利用されていると伺っております。経済効果につきましては、商品の利用先が町内の登録事業者に限定されていることから、町内、地域での消費喚起につながっているものと考えており、また、利用できる期限も限られていることから、期限内の一定の消費を押し上げているものと考えております。

今回の事業は、国の地方創生の補助金を活用して20%のプレミアム付の商品券を発行する事業となっておりますので、大きな経済効果があるものと考えております。

次に、事業所の規模の大小でなく、多くの事業所が参加できるようにしてほしいということについてであります。プレミアム商品券を取り扱う事業所については、小売業、飲食業、サービス業、またゴルフ場等観光施設、建設業など、業種を問わず広く商品券を利用できる事業所を募集する計画となっております。

また、商品券を利用できる事業所の募集につきましては、第1期登録申請受付を4月1日から4月24日までを計画しております。その後も随時登録申請を受け付けていく計画であります。登録された事業所については、商店名や取扱品目などをチラシにまとめ、7月1日から予定しておりますプレミアム商品券の販売と一緒に配布する予定となっております。

また、プレミアム商品券のネーミングというお話がありました。これまで商工会でやっている中では、「おやま元気プレミアム商品券」というネーミングをつけて事業を実施しております。今回の事業につきましては現段階でネーミングは決まっておりません。今回、プレミアム商品券のネーミングにつきましては、今後、商工会と十分に検討をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 再質問はありますか。

○8番（池谷洋子君） 質問は終わりますが、町内商店、事業所の活性化に向け、頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（鷹嶋邦彦君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第6 議案第32号 小山町部設置条例の一部を改正する条例について

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第6 議案第32号 小山町部設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 室伏博行君。

○企画総務部長（室伏博行君） 議案第32号 小山町部設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本町では、平成17年度から部制を導入し、本条例により各部の事務分掌を定めておりますが、平成27年4月1日からの組織・機構の見直しに伴い、これまで住民福祉部が所掌しておりました交通安全に関する事務を企画総務部の所掌とするため、一部改正を行うものであります。

なお、この交通安全に関する事務は、総務課が所掌することとなります。

以上であります。

○議長（鷹嶋邦彦君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第7 議案第33号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第7 議案第33号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鷹嶋邦彦君) 起立全員です。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第8 発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(鷹嶋邦彦君) 追加日程第8 発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。6番 梶 繁美君。

○6番(梶 繁美君) ただいま議題となりました発議第1号 小山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案しております条例は、来たる4月1日から教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたことに伴い、小山町議会委員会条例を改正するものです。

その内容は、委員会への出席説明の要求者を「教育委員会の委員長」から「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。

提出者 梶 繁美

賛成者 桜井光一、阿部 司、渡辺悦郎、真田 勝、米山千晴

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

梶 繁美君提出の発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

追加日程第9 発議第2号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（鷹嶋邦彦君） 追加日程第9 発議第2号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。6番 梶 繁美君。

○6番（梶 繁美君） ただいま議題となりました発議第2号 小山町議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案しております規則は、先ほどの条例と同様に、来たる4月1日から教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されましたことから、小山町議会会議規則を改正するものでございます。

内容を申し上げます。反問権の対象者を「町長等執行機関の長及び教育長」を「町長並びに執行機関の長及び代表者」に改めるものでございます。

提出者 梶 繁美

賛成者 桜井光一、阿部 司、渡辺悦郎、真田 勝、米山千晴

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鷹嶋邦彦君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

梶 繁美君提出の発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鷹嶋邦彦君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、3月末日をもちまして退任されます柳井副町長がおられますので、退任に当たり、ここでごあいさつをいただきたいと思います。副町長 柳井弘之君。

○副町長（柳井弘之君） まずはじめに、この議場におきまして、私の退任のあいさつの機会を与えていただきましたことにつきまして、鷹嶋議長様をはじめ、議員の皆様方に心から感謝を申し上げます。

私が副町長に御信任をいただきましてから早2年の歳月が流れたわけでございます。議員の皆様には叱咤激励と温かい御指導を賜りまして、微力ながらもまちづくりなどに参画をさせていただき、今日を迎えることができましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

私が特に印象に残っておりますのは、地域のことを本当に真剣に考え、情熱を持って取り組んでおられる多くの町民の方々がいらっしゃいます。こういった町民の方々と議会、行政の三者が緊張感を持って、そして一体となりまして、素晴らしいまちづくりに取り組んでいるということでございます。

内陸のフロンティアを拓く取組、三来拠点事業などの各種事業が着々と推進されまして、金太郎のような元気な町が形成されますことを切に願っております。

今後は、私事ながら、小山町の一腕といたしまして金太郎生誕の地小山町のアピールに努めさせていただければと思っております。

結びになりますが、重ねて感謝を申し上げますとともに、小山町議会の限りない発展と、議員の皆様方の御活躍を心から御祈念申し上げまして、意は尽くせませんが、退任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（鷹嶋邦彦君） 大変御苦労さまでした。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了いたしました。

これで会議を閉じ、平成27年第1回小山町議会3月定例会を閉会といたします。

午後2時50分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鷹 嶋 邦 彦

署 名 議 員 梶 繁 美

署 名 議 員 込 山 恒 広